

第54回人口問題審議会総会議事進行予定(案)
平成4年7月23日(木) 10時~12時

- | | | | |
|---|------------------------|------|--|
| 1 開 会 | | | |
| 2 新任委員の紹介 | (資料1) | 5分 | |
| 3 議 事 | | | |
| (1) 将来人口推計の基本的考え方について | (資料2)
(阿藤専門委員) | 7.5分 | |
| (2) 国際人口移動に関する調査研究について | (資料3)
(河野委員) | 15分 | |
| (3) 資料説明 | | | |
| ア. 人口動態統計 | (資料4・5)
(人口動態統計課長) | 5分 | |
| イ. 生命表 | (資料6・7)
(管理企画課長) | 5分 | |
| ウ. 「健やかに子供を生み育てる環境づくり」に関する
施策の推進状況と今後の方向 | (資料8)
(児童環境づくり対策室長) | 5分 | |
| エ. 世界人口白書について | (資料9)
(政策課長) | 5分 | |
| (4) アジア太平洋人口会議について | (政策課長) | | |
| (5) 今後の運営について | | 5分 | |

[配付資料]

- (資料1) 人口問題審議会委員等名簿
- (資料2) 将来人口推計の基本的考え方について
- (資料3) 国際人口移動に関する調査研究
- (資料4) 平成3年人口動態統計(概数)の概況
- (資料5) 平成3年度人口動態社会経済面調査(婚姻)の概況
- (資料6) 第17回生命表(完全生命表)
- (資料7) 日本人の平均余命(平成3年簡易生命表)
- (資料8) 「健やかに子供を生み育てる環境づくり」
に関する施策の推進状況と今後の方向
- (資料9) 1992年世界人口白書



平成4年7月23日現在

人口問題審議会委員等名簿

(氏名)	(現職)	(氏名)	(現職)
石井 須美	三和電気工業(株)取締役会長	石田 健一	明治学院大学学長
伊藤 善市	東京女子大学文理学部教授	宮澤 健一	社会保障研究所所長
林 石泰	東京大学経済学部名誉教授	宮武 敏剛	毎日新聞社論説委員
林 由紀子	朝日新聞社論説委員	山村 頼敏	日本医師会会長
林 功陽	日本大学法学部教授	山 岸 倫子	日本労働組合総連合会会長
尾崎 美千生	毎日新聞社人口問題調査会事務局長	山 崎 正也	日本女医会会長
木村 治美	共立女子大学教授	山 本 正波	日本アクチュアリー会参与
竹下 公人	(社) ソフト化経済センター専務理事	山 本 健二	日本赤十字社社長
河野 果	人口問題研究所所長	山 吉 健二	厚生年金基金連合会理事長
小谷 林直	読売新聞社論説委員	丸 科 満治	日本労働組合総連合会顧問
小林 柳登	国立小児病院院長	(専門委員)	
物元 正一	日本母性保護医協会会長	伊部 英男	年金総合研究センター理事長
*佐々木 秀彦	国連地域開発センター所長	材大 芳淵 寛	中央大学経済学部教授
沢 永 二	三菱化成(株)相談役	仁國 1井 長次郎	家族計画国際協力財団理事長
野 孝 子	お茶の水女子大学教授	阿 藤 彦	成城大学経済学部教授
高 隆 平	朝日生命保険相互会社代表取締役会長	阿 藤 彦 誠	人口問題研究所人口政策研究部長
千 葉 一 男	王子製紙(株)代表取締役社長	比 嶋 清志	人口問題研究所人口構造研究部長
土 居 一 郎	聖路加国際病院診療顧問	伊 藤 達也	人口問題研究所人口動向研究部長
人 見 康 子	慶応義塾大学法学部教授	伊 藤 武治	人口問題研究所人口情報部長

B50.61
8
54(1)

B50. 61

8

137(2)

54

将来人口推計の基本的考え方について

I. 推計期間

平成3（1991）年～平成37（2025）年（参考として、平成38（2026）～平成102（2090）年を付け加える。）

II. 推計方法

1. コーホート要因法による。これは、ある規準年次の男女年齢別人口を基礎とし、これに仮定された出生率、死亡率、国際人口移動率、出生性比を適用して、将来人口を計算する方法である（参考図表1）。

2. 必要なデータ

- (1) 基準人口
- (2) 生残率
- (3) 出生率（中位、高位、低位）
- (4) 出生性比
- (5) 国際人口移動率

3. 推計の種類

出生率の三つの仮定に対応して、中位、高位、低位の三種類とする。

III. 基準人口

平成3（1991）年10月1日人口（男女年齢各歳別人口：0～89歳、90歳以上）

IV. 生残率の仮定

1. わが国は平成3年現在世界の最長寿国であり、しかも年々平均寿命の伸びが続いている。したがって、他の先進諸国の平均寿命の水準は必ずしもわが国の将来生命表を作成する際の参考にはならない（参考図表2）。
2. 将来生命表の作成方法としては、死因別死亡率に基づく方法、年齢別死亡率に基づく方法、年齢別死因別死亡率に基づく方法などがある。今回の推計では死因別死亡率法を採用する。
3. 今回の推計で採用する死因別死亡率法は、死因別年齢標準化死亡率の年次推移に対して曲線を当てはめて将来値を推定し、これを用いて将来生命表の年齢別生残率を設定する方法である（参考図表3）。

V. 出生率の動向

1. 合計特殊出生率は、昭和48（1973）年の2.14から昭和56（1981）年の1.74まで低下した後、いったん昭和59（1984）年の1.81までいくぶんもち直した。しかるに、その後再び低下を続け平成3年（1991）年には1.53となった（参考図表4）。
2. 最近の合計特殊出生率の低下は、もっぱら20歳代の出生率低下によるもので、30歳代の出生率はいくぶん上昇傾向にある（参考図表5）。
3. このような合計特殊出生率の低下と年齢別出生率の変化は、若い世代（出生コーホート）が年々出生を遅らせているために生じている（参考図表6）。
4. さらに、このような若い世代の年々の出生の遅れ（晩産化）は、主として、年々の結婚の遅れ（シングル化・晩婚化）によって生じている。国勢調査による1975～1990年の年齢別未婚率の上昇、人口動態統計による1972～1990年の平均初婚年齢の上昇はその現れである（参考図表7、8）。

VI. 出生率の仮定

1. 出生率の仮定設定の方法としては期間出生率法とコーホート出生率法があるが、最近の出生率低下が主として結婚、出産タイミングの遅れによって起こっていると考えられるところから、今回の推計ではコーホート出生率法を採用する。
2. コーホート出生率法の基本的考え方は、毎年の子出生コーホート（世代）毎に出生過程を観察し、出生過程が完結していないコーホートについて出生が完結するまでの出生率を曲線の当てはめによって推定しようとするものである。今回の推計では初婚と第1子出生のタイミングの関係は固定的であると仮定し、出生を第1子、第2子、第3子、第4子、第5子以上の出生順位別に分けて推定する（参考図表1）。
3. 初婚ならびに出生過程がほとんど進んでいないコーホートについては生涯未婚率、初婚のタイミング、夫婦の完結出生児数を別途仮定し、年齢別出生率を推定する（参考図表1）。
4. 最近になって出生過程を終えたコーホートの生涯未婚率は4%台、平均初婚年齢は24歳台、夫婦の完結出生児数は2.2人で、女子一人当たり生涯出生児数はおよそ2人であった（参考図表6）。その後のコーホート変化の趨勢では、現在まだ出生過程に入っていないコーホートの生涯未婚率、平均初婚年齢ともに大幅に上昇し、夫婦の完結出生児数は若干低下し、女子一人当たりの生涯出生児数はかなり低下するものと想定される。
5. 合計特殊出生率の今後の推移は、生涯未婚率ならびに平均初婚年齢の上昇の程度、夫婦の完結出生児数の低下の程度によるが、三つの変化が極端なものでない限り、いずれ30歳代の出生率上昇により反転上昇することとなる。ただし2025年時点の合計特殊出生率の水準は、人口置換水準（2.08）をかなり下回るものとなるだろう。

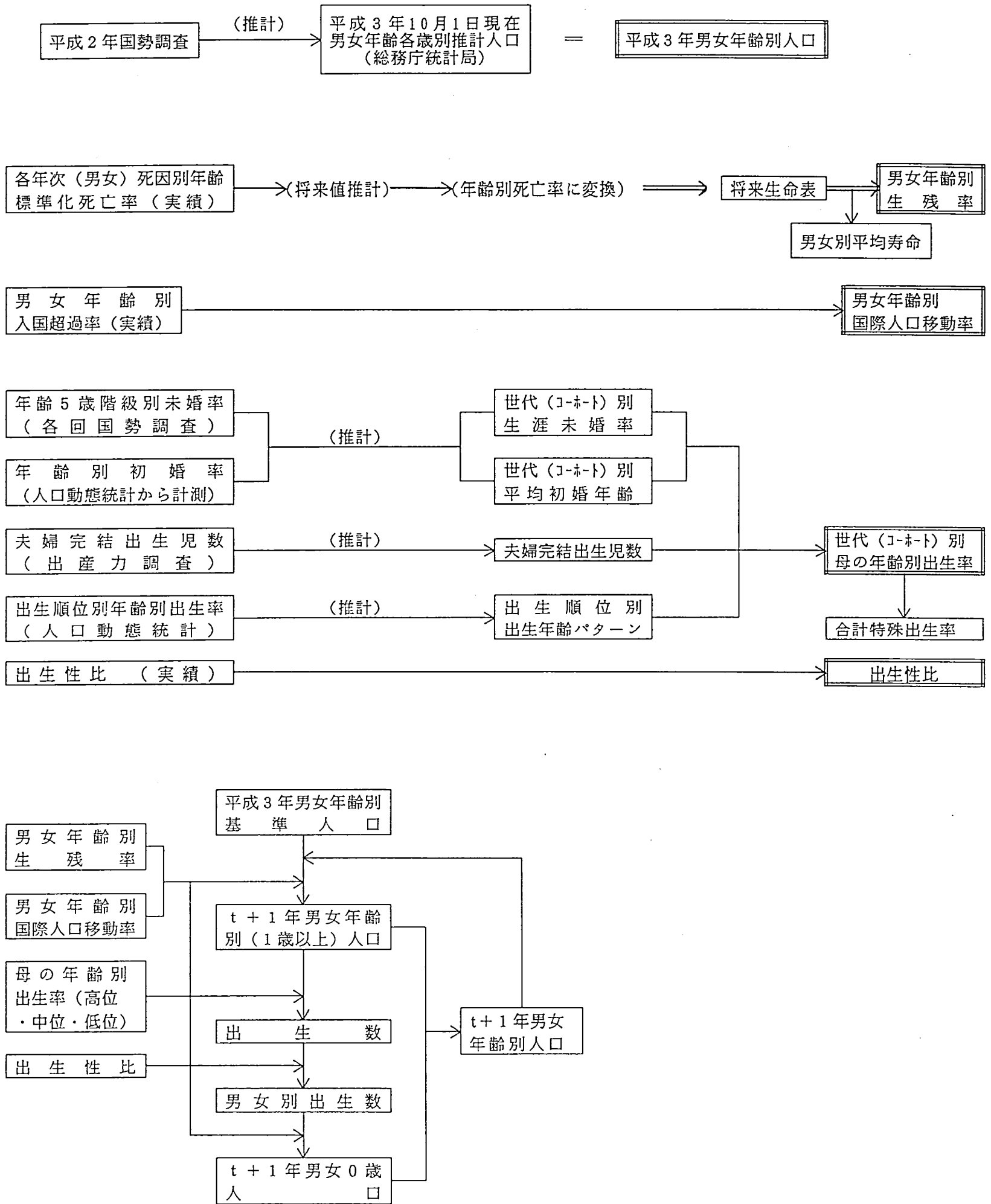
VII. 出生性比の仮定

最近数年間の出生性比の平均値を求め、これを平成4（1991）年以降一定と仮定することを考えている。

VIII. 国際人口移動の仮定

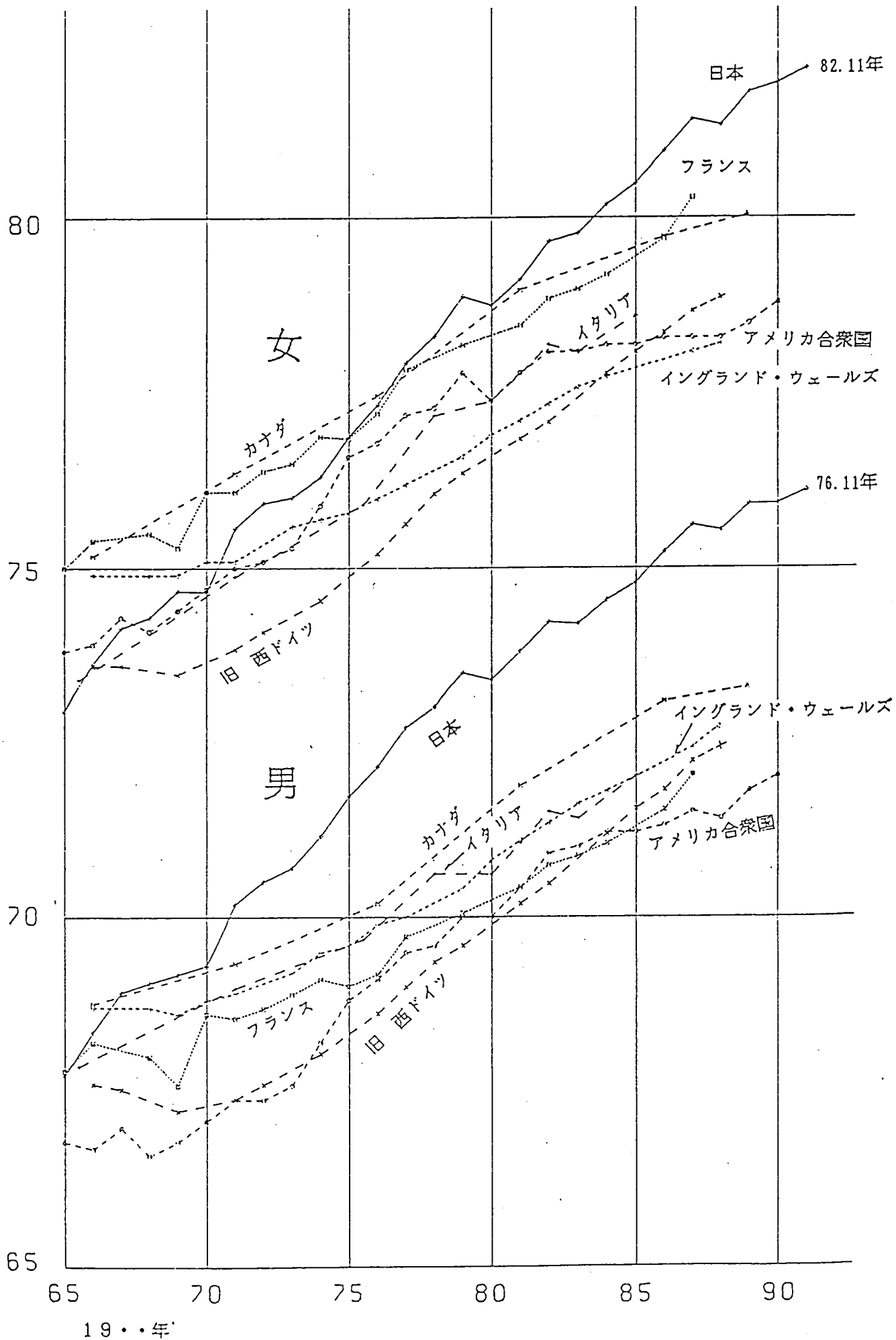
1. 法務省の出入国統計によると、近年、入国者、出国者の総数は増加しているものの、出入国の差は小さい（参考図表9、10）。しかも男女年齢別の人口移動率の推移をみると一定の変動傾向は見出しにくい。また近年増加傾向にある外国人の入国超過は出入国管理政策によって左右される部分が大いと考えられるが、国際人口移動の仮定設定にあたって将来の政策変更の可能性を盛り込むことは難しい。
2. したがって国際人口移動については、最近数年間の男女年齢各歳別入国超過率（＝入国率－出国率）の平均値を求め、これを平成3（1991）年以降一定と仮定することを考えている。

参考図表1 将来人口推計の方法



参考図表2 平均寿命の長寿国比較

平均寿命(年)



資料) 厚生省大臣官房統計情報部「日本人の平均余命(平成3年簡易生命表)」1992年。

参考図表3 主要死因別年齢標準化死亡率、1955～1990年

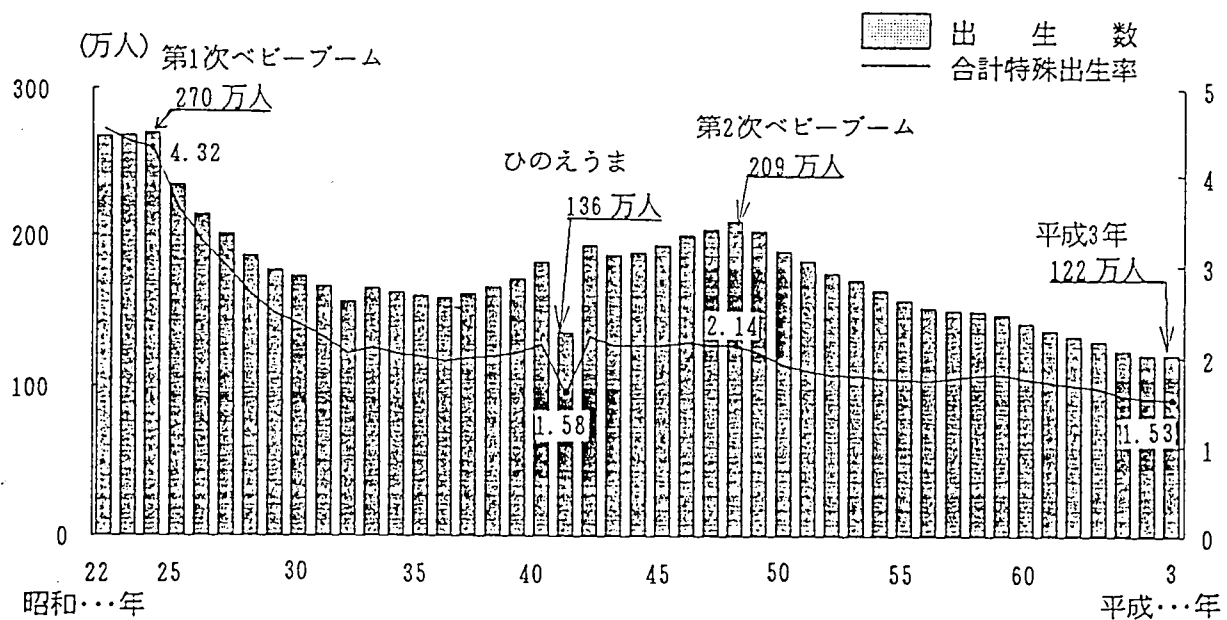
(人口10万対)

性・死因	年次							
	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年
男子								
全死因	1,458.7	1,451.5	1,347.1	1,211.8	1,018.2	907.0	766.7	691.7
胃腸炎	45.6	33.2	20.6	12.4	7.6	3.9	1.7	0.9
結核	86.2	66.0	47.8	32.6	19.7	10.8	6.6	4.3
悪性新生物	172.0	192.1	199.0	201.1	200.0	211.6	213.1	214.1
糖尿病	4.2	5.7	8.4	11.5	11.6	9.3	8.3	7.2
心疾患	124.7	151.3	153.4	158.2	146.4	154.4	135.4	126.4
高血圧性疾患	23.7	33.9	38.0	30.7	27.1	17.2	9.3	5.4
脳血管疾患	301.3	339.6	357.3	327.5	258.9	196.9	124.6	90.7
肺炎及び気管支炎	73.7	86.2	71.2	63.0	59.3	55.1	54.8	55.8
胃及び十二指腸潰瘍	40.1	30.4	22.9	17.1	12.3	7.9	4.6	3.1
慢性肝疾患及び肝硬変	19.4	22.2	22.0	26.1	27.4	26.1	22.7	19.0
腎炎、 <i>ろ-せ</i> 症候群及び <i>ろ-せ</i>	37.6	28.7	18.8	13.2	8.9	11.8	12.8	12.0
精神病の記載のない老衰	186.6	140.1	104.3	68.1	40.3	33.4	15.6	9.5
不慮の事故及び有害作用	62.7	74.7	74.0	74.5	51.5	41.6	38.3	34.5
自殺	39.1	30.5	22.1	20.9	24.6	24.8	27.3	23.6
その他の死因	241.4	216.8	187.0	154.6	122.4	102.2	91.4	85.2
女子								
全死因	1,432.8	1,395.6	1,278.1	1,139.0	960.4	821.0	616.2	534.0
胃腸炎	63.3	49.6	31.9	19.9	12.7	6.3	2.3	1.2
結核	54.9	35.2	22.4	14.1	8.2	3.9	2.3	1.4
悪性新生物	151.2	161.3	160.2	156.9	151.0	150.2	141.9	140.1
糖尿病	4.8	6.4	9.3	12.1	12.6	10.3	9.3	8.8
心疾患	126.3	153.3	157.1	165.1	156.8	153.9	124.9	113.1
高血圧性疾患	27.3	38.7	44.6	39.7	38.1	25.6	13.5	7.9
脳血管疾患	300.7	331.4	340.3	316.5	265.7	207.2	128.1	92.6
肺炎及び気管支炎	68.2	80.2	67.9	58.7	54.8	45.9	39.1	38.4
胃及び十二指腸潰瘍	18.4	15.3	11.9	9.7	7.6	5.7	3.7	2.4
慢性肝疾患及び肝硬変	13.7	14.1	12.3	12.5	11.2	10.2	9.4	8.5
腎炎、 <i>ろ-せ</i> 症候群及び <i>ろ-せ</i>	43.5	31.5	19.4	13.0	9.2	12.3	12.5	11.9
精神病の記載のない老衰	288.9	225.2	183.3	130.3	79.6	65.0	25.8	15.7
不慮の事故及び有害作用	20.9	25.9	26.8	27.7	20.8	17.1	14.4	14.3
自殺	25.0	22.8	16.6	16.9	17.9	15.4	14.1	13.0
その他の死因	225.9	204.6	174.0	145.7	114.1	91.8	74.7	65.0

資料) 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」ならびに総務庁統計局「国勢調査」
によって厚生省人口問題研究所が算出。

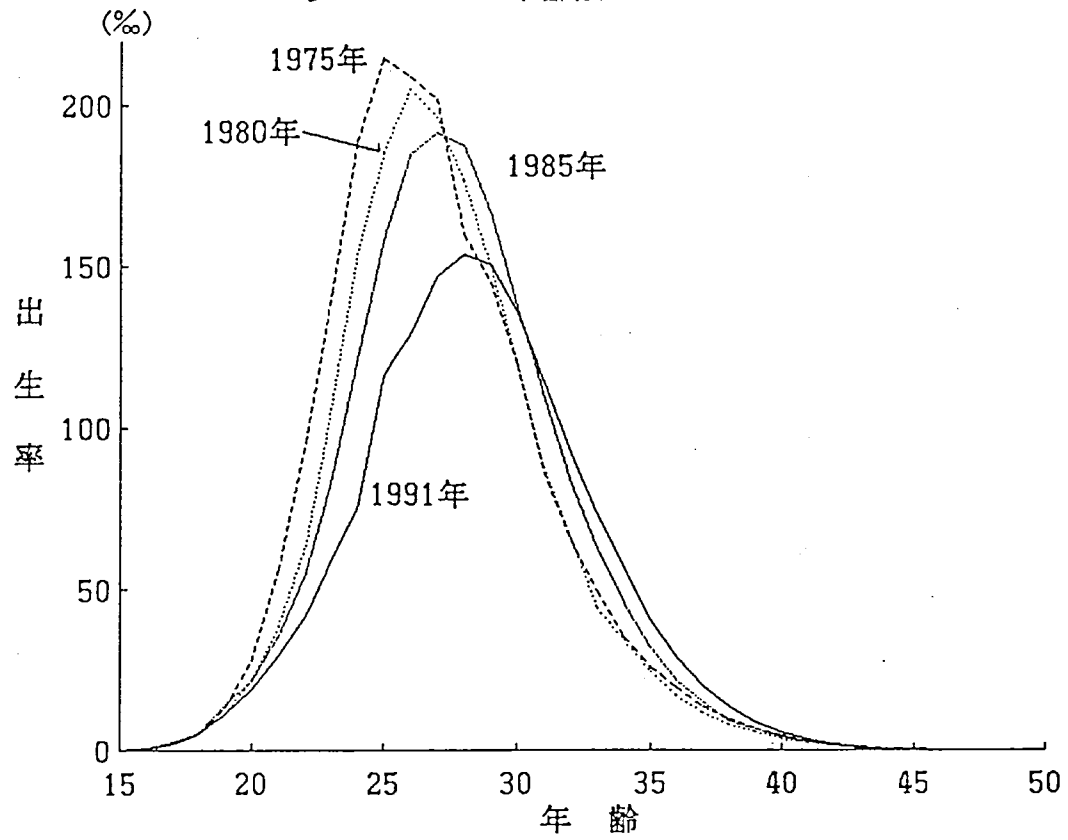
注) 年齢標準化は男女別に行い、用いた標準人口は1990年の性・年齢別日本人人口である。

参考図表4 出生数及び合計特殊出生率の推移



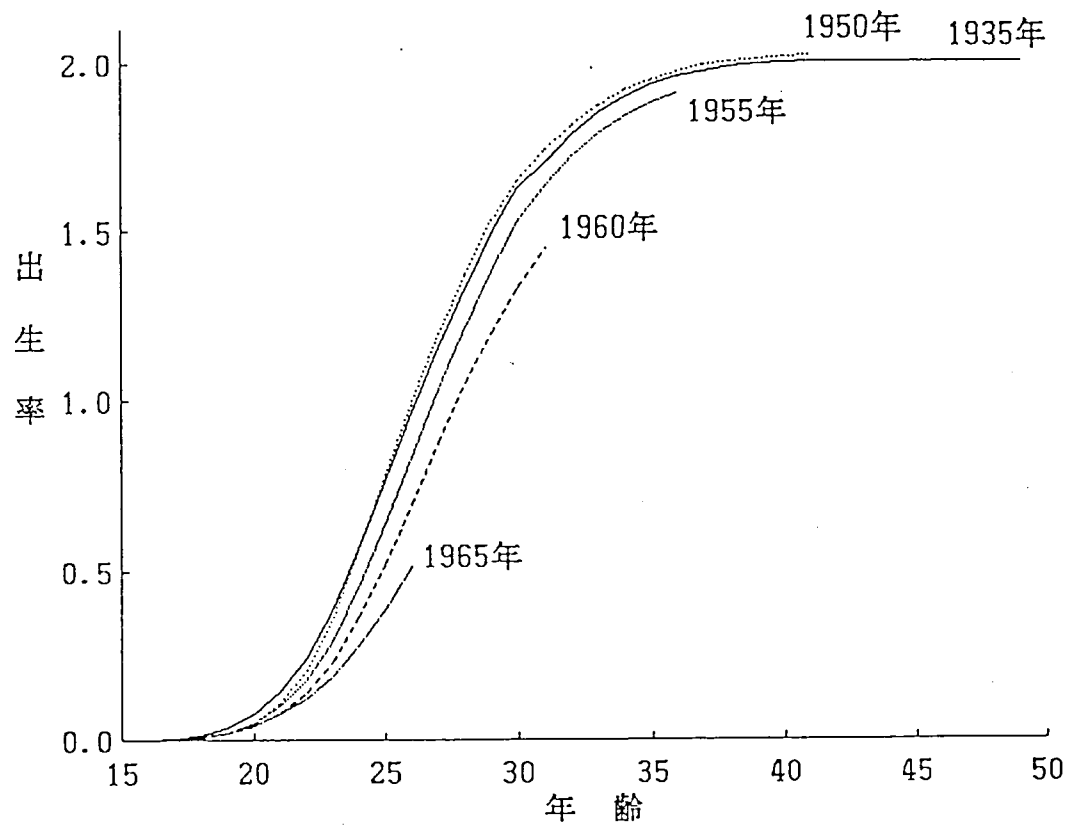
資料) 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

参考図表5 年齢別出生率の推移



資料) 厚生省人口問題研究所「人口統計資料集(1990~91年版)」1991年など.

参考図表6 コーホート出生率(累積出生率)の推移



資料) 厚生省人口問題研究所「人口統計資料集(1988年版)」1989年など.
注) 例えば、1950年は1950年出生コーホート.

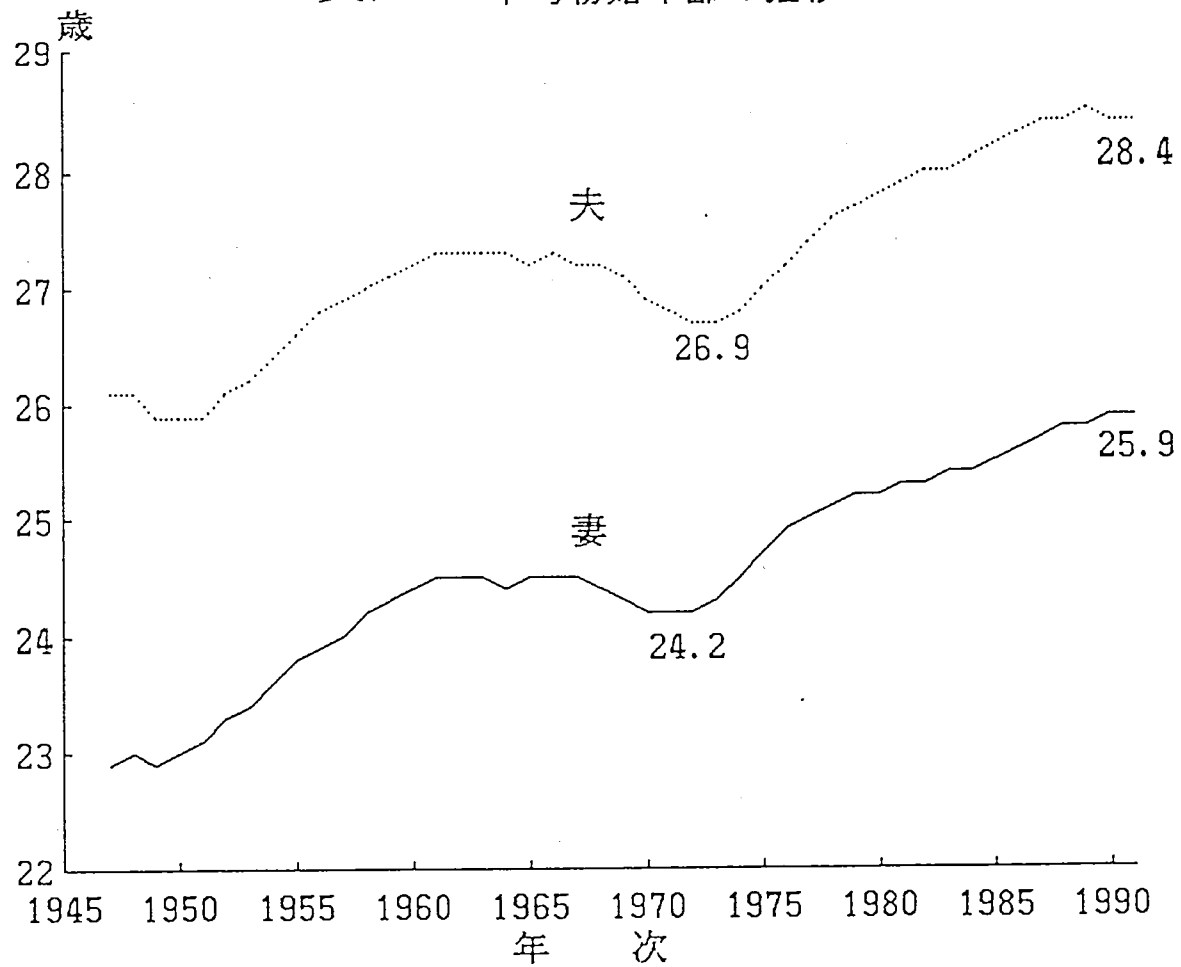
参考図表7 年齢別にみた未婚率の推移：1970～1990年

(男)		(%)				
年 齢	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	
15～19	99.3	99.5	99.6	99.4	98.5	
20～24	90.1	88.0	91.5	92.1	92.2	
25～29	46.5	48.3	55.1	60.4	64.4	
30～34	11.6	14.3	21.5	28.1	32.6	
35～39	4.7	6.1	8.5	14.2	19.0	
40～44	2.8	3.7	4.7	7.4	11.7	
45～49	1.9	2.5	3.1	4.7	6.7	

(女)		(%)				
年 齢	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	
15～19	97.9	98.6	99.0	98.9	98.2	
20～24	71.7	69.2	77.7	81.4	85.0	
25～29	18.1	20.9	24.0	30.6	40.2	
30～34	7.2	7.7	9.1	10.4	13.9	
35～39	5.8	5.3	5.5	6.6	7.5	
40～44	5.3	5.0	4.4	4.9	5.8	
45～49	4.0	4.9	4.4	4.3	4.6	

資料) 総務庁統計局『国勢調査』.

参考図表8 平均初婚年齢の推移



資料) 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

参考図表9 日本人・外国人の別にみた出入国者数：1960～91年

(1,000人)

年次	入 国 者 数			出 国 者 数			差 増
	総 数	日本人	外国人 ¹⁾	総 数	日本人	外国人 ¹⁾	
1960	257	105	152	315	119	196	-58
1965	581	265	316	578	266	312	3
1970	1,735	928	808	1,742	936	806	-7
1971	1,881	1,246	635	1,902	1,268	634	-21
1972	2,233	1,523	710	2,235	1,533	702	-2
1973	3,065	2,264	801	3,086	2,289	797	-22
1974	3,097	2,311	786	3,120	2,336	784	-23
1975	3,311	2,459	852	3,313	2,466	847	-2
1976	3,798	2,839	958	3,814	2,853	961	-16
1977	4,185	3,134	1,050	4,202	3,151	1,050	-17
1978	4,566	3,498	1,068	4,592	3,525	1,067	-26
1979	5,155	4,021	1,135	5,164	4,038	1,125	-9
1980	5,233	3,900	1,333	5,228	3,909	1,318	5
1981	5,601	4,008	1,593	5,585	4,006	1,578	16
1982	5,845	4,085	1,760	5,826	4,086	1,740	19
1983	6,172	4,214	1,958	6,171	4,232	1,938	2
1984	6,727	4,627	2,100	6,729	4,659	2,070	-2
1985	7,267	4,934	2,333	7,248	4,948	2,300	19
1986	7,575	5,479	2,096	7,560	5,516	2,044	14
1987	9,027	6,788	2,239	9,005	6,829	2,176	22
1988	10,867	8,379	2,489	10,813	8,427	2,386	55
1989	12,683	9,619	3,063	12,626	9,663	2,963	57
1990	14,531	10,952	3,579	14,411	10,997	3,414	120
1991	2) 3,856	...	10,634

資料) 法務省「出入国管理統計年報」による。1) 正規出入国者のほかに協定該当者(日米間の地位協定および日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定による駐留軍軍人、軍属およびその家族で、軍艦または軍用機によらないで、本邦へ出入国した者)を含む。2) 協定該当者を除く。

参考図表10 性、日本人・外国人別入国超過数：1955～91年

年次	総 人 口			日本人人口			外国人人口		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
1955	-5,261	-3,576	-1,685
1960	-50,178	-29,992	-20,186	-14,022	-9,047	-4,975	-36,156	-20,945	-15,211
1965	4,199	2,245	1,954	1,196	751	445	3,003	1,494	1,509
1970	9,822	11,913	-2,091	5,991	10,095	-4,104	3,831	1,818	2,013
1975	-3,314	1,402	-4,716	-10,981	-2,019	-8,962	7,667	3,421	4,246
1980	7,738	10,517	-2,779	-4,175	3,936	-8,111	11,913	6,581	5,332
1981	2,033	4,765	-2,732	-8,744	-429	-8,315	10,777	5,194	5,583
1982	1,166	4,974	-3,808	-5,993	3,136	-9,129	7,159	1,838	5,321
1983	1,739	3,930	-2,191	-9,904	-1,648	-8,256	11,643	5,578	6,065
1984	-5,961	-1,022	-4,939	-19,340	-7,388	-11,952	13,379	6,366	7,013
1985	13,082	4,343	8,739	-6,969	-6,214	-755	20,051	10,557	9,494
1986	-6,199	5,102	-11,301	-22,157	-2,934	-19,223	15,958	8,036	7,922
1987	-28,364	-9,306	-19,058	-38,656	-14,646	-24,010	10,292	5,340	4,952
1988	-17,227	5,777	-23,004	-53,805	-18,911	-34,894	36,578	24,688	11,890
1989	-3,554	8,081	-11,635	-44,521	-16,798	-27,723	40,967	24,879	16,088
1990	2,319	7,367	-5,048	-29,758	-12,397	-17,361	32,077	19,764	12,313
1991	38,026	29,804	8,222	-18,919	-5,497	-13,422	56,945	35,301	21,644

資料) 総務庁統計局「人口推計資料」などによる。各前年10月1日から当年9月30日における入国者数から出国者数を引いたもの。外国人については滞在日数91日以上のもの。

92. 7. 23

人口問題研究所資料

国際人口移動に関する
調査研究

B50.61

8

5#(3)

4

人口問題審議会
国際人口移動に関する特別委員会

目 次

総 論 国際化時代の日本の人口

- 1 日本をめぐる国際人口移動
- 2 日本をめぐる国際人口移動の背景
- 3 国際人口移動の世界的潮流
- 4 国際人口移動のインパクトと日本社会の対応

第 I 部 日本の国際人口移動

第 1 章 出入国の動向

- 1 歴史的概観
- 2 外国人の出入国の動向
- 3 日本人の出入国
- 4 出入国と人口変動
- 5 出入国管理

第 2 章 日本における外国人

- 1 在留外国人の動向
- 2 国際結婚、出生、帰化
- 3 自治体での対応例

第 3 章 日本から世界へ

- 1 日本の出入国の趨勢
- 2 海外旅行者の現状
- 3 日系人・在留邦人の動向
- 4 経済的背景
- 5 在留邦人の生活

第Ⅱ部 諸外国の国際人口移動

第4章 アメリカ

- 1 移民と移民政策の歴史
- 2 不法外国人労働者と移民修正管理法
- 3 1990年移民法
- 4 短期労働者
- 5 民族別構成
- 6 経済・社会への影響

第5章 イギリス

- 1 はじめに
- 2 歴史的展望
- 3 移民の現状
- 4 移民の人口学的状況
- 5 移民にともなう社会問題

第6章 ドイツ

- 1 はじめに
- 2 歴史的背景
- 3 戦後の外国人流入の構造
- 4 外国人労働者の受入停止
- 5 外国人統合化政策への転換
- 6 残された諸問題
- 7 統一後のドイツにおける外国人問題
- 8 おわりに

第7章 フランス

- 1 歴史的背景
- 2 移民の動向
- 3 移民政策の推移とその背景
- 4 移民政策の人口学的影響
- 5 おわりに

第8章 オーストラリア

- 1 白豪主義の成立
- 2 第2次世界大戦後
- 3 現在の移民政策

補論1 スウェーデンの定住外国人政策

- 1 スウェーデンの国際人口移動
- 2 定住外国人政策

補論2 シンガポールの外国人労働者政策

- 1 背景
- 2 外国人労働者に対する方針と規則

総論 国際化時代の日本の人口

日本経済の国際化に伴い、モノ（商品）、カネ（資本）、情報の国際間移動のみならずヒトの国際間移動が急速に増大している。1990年、日本人の年間の出国者数は1千万人を超え、外国人の年間の入国者数は350万人を超えた。このような国際間のヒトの交流、広い意味での国際人口移動（international migration）は、すでに日本の人口、社会に少なからぬ影響を与えつつあるが、今後も相当規模の移動が続くことが予想されるなかで、国際人口移動をめぐる問題について総合的な検討を加える必要があると考えられる。

以下、本総論では、日本をめぐる国際人口移動の動向とその背景を検討し、ついで国際人口移動の世界的潮流を概観し、それを踏まえて国際人口移動のもたらすインパクトとそれへの対応について検討する。また第I部では日本をめぐる国際人口移動の状況を出入国の動向、日本における外国人の動向、外国における日本人の動向に分けて詳細に検討し、第II部では国際人口移動の歴史的経験が豊かな先進5か国、すなわち米国、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリアの国際人口移動の動向とそれに関連した移民政策の状況を詳細に論ずる。最後に補論として、外国人の受入れに関し独自の政策をとるスウェーデンとシンガポールの状況を略述する。

1 日本をめぐる国際人口移動

(1) 背景

江戸時代270年間の鎖国の時代のおと、明治以後の開国政策の下で

わが国の国際間のヒトの交流も盛んになったが、長期滞在者に限れば第2次大戦前までの国際人口移動のひとつの流れは、豊かさを求める海外への日本人の出稼、あるいは定住を目的とする移民であった。その中には東南アジアへの移住なども一部あったが、明治期には主としてアメリカ合衆国のカリフォルニアならびにハワイ、カナダへの移民、明治末からはブラジル、ペルーなど南米への移民が中心となっていた。満州国建国後は当時の国策に沿って満州（現中国東北地方）、中国本土への移住が激増した。その結果、1940年時点で、満州および中国本土に120万人、米大陸などに50万人の在外邦人が居住していたと推定される。その他に旧植民地であった台湾、朝鮮半島（外地と呼ばれた）などへの移住も少なからずあったと推測される。逆に日本への流れとしては、その外地からの朝鮮人、中国人の流入が著しかった。

第2次大戦に伴う短期的な人口移動は極めて激しかった。1942年から45年にかけて兵員派遣、海外派兵、開拓移民をあわせて約400万人が出国し、逆に、国内の労働力不足を補うため朝鮮半島などから約40万人の労働力が導入された。終戦後は旧軍人、在外邦人の引揚げが相次ぎ2年間で570万人に達したが、日本から（主として朝鮮半島へ）出国した外国人も120万人を数えた。

(2) 日本人の出入国

終戦後は再び海外への移民が奨励され、政府の支援もあって、米国、南米諸国（主としてブラジル、その他にアルゼンチン、パラグアイなど）、カナダへの移民が小規模ながら続いた。しかしながら戦後の経済復興に続く高度経済成長によって国内の労働力需要が強まるとともに、日本からの移民は、1958年の1万5千人をピークにし

て急速に減少した。

1990年現在、海外における日本人の永住者（日本国籍を持ち海外に永住権を有する者）は約25万人であるが、その数は1970年頃からはむしろいくぶん減少傾向にある。

永住者の半数弱（10万人）はブラジル、3割（8万人）は米国に住む。また1986年現在、日系人（日本国籍のない帰化1世及び2世など）は米国に67万人、ブラジルに53万人、ペルーに5万人など総数で140万人と推定される。

終戦から高度経済成長期までの日本は、所得水準が低かったことと海外渡航や外貨持出し規制によって、移住、外交、商用以外の日本人の出国が実質的に極めて制限された状態にあった。

しかるに経済の拡大とともにわが国企業の海外直接投資が増え企業の海外進出が進むとともに、商用による短期出国並びに現地駐在員としての長期出国が急激に増加した（図1）。また、経常収支の大幅黒字によって外貨の蓄積が続いたことにより外貨持出し規制がなくなり、あわせて為替レートの変更による円高によって海外旅行が急増、留学などによる長期滞在も増加した。

1964年の海外渡航の自由化以降、日本人の出国者は1971年に100万人を超えた後、緩やかに増加し、1986年に500万人に達したが、その後は毎年ほぼ100万人ずつの増加があり、1990年には1,100万人に達した。これは（延べにして）国民の11人に1人が海外に出かけた勘定になる。

1991年の日本人の出国者のうち大多数（82%）は観光目的であり、残りが海外赴任、留学などである。1990年の出国者のうち外国に長期に（3ヵ月以上）滞まった者は40万人ほどと推定される。海外在留

邦人のうち長期滞在者（永住者を除く3ヵ月以上の滞在者）は近年急増しており、外務省領事移住部の調査によれば、1975年に14万人であったものが、1990年現在には37万人となっている。ただし現地で領事館に届け出ない長期滞在者もあり、実際はこの数字を上回るものと考えられる。長期滞在者の43%（16万）は米国、26%は西欧諸国、20%は近隣のアジア諸国である。前二者には企業などへの海外赴任者とその家族の他に大学などへの留学も少なくないが、アジア諸国の場合は大多数が企業進出に伴う海外赴任者とその家族と考えられる。

企業などの海外赴任で家族同伴が一般化したこともあり、海外子女数も増加しており、海外の小学校、中学校在学者数は1979年の2.4万人から1990年の4.9万人まで、約10年間に2倍以上に膨れ上がった。

(3) 外国人の出入国

経済の国際化に伴って外国人の入国も急激に増加している（図1）。年間の外国人入国者数は1978年に100万人を数えたが、6年後の1984年に200万人、その7年後の1991年には390万人に達した。ことに1988～1991年の3年間には入国者が一挙に140万人増加している。新規入国者（1991年に324万人）を入国期間別にみると、観光、商用などの短期滞在目的が約92%を占め、長期滞在目的は約8%にとどまる。

長期滞在目的の入国者（1991年に26万人）のなかでは就労目的新規入国外国人（外交・公用活動者を除く）が11万人、学生（就学、留学）および研修がそれぞれ3万人と4万人を占める。近年、研修の増加が顕著である。

外国人の入国増加に伴いわが国に長期にとどまる登録外国人数も

増加している。主として韓国・朝鮮籍、中国籍からなる永住者等の資格をもつ外国人の数は1960年代以降60万人台で大きな変化はないものの（1990年65万人）、その他の長期滞在者は1974年の11万人から1986年の21万を経て、1990年には43万人へと急増している。（その結果、1990年には登録外国人が総人口に占める割合は0.87%に達した。）このような合法的在留外国人の他に、観光目的などの短期滞在資格で入国し、滞在期間を超えてもそのまま在留する不法残留外国人が増加しつつある。法務省によると、短期滞在の入出国差などから、1991年11月現在、21万6千人の不法残留外国人があるものと推計されている。（したがって、合法、不法を含めた在留外国人は1991年で総人口の1%を超えているものとみられる。）

不法在留者の大部分は同時に不法就労者に該当する。不法就労者には他に、滞在許可の期間内であっても在留資格の内容に反して就労する「資格外活動」者がある。法務省の統計によれば、不法就労者の摘発件数は1980年には700件にすぎなかったが、1985年には5,600件、その後も年々急増し、1990年には29,900件に達したが、これらは不法就労者全体のほんの一部と目される。

1990年において、永住者等の資格を持たない在留外国人（43万人）を在留資格別にみると、各種の就労資格者が7万人、「留学」、「就学」および「研修」が10万人、「日本人の配偶者・子」が13万人、その他13万人ということになる。これをさらに国別にみると、就労資格のなかでは「興行」は大部分がフィリピンからであり、その他の就労資格は欧米諸国がアジア諸国をかなり上回る。学生・研修の大部分（93%）はアジア諸国からであるが、ことに中国からのものが60%を占める。

韓国・朝鮮、中国を別にすると在留外国人の国籍別の変化は大きく、1960年時点では3位から6位までを欧米先進諸国が占めていたのに対し、1990年時点では日系人の増大によりブラジルが3位となり、ペルーも6位となった。また、フィリピンが米国を抜いて4位となったのに加え、8位タイ、9位ベトナムなどアジア諸国からの外国人が著しく増加している。

ヒトの国際化という点でもうひとつ注目すべき現象は、国内における国際結婚の増加である。1975年に日本人と外国人との婚姻は6千組、その年の総婚姻数の0.6%にすぎなかったが、1990年には2万6千組、総婚姻数の3.5%に達した。とりわけ夫日本人、妻外国人の婚姻の増加が著しいが、これを国籍別にみると、従来多かった韓国・朝鮮、中国、ならびに米国以外の外国人（その多くはフィリピン人）との結婚が急増している。ただし、このなかには日本での出稼目的で偽装結婚するケースも少なくないとも言われる。

最後に、1975年にインドシナにおける戦火が止んだ後、社会主義政権下の政治的、経済的圧迫を逃れたボートピープルがわが国に到着するようになった。わが国は1978年にベトナム難民に限り、1979年には難民キャンプに滞留中のインドシナ難民全体を対象として、わが国への定住を認める方針を定め、1978年から1990年の13年間に全体としておよそ7千人の定住者を受入れてきた。

2 日本をめぐる国際人口移動の背景

(1) 外国人の全般的流入増加の背景

1970年代、80年代における、外国人のわが国への短期、長期の流入増加にはいくつかの理由が考えられる。第1に日本経済の順調な

拡大とともに外国製品に対する輸入規制が弱まり、さらに資本、金融の自由化が続き、外国企業の進出などもあって、欧米、アジア NIES諸国などから、短期、長期のビジネスマンとその家族の来訪が増えたことがあげられる。

第2に日本企業の海外進出などに伴い、国内でも一部ではあれ外国人の採用が増え、又企業の国際化に対応して英語教育のための外国人の需要が高まったことがあげられる。また、特にアジアの近隣諸国への企業進出に伴い、現地工場などの幹部、技術者の研修目的での訪日が増えている。さらに、日本の先進技術を学ぶ目的でアジアの近隣諸国からの留学生、研修生が増えている。日本政府は先進国の責務として開発途上地域全般に対して国際技術協力を推し進めているが、協力活動の一環として国際協力事業団（JICA）を通じて多くの技術研修生を受入れるとともに、留学生を積極的に受入れている。

第3に、他の西側先進諸国に比べればわずかではあったが、この時期にベトナムから脱出してきた者を難民としてはじめて受入れたことがあげられ、これはわが国にとっては画期的なことであった。

その他に、外国からの観光客の増加には、アジアのNIES諸国における経済発展によって、それらの国で海外旅行を楽しめる層が増えたことも関係していると考えられる。

(2) 不法就労者増大の背景

以上のように、日本経済の成長と国際化の進展によってわが国への外国人の流入が全般的に増加してきたが、この数年間について特に注目すべきことは、不法残留外国人と資格外活動者を含む不法就労外国人の急増である。この時期に主として単純労働に従事すると

考えられる不法就労外国人が増えているのはなぜなのであろうか。

第1に、順調な経済成長により日本の所得水準が大きく伸びる一方で、急激な円高が進行したために、近隣のアジア諸国との所得格差、賃金格差が急激に拡大したことがあげられる。たとえば1988年における日本とアジア諸国の一人当たり国民所得の格差は韓国でも6倍、バングラデシュでは121倍に達する。このような極端な所得格差、賃金格差の存在は、日本への高い渡航費用、不法就労に伴うリスクの大きさを考慮しても日本での不法就労は十分に採算がとれると判断させ、日本への外国人流入の大きな要因となっている。

第2に、わが国における近年の景気拡大に伴った人手不足があげられる。内需拡大政策に伴う内需主導の景気拡大は、サービス経済化の進展や1975年代を通じての長期にわたる雇用調整を経た後で、経済の拡大が雇用の増加に結びつきやすい体質となっていたこと等とあいまって、高い労働力需要を生み出した。これに国内の労働力供給における変化も加わって、特定業種における人手不足感が高まった。

労働力供給側の変化としては、1980年代に青年期に達した人々は豊かな社会に育ち、全般的に高学歴化してきたために、たとえ賃金が高くとも社会的に見栄えのしない仕事（いわゆる“三K労働”）に就きたがらないという傾向が強まったことも、特定業種における人手不足の大きな要因である。

第3に近隣のアジア諸国の経済社会情勢があげられる。近隣のアジア諸国でも1980年代から経済の成長が続いているが、人口の増加率はまだまだ高く、雇用機会は乏しい。とりわけ急激な都市化によって都市人口が膨張しているが、都市の青年層の多くは失業、半失業

状態にあり、海外に流出する労働力の重要な供給源となっている。

また1980年代に入って原油価格の下落によりオイルブームが去り、中東での労働力需要が頭打ちになったが、現在は湾岸戦争のため激減している。そのため中東産油国へ大量の労働者を送り込んでいたアジア諸国、とくにバングラデシュ、パキスタン、フィリピン、韓国などは、海外労働力の送先として日本への期待をつのらせており、個人ベースで、様々なネットワークを通じて日本に入国し、不法就労する者が少なくないと言われる。

3 国際人口移動の世界的潮流

(1) 新大陸への移動と第2次大戦直後の大移動

わが国における最近の国際人口移動の背景をよりよく理解するために、ここで国際人口移動の世界的動向を概観してみよう。

近代以降における大規模な国際人口移動は、なんといってもヨーロッパ人の新大陸への移住と第2次大戦直後の世界各地における大移動である。新大陸へ向かったヨーロッパ人のなかには政治的迫害を逃れて祖国を後にしたものも少なくないが、大半は豊かさを求めた経済的動機に基づく移動であった。米国の人口は1800年当時わずか500万人にすぎなかったが、1940年までに実に1億3,000万人に急膨張した。この驚くべき人口増加はヨーロッパからの大量移民をぬきにしては考えられない。移民の最盛期の1840～1930年の90年間には3,000万人を超えるヨーロッパ人が米国へ渡った。同じ90年間に5,000万人のヨーロッパ人が米国を含む新大陸へ移住したと言われる。

第2次大戦直後の国際人口移動はヨーロッパとアジアの全域にまたがる広範囲なもので、そのほとんどが第2次大戦の終結と植民地の

独立に伴う政治的再編成によるものである。敗戦国のドイツ（旧西独）にはヨーロッパ各地から1,200万人を超えるドイツ系住民が移ってきた。その他ヨーロッパ諸国間で700万人の移動があったと推定されている。

アジアでは、敗戦後の日本をめぐる移動は前にふれた通りであるが、インド、パキスタンの分離独立に伴い、合計で900万人近くの住民が宗教上の理由で一方から他方へ移り住んだ。また規模は小さいとはいえ、1947年のイスラエルの建国に伴い、一時的に70万人のユダヤ人がイスラエルに移住、逆に75万人のパレスチナ人が難民化し、周辺諸国へ移り住んだ。

これらをすべて合わせると、世界中で約5,000万人の人口が第2次大戦後のほんの数年間に国境を超えて移動したことになる。

第2次大戦後の混乱が収拾した1950年代以降も、世界各地での政治的紛争などに伴う移動、いわゆる難民が断続的に続いてきたが、ここでは仕事と豊かさを求める経済的移動の流れを、受入地域を中心に以下3つに分けて眺めてみよう。

(2) 伝統的移民国への移動

第2次大戦前までの主要な永住移民受入地域のうち、ラテンアメリカ地域は、戦後になって、一部諸国（ヴェネズエラ、アルゼンチン、ブラジル）を除いて移民送出国に変わってきた。それに対して米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4か国は戦後も主要な永住移民受入国であった（表1）。

これらの国の入移民は、世界的な好景気に恵まれた1960年代までは増加傾向にあったが、世界的な景気後退に見舞われた1970年代以降は米国のみ増加傾向が続き、他の3か国は減少ないし停滞傾向にあ

る。特に移民の多い米国についてみると、1976～80年の5年間に260万人、1981～85年の5年間で290万人の入移民があったが、これは大量移民の続いた19世紀末に匹敵する規模である。

伝統的移民国への送地域については、全体としてヨーロッパのウェイトが低下し、米国とカナダの場合はアジア、ラテン・アメリカから、オーストラリアとニュージーランドの場合はアジア、オセアニアからのウェイトが高まっている。米国では1960年代前半にはヨーロッパからの入移民が過半数を割り、1980年代には逆にアジア（フィリピン、中国、韓国、インドなど）からが50%弱、メキシコを中心としたラテン・アメリカ諸国からが40%弱を占めている。米国では1965年に国別割当制が廃止されたこと、オーストラリアでも1972年に白豪主義が放棄されたことなどが、これらの国におけるヨーロッパ系の入移民のウェイトを低下させている。また1980年代にこれらの国がアジア（とくにベトナム）からの難民を多く受け入れたこともアジア系移民のウェイト増大に寄与している。たとえば、1975～88年に米国、カナダ、オーストラリアに受け入れられたインドシナ難民の数は、各々71.5万人、12.1万人、11.8万人にのぼる。

最大の移民受入国である米国では、受入枠が毎年29万人となっているが、新しく職を求めて入国することは年々困難になってきており、最近では米国市民ないしは既に入国した移民の家族として受け入れられる者が圧倒的である。

このような合法的移民に加えて、米国では、1970年代に入ってメキシコなどからカリフォルニアを中心とした地域に高賃金を求めて大量の非合法移民が続き、1980年頃には滞留する非合法移民が400万人近くに達したという推計もある。米国政府は1986年の法改正によ

って一定要件を満たす非合法移民を合法化し、一定数の短期農業労働者を受け入れるとともに、不法入国者の雇主に対する処罰規定を設けるなど、非合法移民の解消に努力しつつある。

(3) 西欧諸国への移動

西欧諸国では、戦後の混乱期を経て、1950年代から70年代の初めにかけて順調な経済の拡大が続いた。そこから生じた労働力不足を解消するために、各国は外国人労働者の積極的受入政策を推し進めた。一般的にいうと、当初は近隣の貧しい南欧諸国（イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、ユーゴスラビア）からの流入が主であったが、しだいにヨーロッパ以外（トルコ、マグレブ三国（アルジェリア、チュニジア、モロッコ）など）からの流入が多くなっていった。移動の流れとしては、旧植民地国と旧宗主国とのつながりなどに基づき、バルカン半島諸国、トルコなどから旧西ドイツ、オーストリア、スイスなどドイツ語圏への流れ、南欧諸国、マグレブ諸国などからフランス、ベルギーなどのフランス語圏への流れ、英連邦諸国（インド、パキスタンなど）からイギリスへの流れがみられた。

外国人労働者の受入政策は、旧西ドイツやスイスに代表される外国人出稼労働力導入型（guestworker system）とイギリスやスウェーデンのような永住移民型に分けられる。前者は一定期間滞在後に帰国することを前提にした受入政策で、新しい労働者を順次回転させるという意味で rotation systemとも呼ばれた。後者は、いったん滞在を許された者には原則として永住を認めていく政策である。

1973年の石油危機を契機として、西欧諸国は全般的な景気後退に見舞われ、この時期にほぼ一斉に外国人労働者の流入規制を強める

とともに、とくに旧西ドイツ、フランスでは外国人の帰国促進に努めた。西欧諸国の政策転換後、外国人労働者の流入は一時大幅に減少したが、その後も景気の変動に応じて流入が続いている。

1970年代半ば以降今日まで、西欧諸国の外国人労働者の数はそれほど変化していない。また多くの国で労働者を含めた外国人居住者の数もそれほど変化していないが、旧西ドイツ、オランダではいくぶん増加傾向にある。これは外国人帰国促進政策や帰化などの外国人減少要因がある一方で、家族呼寄せ、自然増加、難民受け入れ、非合法移民の流入などの増加要因が働くためである。

今日、外国人人口の比率はノルウェー3.2%、オランダ4.2%、スウェーデン5.0%、フランス6.8%、旧西ドイツ7.3%、ベルギー8.8%、スイス15.3%など大きな開きがある（表2）。外国人人口の比率は、単に純移動（流入と流出の差）ばかりでなく、外国人と自国民の出生率の差、帰化率の影響も受ける。一般に外国人出稼労働力導入型の政策をとってきた国は帰化率が低く、永住移民型の政策の国は帰化率が高い傾向がある（たとえば1987年の帰化率は旧西ドイツ0.8%、スウェーデン5.0%）。外国人の出生率は、流入当初は自国民のそれに比べてかなり高いが、しだいに差が縮小する傾向がみられる。1970年代後半以降の新規外国人労働力の入国規制強化に伴い非合法移民が増加している。そのような傾向に対してフランスなどでは米国と同様に非合法移民の合法化が行われている。

外国人労働者とその家族の滞在が長期化し、永住化が進むにつれ、受入国にとっては、外国人労働力から得られる経済的利益に替わって、移民の社会的コスト（医療、教育、住宅、職業訓練など）、外国人の失業問題、外国人居住地域の統合の問題、さらには、新たに

帰化した外国生まれ人口の統合の問題などが登場してきた。そのため、受入国の多くで、移民の入国規制を狙いとする移住政策 (immigration policies) とは別に移民者の労働条件、住宅、教育、社会保障などに関するいわば移住者政策 (immigrant policies) が推進されつつある。スウェーデンなどでは地方レベルにおける外国人の政治参加の道すら開かれつつある (補論 1 参照)。

(4) 中東産油国への移動

中東・北アフリカの石油産出国 (サウジアラビア、リビア、アラブ首長国連邦、クウェートなど) では、希薄な人口と低い労働力率があいまって、戦後一貫して、人口が稠密で石油資源の乏しい近隣アラブ諸国 (とくにエジプト、南北イエメン、ヨルダンなど) からの外国人労働力に依存してきた。

1973年の石油危機以後の石油価格の高騰により、石油産出国は産業基盤の整備、石油関連産業の育成などの大規模開発プロジェクトにのり出した。こうしてこの地域に大量の労働力需要が生まれ、近隣アラブ諸国のみならず、南アジア (パキスタン、インドなど)、東南アジア (フィリピン、タイ、インドネシアなど)、東アジア (韓国) からの外国人出稼労働者が大量に流入した。外国人労働者はこれら地域全体で1975~80年の5年間に180万人から280万人に増加し、アラブ地域以外のアジアからの外国人労働者の割合は3割から4割へとウェイトを増した (表 3)。アラブ諸国からの労働者は民間ベースで雇用関係が結ばれたが、フィリピン、韓国などでは政府がリクルートし受入国へ送り込む契約労働の形がとられた。

1980年代に入って石油価格が下落しオイル・ブームが去るとともに石油産出国は外国人労働者の受入規制を始めたため、外国人労働

者の流入は沈静化した。ただし、アラブ諸国からの外国人の定住化傾向が強まっており、人口の希薄な湾岸産油国の外国人比率は、たとえば1985年のクウェートでは人口の6割を占めるというように異常な高さとなっている（もっとも、1991年初頭の湾岸戦争の後、クウェートの外国人のかなりの部分を占めていたパレスチナ人の多くが出国したと言われる）。

4 国際人口移動のインパクトと日本社会の対応

国際間のヒトの交流が増え、大量の外国人が移り住むようになると、その社会は経済的、社会的、さらには文化的にも大きな影響を受けざるをえない。国際人口移動の増大に伴って現在、あるいは今後のわが国にどのような問題が起きうるか、また、そのような問題に対してどのように対処すべきか、諸外国の経験を踏まえつつ検討してみたい。

(1) 労働市場への影響

単純労働力としての外国人の受入れは、たとえそれが短期契約労働の形であっても、国内産業の生産性上昇の意欲を減退させ、労働条件向上を停滞させる要因となる。さらに、こうした外国人労働者の受入れは国内において、雇用機会が不足している高年齢者等への圧迫が懸念される。また外国人労働力が恒常化することになると、労働市場が二重あるいは三重構造化し、外国人が最下層の市場を担うという可能性が少なくない。そのような労働市場の国籍別階層化は社会的、政治的に大きなコストを伴いがちである。そのような構造の下で景気後退が起こると外国人の失業が社会問題化することもある。

このように単純労働力としての外国人の受入れは、わが国、経済社会全般に及ぼす広範な影響等が懸念されるため、今後とも多様な観点からの検討を行い、十分慎重に対応していくことが必要である。

(2) 現行の入管法の継続と不法就労問題

わが国は、平成2年6月に改正、施行された新しい「出入国管理および難民認定法（以下、入管法）」の下では、いわゆる単純労働力分野の外国人の入国を認めていない。西欧諸国や米国の経験からみれば、不法就労者、不法残留者を減らすためには、入国管理、入国後の外国人の管理を強化する他ないが、このような管理強化は一般入国者にとっての不便ならびに合法滞在外国人とその雇用主にとっての不便をもたらす、管理のための大幅な人員、予算増を伴うことになる。

逆に不法就労者の増大はアンダーグラウンドの労働市場を生み出し、ヤミ・ブローカー、暴力団などの非合法組織が関わってくる危険がある。また不法就労外国人自身は低劣な労働条件、居住条件、生活条件に甘んじることになり、各種の人権問題が多発しかねない。

(3) 外国人の定住化と生活権の保障

外国人労働者の滞在が長期化、定住化し、さらに家族呼寄せなどが加わると、出入国管理を含む移住政策（immigration policies）の他に移住者政策（immigrant policies）の必要性が高まる（スウェーデンの例を補論1に示す）。

外国人の居住期間が長期化すると出てくるもうひとつの大きな問題は永住権ならびに市民権取得の問題である。欧米諸国では一定年数居住する外国人は永住権を取得し、法的には一般市民とほとんど同様の権利・義務をもつことになる。さらに一部の国では市民権取

得（帰化）自体も比較的容易である。受入国において外国人ならびに外国人の親から生まれた子供の永住権、国籍の取得をどの程度容易にするのかも、重要な政策判断を要するところである。

(4) 異文化の交流

民族的、文化的にみて、比較的同質的な社会に異なった民族、文化に育まれた外国人が急激かつ大量に移り住むようになると、異文化への非寛容さが表面化し、様々な差別の温床となり、さらにそれが社会的コンフリクトにつながる危険がある。

ひとつの社会においてひとつの文化や民族が多数派で他の文化や民族が少数派である場合、後者が前者に同化するかたちでの適応の仕方もあるが、両者が各々のアイデンティティを保ちつつ共存し、交流しあう適応の仕方もありうる。海外旅行の増大や企業の国際化は、異文化への寛容さを助長し、異文化の存在を認めつつ共存する意識を醸成する働きをもつと考えられる。同時に、異文化の共存は、その社会の商慣行や人間関係に関わる基本的ルールを国際的に通用する形で普遍化する役割を果たす面もあろう。

(5) 日本人の海外進出をめぐる問題

日本人が商用や旅行で短期に海外へ出ることが増え、企業の駐在員、大学・研究機関の研究者や留学生などとして長期に海外に赴任するケースが増えることは、日本人の異文化理解に貢献しているが、一方で邦人海外旅行者や海外在留邦人の増加は、日本人自身と現地社会の双方にかかる新たな問題を生じさせている。

たとえば、旅行者、在留邦人の問題としては、犯罪の被害者となるケースが増えていることから、現地での安全をどのように確保するかがひとつの課題となっている。さらに家族同伴による海外赴任

の増加により海外子女教育ならびに帰国子女教育の充実が重要な課題とされ、必要な対策が進められてきた。

日本人の海外進出は進出先の社会にも大きな影響を与える。特に日本企業が現地で活動する場合に現地人の被用者といかに接するかが経営を円滑に進めるうえでも大きな課題であろうが、企業活動を許された現地社会、地域社会への貢献も忘れてはならないであろう。単に相手国の雇用増大、経済開発に貢献するだけでなく、現地社会に積極的にとけ込む努力を続けていく必要があるであろう。

[参考文献]

(移民・外国人労働者問題／世界と日本) 『日本労働協会雑誌』
No. 348、日本労働協会、1988年.

岡崎文規『日本人口の実証的研究』北隆館、1950年.

ギュンター・ヴァルラフ (マサコ・シェーンエック訳) 『最低辺』
岩波書店、1987年.

経済企画庁総合計画局編『外国人労働者と経済社会の進路』大蔵省
印刷局、1989年.

花見忠・桑原靖夫『明日の隣人－外国人労働者』東洋経済新報社、
1989年.

手塚和彰『外国人労働者』日本経済新聞社、1989年.

手塚和彰『労働力移動の時代』中公新書、1990年.

西尾幹二『戦略的『鎖国』論』1988年.

林瑞枝『フランスの異邦人』中公新書、1984年.

宮智宗七『帰国子女』中公新書、1990年.

宮島喬『外国人労働者迎え入れの論理』明石書店、1989年.

森田桐郎編『国際労働力移動』東京大学出版会、1987年.

矢野暢『『南進』の系譜』中公新書、1985年.

労働省大臣官房国際労働課『1987年海外労働情勢』1988年.

若槻康雄『排日の歴史』中公新書、1972年.

Appleyard, R. (ed.), International Migration Today, Vol.1,
UNESCO, 1988.

Bean, F.D. et al., "Undocumented Migration to the United
States: Perceptions and Evidence," Population and Development Review, Vol.13, No.4, 1987, pp.671-90.

Bohning, W.R., Studies in International Labour Migration,
Macmillan 1984.

Council of Europe, Immigrant Populations and Demographic
Development in the Member States of the Council of Europe,
Strasbourg, 1984.

Hammar, Thomas(ed.), European Immigration Policy: A comparative study, Cambridge University Press, 1985.

OECD, SOPEMI (Continuous Reporting System on Migration), 1989.

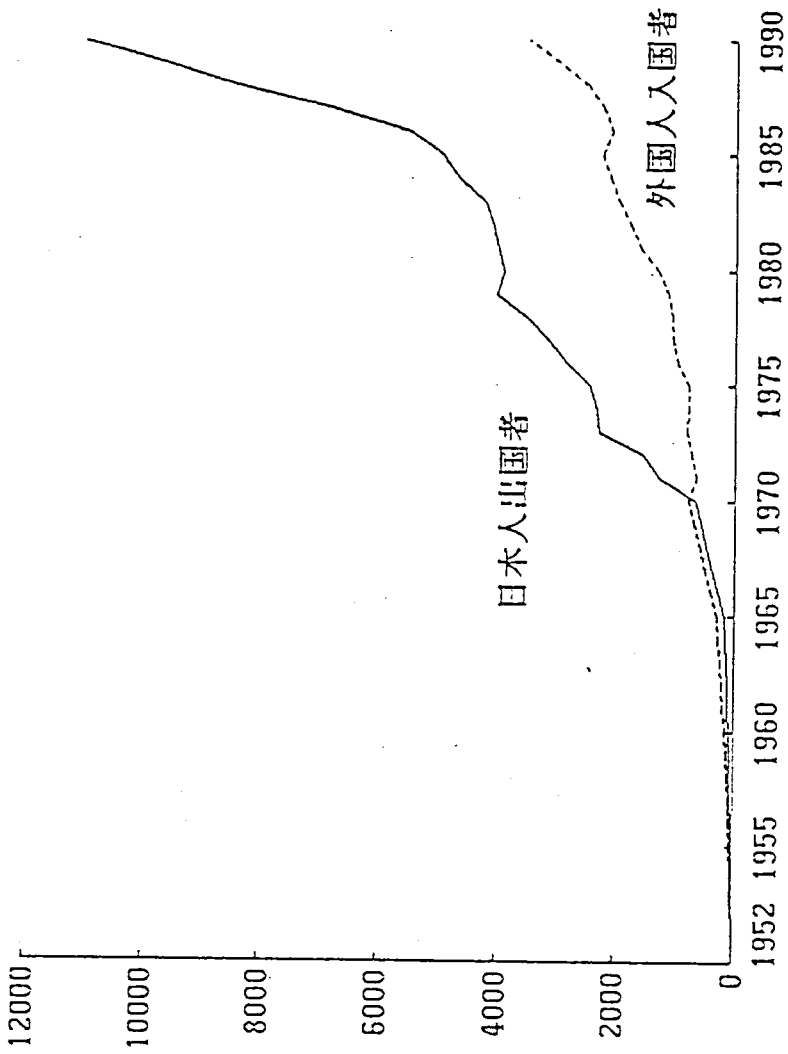
Ross, John, International Encyclopedia of Population, Free Press, 1982.

Stahl, C. (ed.), International Migration Today, Vol. 2, UNESCO, 1988.

United Nations, World Population, Trends and Policies, 1985, 1987, 1989.

図1 日本人出国者数と外国人入国者数の推移

(千人)



(出典) 法務省「出入国管理統計年報」による。

表 1. 伝統的移民受入国の永住入移民数ならびに送出地域別割合：1956-60 ～1986-89

受入国/送出地域	1956-60	1961-65	1966-70	1971-75	1976-80	1981-85	1986-89
総 数 (単位：千)							
世界全域							
アメリカ	1,427.8	1,450.3	1,871.4	1,936.3	2,557.0	2,864.4	2,937.2
カナダ	782.9	498.8	910.8	834.5	605.9	427.2	605.1
オーストラリア	...	594.2	807.0	494.7	402.7	449.9	513.9
ニュージーランド	115.9	170.3	159.1	139.1	60.8	54.8	...
割 合 (%)							
アメリカ							
アフリカ	0.7	0.9	1.4	1.7	2.3	2.7	2.7
アメリカ諸国	35.5	49.1	46.3	43.4	42.6	37.3	50.0
アジア	7.8	7.8	17.8	31.6	40.0	48.0	37.5
ヨーロッパ	55.6	41.8	33.8	22.4	14.3	11.2	9.2
オセアニア	0.4	0.5	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5
カナダ							
アフリカ	0.9	3.1	3.2	5.7	5.1	4.7	14.1
アメリカ諸国	9.1	14.6	17.9	28.7	23.6	21.8	21.0
アジア	2.7	6.2	12.6	24.8	38.3	41.0	39.6
ヨーロッパ	85.8	73.9	63.8	38.9	31.5	30.6	25.3
オセアニア	1.4	1.8	1.6	1.5	1.5	1.2	...
オーストラリア							
アフリカ	...	2.6	3.0	3.6	4.9	...	10.2
アメリカ諸国	...	2.1	4.1	9.9	5.6	...	5.9
アジア	...	4.0	8.3	15.6	32.2	...	29.8
ヨーロッパ	...	88.7	80.0	65.1	41.3	...	35.0
オセアニア	...	2.3	5.4	15.9	15.9	...	19.0
ニュージーランド							
アフリカ	3.1	1.3	0.6	1.8	3.0
アメリカ諸国	3.1	4.1	4.4	5.7	5.8
アジア	3.1	2.8	3.3	3.1	10.9
ヨーロッパ	61.8	53.9	45.7	68.9	45.0
オセアニア	30.1	36.4	45.0	20.0	35.1

出典) UN., World Population Trends and Policies: Monitoring Report, 1985 and 1989.
1986～89年についてはOECD, SOPEMI 1990, 1991.

表2. 西欧の主要受入国における送出国別外国人居住者：最新年次

(単位：千人)

送出国	主要受入国					
	ベルギー 1989	フランス 1985	西ドイツ 1989	オランダ 1989	スウェーデン 1989	スイス 1989
オーストリア	-	-	171.1	-	2.8	28.5
フィンランド	-	-	9.7	-	123.9	1.5
ギリシア	20.7	-	293.7	4.5	6.7	8.3
イタリア	240.5	277.1	519.6	16.7	4.0	379.4
ポルトガル	15.1	751.3	74.9	8.0	1.5	69.0
スペイン	52.4	267.9	127.0	17.4	2.8	114.7
トルコ	81.8	146.1	1,612.6	191.5	24.2	59.5
ユーゴスラビア	5.5	-	610.5	12.8	39.6	116.8
アルジェリア	10.6	820.9	5.9	0.6	0.5	2.2
モロッコ	138.4	516.4	61.9	148.0	1.2	2.0
チュニジア	6.2	202.6	24.3	2.4	1.0	2.7
その他	309.6	769.9	1,334.7	240.0	247.8	255.7
総数	880.8	3,752.2	4,845.9	641.9	456.0	1,040.3
対総人口割合(%)	8.9	6.8	7.9	4.3	5.4	15.6

出典) OECD, SOPEMI (Continuous Reporting System on Migration), 1989, 1990.

表 3. 西アジアにおける外国人労働者の送出国別分布：1975、1980

送出国	国外労働者数(1,000)		割合(%)		1975~80年の 増加率(%)
	1975	1980	1975	1980	
アラブ地域					
エジプト	447.5	695.7	24.5	24.5	55.5
イエメン	290.1	336.1	15.9	12.3	15.9
ヨルダン	214.7	250.4	11.8	9.1	16.6
民主イエメン	70.6	83.8	3.9	3.1	18.7
シリア	70.4	83.2	3.9	2.9	18.2
レバノン	49.7	61.1	2.7	2.2	22.9
スーダン	45.9	89.2	2.5	3.2	94.3
オマーン	38.4	33.5	2.1	1.2	-12.8
イラク	20.6	44.8	1.2	1.1	117.5
ソマリア	6.5	19.7	0.4	0.6	203.1
アルジェリア、モロッコ チュニジア	41.2	66.5	2.3	2.4	61.4
総数	1,295.8	1,763.8	71.2	62.6	36.1
西アジアを除くアジア					
パキスタン	190.7	371.6	10.5	13.0	94.9
インド	154.4	280.5	8.5	9.7	81.7
イラン	106.3	117.1	5.8	4.3	10.1
トルコ	9.5	30.8	0.5	1.2	224.2
その他	14.8	168.5	0.8	6.0	1,038.5
総数	475.7	968.5	26.1	34.2	103.6
その他の地域	48.5	89.5	2.7	3.2	84.5
総数	1,820.0	2,821.7	100.0	100.0	100.0

出典) UN., World Population Trends and Policies: Monitoring Report, 1983.

第 I 部

日本の国際人口移動

第1章 出入国の動向

1 歴史的概観

日本は明治以来第二次大戦後の1960年頃に至るまで、国策によって海外へ移民を送り出す国であったが、近年においては急速に外国人を受け入れる国へ変化してきたといわれている。しかしながら日清・日露の戦争の後には、日本統治下の朝鮮半島、台湾あるいは中国大陸から多くの外国人（朝鮮人、台湾の中国人は戦前は日本人（外地人）とされていたが）が日本本土（内地）に移り住んだ。1910年頃から毎年朝鮮人が10万人から40万人、その他の外国人は年間2万人から4万人程度が入国し、終戦直後には朝鮮人は200万人、中国人は10万人を超えたという（法務省入国管理局『出入国管理の回顧と展望』1980年、p. 70、116）。これは当時の日本の人口7,000万人強の3%に当たり、現在のヨーロッパ諸国、たとえば1989年のオランダにおける外国人割合の4%に近い。これら日本本土に居住していた外地人は終戦後その相当部分が母国に帰ったが、約50万の人々が日本にとどまることになった。日本における外国人とは、戦後の長期にわたって、主としてこのように戦前から残留する在日外国人およびその子孫（ほぼ永住資格の外国人に該当）であった。

近年、新たに入国する外国人がしだいに増加してきた。現在のところ、入管法によって外国人の単純労働者の入国は認めないという方針が確立されているため、永住者等の資格以外で合法的に入国し在留登録を行っている外国人は43万人にすぎない（1990年末、表1-1）。しかし、1980年の12万人から数えるとわずか10年の間に4倍近くに急増していることになる。また、近年永住者等の資格を持つ在

日外国人は日本人との結婚などによりやや減少し、約65万人となっている。したがって在留外国人に占める永住資格外国人の割合は1970年頃の90%から1990年には60%にまで低下してきた。

一方、1970年代以後日本企業の海外進出にともない海外に長期に滞在する目的で出国する日本人がしだいに多くなっている。このため、国際移動による人口変動をみると、日本人は出国超過で、長期滞在する外国人の入国が増えたとはいえ、登録外国人でみる限り、日本人の出国超過と外国人の入国超過のバランス自体はここ数年まだ数千人マイナスである。ただし、短期滞在資格で日本国内に合法的に入国したあと不法に残留するいわゆる不法残留外国人を考慮に入れてこの出入国数のバランスをみると、近年むしろ逆に数万人プラスになっている（図1-1）。

2 外国人の出入国の動向

出入国には移民や長期滞在のためのものと観光などの短期滞在のためのものがあるが、国際人口移動として扱うのは本来、前者である。しかし、実際にはその両者ははっきりと区別できないところがあり、相互に関係がある。そこでここでは、まず広くすべての移動を含む出入国を扱う。

法務省の『出入国管理統計年報』によれば、外国人の入国数は、1960年に15万人であったが、経済成長が進展するとともに増加し、1980年の133万人から1990年の358万人へと3倍近くに増加した。ことに近年の増加が著しく、1988年から1990年の2年間に100万人も増加した（総論図1）。

入国外国人の国籍をみると、近年韓国（98万人）、台湾（61万人）、

米国（56万人）が多くなっている。1990年1年間の外国人入国者数350万人（日米協定該当者約7万人を除く）のうち新規入国者は293万人で（残る57万人は再入国許可による入国者の再入国）、新規入国者のうちの圧倒的多数が観光やビジネス目的などの90日以内の短期滞在者（270万人）で、長期滞在者はその10分の1弱（22万人）である（表1-2）。

この短期滞在資格の入国外国人の一部は、入国後長期滞在資格へと資格変更し、また、ある部分は90日の滞在期間終了後も滞在するいわゆる不法残留者となるものとみられる。1990年の南米からの日系人の出稼者の多くはこの資格変更者である。たとえば、外国人登録しているブラジル人は、1989年末には14,528人であったが、1990年末には56,429人へと急増した。一方、1990年1年間にブラジルから入国したものの63,462人のうち長期資格のものは11,617人にすぎず、大部分が短期資格で入国後長期資格に資格変更したものである。

1990年1年間の外国人の出国者数は334万人（日米協定該当者を除く）であったので、入国超過数は16万人であった。このなかのある部分が不法残留者であると考えられるが、不法残留など不法滞在外国人については後（第2章）でもふれる。

長期滞在（91日以上）の在留資格を持つ新規入国外国人22万4千人（1990年）はいわば「合法長期滞在者または合法就労者」といえるが、この資格の内訳をみると（表1-2）、就労関係では「興行」7万5千人、その他の就労資格2万人、合計9万5千人となっている。興行以外の就労資格は1988年の5万3千人から1990年の4万8千人へと若干減少している。近年外国人就労者の増加が注目を集めているが、合法的に入国するものの数は今のところ10万人強にとどまる。

残りの長期滞在資格の入国者のうち、「留学」は1万人、「就学」は2万1千人であり、「研修」は3万8千人である(1990年)。研修資格は企業などでの就労は認めず研修を受けることのみを認めるものであるが、研修とは名ばかりで実際には就労とほとんど変わらないという事例もある。就学資格は日本の大学などの入学に備えて日本語学校などに通う学生で、1990年にはこれが留学資格入国者の2倍以上にあたる。「留学」および「就学」の資格については事前に法務大臣から資格外活動の許可を受ければ、原則として1日4時間を超えず学業に支障を及ぼさない範囲でアルバイトをすることが認められ、これ以上の就労については資格外の不法就労となるが、入国した就学生がどの程度就業しており、本来の就学目的を逸脱した就労目的の入国者がどの程度あるかを知ることのできる資料はない。

3 日本人の出入国

1964年(昭和39年)に海外渡航が自由化されて以来、日本人海外旅行者数は景気の変動による一時的な停滞を別にすれば急速に増大してきた。特に最近数年の伸びは著しく、1990年(平成2年)には前年より14%増加して1,100万人と、1千万人の大台にのった。

1990年の日本人の出国者数1,100万人のうち、909万人(83%)は観光目的のもので、その他は191万人(17%)である。その渡航先はアジアがもっとも多く525万人(48%)、これに続くのが北アメリカ390万人(35%)である。

これらの日本人出国者のうち、観光など短期滞在目的と長期滞在目的の出国数を区別する統計はない。そこで、入国者から出国者を引いた出国超過数をみると、1990年に4万5千人で、1975年以後累積

すると37万人になる。そのうち、男性は10万9千人、女性は26万1千人であるが、女性の方がかなり多いのは外国人と結婚し夫の本国で居住する女性が多いためとみられる。出入国統計では観光などの短期滞在目的の出国者と入国者（帰国者）はほぼ等しいと考えられるから、このような出国超過数（ ΔJ ）は長期滞在目的の出国者（ J_e ）と、入国者（ J_i ）の差と考えられる。一方、住民基本台帳では、日本人の入国者は近年6～8万人であるが、これはすべて長期滞在日本人の帰国者＝入国者（ J_i ）と考えられる。この二つの統計を結びつけて考えると、近年の毎年の長期滞在目的出国者数（ J_e ）は、この住民基本台帳による入国者（ J_i ）6～8万人と出入国統計による出国超過数（ ΔJ ）4～5万人を加えた数、10～13万人と推定される。これは1990年の日本人出国者総数1,100万人のおよそ1%にあたる。

4 出入国と人口変動

近年、日本の人口は自然増加率の低下により年々その増加率が停滞している。その一方で、外国人の増加が大きくなってきたため、外国人による人口増加のウェイトがしだいに大きくなっている。総務庁の推計人口によると、1988～1989年の人口増加（1988年10月1日から1989年9月30日まで）は47万2千人、0.38%であり、出入国の社会増加はマイナス4千人である。社会増加がマイナスであるのは日本人の出国超過4万5千人が、外国人の入国超過4万1千人より大きいからである。

この外国人の入国超過数は91日以上長期滞在資格をもつ外国人のみで、短期資格から長期資格への変更者（1985年に7,000人）や、不法滞在外国人は含まれない。したがって、外国人の入国超過によ

る増加が総人口の増加に占める割合は1割に近い大きさになっていることになる。これを都道府県別にみると、地域によっては登録外国人による人口増加が近年しだいに重みを増しており、東京都、大阪府では外国人人口の増加が日本人人口の減少をある程度埋め合わせているとみることができる（表1-3）。

この出入国の状況を20～34歳の青年人口に限ってみると、1986～88年において日本人人口はマイナス8万人であるのに対して、外国人人口はプラス6万3千人であったから、全体としてはマイナス1万7千人にとどまり、外国人青年人口増は日本人青年人口の減少の8割にあたることとなる。この青年人口の動向を都道府県別にみると、東京都を除く大都市圏の各県での増加が著しい一方、非大都市圏の各県では減少しているが、外国人青年人口はどの県でもほぼプラスとなっている。

5 出入国管理

わが国に入国する外国人は入管法により、入国管理の上で在留資格を有する者、難民、寄港した船・航空機の乗員・乗客等の3種に分けられる。難民は政治的理由等により迫害から逃れてきたと思料されるときは、一時庇護のための上陸が許可されるほか、在留資格の一つである永住資格取得の要件が緩和される。在留資格を有する外国人は、91日以上滞在する場合、外国人登録法により上陸後90日以内に居住地の自治体に登録申請をしなければならない。入管法は、外国人の入国・在留について、日本で行うことのできる活動または日本に在留することのできる身分や地位を在留資格の種類によって分類し、これを中心として外国人の入国や在留の管理を行うという

在留資格制度をとっている。したがって、外国人は、入管法に定めるいずれかの在留資格が付与されてはじめて入国・在留が認められ、活動を行うことができるのである。

在留資格は、以前は18種類のもものが設けられていたが、1990年6月に施行された改正法では、これに加えて、より広く外国人を受け入れるとの観点から、〈法律・会計業務〉〈医療〉〈研究〉〈教育〉〈人文知識・国際業務〉〈企業内転勤〉〈文化活動〉〈就学〉〈永住者の配偶者等〉及び〈定住者〉の在留資格を新たに設け、合計28種類（その後の改正で現在は27種類）の在留資格が設けられることとなった（なお、1991年11月施行の入管特例法により、「平和条約関連国籍離脱者の子」の資格が消滅し、資格は27種となった）。さらに、既存の在留資格、〈芸術〉〈報道〉〈技術〉〈興行〉〈技能〉〈研修〉〈特定活動〉等についてもその活動の範囲、内容を拡大する等の整備が行われた。この改正法による在留資格の整備拡充は、外国人の入国・在留目的の多様化に対応し、かつ我が国経済社会の国際化の進展に対応し、専門的技術・技能・知識等をもって日本で働こうとする外国人を可能な限り受け入れるべきという考え方にも十分応えうるものとされている（『国際人流』37号、1990年7月）。

一方、いわゆる単純労働就労については政府や民間において近年大きな議論になったが、結局従来通り在留資格としては認めないという基本方針は変更されなかった。また、在留資格以外の就業を行う不法就労については新たに雇用主に対する罰則規定が設けられた。

従来、外国人がいかなる要件を満たせば入国・在留できるかは、これまで入国管理局の内部基準に従い決定されてきており、外部のものに公表されることはなかったが、改正法では、この基準を省令

で定め（第七条第一項第二号）、外部に明示したことによって、日本に入国しようとする外国人にも一般の人にも、どのような外国人がどのような条件を満たせば入国できるかが分かるようになった。

在留外国人はその在留資格に応じた活動内容以外の活動によって収入を得ることは不法就労としてあらかじめ許可を受けない限り禁じられているが、在留資格が永住者、日本人の配偶者等（日本人の子などの日系人を含む）、永住者の配偶者等、定住者（日本人の孫などの日系人および難民等）である者については、活動に制限はない。

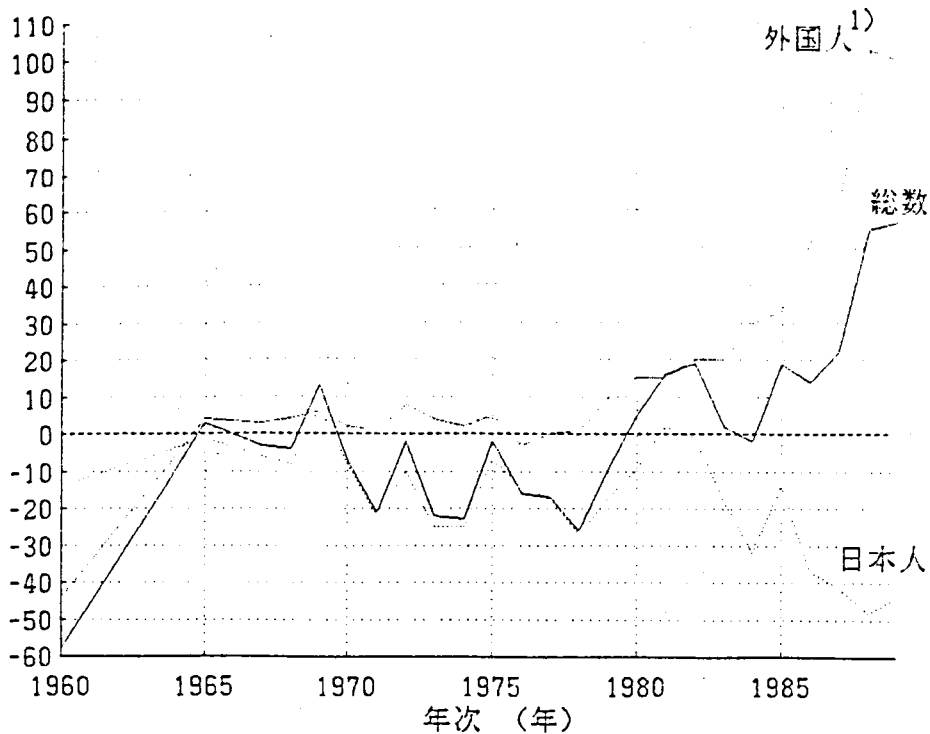
表1-1 在留資格（2区分）別登録外国人数：1952～90年

年次	実数			割合(%)			登録外国人が 総人口に占め る割合(%)
	総数	永住者等	その他	総数	永住者等	その他	
1952	573,318	556,838	16,480	100.0	97.1	2.9	0.67
1959	674,315	631,796	42,519	100.0	93.7	6.3	0.73
1964	659,701	593,123	66,578	100.0	89.9	10.1	0.68
1969	696,405	612,968	83,437	100.0	88.0	12.0	0.68
1974	749,094	639,546	109,548	100.0	85.4	14.6	0.68
1980	776,000	652,153	123,847	100.0	84.0	16.0	0.66
1984	840,885	670,141	170,744	100.0	79.7	20.3	0.70
1986	867,237	655,696	211,541	100.0	75.6	24.4	0.71
1988	941,005	648,012	292,993	100.0	68.9	31.1	0.77
1989	984,455	646,889	337,566	100.0	65.7	34.3	0.80
1990	1,075,317	645,438	429,879	100.0	60.0	40.0	0.87

1952年は11月末日，1959～74年は4月1日，1980年は7月1日，1984～89年は12月末日現在。
法務省入国管理局『出入国管理の回顧と展望』1980年，法務省『在留外国人統計』，総人口
は総務庁『国勢調査報告』，『人口推計月報』改訂数字特集による。

(千人)

図1-1 日本人・外国人別入国超過数



法務省『出入国管理統計年報』による。1) 正規出入国者のほかに協定該当者（日米間の地位協定および日本における国際連合の軍隊の地位に関する協定による駐留軍軍人、軍属およびその家族で、軍艦または軍用機によらないで、本邦へ出入国した者）を含む。

表1-2 在留資格別新規入国外国人数：1990（平成2）年

在留資格	実数	割合(%)
総数	2,927,578	100.0
短期滞在	2,703,793	92.4
観光目的	1,643,808	56.1
その他の目的	1,059,985	36.2
長期滞在者	223,785	7.6
	(100.0)
外交	8,554	(3.8)
公用	13,802	(6.2)
[就労目的]	94,868	(42.4)
興行	75,091	(33.6)
その他	19,777	(8.8)
文化活動	1,920	(0.9)
留学	9,528	(4.3)
就学	20,851	(9.3)
研修	37,566	(16.8)
家族滞在	10,744	(4.8)
特定活動	3,935	(1.8)
日本人の配偶者等	13,543	(6.1)
配偶者	4,051	(1.8)
子	9,492	(4.2)
永住者の配偶者等	165	(0.1)
定住者	8,154	(3.6)
日系人	456	(0.2)
日本人の家族	2,072	(0.9)
その他	5,626	(2.5)
一時庇護	155	(0.1)

法務省『出入国管理統計年報』による。

（注）ここで長期滞在者とは、短期滞在資格（90日又は15日）以外のものを指す。ただし、就学、研修、家族滞在、興行には3月の滞在期間のものを含む。

ここで就労のその他としたのは、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、技能である。

表1-3 都道府県別登録外国人人口の増加：
1988～89（昭和63～平成元）年

都道府県	外国人	日本人	総人口
全 国	50,490	434,044	484,534
埼 玉	4,959	108,612	113,571
千 葉	2,862	79,683	82,545
東 京	14,428	-36,141	-21,713
神 奈 川	8,604	88,924	97,528
静 岡	2,583	16,471	19,054
愛 知	2,959	37,049	40,008
京 都	868	1,395	2,263
大 阪	2,230	-4,077	-1,848
兵 庫	777	31,015	31,792
福 岡	490	18,400	18,890

外国人人口は法務省『外国人登録国籍別人員調査表』による
6月末人口と12月末人口の平均人口。日本人人口は総務庁
統計局『人口推計資料』による10月1日の人口。
外国人の多い上位10県。

第2章 日本における外国人

1 在留外国人の動向

(1) 外国人人口の統計

外国人人口の統計としては外国人登録による統計があり、このなかには不法に滞在する外国人が含まれない場合が多い。一方、国勢調査は日本にいる常住外国人人口すなわち3か月以上滞在する外国人を対象とし、その滞在が不法か合法かを問わない。つまり、国勢調査の方が対象範囲が広い。これは主として、たとえば1990年において国勢調査による外国人数は886,397人（1990年10月1日現在）、登録外国人数は1,075,317人（1990年12月末現在）、不法残留者数（法務省による推計値、1990年7月1日現在）は約10万人である。したがって、外国人人口把握のためには、合法的な在留者である登録外国人数に不法残留者数（法務省による推計値）を加えたものを用いるのが、最も実態に即したものとなる。

外国人登録によると、登録外国人数は1990年12月末現在107万5千人で、総人口の約0.87%に当たり、1990年1年間に9万1千人、約9%増加した（表1-1）。最近の外国人流入の勢いからみて、この登録外国人数はここ当分急増していくものと予想される。

在留外国人統計によれば、在留外国人には第2次大戦終結に伴って日本国籍を失った朝鮮半島および台湾等出身の外国人とその子孫（永住資格者の大部分）約64万人（約60%）が含まれており、それ以外の外国人は約43万人（約40%）ということになる（表2-1）。

(2) 外国人の年齢、在留資格

年齢別にみると、登録外国人は20歳代と30歳代で比重が高くなっ

ており、1990年末にはそれぞれの年齢層の1%以上に達した。男女別にみると、男子人口は53万9千人、女子人口は53万7千人で、わずかに男子人口の方が多い。

在留資格別にみると、1990年末において在留外国人107万5千人のうち、永住者は64万5千人で、その他の資格によるものは43万人である。後者のうち、日本語学校等に在学するもの（「就学」資格）は3万6千人、「研修」資格のものは1万3千人、「留学」資格のものは4万9千人である（表2-1）。研修資格の入国者数と比較すると、研修資格の在留者の方が3分の1程度と少ないのは、研修資格入国者の在留期間が一年以下のものが多いためとみられる。

また、なんらかの仕事に就労する者の資格では合計6万8千人が滞在しており、うち「興行」が2万1千人でもっとも多く、その他商用などの就労関係は5万2千人である。したがって合法的な就労者は約7万人にすぎない。

以上の資格の他、主なもののひとつは家族に関する資格で、「留学」、就労関連の資格者の配偶者・子など家族として在留するものの数は計3万8千人で、就労の資格者の約3分の1に当たる。

この他に、「日本人の配偶者等」（配偶者および子）の資格のものは13万人とかなり多い。これは南米からのいわゆる日系人の出稼ぎの増加および後でみる外国人と日本人との婚姻数の増加の結果である（この二つの異質なカテゴリーを区別する統計は公表されていない）。また、日本人の孫などにあたる日系人は1990年の入管法の改正により「定住」資格を得ることができることが明示され、この資格によって就労する日系人なども1990年末には5万4千人に増えた。これらの日系人など、「身分又は地位」による在留資格をもつ者が

日本国内で就業することについては法的には制限がない。これらの資格を持つ者に特定した就労の実態についての統計はないが、多くのものが就労しているものとみられる。

(3)外国人の職業

いわゆる外国人就労者という場合、以下のような3種類が考えられる。すなわち、①就労に関連した資格を持ち適法に在留する一般の外国人（約7万人）、②就労に関連しない長期滞在の資格を持ち合法的に就労する外国人、③不法就労外国人。②には、戦前から日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者およびその子孫のうち就労しているものを含み、また日系人もここに含まれる。③はさらに以下の3つに分けられる。(1)不法入国者・不法上陸者、(2)「短期滞在」等の資格で入国しながらその滞在期間に就労するもの、および就学や研修資格などの長期資格を持ちながら不法に就労するもの（資格外活動者）、(3)「短期滞在」等の資格で入国し、滞在期間が過ぎても滞在する不法残留者で、就労するもの。

しかし、今のところ法務省の在留外国人統計の就業に関する統計では、不法就労外国人数が含まれないのはもちろんのこと、それ以外の2者についても滞在資格別の就業状態は知ることができない。また、不法滞在者（残留者）は、法務省の推定によると、1991年11月末現在21万6千人とみられている。

以上の前提で、登録外国人の職業をみると、1990年末に就労者は31万人で、学生などの無職者は76万3千人である。この31万人という就労者と就労に関する在留資格をもつ7万3千人とを対比すると、23万7千人がそれ以外の資格で就労していることが分かる。この大部分は永住者等の資格であり、その他には日本人の配偶者・子、定住者が

含まれるとみられる。

職業別に国籍・男女別をみると、「教員」は1万8千人のうちアジア以外の地域が多く、とくに米国が9千人（46.6%）で突出している（表 2-2）。「芸術家、芸能家」は1万4千人のうち、フィリピンが1万1千人（77.9%）で、そのうち女性が1万人である。また、サービス従事者は2万8千人のうち、フィリピンが9千2百人（33.2%）、うち女性が8千6百人であるのが目立っている。

(4)外国人の国籍

国籍別にみると、1990年末に韓国・朝鮮69万人、中国15万人に次ぐのが1990年に入って急増したブラジル5万6千人で、それに続くのが近年急速に増加したフィリピンで、4万9千人と米国の3万8千人を追い抜いた。アジア全体では92万人で在留外国人の86%に及ぶ（表 2-3）。ブラジル人は1989年から急増したものであるが、その大部分が日本国籍を持たない日系移民およびその子孫であり、その背後には日本国籍を保持している日系移民も相当数いるものといわれている。

国籍を男女別にみると、1990年末にアジアでは男44万8千人に対し女47万6千人で、女の方がやや多くなっているが、その他の地域では男9万人、女6万人と男の方が多い。これは長期滞在資格をもつものについてであって、後でみる不法残留者を加えるとアジアでも男の方が多くなるとみられる。

国籍を年齢別にみると、外国人総数では20歳代前半12.6%、後半14.4%であるのに対して、韓国・朝鮮、中国を除く「その他の国」は若い新規入国者が多いため20歳代前半（23.8%）が特に多いのに対し、中国は20歳代後半（24.0%）が多い（1990年末）。

在留資格ごとに国籍別にみると（表2-1）、永住者等の資格のもの64万5千人のうち、韓国・朝鮮が61万1千人、中国が2万5千人とこの2か国ではほぼ100%近くを占める。「就学」資格のものでは中国がもっとも多く、2万4千人（68.1%）に上る。「研修」資格では韓国・朝鮮、中国以外のアジア各国が多く5千5百人（41.9%）である。「留学」資格では中国が多く2万9千人（60.3%）である。「日本人の配偶者等」は国際結婚をした配偶者および日系人（日本人の子）を含み、中国2万3千人（17.7%）、その他のアジア諸国2万6千人（19.7%）およびブラジル4万人（31.0%）が目立っている。

(5)外国人の地域分布

都道府県別にみると、外国人人口は東京都（21万3千人）と大阪府（21万人）に集中しており、この2都府で全国の外国人総数の39%を占めている（1990年末）（表2-4）。外国人人口の占める割合は、東京都で1.8%、大阪府では2.4%に及んでいる。国籍別にみると、東京都ではその28.2%が中国籍であり、大阪府では89%が韓国・朝鮮籍である。また韓国・朝鮮籍の27.1%が大阪府に、中国籍の40.0%が東京都に、その他の国籍の25.7%が東京都にそれぞれ集中している。しかし、外国人人口はしだいに東京都、大阪府以外へも広がりがつつある。

2 国際結婚、出生、帰化

(1)日本における外国人の結婚

①外国人の婚姻をめぐる法令と統計の変遷

日本に入国した外国人が増加するとともに、日本国内で日本人とあるいは外国人同士で結婚するものも増加する。さらに、これらの

結婚から出生が生じ日本の人口そのものに影響を与える。

結婚時において夫妻の国籍が異なるいわゆる国際結婚は日本人については第二次大戦以前には存在しなかった。1873（明治6）年の太政官布告第103号（内外人婚姻条規）により、日本人と外国人との結婚は政府の許可を条件として可能になったが、日本人と結婚した外国人妻は日本国籍を取得し、外国人と結婚した日本人妻は原則として日本国籍を失う。この意味で、日本は夫婦の国籍同一主義、夫系主義をとっていた。これは1899年制定の旧国籍法でも引き継がれ、1950年に新国籍法が制定されるまで続いた。したがって、婚姻後も日本人と外国人のままの婚姻が許されたのは1950年以後のことである。また、これが人口動態統計として公表されたのは1965年以後である。

外国人同士の婚姻については、1898（明治31）年の法律「法例」により、（第13条）「婚姻成立の要件は各当事者につきその本国法によりてこれを定む。その方法は婚姻挙行の地の法律による。」とされ、日本の戸籍役場に届けられた外国人同士の婚姻が人口動態統計として公表されている。教会で挙式し日本国内の役場に届けられない婚姻については今のところ統計に現われるような手段が取られていないものとみられる。

一方、外国人による出生については、わが国の場合は、生まれた国の国籍が自動的に与えられる米国、イギリス、フランス（ただし、父母の一方がフランス生まれ）のような生地主義の国とは異なり、ドイツ、イタリア、オランダと同様の血統主義にたち、父母とも外国人であると、日本国内生まれであっても日本国籍を与えない。父母の一方が日本人である場合は、1984年の国籍法改正以前は父につ

いてのみ日本人であったが、1985年以後は父母どちらについても日本国籍を与える父母両系主義になった。婚姻した外国人は国籍法により一定の条件で帰化が認められている。このため、夫と妻の一方が婚姻時に外国人であったものがどの程度日本人の出生に寄与しているかは統計的に把握が難しい。

短期在住資格で入国した外国人は日本人と婚姻することにより長期滞在資格（日本人の配偶者等）、さらには永住資格を得ることができる。また、長期滞在資格や永住権を持つ外国人と婚姻した外国人は長期滞在資格を得ることができる。このように、婚姻を通じて外国人は長期滞在資格あるいは永住資格を得ることができる。

在留外国人の資格変更（結婚したことによる日本人の配偶者等への資格変更）の統計は一部を除いて公表されていない。

②外国人の結婚の動向

1990年の日本国内における日本人と外国人とのいわゆる国際結婚の件数は25,626件で、1965年の4,156件から25年間に6倍以上に増加した。このうち、夫が外国人で妻が日本人であるものは1965年の3,089件から1990年の5,600件への増加にとどまったが、妻が外国人で夫が日本人であるものは同じ期間に1,067件から20,026件へと急増した。したがって、日本国内における婚姻件数のうち夫妻とも日本人というものは、1965年に99.1%であったが、1989年には96.0%に低下し、日本人と外国人との結婚、いわゆる国際結婚は3.5%となった（表2-5）。

日本人と婚姻した外国人の国籍をみると、日本人の妻と外国人の夫との婚姻については、1965年に総数3,089組のうち夫の国籍が米国のものは過半数の1,592組、韓国・朝鮮籍は1,128組となっていた。

しかし、1990年には総数5,600件のうち韓国・朝鮮籍が2,721組、米国籍は1,041組、中国籍が708組、その他が1,080組となり、米国籍の減少、韓国・朝鮮籍の増加、その他の国籍の増加が目立っている。一方、日本人の夫と外国人の妻との婚姻は1970年代まで「韓国・朝鮮」の国籍を持つ妻との結婚が多かった（79.0～72.9%）が、1980年代には、韓国・朝鮮籍、中国籍とともに、その他の国籍をもつ妻との婚姻が急激に増加し、4割近くに上っている（表2-6）。他の統計から推測すると「その他」の大部分がフィリピンと考えられる。

日本国内で婚姻届をした外国人の婚姻を国籍別にみると、外国人の夫のうち妻が日本人であるものの割合は、1965年の43.3%から1990年の60.9%に上昇し、逆に外国人の妻のうち夫が日本人であるものの割合も同じく20.9%から84.8%に上昇した。韓国・朝鮮籍の夫や妻についてみると、夫では1980年代前半まで、妻では1980年まで、その半分以上が外国人（おそらく大部分は同じ韓国・朝鮮籍）と結婚していたが、以後しだいに（特に妻について）日本人との婚姻割合の方が大きくなっている。これは新たに入国した韓国人と日本人の結婚が増えているだけでなく、すでに永住資格を持つ朝鮮・韓国籍の者と日本人の結婚も増えているためで、いわば結婚による両者の融合が進みつつあるとみることができよう。また、韓国・朝鮮、中国、米国籍以外の妻については日本人が夫であるものの割合は70.9%から92.9%まで上昇した。ここにはアジア各国から日本に働きに来て日本人と知り合って結婚するものだけでなく、日本人の夫と結婚するためにやってくるいわゆる外国人花嫁が含まれているものとみられる。

婚姻の発生を在留資格の面から見ると、1985年に「日本人の配偶

者等」への資格変更を行なったものは6,349人で、このうち観光などの短期在留資格からのものが3,582人、長期滞在資格では留学資格から205人、また語学教師や各種学校などの資格から2,060人など合計2,767人である。なお、1985年の日本人と外国人の婚姻数12,500件と比較すると、短期在留資格からのものはその29%を占めることになる。これらの短期資格者のなかで、3ヶ月のうちに日本人配偶者をみつけて電撃的に結婚したものは少ないと考えられることから、その多くは、すでに結婚相手の決まったものが便宜的に短期資格で入国したものと考えられる。

また、1982年以降の「日本人の配偶者等」への資格変更者数は、1982年の1,934人から1984年の5,136人へと急増した。この中の80%が日本人の配偶者と推計されている。また、入国後に資格変更を行った外国人の国籍は、台湾が全体の約3割と最も多く、ついで韓国、フィリピン、アメリカの順となっている。

③外国人と日本人との婚姻における初・再婚の別

日本人と外国人とのいわゆる国際結婚は最近の15年間（1975～90年）にその数が急激に増加しているが、初再婚別に分けると、日本人妻の場合には、組合せ別の割合に大きな変化がみられず、初婚同士は75%前後と最も多く、ついで「外国人の夫が再婚－日本人の妻が初婚」の組合せが10%前後、さらに「日本人妻が再婚－外国人の夫が初婚」の組合せは8～10%、そして再婚同士が4～6%と、それぞれ安定している。

これに対して、外国人と結婚する日本人の夫の場合には再婚者の割合が急増しており、1975年～79年に夫再婚の割合は約20%であったが、最近では40%となっている。この中には、就労するための長

期資格を得たい外国人女性と結婚し、離婚、再婚を繰り返す日本人男性（いわゆる偽装結婚）が含まれているものとみられるが、その割合は不明である。

(2) 日本における外国人の出生

日本国内で生まれた子の国籍は、1984年までは父母の一方が外国人であるとき父親が日本人である場合のみ日本国籍となり、母親が日本人でも日本国籍は得られなかったが、国籍法改正により1985年からは日本国内で生まれた子供は父母のどちらか一方が日本人であれば日本国籍を取得することになった。

日本国内における外国人の出生はこの国籍法改正により1984年の11,789件（0.8%）から1985年の5,798件（0.4%）に半減したが、その後ふたたびしだいに増加しており、1990年には7,459件（0.6%）となった（表2-7）。

1990年の日本国籍の出生数122万人のうち父または母が外国人であるものは1.1%で、日本人の国際結婚の割合（3.5%）と比べて、極めて小さい。このギャップは、結婚後、子の出生までに帰化したものが若干はいることによる面もあるが、国際結婚のなかに前述のような偽装結婚が含まれているためではないかと考えられる。

(3) 外国人の帰化等による日本国籍の取得

日本に居住する外国人は本人が希望し所定の要件を満たせば法務大臣の許可により帰化することができ、日本国籍を取得することができる。外国人で日本国籍を取得した人数と日本人で国内において日本国籍を喪失した人数の差は国籍の異動による日本人人口の純増加になる。当然ながら日本国内においては前者が圧倒的に多いのでこれはプラスとなっている。国籍異動による日本人の増加数は1990

年には7,976人であった。これは1989年末在留外国人数98万人の約0.8%、1990年在留外国人増加数9万1千人の9%にあたる。1984年の国籍法の改正にともない、1984年以前に日本人の母親から生まれた外国籍の未成年の子は、一定の期間（1985～87年）内に日本国籍を取得できるとの特例が設けられ、この時期国籍異動による日本人の純増が大きくなったが、1989年以後は国籍異動は半減した（表2-8）。

3 自治体での対応例

外国人の増大は、彼（女）等が居住する地域の自治体に様々な対応を促すが、特に外国人の増大が著しい東京都の各区ではすでに多くの対策が始められている。これらの対策には今後外国人の増大に直面する多くの自治体が学ぶべきことが少なくないと考えられる。ここにとりあげるのは、ひとつは欧米のビジネスマンが多く住む港区、もうひとつは中国人を中心としてアジア系住民の多い豊島区である。

港区には、1990年7月1日現在、約1万1千人の登録外国人が住み、これは区民17万5千人の約6%にあたるが、そのうち3分の1近くが米国人である。ここに住む外国人には高収入層が多く、外国人1人当たり平均の住民税は日本人の住民税の約2.5倍になる。港区では新しく区民になる住民に配布する区政要覧、区内地図、生活情報案内や区広報を英文で用意するなど、情報サービスに力を入れている。1988年には外国人の区民を対象として意識調査を行い、外国人が抱えている問題、要求を把握するように努力している。また、外国籍区民の比重の大きさからみて区政への参加を図ることが必要であるとの認識の下に、1990年度から区政モニターに外国人を若干名加え、

今後さらに区の審議会への参加を検討している。

豊島区では、1990年7月1日現在登録外国人は約1万4千人で、区民26万5千人の約5%を占めているが、その半分以上にあたる9千人近くが中国人である。区内には日本語学校が30校以上あり、低家賃の木造アパートも多く、池袋を中心とした飲食業でのアルバイトにも便利であることから、就学生の在留資格で居住するものが多数に上っている。

豊島区では1985年ごろから町内会関係者による区政連絡会の場で外国人をめぐる大小のトラブルが取りあげられるようになり、1987年に区役所内に国際化対策委員会が設置され、1988年度予算から各種の事業が具体化されている。その事業の概要は表2-9のように情報紙誌の発行、案内標識の整備、小中学生の外国語教室、結核健康診断の実施など多岐にわたっており、区職員や一般区民に対して外国人に対応する能力を養成したり、交流の場をつくることも含まれている。

このような幅広い取組みの努力が各区で行われているが、各区の間の経験交流、都や国のレベルでの情報の提供や支援も望まれる。

表2-1 在留資格、国籍(4区分)別、登録外国人人数：1990(平成2)年

在留資格	総数		アジア	韓国・朝鮮	中国	他のアジア	アジア以外
	実数	割合(%)					
総数	1,075,317	100.0	924,560	687,940	150,339	86,281	150,757
留学	48,715	4.5	44,874	9,953	29,354	5,567	3,841
研修	13,249	1.2	11,570	1,193	4,831	5,546	1,679
就学	35,595	3.3	33,895	5,970	24,251	3,674	1,700
就労	67,983	6.3	36,048	3,897	9,789	22,362	31,935
興行	21,138	2.0	20,370	633	771	18,966	768
その他	46,845	4.4	15,678	3,264	9,018	3,396	31,167
文化活動	1,929	0.2	1,097	183	742	172	832
特定活動	3,260	0.3	1,297	44	99	1,154	1,963
家族滞在	37,829	3.5	23,566	9,480	10,215	3,871	14,263
永住	645,438	60.0	639,306	610,924	25,068	3,314	6,132
定住	54,359	5.1	33,556	10,412	15,263	7,881	20,803
日本人の配偶者等	130,218	12.1	68,684	19,999	23,051	25,634	61,534
永住者の配偶者等	14,466	1.3	13,575	9,683	3,178	714	891
短期滞在(観光など)	16,467	1.5	11,878	2,675	3,888	5,315	4,589
その他(未取得・一時庇護)	5,809	0.5	5,211	3,527	257	1,427	598

法務省「在留外国人統計」による。12月末日現在。

表2-2 国籍(12区分)、職業 別登録外国人人数:1990年

職業数	総数		割合	アジア	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	他のアジア	米国	アジア以外のその他
	実数	数								
総	1,075,317		100.0	86.0	64.0	14.0	4.6	3.5	3.6	10.5
有職者	310,856		100.0	73.4	56.3	7.7	7.1	2.4	6.7	19.9
教員	18,350		100.0	15.6	10.1	3.9	0.4	1.1	46.6	37.8
芸術家・芸能家	14,376		100.0	92.5	9.3	4.2	77.9	1.1	3.1	4.4
その他の技能者	24,586		100.0	48.2	28.5	13.2	1.6	4.8	26.5	25.4
管理的職業従事者	23,723		100.0	80.7	69.7	8.8	0.3	2.0	8.4	10.8
事務従事者	62,195		100.0	86.3	72.9	10.4	0.5	2.5	3.5	10.1
貿易・販売従事者	42,099		100.0	96.7	86.5	8.4	0.2	1.6	1.3	2.0
農林・漁業・採鉱従事者	1,790		100.0	94.5	86.6	6.1	0.9	0.9	1.2	4.2
運輸・通信従事者	12,214		100.0	98.2	95.6	1.5	0.4	0.6	0.6	1.2
技能工・生産工程従事者	77,761		100.0	54.6	48.3	3.1	0.6	2.7	0.6	45.1
一般労働者	6,011		100.0	79.7	73.6	4.0	0.7	1.4	0.2	20.0
サービス業従事者	27,751		100.0	92.2	40.6	15.3	33.2	3.1	0.3	6.8
無職	762,882		100.0	91.1	67.2	16.5	3.5	3.9	1.0	6.6
不詳	1,579		100.0	69.9	36.8	17.2	5.3	10.6	2.3	22.0

法務省『在留外国人統計』による。12月末日現在。

表2-3 国籍別にみた登録外国人数：1960～90年

国 籍	1960年		1975年		1985年		1990年	
	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
総数	650,566	100.0	751,842	100.0	850,612	100.0	1,075,317	100.0
韓国・朝鮮	581,257	89.3	647,156	86.1	683,319	80.3	687,940	64.0
中国	45,535	7.0	48,728	6.5	74,924	8.8	150,339	14.0
ブラジル	240	0.0	1,418	0.2	1,955	0.2	56,429	5.2
フィリピン	390	0.1	3,035	0.4	12,261	1.4	49,092	4.6
アメリカ合衆国	11,594	1.8	21,976	2.9	29,044	3.4	38,364	3.6
ペルー	40	0.0	308	0.0	480	0.1	10,279	1.0
イギリス	1,758	0.3	4,051	0.5	6,792	0.8	10,206	0.9
タイ	266	0.0	1,046	0.1	2,642	0.3	6,724	0.6
ベトナム	57	0.0	1,041	0.1	4,126	0.5	6,233	0.6
カナダ	1,182	0.2	1,538	0.2	2,401	0.3	4,909	0.5
マレーシア	71	0.0	718	0.1	1,761	0.2	4,683	0.4
オーストラリア	311	0.0	930	0.1	1,842	0.2	3,975	0.4
インドネシア	420	0.1	1,119	0.1	1,704	0.2	3,623	0.3
ドイツ	1,279	0.2	2,740	0.4	3,017	0.4	3,606	0.3
フランス	650	0.1	1,484	0.2	2,392	0.3	3,166	0.3
インド	783	0.1	1,668	0.2	2,546	0.3	3,107	0.3
アルゼンチン	33	0.0	249	0.0	329	0.0	2,656	0.2
バングラデシュ	108	0.0	684	0.1	2,109	0.2
パキスタン	89	0.0	248	0.0	1,032	0.1	2,067	0.2
ニュージーランド	56	0.0	258	0.0	536	0.1	1,275	0.1
イラン	94	0.0	206	0.0	682	0.1	1,237	0.1
ミャンマー	39	0.0	146	0.0	312	0.0	1,221	0.1
スリランカ	38	0.0	285	0.0	509	0.1	1,206	0.1
無国籍	630	0.1	2,676	0.4	1,982	0.2	1,476	0.1
その他	3,754	0.6	7,639	1.0	13,346	1.6	19,395	1.8

法務省『出入国管理統計年報』および同省入国管理局登録課『外国人登録国籍別人員調査表』による。外国人登録法に基づき登録された各年末現在の数字である。1990年の人数の多いもの23位までを示す。

- 1)北ベトナムと南ベトナムの合計。2)マレーシアとシンガポールの合計をマレーシアに示す。
3)西ドイツのみ。4)パキスタンとバングラデシュの合計。

表 2-4 都道府県別にみた性別登録外国人数：1990年

都道府県	総 数		
	総 数	男	女
全 国	1,075,317	538,765	536,552
北海道	10,333	5,541	4,792
青 森	2,399	1,113	1,286
岩 手	2,153	1,001	1,152
宮 城	6,577	3,328	3,249
秋 田	1,627	730	897
山 形	1,697	745	952
福 島	4,433	2,061	2,372
茨 城	12,283	5,925	6,358
栃 木	10,403	5,362	5,041
群 馬	11,900	5,979	5,921
埼 玉	37,249	18,798	18,451
千 葉	32,329	14,873	17,456
東 京	213,056	109,805	103,251
神 奈 川	76,676	41,029	35,647
新 潟	4,981	2,176	2,805
富 山	2,901	1,303	1,598
石 川	4,540	2,147	2,393
福 井	5,942	2,914	3,028
山 梨	3,765	1,608	2,157
長 野	10,324	4,389	5,935
岐 阜	13,498	6,991	6,507
静 岡	23,086	11,743	11,343
愛 知	79,161	41,063	38,098
三 重	11,944	6,029	5,915
滋 賀	10,170	5,190	4,980
京 都	54,288	27,147	27,141
大 阪	209,587	102,836	106,751
兵 庫	90,084	45,191	44,893
和 歌 山	8,453	4,008	4,445
鳥 取	2,338	1,073	1,265
島 根	1,983	925	1,058
岡 山	10,634	5,076	5,558
広 島	21,145	10,127	11,018
山 口	15,384	7,418	7,966
徳 島	991	450	541
香 川	2,361	1,097	1,264
愛 媛	3,042	1,339	1,703
高 知	1,476	754	722
福 岡	31,551	15,804	15,747
佐 賀	1,880	958	922
長 崎	4,068	2,071	1,997
熊 本	3,016	1,362	1,654
大 分	3,942	1,896	2,046
宮 崎	1,975	863	1,112
鹿 児 島	2,220	854	1,366
沖 縄	6,002	3,067	2,935

法務省『在留外国人統計』による。12月末現在。

表2-5 夫妻の国籍別婚姻数：1965～1990(昭和40～平成2)年 (%)

年次	婚姻総数		夫妻とも日本人 (1)		夫日本人 妻外国人 (2)		夫外国人 妻日本人 (3)		夫妻とも外国人 (4)	
	婚姻総数	100.0								
1965	958,902	100.0	99.14	0.11	0.32	0.42				
1970	1,033,952	100.0	99.02	0.20	0.33	0.44				
1975	945,976	100.0	98.90	0.34	0.30	0.46				
1980	778,624	100.0	98.56	0.56	0.37	0.50				
1985	739,002	100.0	97.93	1.05	0.60	0.43				
1986	714,168	100.0	97.80	1.16	0.60	0.45				
1987	699,163	100.0	97.49	1.46	0.63	0.43				
1988	710,924	100.0	97.18	1.73	0.65	0.45				
1989	711,783	100.0	96.30	2.50	0.71	0.49				
1990	725,727	100.0	95.97	2.76	0.77	0.49				

厚生省統計情報部『人口動態統計』による。日本における婚姻総数。

表2-6 日本人と婚姻した国籍別外国人数：1965～90（昭和40～平成2）年

年次	夫		妻		外国人		日本人		その他	数	韓国・朝鮮	中国	米国	その他
	総数	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	その他	韓国・朝鮮	その他	韓国・朝鮮	その他						
1965	3,089	100.0	36.5	5.1	51.5	6.8	1,067	100.0	79.0	11.3	6.0	3.7		
1970	3,438	100.0	40.3	5.7	45.7	8.3	2,108	100.0	72.9	13.3	3.6	10.3		
1975	2,823	100.0	55.0	8.6	22.4	14.0	3,232	100.0	61.9	17.8	4.7	15.6		
1980	2,875	100.0	57.4	6.7	21.7	14.1	4,366	100.0	56.0	20.8	4.1	19.1		
1985	4,443	100.0	56.8	8.6	19.7	14.9	7,738	100.0	46.8	22.8	3.3	27.1		
1986	4,274	100.0	54.5	8.2	21.0	16.4	8,255	100.0	42.6	22.3	2.6	32.5		
1987	4,408	100.0	53.7	9.8	21.5	15.1	10,176	100.0	43.3	19.4	2.3	35.0		
1988	5,043	100.0	55.0	9.4	19.3	16.3	12,267	100.0	41.3	18.2	1.9	38.6		
1989	5,600	100.0	51.3	12.2	18.8	17.7	17,800	100.0	43.2	18.5	1.2	37.2		
1990	5,600	100.0	48.6	12.6	19.5	19.3	20,026	100.0	44.6	18.0	1.3	36.0		

厚生省統計情報部『人口動態統計』による。
日本における日本人と婚姻した外国人についてののみ。

表2-7 国籍別出生数:1955~90(昭和30~平成 2)年

年次	総数	日本	外国	(%)
				外国籍中の 韓国・朝鮮
1955	1,746,299	99.11	0.89	92.4
1960	1,619,175	99.19	0.81	92.3
1965	1,837,476	99.25	0.75	91.8
1970	1,947,944	99.30	0.70	88.1
1975	1,914,707	99.31	0.69	87.4
1980	1,588,632	99.26	0.74	84.4
1981	1,540,666	99.27	0.73	82.9
1982	1,526,912	99.25	0.75	81.3
1983	1,520,338	99.23	0.77	81.3
1984	1,501,569	99.21	0.79	79.4
1985	1,437,375	99.60	0.40	83.4
1986	1,388,878	99.57	0.43	82.0
1987	1,354,232	99.44	0.56	81.3
1988	1,321,619	99.42	0.58	78.6
1989	1,253,981	99.43	0.57	75.6
1990	1,229,044	99.39	0.61	70.4

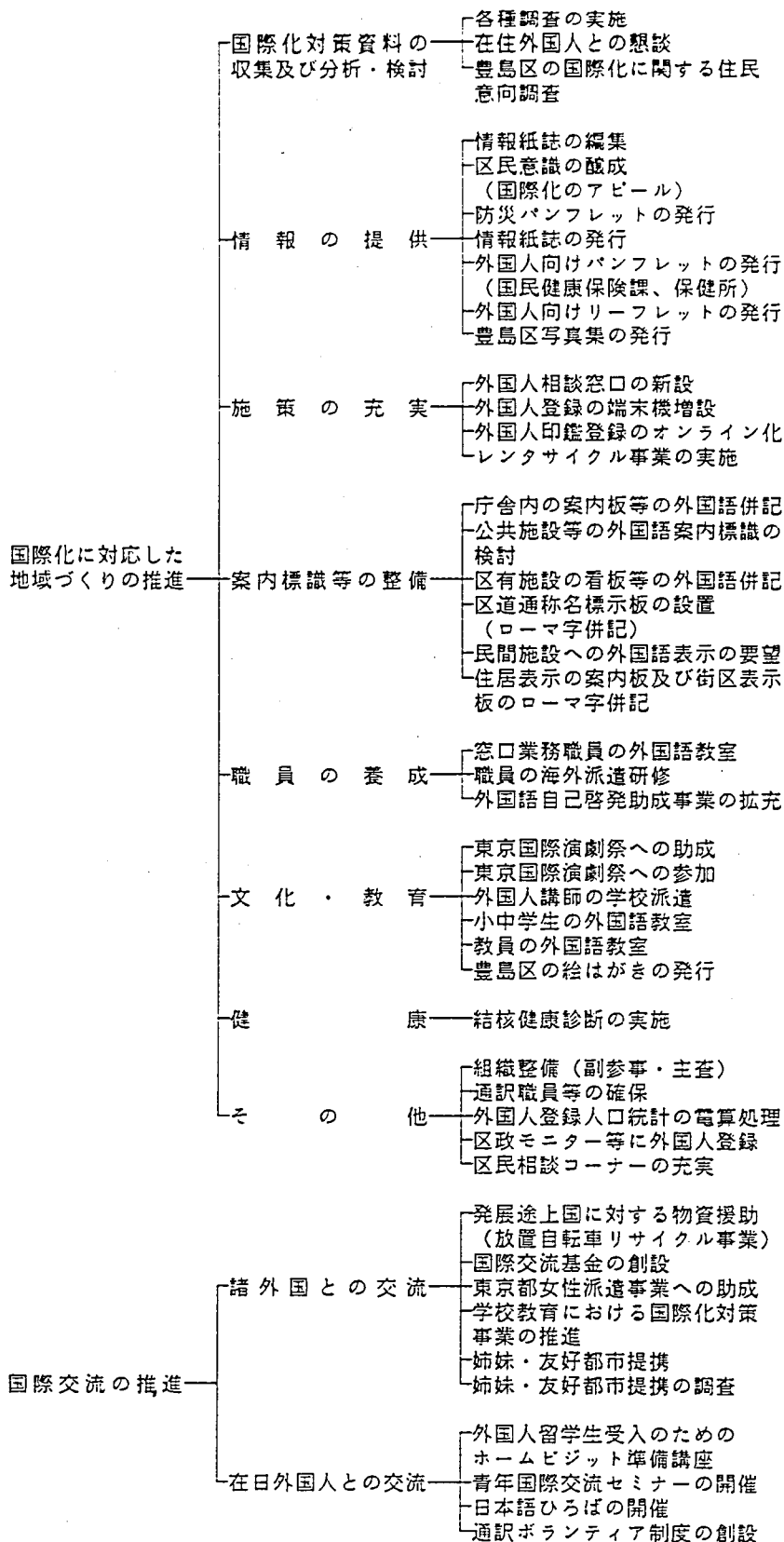
厚生省統計情報部『人口動態統計』による。
日本国内における出生数。

表 2-8 性別国籍の異動による日本人人口の純増：1967～90年

年次	総数	男	女	年次	総数	男	女
1967	3,235	1,692	1,543	1980	7,389	3,605	3,784
1970	4,327	2,177	2,150	1981	7,947	3,940	4,007
1971	3,708	1,800	1,908	1982	8,605	4,195	4,410
1972	4,052	1,935	2,117	1983	7,796	3,645	4,151
1973	12,231	7,014	5,217	1984	5,900	2,806	3,094
1974	8,923	5,034	3,889	1985	14,467	7,095	7,372
1975	6,597	3,333	3,264	1986	11,533	5,715	5,818
1976	7,496	3,800	3,696	1987	10,896	5,395	5,501
1977	4,142	1,956	2,186	1988	12,091	5,998	6,093
1978	6,699	3,253	3,446	1989	6,138	3,039	3,099
1979	6,943	3,358	3,585	1990	7,976	4,140	3,836

総務庁統計局『人口推計資料』などによる。国籍取得者と国籍喪失者との差。
各前年10月1日～当年9月30日について。

表2-9. 豊島区における国際化対策



第3章 日本から世界へ

1 日本人の出入国の趨勢

(1) 1千万人弱が出入国

日本人の出入国者数は、わが国が高度経済成長期に入る1960年（昭和35年）には出入国とも10万人を超える程度であったが、1990年（平成2年）には出入国ともに1千万人の大台を突破した（総論図1）。最近の数年間は年間100万人を大きく超える増加を示してきたが、その要因としては、1964年（昭和39年）の海外渡航自由化のような制度的なもの、所得の増加、円高、旅費の相対的低下、海外経済活動の活発化等の経済的なもの、余暇の拡大、海外留学の普及等の社会的なものがあげられよう。これらの様々な要因が相まって日本人は世界に出ていき、日本の国際化を身をもって推進してきた。

日本人の国際人口移動のフローとしての出国者については2（節）で詳しく観察し、ストックとしての在留邦人については3（節）で詳述するが、本節では入出国の差と入国（帰国）者についてみておくこととする。

(2) 女性の出国超過数は男性の倍

出国者数と入国者数はほとんど平行して増加してきているが、出国者数が入国者数を年間4～5万人程度上回っており、このほとんどは長期に海外に滞在する者の増加によると考えられる。

性・年齢5歳階級別に1990年の日本人の出国超過数をみたのが表3-1である。0～4歳では男女ほぼ同数で出国超過数が大きいのが、父親の海外赴任に伴われて行くためであり、学齢に達する5～9歳で出国超過数は減少し、さらに中学生となる10～14歳では入国超過になっ

ている。父親が中年になり帰国するためのものや、日本で中等教育を受けるため帰国する者がいることが原因である。15歳から34歳にかけては、男女ともに出国超過数が大きく、留学や海外赴任によるものと思われる。40歳を超えると男性は入国超過になるのに対し、女性は出国超過が再び大きくなる。男性は海外赴任を終えて帰国する者が増加するのに対し、女性では日本において外国人と結婚している者が、夫の本国への帰国に伴い出国する者が増加するためではないかと考えられる。

(3) 海外滞在期間は8割が10日以内

1990年（平成2年）の日本人帰国者数を、滞在期間別にみると、5日以内のごく短期の滞在が614万人で56%、6～10日の291万人で27%であり、両者を合わせると8割以上が10日以内の短期の滞在である。一方、3ヵ月以上の長期滞在后帰国した者は、40万人で3.6%を占めた。

3ヵ月未満の短期滞在者について、滞在期間と帰国者数を掛け合わせた延年間滞在人数を計算すると、1年を通じて常時平均20万人の日本人が海外に短期滞在していることになる。なお、これに長期滞在者30万人と永住者25万人を加え、さらに長期滞在者で在留届をしていない者の数を加えると、およそ100万人に近い日本人が常時海外にいるものと考えられる。

2 海外旅行者の現状

(1) 海外旅行者数は1千万人

1964年（昭和39年）に海外渡航が自由化されて以来、海外旅行に出かける日本人出国者数は景気の変動による一時的な停滞を別にすれば急速に増大してきた。特に最近数年の伸びは著しく、1990年

(平成2年)では前年より14%増加して1,100万人と、はじめて1千万人の大台にのった。

日本人出国者数は戦後長い間、外国人入国者数を下回っていた。ところが、1967年頃に逆転した後は、外国人入国者数の伸びが比較的緩やかであるのに対し、日本人出国者数は、2度のオイルショックの時期の停滞があるものの、著しい増加が続いている。この背景には、所得水準の上昇に加えて、ジャンボジェット機の就航、円高、パッケージツアーの普及等による国際観光旅行の伸びとともに、日本経済の国際化による業務目的の海外渡航の増大がある。

(2)海外旅行の8割は観光

渡航目的別に海外旅行者数の推移をみると、観光が常に8割を超している。次いで短期商用・業務が1割余りを占めるが、実数では大きく増加しているものの、全体に占める割合はやや低下の傾向にある。この2つを合わせると95%を超えている。

次に、渡航先によって渡航目的がどのように違うかを表3-2でみてみる。アジアと北アメリカでは、観光がともに85%近く、短期商用・業務が10%前後を占める。ヨーロッパはこれらに比較して、距離的に遠くなるためか、観光がやや減り短期商用・業務の割合がやや増加する。オセアニアは観光が90%と大部分を占める。一方、アフリカと南アメリカでは短期商用・業務がともに4分の1程度であり、観光はそれぞれ68%、44%と小さい。南アメリカでは、その他が3割と大きな割合を占めるが、永住によるところが大きい。

(3)女性は20歳代で海外旅行者が多い

日本人海外旅行者数を男性と女性にわけて、年齢階級別にみたのが図3-1である。0歳から14歳までは男女がほぼ同じであり、親に連

れられて海外旅行をするので男女に差がない。15～19歳で女性が男性より多くなり、20～24歳で女性は最大になり、男性の倍近くにもなる。また、女性は25～29歳でも多く、20歳代全体で174万人が海外に出かけており、女性の全海外旅行者の4割を占めている。男性では25歳から49歳が多いが、観光に加えて短期商用・業務で海外旅行をする者が多いためであろう。ピークは40～44歳の102万人であるが、これはこの年齢層が団塊の世代で人口が多いことにもよる。男性では、20歳代が全体の2割、30歳代と40歳代がそれぞれ4分の1を占め、これらを合わせると7割を占める。男女共、60歳以上を合計すると1割を占めており、高齢者の海外旅行も少なくない。

(4)海外旅行はアメリカ、香港、韓国へ

法務省の「出入国管理統計」では、最初の渡航先の国はわかるが、いくつかの国を回った場合の訪問先がわからない。そこで、世界観光機関や各国の資料で日本人海外旅行者の旅行先をみると、アメリカ合衆国が254万人と著しく多く、そのうちハワイが136万人、グアムが49万人を占めている。次いで、香港の124万人と韓国の111万人が100万人を超えている。これらの後には、台湾92万人、シンガポール68万人、フランス66万人、西ドイツ62万人と続く。

(5)日本人の海外旅行は短期滞在型

各国政府の観光機関資料から、日本人海外旅行者の平均滞在日数を全外国人観光客の平均と比較すると、香港とシンガポールのような狭い観光地は全体でみても滞在日数は少ないが、なかでも日本人旅行者の滞在日数は短い。また、オーストラリアのような長期滞在型の観光地においても、全旅行者の平均が30日であるのに対して、日本人旅行者はわずか8日にすぎない。

3 日系人・在留邦人の動向

(1) 日系人は米国とブラジルで9割

昭和30年代の高度経済成長期に至るまでは、日本の人口問題の中心は人口過剰問題であった。現在の開発途上国にみられるように、増大する人口に対して食糧と雇用の確保を図ることが、国家的な課題であった。その解決策のひとつとして移民が奨励され、戦前においては南米・アメリカ合衆国の西海岸とハワイ、満州国等への移民など、農業従事者を中心とした人口流出があった。図3-2は1898年（明治31年）から1941年（昭和16年）までの旧移民保護法による移民数の年次推移である。景気の変動、国際関係や国内情勢に影響されて大きな波があるものの、平均して年間2万人程度の移民が、1937年（昭和12年）の日華事変まで続いている。1897年（明治30年）以前の移民数の詳細は不明であるが、戦前の移民の総数は80万人を超える程度であったと推定される。また、この他に旧移民保護法の移民とされないが、満州及び中国本土に約170万人の在留邦人がいたと言われている。

戦後においても移民は奨励されたが、我が国の経済発展によってその様相は大きく変わる事となる。戦後の海外移住者数の推移は図3-3のとおりである。アメリカ合衆国およびブラジルをはじめとする中南米諸国への移民は、昭和30年代前半には年間1万4千人前後であり、ピーク時の1958年（昭和33年）には1万5千人となっている。その後は減少が続いたが、アメリカ合衆国における1965年の移民法の発効と1969年（昭和44年）の国別割当の撤廃などにより、1983年（昭和46年）に第2のピークとなった。しかし、この傾向は長くは続かず徐々に減少して最低で2千3百人となった後、近年はやや持ち直

し年間3千人程度となっている。

移住国別にみると、戦後の移住者総数26万人のうち約半数がアメリカ合衆国に、4分の1強がブラジルに移住し、以下アルゼンチン、カナダと続く。これらの移住者のなかには移住先で帰化し日本国籍を有しない者もあり、他方、移住先国で生まれ日本国籍を所持しない2世以下の者も少なくなく、これらの外国人は日系人と呼ばれる。海外の日系人数は、アメリカ合衆国が5割、ブラジルが4割近くを占めている。なお、移民の推進政策として渡航費貸与および渡航費支給の制度がある。この制度による送出先はほとんどが中南米であり、ブラジルが8割、パラグアイが1割となっている。送出者数は1960年（昭和35年）の8千4百人をピークに急減し、現在は50人程度となっている。これは、我が国が高度経済成長期に入って雇用機会が増大し、人口過剰の問題が薄れていったのと軌を一にしている。

(2)急増する長期滞在者

戦前の在留邦人数は外務省の調べによると、1904年（明治37年）の13万9千人までさかのぼることができる。その後、我が国の海外膨張政策に伴い、在留邦人数は急速に増加していき、1912年（大正元年）に29万3千人、1926年（昭和元年）に64万人、1934年（昭和9年）には100万人を超え105万8千人となっている。統計のとれる最後の年である1938年（昭和13年）には142万1千人にもものぼっているが、当時の内地（日本本土）の人口が7千万人を超える程度であったことを考えると、相当の在留邦人がいたことがわかる。

つぎに表3-3により長期滞在者と永住者に分けて、海外の日本人数の近年の推移をみ、てみる。ここで、日本国籍を保有し、在留国より永住権を認められている者を永住者といい、3ヶ月以上の滞在者で永

住者でない者を長期滞在者という。また、在留邦人とはこれらの永住者と長期滞在者を合わせたものである。

長期滞在者数は1970年（昭和45年）の6万4千人から年1万人を超える伸びで急速に増加したのち、1980年（昭和55年）代前半でやや増加のスピードが落ちたが、最近では過去に例がないほどの急増ぶりである。男女別にみると男子が多いが、これは男子の単身の海外赴任が多いためであろう。性比は女子100人について、過去は男子が140～150人であったが、女子の増加率が高まったため120人台に低下してきている。

永住者数については、25万人前後で変動はあるものの安定しているが、この15年間は減少の傾向がみえる。永住目的の出国日本人数は増加傾向にあるので、永住者のうちで、滞在国の国籍を取得し日本国籍を喪失する者、帰国する者および死亡等による減少が上回っているであろう。特に最近、南米から移民及びその子孫である日系人（外国人）の日本への流入が問題になっているが、在留邦人の減少も目立っている。たとえば、ブラジルでは1987年の115,252人から1990年の105,060人に減少し、ペルーでは1987年の5,865人から1990年の2,458人へと減少している。

永住者については長期滞在者とは逆に、女子が男子よりも多い。1975年（昭和50年）にはほぼ男女同数であったのが、最近の性比は女子100人に対し男子87人となっている。日本の人口の性比97に対して、かなり低い値である。これは外国で外国人と結婚するのが日本人男子よりも日本人女子の方が多いことによるものとみられる。

旅券法により、外国に住所または居所を定めて3月以上滞在するものは、在留届を提出しなければならないこととなっている。外務省

が1990年（平成2年）に公表した「在留届提出状況に関する調査」は、海外進出企業関係者を対象としたものであるが、在留届の提出率は69%となっている。企業関係者の在留届の提出率は在留邦人の中では最も高いと思われるので、在留邦人全体の提出率はこれをかなり下回るのではないかと思われる。同調査では滞在期間が長いほど在留届を提出する人が多くなり、5年以上の場合は98%とほぼ全員が提出している。

最近5年間の出国超過数は21万5千人となる。1985年から1990年の5年間の在留邦人数の増加は表3-3から13万9千人となっており、出国超過数とかなりの開きがある。国籍喪失数や死亡数と出生数の差等の要因もあるが、在留届の未提出によるところが大きいと思われる。

なお、出入国管理統計による永住目的の出国者数（1989年に58,164人）には外国に居住し商用等で日本との間をしばしば往復する者も含まれるので、日本からの永住目的の出国者数としてはむしろ旅券発行数が実数を反映していると思われるが、1989（平成元）年の永住目的の一般旅券発行数は3,603件であった。

(3) 在留邦人はアメリカとブラジルに居住

長期滞在者数と永住者数を上位10か国についてみたのが表3-4である。長期滞在者ではアメリカ合衆国が4割を占め、次いで英国が1割、ドイツ連邦共和国5%、香港、フランスと続く。これに対し永住者では、ブラジルが4割を超え、アメリカ合衆国が3割、カナダ、アルゼンチンが5%と続く。上位10か国で長期滞在者については79%を占めているのに対し、永住者では91%を占め、長期滞在者の方が世界に広く分布していることが分かる。永住者はアメリカ合衆国とブラジルに偏るなど、戦後の移住者と似た分布のところがある。国によっ

て永住権や国籍の取得の難易が大きく異なり、これが統計にも影響していると考えられる。

4 経済的背景

(1) 海外直接投資額が急増

短期商用・業務で海外に出張する者や、海外支店や現地法人に赴任する者は、前節でみたように近年急増しているが、その背景には日本経済の国際化がある。ここでは、図3-4で日本の対外直接投資額の年次推移をみて、その一端をうかがうこととする。

対外直接投資額は1989年（平成元年）で675億ドルに上るが、1985年（昭和60年）以降急増している。1989年（平成元年）の対外直接投資額のうち、証券投資が63.9%を占める。証券投資には現地法人の設立や資本参加が含まれるので、このような投資により在留邦人の増加も促されることとなる。残りは金銭貸付が35.0%、支店設置・拡張が1.1%となっている。支店設置・拡張も在留邦人増加の要因であるが、全体に占める割合は小さい。

投資地域別にみると、近年は北米への投資の増加が大きく、平成元年度で初めて50.2%と半分を占めるに至っている。これは、日米経済摩擦の解決策の一つとして、対米輸出から現地生産への切り替えが進行していることも反映している。欧州への投資は21.9%であり、そのうちイギリスとオランダが多くの部分を占めている。アジアに対する投資は実額では他の地域と同様急増しているが、全体に占める割合では12.2%と停滞している。アジアの中では、香港、シンガポール、タイへの投資額が大きい。

(2) 長期的な為替動向

海外直接投資額の急増や海外旅行者数の急増の要因の1つとして、為替レートが大きく影響していると考えられる。1973年（昭和48年）2月に円が変動相場制に移行した後のほぼ1年間は1ドル301円台から305円近辺で推移したが、1977年（昭和52年）以降円高が大幅に進行し、1978年10月末には1ドル176円となった。その後、ドルが反騰し、米国の高金利政策もあって円は弱含み、1980年4月には円は260円台となった。円はその後、1981年1月には200円を切るまで上昇したが、再び弱含み、1982年後半から1985年まで、概ね221円から278円で推移した。1985年9月のプラザ合意以降、ドル高是正の進展とともに、1988年には120円台をつけ、その後1990年には、一時160円台まで弱含むこともあったが、1992年6月現在、円は124円台から126円台の推移となっている。

為替レートの推移と日本人出国者数の推移を見比べると、1977～78年と1986年以降の円高の進行期に、出国者数の伸びがきわめて高くなっている。図3-5は為替レートと日本人出国者数のそれぞれの対前年変化率の推移である。1970年を過ぎる頃から、両者の大まかな傾向は一致している。しかも、日本人出国者数の変化率が1年遅れで為替レートの変化率を追いかけているように見える。もちろん、円高の直接の影響だけではなく、景気の波が両者に共通に作用していることもあるが、このような円高の進行が、海外旅行者数の増加の大きな要因となっていることは疑いがない。

5 在留邦人の生活

(1) 制度上の問題

国家の主権の及ぶ範囲は、原則として領土内に限られるので、日

本の国内法の適用が在留邦人や日本人海外旅行者に及ぶことは原則としてはない。しかしながら、国内で起きた事項に関連することなどについては、日本の制度の適用を受ける場合がある。在留国での制度の適用については、国際人権規約及び難民条約によって、国籍によって人権が差別されないことが定められているが、これらの条約を批准していない国も多いのが現状である。また、開発途上国においては社会保障制度等、生活に密着した制度が整備されていない国が多く、生活上の問題が多く残されている。いくつかの制度について、海外生活との関係についてみる。

公的年金制度は、長い現役時代に被保険者として保険料を支払い、老後に年金を受給するという、個人の一生に関わる制度である。このため、国民年金では昭和61年4月から、海外に在住する日本人も任意加入できるようになった（国民年金法附則第5条第1項第3号）。また、加入の申し出等の事務の代行を（社）日本国民年金協会が行い、便宜を図っている。厚生年金保険については、国内の適用事業所に使用される者であれば被保険者となるので、海外に居住する者でも海外出張や海外派遣等の扱いであれば厚生年金保険に加入していることになる。国民年金及び厚生年金保険の受給者が海外に居住している場合は、海外送金により年金を受けることができる。

医療保険については国民健康保険の場合、日本国外にあるときに係る療養については、給付を行わないこととしている（国民健康保険法第59条第1項）。健康保険では、厚生年金保険と同様に、適用事業所に常に使用される者は被保険者となる。過去においては日本国内で療養を受ける場合に限り保険給付の対象としていたが、海外で勤務する日本人が増えている状況にかんがみ、現在では国外で療

養を受けた場合も給付の対象とされている。

国会議員の選挙や地方公共団体の長及び議員の選挙については、日本国籍を有していても市町村の地区内に住所を有していなければ、選挙人名簿に登録されない（公職選挙法第21条第1項）ので投票をすることができない（公職選挙法第42条第1項）。なお、短期の海外旅行であれば、不在者投票により選挙権の行使ができる。

労働者災害補償保険では、開発途上国に対する技術協力を実施する団体や国内の適用事業所から海外へ派遣される者について、特別加入が認められている（労働者災害補償保険法第27条第6、7号）。

(2)長期滞在者の過半数は民間企業関係者

長期滞在者を職業別にみると、1990年では総数36万8千人のうち民間企業関係者が24万1千人で65.4%と過半数を占め、次いで留学生・研究者・技師の7万7千人、20.8%が続く（ただし長期滞在者本人の同居家族は本人の職業に含める）。地域別の特色は、アジアでは民間企業関係者の占める割合が高い。北アメリカと西ヨーロッパは、4分の1前後が留学生・研究者・技師で占められている。企業活動や研究教育活動と関係の薄い地域は中央アメリカ、南アメリカ、東ヨーロッパ、アフリカで、政府関係職員の占める割合が高い。オーストラリアなどでその他が15.7%と他地域に比較して高いが、年金生活者に人気があるのも一因であろう。

(3)帰国子女、海外日本人子女も増加

学齢期の子供がいる場合に海外赴任で悩む最大の問題は、教育についてであろう。特に大学受験を控えた高校生や高校受験生の場合、赴任先に連れて行くかどうか悩むこととなる。また、海外で就学する場合に、日本人学校に入れるか、国際校（インターナショナルス

クール)か現地校かという選択がある。これには、どの言語の習得を主とするかという問題が伴っている。いずれにしても、在留邦人の増加とともに海外の就学者数は、表3-5のように増加してきている。最近10年間で、小学校は1.5倍、中学校は3倍近い伸びである。1990年(平成2年)では、小学生相当児童が3万7千人、中学生相当生徒が1万3千人であり、これに幼稚園児相当児童1万1千人と高等学校相当生徒3千人を加えると、6万4千人に上る。小学生及び中学生相当の子女のうち、日本人学校に在籍している者は約4割、補習授業校に在籍している者が約4割、現地校のみに在籍している者が約2割となっている。海外子女教育の対策として、日本人学校や補習授業校への教員の派遣、義務教育教科書の無償配布、通信教育事業等が行われている。

海外勤務者等の子女で、引き続き1年を超える期間海外に在留した後、帰国した児童生徒を帰国子女というが、海外での就学子女数の増加に伴って帰国子女も同様に増加しており、表3-6のように1989年度(平成元年度)中に帰国した子女数は、小学生7千人、中学生3千人、高校生2千人となったが、今後も増加していくものと思われる。帰国子女対策として、大学入試において帰国子女の枠が設けられ、帰国子女の多い地域を中心に、帰国子女教育研究協力校及び帰国子女教育受入推進地域の指定等が行われている。

(4)信頼できる医療施設はある

海外生活の不安の1つは、病気になったときに信頼できる医療施設があるか、日本語が通じるかということである。労働省は日本労働協会(現在、日本労働研究機構)と協力して、1988年8月に企業の海外派遣者を対象にその職業と生活に関する調査を実施した(『海

外派遣勤務者の職業と生活に関する調査結果報告書』)。その調査結果の医療施設に関する部分をみると、近くの信頼できる医療施設があると答えた者は、北米では98%、ヨーロッパで94%と高く、全体でも9割近くになっている。ただし、地域差が大きく、アフリカと中近東では低く、6割にとどまっている。また、日本語の通じる医療施設については、北米の90%、アジアの83%が高く、全体では7割となっている。医療については、全体としては信頼できる医療施設を持っている人の割合が一定レベルに達しているが、地域の諸事情による地域差が大きい。

(5) 地域によって異なる犯罪や事故

海外生活の不安の1つは犯罪や事故に巻き込まれることである。外務省では在外公館が援護した邦人について『海外邦人援護関係統計』をまとめている。

在外公館が取り扱った案件に限られるが、1986（昭和61）年度の3,838件から1990（平成2）年度10,252件へと、海外渡航者数の増加をはるかに上回って増加している。その内訳を人数別にみると、図3-6に示すように犯罪被害が56%にのぼっている。地域別に事件の割合をみると、北米と欧州は交通事故の援護が少ないが、事故そのものが少ないわけではなく、事故に伴うトラブルを自分で処理できるためであろう。災害はアフリカが他地域に比較して、やや大きな割合を占めている。犯罪加害はアジアが比較的大きな割合を占めるが、日本との距離的な近さに関係していると思われる。どの地域でも援護件数に占める犯罪被害の割合が最も大きく、欧州では全体の4分の3に上っている。疾病等に関する件は、中近東とアフリカで1割を超えているが、前述の信頼できる医療施設のない地域と重なっている。

表3-1 日本人の性・年齢別出国超過数：1990（平成2）年

年 齢	総 数	男	女
総 数	29,758	12,397	17,361
0～4歳	9,555	4,946	4,609
5～9歳	955	679	276
10～14歳	-1,436	-805	-631
15～19歳	10,866	4,988	5,878
20～24歳	9,666	5,308	4,358
25～29歳	2,707	1,660	1,047
30～34歳	416	136	280
35～39歳	-882	-970	88
40～44歳	-2,403	-1,405	-998
45～49歳	-441	-885	444
50～54歳	497	-328	825
55～59歳	21	-436	457
60～64歳	-330	-517	187
65歳～	567	26	541

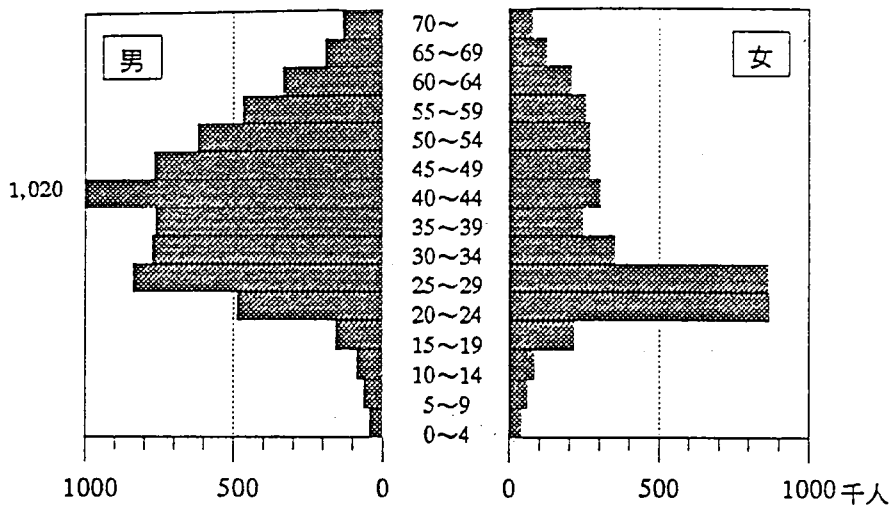
注：1) 1989年10月1日から1990年9月30日の出国者数
から入国者数を引いたもの
2) 年齢は1990年10月1日現在
資料：総務庁『推計人口資料等』など

表3-2 渡航先別出国日本人の渡航目的：1990（平成2）年

渡航先	総数	観光等 実数	短期商用・業務 (単位：人)	その他
総数	10,997,431	9,085,333	1,442,526	469,572
アジア	5,245,528	4,371,863	752,236	121,429
ヨーロッパ	1,219,449	872,687	249,601	97,161
アフリカ	43,122	29,231	10,290	3,601
北アメリカ	3,901,968	3,306,581	383,966	211,421
南アメリカ	47,473	20,794	11,408	15,271
オセアニア	535,054	482,155	34,776	18,123
その他	4,837	2,022	249	2,566
		割合 (単位：%)		
総数	100.0	82.6	13.1	4.3
アジア	100.0	83.3	14.3	2.3
ヨーロッパ	100.0	71.6	20.5	8.0
アフリカ	100.0	67.8	23.9	8.4
北アメリカ	100.0	84.7	9.8	5.4
南アメリカ	100.0	43.8	24.0	32.2
オセアニア	100.0	90.1	6.5	3.4
その他	100.0	41.8	5.1	53.0

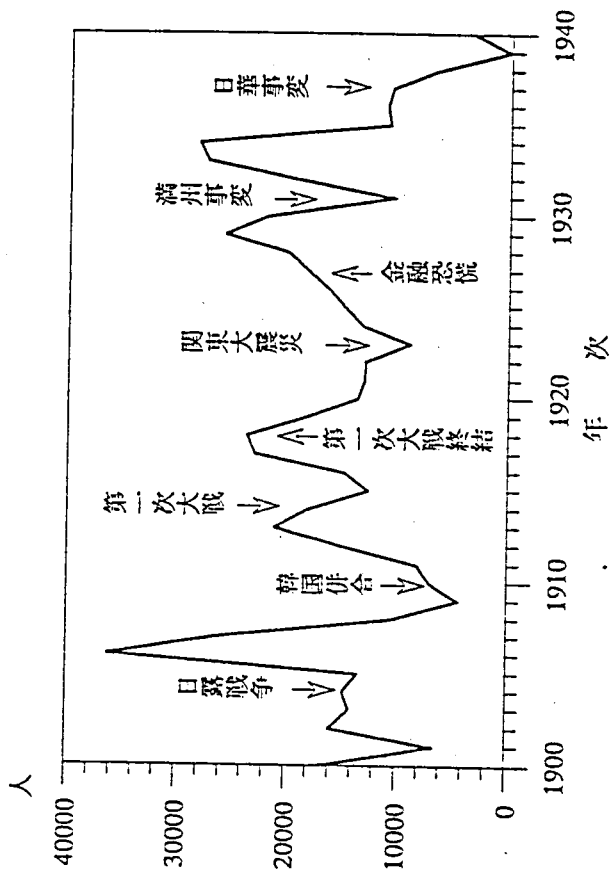
資料：法務省『出入国管理統計年報』

図3-1 性・年齢5歳階級別出国日本人数：1990（平成2）年



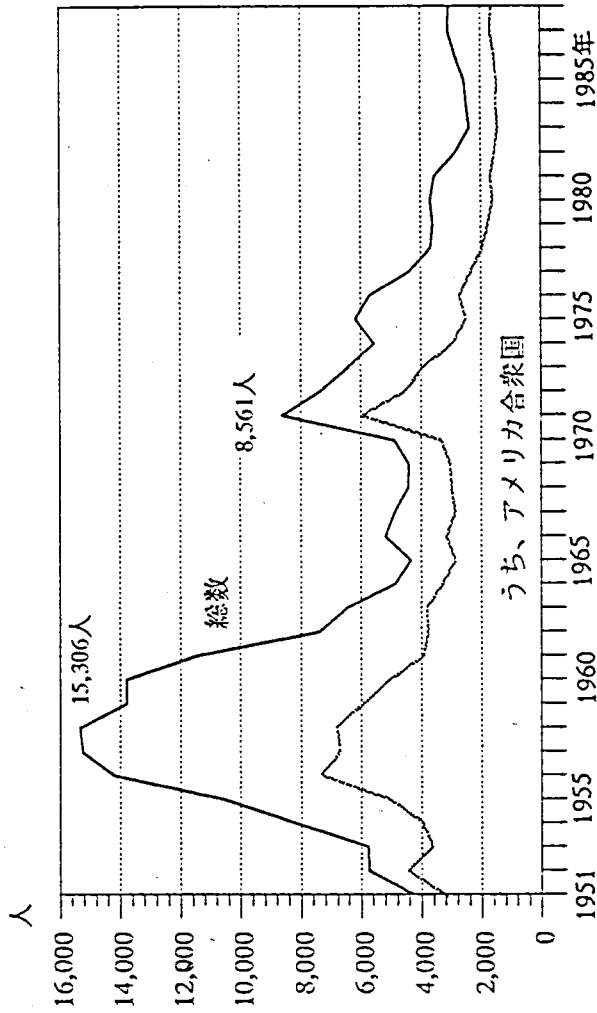
資料：法務省『出入国管理統計年報』

図3-2 戦前の移民数の年次推移



資料：外務省領事移住部『海外在留邦人数調査統計』

図3-3 戦後の移住者数の年次推移



資料：外務省領事移住部調べ

表3-3 海外の日本人の年次推移

年次	在留邦人数		長期滞在者数		永住者数	
	総数	男	女	総数	男	女
1970年	289,990	155,570	134,420	63,527	38,087	25,440
1975年	396,617	209,892	186,725	137,506	80,990	56,516
1980年	445,372	237,117	208,255	193,820	116,192	77,628
1985年	480,739	252,340	228,399	237,488	137,001	100,487
1990年	620,174	319,863	300,311	374,044	205,504	168,540
				総数	男	女
				226,463	117,483	108,980
				259,111	128,902	130,209
				251,552	120,925	130,627
				243,251	115,339	127,912
				246,130	114,359	131,771

注：各年10月1日現在

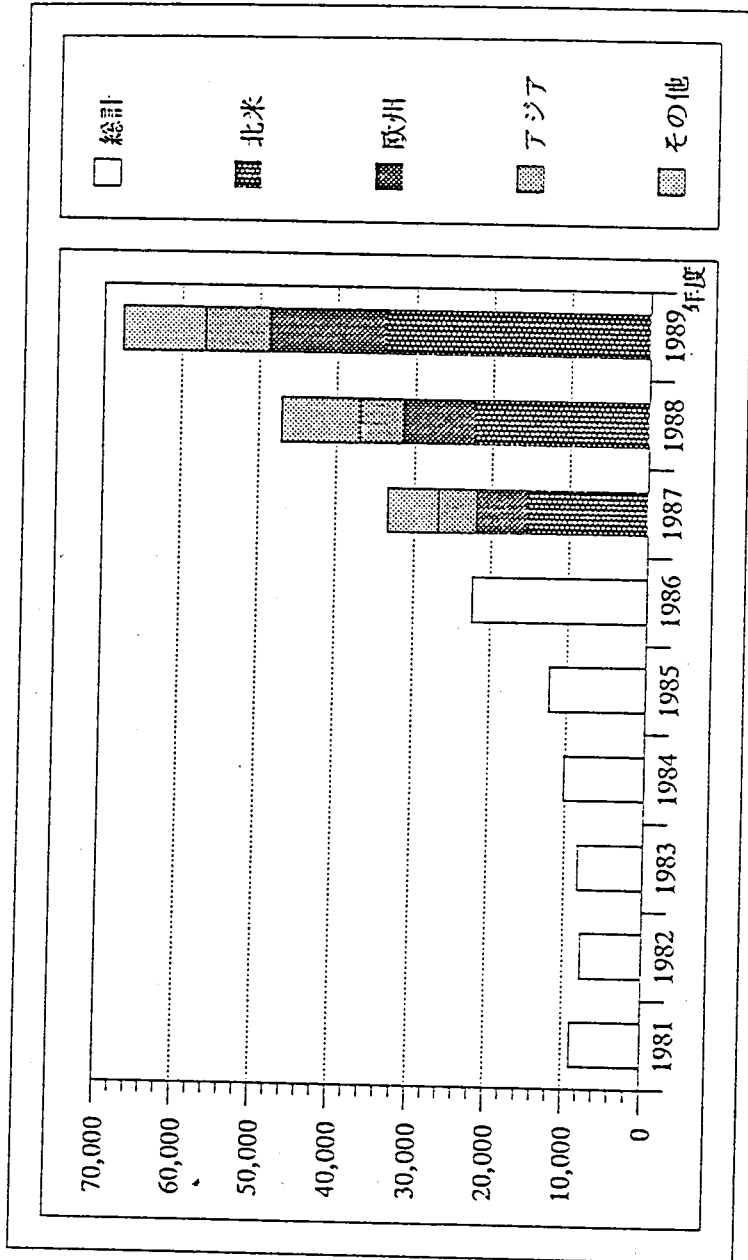
資料：外務省領事移住部「海外在留邦人数調査統計」

表3-4 長期滞在者と永住者数 [上位10ヶ国] : 1990 (平成2) 年

国	長期滞在者数		国	永住者数	
	実数 (人)	割合 (%)		実数 (人)	割合 (%)
総数	374,044	100.0	総数	246,130	100.0
10ヶ国合計	294,514	78.7	10ヶ国合計	224,120	91.1
1. アメリカ合衆国	158,918	42.5	1. ブラジル	101,080	41.1
2. 英国	40,953	10.9	2. アメリカ合衆国	77,483	31.5
3. ドイツ連邦共和国	18,479	4.9	3. カナダ	13,331	5.4
4. 香港	13,540	3.6	4. アルゼンチン	12,138	4.9
5. フランス	12,750	3.4	5. オーストラリア	5,368	2.2
6. シンガポール	12,454	3.3	6. パラグアイ	4,077	1.7
7. タイ	11,755	3.1	7. 英国	3,398	1.4
8. オーストラリア	9,786	2.6	8. タイ	2,534	1.0
9. カナダ	8,515	2.3	9. ドイツ	2,434	1.0
10. 台湾	7,364	2.0	10. ポリビド	2,277	0.9

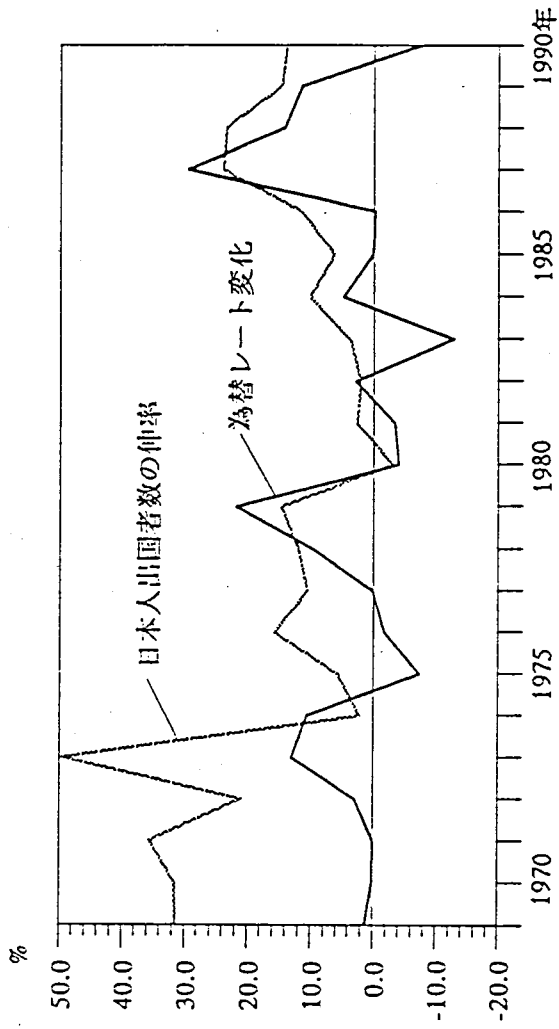
注：1990年10月1日現在
資料：外務省領事移住部「海外在留邦人数調査統計」

図3-4 日本の対外直接投資額の推移



資料：大蔵省国際金融局「対外及び対内直接投資届出実績」

図3-5 為替レートと日本人出国者数の対前年伸率



資料：法務省「出入国管理統計年報」
日本銀行調査統計局「経済統計年報」

表3-5 海外子女の就学者数の推移

(単位：人)

年次	総数	小学校	中学校
1979年(昭和54年)	24,289	20,066	4,223
1980年(昭和55年)	27,465	22,522	4,943
1981年(昭和56年)	30,200	24,494	5,706
1982年(昭和57年)	33,333	26,600	6,733
1983年(昭和58年)	35,663	28,376	7,287
1984年(昭和59年)	36,223	28,419	7,804
1985年(昭和60年)	38,011	29,453	8,558
1986年(昭和61年)	39,393	30,082	9,311
1987年(昭和62年)	41,155	30,926	10,229
1988年(昭和63年)	44,123	33,103	11,020
1989年(平成元年)	47,118	35,050	12,068
1990年(昭和2年)	49,336	36,790	12,546

注：各年5月1日現在

資料：外務省領事移住部『わが国の海外子女教育』

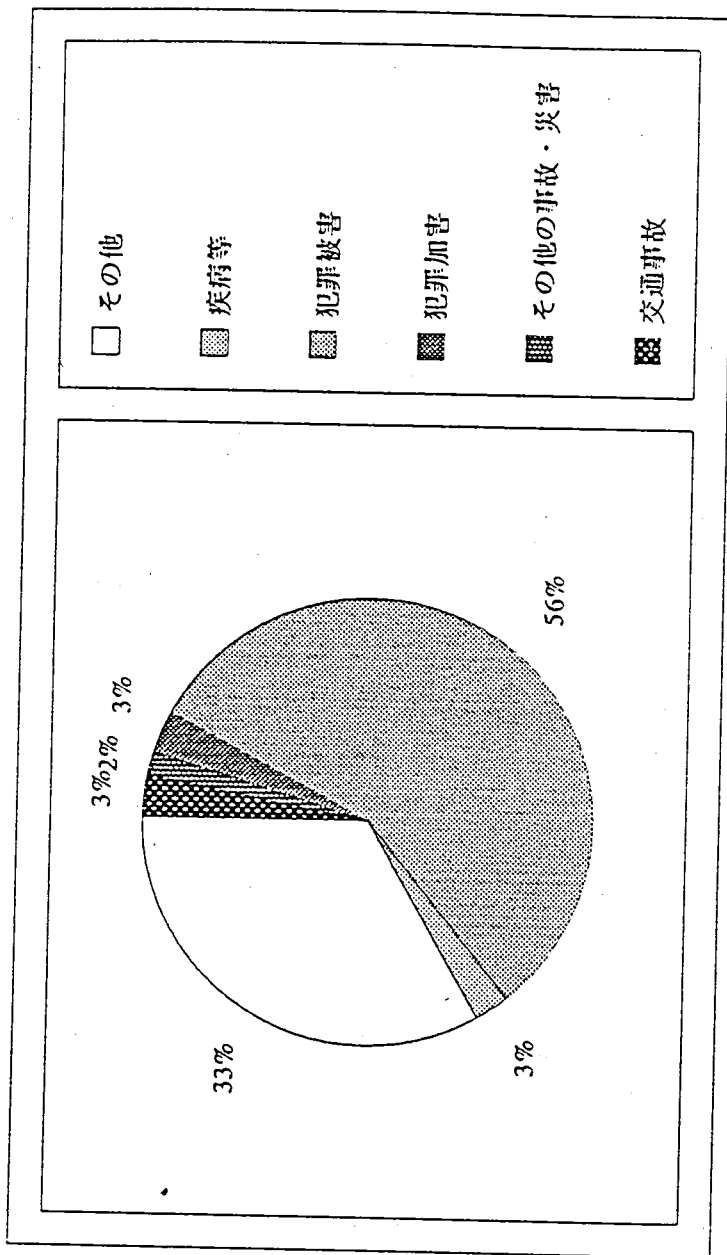
表3-6 帰国子女数の推移

(単位：人)

年次	総数	小学校	中学校	高等学校
1977年度(昭和52年)	5,900	4,018	1,230	652
1978年度(昭和53年)	6,644	4,606	1,361	677
1979年度(昭和54年)	6,802	4,704	1,511	587
1980年度(昭和55年)	7,734	5,268	1,578	888
1981年度(昭和56年)	8,751	5,903	1,967	881
1982年度(昭和57年)	9,824	6,362	2,374	1,088
1983年度(昭和58年)	10,026	6,419	2,365	1,242
1984年度(昭和59年)	10,037	6,328	2,412	1,297
1985年度(昭和60年)	10,483	6,481	2,688	1,314
1986年度(昭和61年)	10,994	6,679	2,765	1,550
1987年度(昭和62年)	11,124	6,539	2,931	1,654
1988年度(昭和63年)	11,445	6,828	2,930	1,687
1989年度(平成元年)	12,032	7,147	3,164	1,721

資料：文部省大臣官房『学校基本調査報告書』

図3-6 全世界における海外邦人の援護事件人数割合：1990（平成2）年度



資料：外務省領事移住部「海外邦人援護関係統計」

第Ⅱ部

諸外国の国際人口移動

第4章 アメリカ

1 移民と移民政策の歴史

アメリカ合衆国への移民（以下米国移民）の歴史は、アングロ・サクソン系移民によって幕を明け、これにアイルランド系、ドイツ系、スカンディナヴィア系などの移民が続いた。記録がない1819年以前の正確な数値はわからないが、移民数は少数でイギリスおよびアイルランドからの移民が大半を占めていたとされる(Bogue, 1985, p. 348)。1820年以後も、図4-1にみられるように1870年代まで西欧・北欧からのいわゆる「旧移民」が大半を占めていた。アイルランド系移民が特に目立つようになるのは1830年代からで、ピークの1851年には全移民の58%に当る22万人が入国した。しかしその直後にドイツからの移民に主力が移り、1854年には21万5千人が到来している。スカンディナヴィア諸国（ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、アイスランド）からの移民が顕著となるのは1860年代以降である。

いずれにせよ1870年代までは旧移民の時代で、1820年から1879年まで60年間には北欧・西欧からの移民が全体の約86%を占める。うちドイツからの移民が297万で全移民の30%であり、以下アイルランドが276万(28%)、イギリスが188万(19%)、スカンディナヴィア諸国が35万(4%)となっている。とはいえ1850年代からは、年間数千人以上の中国人移民が到来し始め、西海岸で非熟練作業に従事している(Bogue, 1985, p. 348; 手塚, 1989, p. 199)。そして移民統計には現われないが、奴隷貿易による黒人の流入もまだ続いていた。また1870年代には東欧・南欧からの移民が年に1万人を超え、後の大量

移民の先がけとなっている。

連邦法に関していえばこの時期は移民に対し自由放任の時代で、1875年移民法以前には1798年外国人法（大統領は米国にとって危険な外国人に国外退去を命令できる）を除いて、移民・外国人を規制する連邦法はなかった。反カトリック、反ラディカル、アングロ・サクソン主義といったネイティヴィズムの萌芽がこの時期にみられるが、移民排斥の動きは南北戦争の開始とともに一時途絶えた（Keely, 1979, pp. 8-11）。

東欧・南欧を中心とする「新移民」の到来は1880年代に顕著となり、1890年代後半には旧移民を上回るようになった。図4-1から明らかのように、今世紀初頭における米国移民史上最大のピークをもたらしたのは主としてこれら東欧・南欧からの移民である。1907年には1,285,349人という空前の移民数を記録したが、うち971,715人(76%)が東欧・南欧から到来した。1880年から割当法が制定される1921年までの42年間の合計で見ると、東欧・南欧からの移民は1,303万人で全体の53%を占め、うちイタリアから435万人(18%)、ソ連・バルト諸国から325万人(13%)となっている。

アジア系では1882年以後制限された中国人移民にかわって日本人移民が増え、1900年代に入ると毎年数万人単位で入国し、鉄道建設、缶詰工場、鉱山、山林、農業労働に従事した(手塚, 1989, p. 202)。またこれよりやや遅れて、トルコからの移民も年1万人以上が到来するようになった。それでも1880～1921年のアジア系移民60万7千人は全体の2.5%に過ぎず、うち日本から25万人(1.0%)、トルコから20万人(0.8%)、中国からの移民は13万人(0.5%)である。

アメリカ大陸からの移民は19世紀までカナダからの移民がほとん

どだったが、20世紀に入るとメキシコや西インド諸島からの移民も増えてきた。1880～1921年の42年間にこれら「西半球」からの移民は220万人で全体の9%、うちカナダから149万人(6%)、メキシコと西インド諸島がそれぞれ約30万人(1.2%)である。

これら新移民と旧移民との間には、社会的・文化的に大きな隔たりがあった。大半がプロテスタントで占められる旧移民に対し、東欧・南欧からの移民にはカトリック、ユダヤ教、ギリシア正教徒が多く、アジア系移民が非プロテスタントであるのはいうまでもない。また1890年代には入植可能な土地の枯渇によってフロンティアが消滅し、自営農型の移民は減少し、それに替わって非熟練労働に従事する出稼型が増えてきた。彼等は定着の意志が薄いためアメリカ社会に同化しようとはせず、都市にコロニーを形成し自国の文化・習慣を維持していた。さらに第1次世界大戦直後の経済恐慌は、一挙に労働力過剰問題を噴出させた(Bogue, 1985, p. 355; 石田, 1985, pp. 347-348; 手塚, 1989, pp. 196-201)。

こうして大量に到来する新移民は米国経済・社会にとっての脅威と考えられるようになり、米国の移民政策は移民規制の方向へ進んだ。まず、移民制限の項目が次々と1875年移民法に追加された(表4-1参照)。既に1887年には反カトリックのグループが結成されていたが、移民制限同盟(Immigration Restriction League)は移民に識字試験を課すよう主張し続け、ついに1917年移民法改正で要求を勝ち取った。さらに社会ダーウィン主義を背景とする疑似科学的な人種差別主義が台頭し、特に黄禍論と絡んでアジアからの移民が標的とされた。1882年の中国人移民禁止に続き、1907年には紳士協定によって日本人移民が制限され、1917年には全てのアジア人移民が禁

止となった(Keely, 1979, pp. 14-15)。

こうした一連の移民制限政策の到達点として、1921年にはついに国別移民数の上限が定められた。1921年の割当法は、暫定的に1910年センサスによる出身国別人口の3%を各国の移民数の上限とし、1924年まで実施された。続く1924年法では1929年までの暫定措置として1890年センサスの2%を上限としたが、これは1890年以後に大量流入した東欧・南欧系移民の制限を意図していた。1929年以後は1国の最小割当数を100、総割当数を15万とし、1920年センサスにおけるアメリカ市民の出身国別割合によって割当移民数の上限が定められた。ただし「西半球」諸国(ほぼ米大陸諸国に相当)に対しては、上限は課せられなかった。また国籍以外の基準としては、第1に21歳以上の米国市民の親・妻・21歳未満の未婚子が、次いで農業熟練者とその妻・16歳未満の子が優先された(Bogue, 1985, p. 355; 石田, 1985, pp. 349-350)。

割当制度による新移民減少の結果、1930年代から1940年代後半にかけての米国移民はそれ以前に比べ激減した。たとえば1931~45年の15年間の移民総数は約70万人で、1916~30年の15年間の約8分の1、1901~15年の15年間に比べれば約20分の1である。もっともこの時期の移民数停滞は割当制度だけによるものではなく、1930年代の世界的大恐慌、米国と北・西欧の経済機会格差の縮小、第2次世界大戦も関与している(Keely, 1979, p. 18; Bogue, 1985, p. 356)。

戦後における米国移民の特徴のひとつは、難民の流入である。1948年難民法以後何度かの難民受け入れ計画によって、東欧・ソ連を中心とする地域から大量の難民が到来した。

これら難民に対するビザは割当外のもので、国別割当制度自体は

1965年移民法が成立するまで維持されてきた。通称マッカラン＝ウォルター法と呼ばれる1952年移民帰化法では、疑似科学的人種差別論にかわって同化し易さ (assimilability) が原理とされ、米国との歴史的・文化的つながりによって国別移民数の上限が割当てられた。このため、アジア人移民の禁止は解除され日本人移民も再認可されたものの、やはりアジアへの割当は低く抑えられていた。1924年法と同じく、西半球諸国に対する上限は課せられなかった。また国籍以外では、以下のような熟練職を最優先とする優先基準が設けられた (Keely, 1979, p. 17; Keely and Elwell, 1981, p. 182; 石田, 1985, pp. 350-351)。

- 第1位 高度熟練者とその配偶者と子
- 第2位 米国市民の未婚子、21歳以上の米国市民の親
- 第3位 永住権をもつ移民の配偶者と未婚子
- 第4位 米国市民の兄弟姉妹と既婚子、およびその配偶者と子

戦後国別割当が維持されていた1946～68年の23年間の移民数は約597万人、うち西半球からの移民が264万人で44%を占め、ついで北・西欧が189万人(32%)、東・南欧が92万人(15%)、アジアは44万人(7%)である。

1965年移民法では1968年までに国別移民数の上限を撤廃するものとされ、これによって半世紀近く続いた国別割当制度は終わりを告げた。東半球全体の上限17万に加え西半球にも上限(12万)が初めて課せられ、また東半球には1国2万の上限が課せられたが、少なくともアジアより東・南欧、東・南欧より北・西欧といったそれまで

の優先順位はなくなったわけである。2半球制度は依然として西半球にとって有利なものだったが、1978年にはこれも廃止され、地域別割当は完全に消滅した。また1965年法における優先順位は、次のように米国居住者の配偶者・子を最優先とする基準になっている(Keely, 1979, pp.19-21; Keely and Elwell, 1981, pp.182-183; Bogue, 1985, pp.356-357; 石田, 1985, pp.351-353; 岡部, 1991, pp.147-150)。

- 第1位 米国市民の未婚子
- 第2位 永住権をもつ移民の配偶者・未婚子
- 第3位 専門家・科学者・芸術家等
- 第4位 米国市民の既婚子
- 第5位 米国市民の兄弟姉妹
- 第6位 米国内で労働力不足の職種
- 第7位 難民

1965年移民法による割当移民数の上限は年間29万人であるが、これ以外に米国市民の親・配偶者や特別移民(一時帰国者、市民権再取得権利者、牧師、米国政府が15年以上雇用した者)は割当外とされているため、毎年の米国移民数は割当上限を大きく超えている(図4-1参照)。

また難民として入国した者は、そのまま米国に留まり米国での永住権を獲得する者が多い。この時点で法的地位が移民に変わるため、大量の難民に永住権を認可した年(1968年のキューバ難民、1978年のインドシナ難民など)には移民数が急増することになる。第2次

大戦後米国は230万人以上の難民に永住権を与えているが、その内訳を表4-2に示した。ちなみに日本に入国を認められ定住することになった難民は、1978年以降今日までに7,000人程度にすぎない。

図4-1に見るように、国別割当て制度の廃止により移民の出身地域の分布は劇的に変化し、ヨーロッパが減ってアジアおよびアメリカ州からの移民が増えた。特にアジアからの移民は、1970年代以降急速に増加している。表4-3は、1980年代に米国が受入れた移民の構成を示したものだが、ヨーロッパからの移民は全体の10%に過ぎず、残りのほとんどをアジアとアメリカで占めている。アジアではかつての植民地フィリピンからの移民が最も多く、ベトナムがこれに次いでいる。西半球移民ではメキシコおよびカリブ海諸国からの移民が多い。

ところで1989年の移民数は109万人と、今世紀初頭の水準に迫る膨大な数を記録したが、これは1986年移民修正管理法により、それ以前に入国していた不法外国人滞在者478,814人に永住権を認めたためである。この合法化処置に最も関わりが深いのはメキシコ人で、移民数が前年の95,000人から一気に405,000人と急増した。次節では、この不法外国人対策を主な焦点とした移民修正管理法について概観する。

2 不法外国人労働者と移民修正管理法

不法外国人労働者には、短期労働許可を受けていても滞在期間を超えて就労する者、観光ビザ等就労が認められていない資格で入国しながら米国内で就労する者、あるいはそもそも入国審査なしで不法に国境を越えて入国し就労する者がある。いわゆる「ウェット・

バック」は最後の類型（不法入国者）に属し、メキシコ国境のリオ・グランデ川を泳いで渡り、背中が濡れていることからこの名称がある。こうしたメキシコからの不法入国者は早くから問題化しており、既に1950年代に「ウェット・バック作戦」の名のもとに摘発が行なわれている。

不法入国者または不法滞在者のストックは、1986年時点で300～500万とも1000万以上とも言われていた。多くはメキシコをはじめカリブ海諸国および南米諸国出身者で、生産年齢の男子が多いため就業率は非常に高く、農林業をはじめ建築・生産工程・食品小売等の職業につき、分布地域はカリフォルニア州が最も多い（Bouvier, 1983; North, 1983; 手塚, 1989, p. 214; 平田, 1989, p. 121; 岡部, 1991, p. 153）。

1970年代以降顕在化したこの不法外国人労働者問題について、もっとも紛糾したのは雇主処罰規定の設置をめぐる議論である。1952年移民帰化法（マッカラン＝ウォルター法）では、非合法移民には2,000ドルの罰金または5年以下の懲役が科せられたが、非合法移民を雇うことに対し何らの罰則規定もなかった（平田, 1989, pp. 116-117）。このため米国移民政策の歴史は、チープレーバーに依存する産業界の、移民に反対・懐疑的な労働界に対する勝利の歴史だったとの見方もある（Papademetriou, 1988, p. 320）。このような伝統のせいもあって、雇主処罰の導入をめぐる論議は、1972年のロディノ法案以来14年間に渡って紛糾が続いたのである（手塚, 1989, pp. 205-210）。以下に、こうした過程を経て成立した1986年移民修正管理法の概略を示すことにする。

雇主処罰：廃案の危機を何度も乗り越えて成立した1986年法の最

大の特徴は、いうまでもなく雇主処罰の規定である。雇用主・職業紹介機関は被雇用者のパスポート等身分証明を検査することが義務づけられ、就業資格がない外国人をそれと知りながら雇用・紹介した場合、最初の違反では外国人一人に対し250～2,000ドルの罰金が科せられる(手塚, 1989, pp. 218-221; 平田, 1989, p. 122; 岡部, 1991, pp. 150-152)。

差別禁止条項：一方で就業資格のある者については、1986年法は国籍上の地位(米国市民、永住権のある移民、難民、1986年法特赦で合法化された外国人等)による雇用の差別を禁止している。ただし同等の資格の外国人より米国市民を優先する場合は国籍による差別とはみなされず、また従業員3人未満の雇用主や、法律・規則・政府契約で必要な国籍上の限定などにもこの禁止条項は適用されない(手塚, pp. 224-226; 平田, p. 122; 岡部, 1991, pp. 155-156)。

不法外国人の特赦：特赦についても議論が紛糾したが、1982年1月1日以前に入国後不法滞在を続けてきた外国人に滞在許可を与えることとした。1982年以降継続して滞在し、重罪もしくは3回以上の軽犯罪歴のない外国人は、1988年5月4日までにINS(移民帰化局)へ滞在許可を申請できる。ただし滞在許可のためには、最小限の英語力および米国の歴史・政治への知識をもつか、または習得の努力を示すことが要求される(手塚, pp. 222-223; 平田, p. 123; White et al., 1990, p. 94; 岡部, 1991, pp. 153-155)。

短期農業労働者：農業などの非熟練労働者への短期労働許可としては、1952年マッカラン＝ウォルター法以来H-2と呼ばれるワーキング・ヴィザが与えられてきたが、1986年法ではこれが拡張されH-2Aが新に設けられた。また農業労働者に対しては、一般プログラムよ

り条件の緩い特別の合法化プログラムが用意された。すなわち、過去3年間のいずれかの年に90日以上農業に従事したことが証明できる外国人350,000人に一時滞在許可を与え、1年後には永住権が許可される。1986年以前に90日以上農業に従事した者も一時滞在許可を申請でき、2年後に永住権が認められる(手塚, pp. 223-224; 平田, p. 123; White et al., 1990, p. 94; 岡部, 1991, p. 153)。

一般プログラムで合法化を申請した外国人は約170万人で、うち93%が許可された。特別農業労働者プログラムを通じての申請は60万人、許可率は87%であった。いずれもメキシコ人が大半を占める(岡部, 1991, p. 154)。

移民修正管理法の成果については、現在調査研究が蓄積されつつある段階で、最終的な評価にはまだ時間がかかるだろう。メキシコ国境での逮捕数に関する分析では、1986年11月以後23ヶ月間における逮捕数は、同法が成立したことによって70万件減少したとされる。この減少分のうち12%はINSの国境警備活動の減少、17%が農業労働者の合法化による不法越境者数の減少によるもので、残りの71%はそれ以外の理由(例えば、人々が不法越境は採算に合わないと感じたため)ではないかとされる(White et al., 1990, pp. 110-112)。一方、メキシコ農村部における標本調査によると、同法に関する知識は高く雇主処罰制度は米国内で就業する際の新たな障害として捉えられているものの、克服不可能とは考えられていない。合法化処置が適用された親族がいる場合には家族呼寄せ移民として、そのような親族がいなければ偽造書類によって、越境・就労が可能と考えられている。結局、合法化処置によって不法越境・滞在者は減ったものの、移民修正管理法はメキシコ人労働者の構造的な大量流入に

大きな影響を与えていないとされる(Cornelius, 1989, pp. 701-702)。さらに雇主処罰制度の弊害として、外見から外国人に見える市民・合法移民の雇用が拒否されるという事態が生じていることが報告され、議論が戦わされている(岡部, 1991, pp. 157-159)。

3 1990年移民法

1990年11月29日、ブッシュ大統領の署名により新しい移民法が成立した。今回の移民法改正では、移民受入れ数の上限の引き上げと選好基準の見直しを主としている。利害関係が複雑に入り組んだ各種利益集団間の妥協の産物として成立したため、選考基準はきわめて込み入ったものになった(Congressional Research Service, 1990; 岡部, 1991, pp. 161-165)。

難民を除く移民数は、1992～94年は70万人程度、1995年以後は最低675,000人程度が望ましいとされる。ちなみに1989年の難民を除く移民数は約100万人だが、これは先に述べた合法化プログラムによる48万人を含む。それ以前の難民以外の移民数は、1988年に56万人、1987年は51万人だったから、現状よりも多くの移民を受け入れたいとする勢力の要求が通ったことになる。

選好基準は家族呼寄せ、雇用関係、その他の3つの独立したカテゴリー毎に定められている。家族呼寄せ移民は1992～94年は465,000人、1995年以降は480,000人を受入れるとされる。このカテゴリー内の優先順位は1965年法と同じで、市民の未婚子、移民の配偶者・未婚子、市民の既婚子、市民の兄弟姉妹の順である。雇用関係移民は、従来の54,000人から一挙に140,000人まで上限が引き上げられた。高度専門職従事者を最優先する他、宗教関係者、あるいは米国人を10

人以上雇用できる事業家のための枠が設けられている。家族関係・雇用関係以外の枠は特定国への割当てに使われ、特に1992～94年には年間16,000のヴィザがアイルランドのために予約されている。1995年以後は、過去5年間の移民数が5万人未満だった国に対し55,000のヴィザが出るが、明らかに西欧諸国を念頭に置いたものとされる。こうした特定国優先の基準に対しては、国別割当制時代の人種差別主義への回帰であるとして、激しく非難する向きもある (Briggs, 1991, pp. 89-93)。

4 短期労働者

短期労働者政策が移民とは別に明確に意識されるようになったのは、1917年移民法改正からである。このとき第1次世界大戦への参戦による労働力不足を補うため、メキシコ、バハマ、カナダから数万人の農業・鉄道労働者が導入された (Briggs, 1986, p. 997)。

第2次大戦によって再び南西部での農業労働者不足が深刻化し、1942年メキシコからの労働力導入計画である「ブラセロ計画」がスタートした。また東部での労働力不足を補うため、西インド諸島からの短期労働者導入を目的としたBWI計画も並行して実施されていた。このうちブラセロ計画の方は、第2次大戦後も朝鮮戦争やウェットバック作戦による労働力不足を補うため、1964年まで存続した。

ブラセロ計画の最盛期は1956年で、年に150万人が入国した。妥当な賃金、適切な医療、交通、食事等の保証が雇主に義務づけられていたが、必ずしも守られず、主にメキシコ系市民の賃金・雇用機会などに幾分かの影響があったとされている (Briggs, 1986, p. 998)。しかし農業賃金の大幅な低下や、農業の機械化が阻害されたというよ

うな事実はなかったとされる (Reubens, 1986, pp. 1038-1040)。

1952年移民帰化法では、非移民に対して発行されるヴィザは12分類された。うち短期労働者のためのいわゆるワーキング・ヴィザは、特別な利点・能力があるとされる者（芸術家、芸能人、プロ・スポーツ選手、技術者など）に与えられるH-1と、その他の短期労働者に与えられるH-2に二分された。H-2枠の認可には、米国市民・移民でその職に就く者がおらず、市民・移民の賃金に影響しないことが条件である。このため外国人労働者を雇おうとする雇主は、市民・移民でその職に就く者を探す努力をしたこと、予定されている賃金・労働条件が国内のそれを低下させるおそれがないこと、予定されている外国人労働者が当該職に就く資格があることを示さなければならない (平田, 1989, pp. 116-118)。

1980年代に入ってからH-2枠は、約半数が農業労働者とされる。このため1986年法で特に農業労働者を意識してH-2枠が拡張され、また農業労働者には特に寛大な合法化プログラムが実施されたことは、既に述べたとおりである。

5 民族別構成

米国人口に占める外国生れの比率は、1910年センサスでは今世紀初頭の大量移民の影響で約15%に達していた。その後の移民鎮静化と総人口そのものの増加によって、1980年センサスにおける外国生れ人口は約6%、1,400万人となっている (Bogue, 1985, p. 364)。1990年センサスの結果は本章執筆の時点でまだ入手できないので、以下では1980年センサスを用いたBogueの集計を紹介する。

1980年センサスでは本土以外の米国領、プエルト・リコ生れ、お

よび外国または公海上の生れでも少なくとも親の一方がアメリカ人である者は、国内生れに含まれる。それ以外の外国生れの者に対しては、入国時期と米国市民か否かを質問することになっているが、市民以外の者について移民か非移民かの区別はない(ibid, p. 365)。

表4-4に出生国別人口と帰化率を示す。国別帰化率は、同国出生者の入国時期別分布や移民・非移民構成比の影響をうける。

米国人口の民族別構成を知るためには、民族出自(ethnic origin)別分布をみればよい。1980年センサスでは、先祖がイギリス系、アイルランド系、イタリア系、韓国系、メキシコ系、アフロ・アメリカン……などのどれに属するかを尋ねている。この質問に対し10%が無回答で、7%が単に「アメリカ人」あるいは「合衆国」と答えており、それ以外の先祖を答えた者(83%)が民族出自を答えたことになる。うち31%が複数の出自を挙げている(ibid, p. 375)。

表4-5は「非軍人」の米国市民人口について、民族出自別構成を示したものである。単独のカテゴリーで最も多いのはドイツ系で、アイルランド系、イングランド系がこれに次ぐ。いわゆるアングロ・サクソン系はイングランドとウェールズの大部分とスコットランドの一部分から成るだろうから、アイルランド系を上回るかも知れないが、ドイツ系を上回る最大の民族集団かは疑問である。いずれにせよこの3者が最大勢力で、それぞれ20%以上の者が少なくとも一部その血筋をひいている。ヨーロッパ系の中での第4位以下には、フランス系、イタリア系、ポーランド系、オランダ系などが続くが、上位3グループとはかなり差がある。

ヨーロッパ系以外の民族集団で最大なのは黒人の9.0%であり、アメリカ・インディアンの5.5%がこれに次ぐ。ただし単独回答・複数

回答の分布は両者で大きく異なり、黒人の場合アフリカ人・アフリカ系アメリカ人以外の出自を挙げた者は7%しかいないのに、アメリカ・インディアンは80%近くが複数の出自を挙げている。したがって単独の出自を挙げた者だけで計算すると、黒人が占める割合は15.6%、アメリカ・インディアンは2.1%となる。

スペイン系（ヒスパニック系）市民で最も多いのはメキシコ人で、複数回答を含む回答数の回答者数に対する割合は表4-5に示したように3.7%、単独回答だけに限ると6.1%である。アジア系の米国市民はまだ少なく、最大の中国系でも0.4%（単独回答で0.6%）である。

従来エスニシティの問題は特定の少数集団対主流文化という視点で捉えられることが多かったが、最近では少数集団同士の関係が注目されつつある。特に重要視されるのは、旧マイノリティとしての黒人と新来者であるスペイン系移民との関係である。新来者の方が既に黒人を上回る経済的成功を達成していることが黒人にとっては不満で、紛争の原因になりかねないとの見方もある。また、民族集団が強力な指導者に率いられることへの危惧もある。いずれにせよ、民族集団間の具体的な相互作用に関する研究が待たれる（Jackson, 1983）。

スペイン系移民は地域的偏在が大きく、カリフォルニア、テキサス、ニューヨーク、フロリダ、ニュージャージー、イリノイの6州に80%が集中している。より具体的にはそれぞれの州の大都市に集中して居住しており、メキシコ人はサンフランシスコやロスアンジェルス、キューバ人はマイアミ、ドミニカ人とコロンビア人はニューヨークを特に志向する（Massey and Schnabel, 1983, pp. 236-241）。

このため大都市を中心にスペイン系移民のコロニーが形成され、

二言語二文化社会の可能性が現実味を増している。世論はかつてないほど民族意識と多様性の支持に積極的だが、一方で文化的多様性が国家の統合性やアイデンティティを損なわないかという懸念があるのも事実である (Fuchs, 1983, pp. 290, 291)。

歴史的にみてどの民族集団もアメリカの政治的価値を攻撃した例はないし、子に英語を禁じた例もほとんどない。保持しようとした文化的特性の第一は宗教であり、アイルランド・カトリック協会やドイツ・カトリック協会組織化の努力はその例である。また二言語教育を行なう学校を設立し、英語習得と同時に母国語を保持しようとする試みもいくつかの民族集団によってなされた。ドイツ系移民もそれを試みたが、第1次大戦時にドイツ人への反感が強くなったため放棄された (ibid, pp. 293-299)。

異言語・異文化保持への不寛容が頂点に達したのは、1920～30年代のアメリカ化運動においてである。社会主義者・無政府主義者への恐怖から移民排斥の声が高まり、疑似科学的人種差別論が横行し、アメリカ・インディアンの伝統的生活様式は否定された (ibid, pp. 301-302)。しかし第2次大戦における外国人・黒人らの軍への参加と大量難民の流入をきっかけとして、世論は文化的多元性への寛容・支持へと転換した。人種差別廃止の動きが活発になり、疑似科学的差別主義は打破され、自由と平等はどの人種・民族にも保証されるのでなければ無意味であるとの認識が広まった (ibid, pp. 303-304)。

文化的多元主義は、必ずしも大規模な民族語集団の維持・存続を意味しない。実際、二世代以上に渡る非英語集団の存続は稀有で、ボストンのイタリア人街のような例外は移民到来が長期間継続した場合に限られる。現代のような社会変動が活発で移動性の高い時代

には、英語以外の言語の維持は困難とされる (ibid, pp. 307-308)。

6 経済・社会への影響

移民労働者が国内労働市場における賃金抑制と労働条件の悪化を通じて、国内労働者の脅威となるか否かに関する議論は古くからあった。移民評議会 (U. S. Immigration Commission, 1907-11) の報告書では、移民による労働条件悪化が指摘されていたが、これは後の研究によって否定された。今日では、不法外国人労働者 (不法移民) による影響に議論の焦点が移っている (Greenwood, 1983, p. 238)。

不法移民は低賃金、非熟練労働に集中していると考えられており、そのため国内非熟練労働者へのマイナスの影響が想像される (Tienda, 1983, p. 217)。このように不法移民が国内労働者の雇用を脅かすとみる見方を交替仮説 (replacement hypothesis)、そうではなく不法移民と国内労働者の労働市場は重ならず競合はないとみる見方を分割仮説 (segmentation hypothesis) と呼ぶものもある (Greenwood, 1983, pp. 239-241)。

問題は労働市場がゼロサムか否かであり、もし転入者ひとりにつき地域内での雇用が1.0以上増えるのであれば、交替仮説の根拠は弱い。ニューヨーク、ロス・アンジェルス、シカゴ、マイアミ、サンフランシスコにはこの状況が当てはまり、分割仮説に有利である (ibid, p. 243)。またメキシコ人男子に対する標本調査でも、法的地位 (合法/非合法) の違いによって賃金水準は異ならないとの分析結果もある (Massey, 1987)。一方メキシコ人の多い南部国境隣接諸州の賃金は、他州に比べ実質で684ドル下回るとされ、交替仮説に有利である (Greenwood, 1983, p. 244)。

両仮説とも決め手を欠くが、仮に交替仮説が当てはまり国内の非熟練労働者にマイナスの影響があるとして、では熟練労働者への影響はどうだろうか。これは熟練と非熟練の関係が代替的か補完的に依存する。経験的根拠は乏しいものの、関係はおおむね代替的とされるから、熟練労働者にもマイナスの影響があることになる(Killingsworth, 1983, pp. 254-261)

不法外国人労働者のストックは、その滞在期間にも依存する。そこで、不法移民の入国の目標を短期間で達成できるようにし、滞在期間を短縮させれば良いとの議論もあるが、これは当たらない。それは結局フローの増加、永住希望者の到来を招くと考えられるからである(ibid, pp. 262-264)。

社会的影響としては既に述べた同化／多元主義の問題以外に、生活保護・失業手当・フードスタンプ(低所得者に支給される食糧購入用クーポン)といった社会保障制度への影響もあるが、不法移民の場合これは小さいと考えられる。アメリカでは不法移民は生産年齢にある男子人口が多く就業率は高いと考えられるのと、不法移民であるがゆえに社会保障を受ける権利を欠くからである。社会保障に対し最も影響が大きいのは、難民の増加である。これは母国の保護が得られず生存が困難な者を救済・保護するという難民政策の理念を考えれば、当然のことである。合法移民の社会保障受給の割合は、米国市民とほぼ同程度と考えられる(North, 1983)。

文献・資料

- Bogue, Donald J., 1985
The Population of the United States: Historical Trends and Future Projections, New York, Free Press.
- Bouvier, Leon F., 1983
"U.S. immigration: Effects on population growth and structure", in Kritz, Mary M. (ed.), *U.S. Immigration and Refugee Policy*, Lexington, D.C. Heath and Company, pp.193-209.
- Briggs, Vernon M., JR., 1986
"The Albatross of immigration reform: Temporary worker policy in the United States", *International Migration Review*, Vol.20, No.4, pp.995-1019.
- Briggs, Vernon M., Jr., 1991
"The immigration act of 1990: Retreat from reform", *Population and Environment*, Vol.13, No.1, pp.89-93.
- Congressional Research Service
"Immigration", *Major Legislation of the Congress, Summary Issue, 101st Congress/December 1990*, MCL-072.
- Cornelius, 1989
"Impacts of the 1986 US Immigration Law on emigration from rural Mexican sending communities", *Population and Development Review*, Vol.15, No.4, pp.689-705.
- Fuchs, Lawrence H., 1983
"Immigration, pluralism, and public policy: The challenge of the pluribus to the unum", in Kritz, Mary M. (ed.), *U.S. Immigration and Refugee Policy*, Lexington, D.C. Heath and Company, pp.289-315.
- 吹浦忠正, 1990
『難民・世界と日本』, 日本教育新聞社.
- Greenwood, Michael J., 1983
"Regional economic aspects of immigrant location patterns in the United States", in Kritz, Mary M. (ed.), *U.S. Immigration and Refugee Policy*, Lexington, D.C. Heath and Company, pp.233-247.
- 平田周一, 1989
「4 アメリカ」, 労働省職業安定局・雇用促進事業団雇用職業総合研究所(編), 『外国人労働者の受け入れ政策 - 欧米諸国の現状

と我が国の課題 -』, 社団法人雇用問題研究会, pp. 116-131.

石田肇, 1985

「アメリカの移民政策」, 総合研究開発機構, 『世界の人口動向と政策課題』, NRO-85-2, pp. 343-363.

Jackson, Kennel A., 1983

"The old minorities and the new immigrants: Understanding a new cultural idiom in U.S. history", in Kritz, Mary M. (ed.), *U.S. Immigration and Refugee Policy*, Lexington, D.C. Heath and Company, pp. 317-335.

Keely, Charles B., 1979

U.S. Immigration: A Policy Analysis, The Population Council.

Keely, Charles B. and Elwell, Patricia J., 1981

"International migration: Canada and the United States", in Kritz, Mary M., Charles B. Keely and Silvano M. Tomasi (eds.), *Global Trends in Migration*, The Center for Migration Studies in New York, pp. 181-207.

Killingworth, Mark R., 1983

"Effects of immigration into the United States on the U.S. Labor market: Analytical and policy issues", in Kritz, Mary M. (ed.), *U.S. Immigration and Refugee Policy*, Lexington, D.C. Heath and Company, pp. 249-268.

Massey, Douglas S., 1987

"Do undocumented migrants earn lower wages than legal immigrants? New evidence from Mexico", *International Migration Review*, Vol. 21, No. 2, pp. 236-274.

Massey, Douglas S. and Schnabel, Kathleen M., 1983

"Recent trends in Hispanic Immigration to the United States", *International Migration Review*, Vol. 17, No. 2, pp. 212-244.

North, David S., 1983

"Impact of legal, illegal, and refugee migrations on U.S. social service programs", in Kritz, Mary M. (ed.), *U.S. Immigration and Refugee Policy*, Lexington, D.C. Heath and Company, pp. 249-268.

岡部一明, 1991

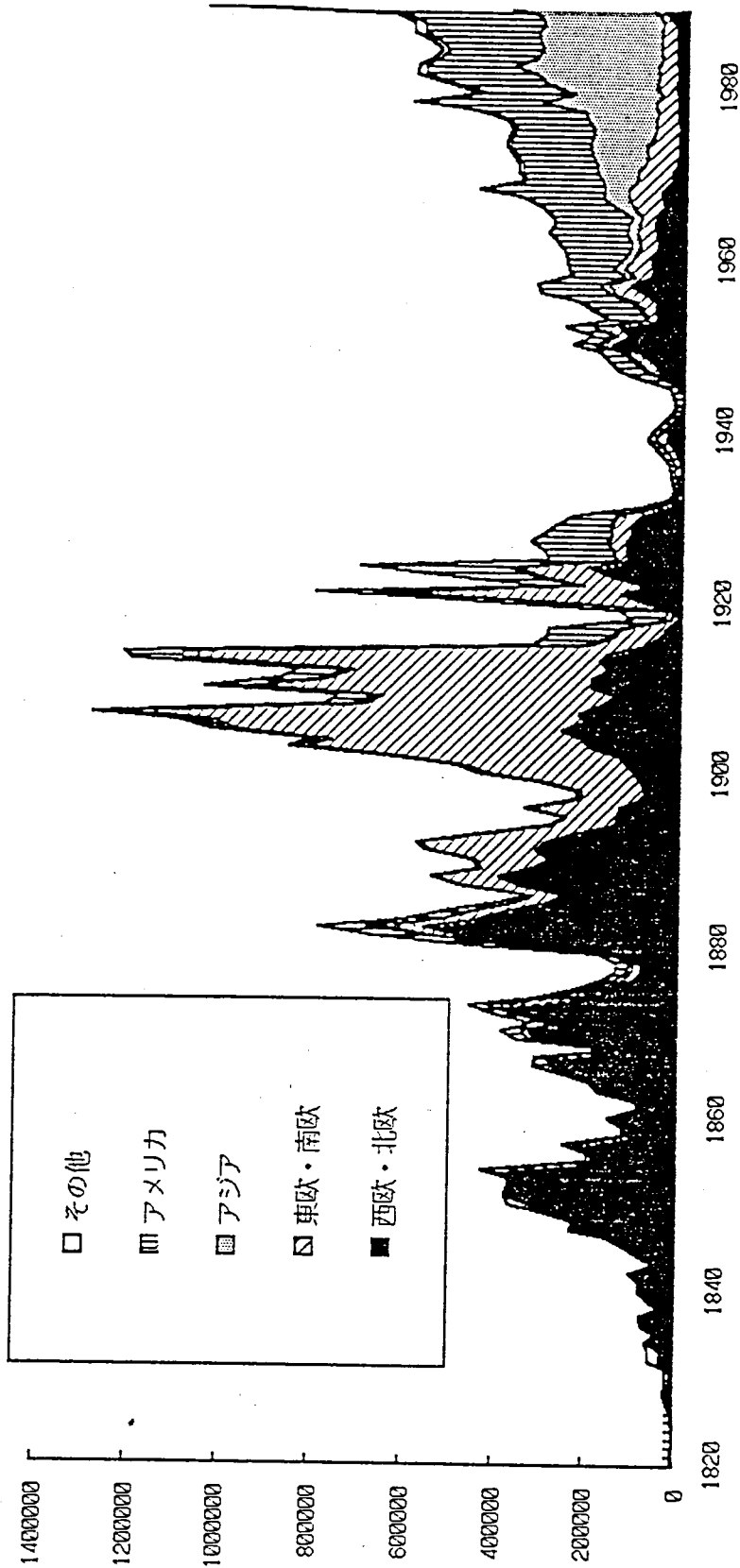
「第三章 アメリカの移民政策」, 石朋次 (編), 『多民族社会アメリカ』, 世界人権問題叢書・2, 明石書店, pp. 139-171.

Papademetriou, Demetrios G., 1988

"International migration in North America and Western

- Europe: Trends and consequences", in Appleyard, Reginald (ed), *International Migration Today*, Unesco, pp.311-379.
- Reubens, Edwin P., 1986
"Temporary foreign workers in the United States: myths, facts and policies", *International Migration Review*, Vol. 20, No.4, pp.1037-1047.
- 手塚和彰, 1989
『外国人労働者』, 日本経済新聞社.
- Tapinos, Georges P., 1983
"European migration patterns: Economic linkages and policy experiences", in Kritz, Mary M. (ed.), *U.S. Immigration and Refugee Policy*, Lexington, D.C. Heath and Company, pp.211-231.
- Tienda, Marta, 1983
"Socioeconomic and labor force characteristics of U.S. immigrants: Issues and approaches", in Kritz, Mary M. (ed.), *U.S. Immigration and Refugee Policy*, Lexington, D.C. Heath and Company, pp.211-231.
- United States, Bureau of the Census, 1975
Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970, Washington D.C., U.S. Government Printing Office.
- United States, Bureau of the Census
Statistical Abstract, 1987-91.
- United States, Immigration and Naturalization Service *Annual Report*, 1971-79.
Statistical Yearbook, 1983-84.
- White, Michael J., Bean, Frank D. and Espenshade, Thomas J., 1990
"The U.S. 1986 Immigration Reform and Control Act and undocumented migration to the United States", *Population Research and Policy Review*, 9, pp.93-116.

図4-1 米国移民の出身地域の変遷



(出典) United States, Bureau of the Census, 1975

Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1970, Washington D.C., U.S. Government Printing Office.

United States, Bureau of the Census
Statistical Abstract, 1987-91.

United States, Immigration and Naturalization Service *Annual Report*, 1971-79.
Statistical Yearbook, 1980-81.

表 4 - 1 米国における移民の動向と政策

1845	Native American Party創設
1849	移民に人头税をかける州法は違憲との最高裁判決
1854	中国人移民急増し、13,100人が入国
1856	Nativist activity、移民制限を要求
1861~65	南北戦争、移民排斥運動小康
1868	中国人移民無制限となる
1872	米国への外国資本投下（特に英国）激減
1875	移民法(Immigration Act) 移民に関する最初の連邦法、犯罪者と売春婦の入国を禁ずる
1876	移民立法の権限はもっぱら国会にあるとの最高裁判決
1880s	新移民の到来始まる
1882	移民法改正 制限項目の増加（精神異常者、白痴、罪人、生活保護者になると予想される者）、人头税の創設
〃	中国人排除法(Chinese Exclusion Act) 中国人労働者の制限（1943年廃止）
1885	外国人契約労働法(Alien Contract Labor Law) 低賃金外国人労働者の制限が目的
1887	アメリカ保護連合(American Protective Association)結成 アイオワで結成された反カトリック主義者のグループ
1888	国外退去法(Deportation Law) 外国人契約労働者の国外退去を合法化
1890s	フロンティアほぼ消滅
1890	キャルスガーデン閉鎖 1855年以來の移民の主要入国場所
1891	移民法改正 制限項目の増加（伝染病等の罹患者、一夫多妻者、貧民、道徳に反する者）、不法外人の国外退去を合法化
1893	留置移民問題のための特別調査委員会を入国港に設置
1893~97	景気後退・
1894	移民制限連盟結成
1896	新移民多数を占める
1898	ハワイ併合、ハワイの日本人労働者は米国移民となる

- 1903 移民法改正
制限項目の増加(てんかん病患者、上陸5年以内に発狂した者、精神病に2度かかったもの、アナーキスト、白人奴隷)
- 1906 帰化法は、帰化にあたって英語の能力を条件とする
- 1907 年間最大移民、1,285,349人を記録
- “ 移民法改正
制限項目の増加(低能者、虚弱者、結核患者、その他生活能力に影響する身体的・精神的欠点をもつ者、道徳的に恥ずべき行ないをした者、不道徳な目的で来る女性、同伴者なしの16歳以下の子供)
- “ 日米紳士協定
日本人移民を制限
- “ Dillingham移民委員会、東欧・南欧移民の制限を要求
- 1912 42,000名のギリシア生まれのバルカン戦争義勇軍が米国に戻り永住権を取得
- 1914~18 第一次世界大戦
- 1917 移民法改正
識字試験要求、アジア人入国禁止確認、制限項目の増加(生まれつき精神病的体質者、不道徳的目的で入国する者、慢性アルコール中毒者、密航者、浮浪者、精神病に1度かかったことのある者)
- 1918 無政府主義者法(Anarchist Act)
外国人過激派の国外退去を規定
- “ パスポート法(Passport Act)
正式書類なしの入国禁止、非移民外国人にビザ入手要請、ビザ取得希望外国人を海外で審査
- “ 国外退去法(Deportation Act)
スパイ・一部戦犯の国外退去を規定
- 1919 景気後退、黄禍論高まる
- 1921 割当法(Quota Act)
1910年センサスの各国生れ人口の3%、ヨーロッパからの移民を年間355,000人に制限、ヨーロッパ北部55%南部45%
- 1924 国籍法(National Origin Act)
1929年までは1890年センサスの各国生れ人口の2%、29年以後は1920年センサスでのシェアにより割当計150,000、最小割当100

- 1930s 大恐慌
- 1932 メキシコ人不法移民を本国送還
- 1938 国別割当のため20,000人のナチ難民児童救済議案が国会で否決される
- 1940 移民・外国人管理強化のため移民局を労働省から司法省へ移管
 “ 外国人登録法(Alien Registration Act)
 外国人の登録・指紋押捺を要求、国外退去理由の増加
- 1941~45 第二次世界大戦
- 1942 メキシコ、イギリス、ホンジュラス、バルバドス、ジャマイカと
 短期労働者入国のための二国間協定
- 1946 戦争花嫁法(War Brides Act)
 軍関係者の外国生まれの配偶者・子供の移民を容易にする
- 1948 流民法(Displaced Persons Act)
 難民は国別移民割当に関係なく受け入れるがその国の将来の
 割当を削減
- 1950 国内安全法(Internal Security Act)
 破壊活動分子の国外追放・排除の理由増加、外国人に毎年住
 所の報告を要求
- 1951 難民の地位に関する条約に調印
- 1952 移民帰化法(Immigration Nationality Act)
 マッカラン=ウォルター法(McCarran-Walter Act)とも
 同化しやすさ(米国との歴史的文化的つながり)による割当、
 高度熟練職に最優先基準、短期労働のH-1枠を設置
- 1953 難民救済法(Refugee Relief Act)
 ソ連他共産圏からの難民に割当外のビザを214,000出す
- 1954 ウェット・バック作戦(Operation Wet Back)
 メキシコからの不法入国者の摘発(~1955)
- 1956 ハンガリー難民21,500人を受け入れ
- 1957 難民逃亡者法(Refugee-Escapee Act)
 共産圏・中東からの逃亡者を難民逃亡者と定義
- 1958 ハンガリー難民に移民地位を許可
- 1960 難民公正割当法(Refugee Fair Share Law)
 従来 of 難民法を法典化
- 1964 ブラセロ計画(Bracer Program) 廃止
 メキシコからの短期農業労働者導入計画(1942年創設)、

- 最盛時に年150万人
- 1965 移民法 (Immigration Act)
 国別割当撤去、東半球17万、西半球12万、1国2万が上限、米国民・移民の家族に最優先基準、全職業につき就労証明が必要
- 1968 西半球へのビザ割当120,000と別にキューバ難民約100,000人を移民として許可
- 1969～75 1965年移民法完全発効
- 1970 米国民の婚約者、転勤のための非移民外国人の入国規定作成
- 1975 インドシナ難民再定住計画開始、200,000人が仮入国
- 1976 移民法改正
 東半球17万、西半球12万の上限を除き、両半球同等
- 1978 移民法改正
 2半球制度を廃止し、併せて29万の上限
- 1980 キューバ政府、ボートピープル125,000のフロリダ上陸を許可
- ” 難民法 (Refugees Act)
 難民の出身国につき無差別、年間5万までの難民ビザが可能
- 1986 移民修正管理法 (Immigration Reform and Control Act)
 雇主処罰、不法外国人の合法化、短期農業労働者の受け入れ、差別禁止条項
- 1990 移民法 (Immigration Act)
 移民数上限の引上げ、家族呼寄せ・雇用関係・国籍それぞれについての選好基準の設定

(出典) Keely(1979), Keely and Elwell(1981), Bogue(1985), Briggs(1986), Massey(1983), Reubens(1986), 石田(1985), 手塚(1989)

表4-2 米政府による難民・逃亡者への永住権許可数, 1946~89年

法 令	永住権許可数
大統領令(Presidential Directive of 12/22/1945)	40,324
流民法(Displaced Persons Act of 6/25/1948)	409,696
孤児法(Orphans Act of 7/29/1953)	466
難民救済法(Refugee Relief Act of 8/7/1953)	189,025
難民逃亡者法(Refugee-Escapee Act of 9/11/1957)	29,462
ハンガリー難民法(Hungarian Refugees Act of 7/25/1958)	30,752
アゾレス=オランダ難民法(Azores and Netherlands Refugee Act of 9/2/1958)	22,213
難民近親者法(Refugee Relatives Act of 9/22/1959)	1,820
難民公平分配法(Fair Share Refugee Act of 7/14/1960)	19,796
条件付難民入国法(Refugees Conditional Entrants Act of 11/2/1966)	142,103
キューバ難民法(Cuban Refugees Act of 11/2/1966)	488,516
インドシナ難民法(Indochinese Refugees Act of 10/5/1978)	175,028
仮出獄難民法(Refugee Parolees Act of 10/5/1978)	138,878
難民法(Refugees Act of 3/17/1980)	671,466
キューバ人/ハイチ人入国法(Cuban/Haitian Entrants Act of Nov/1986)	4,353
総 計	2,363,898

(出典) U.S., Immigration and Naturalization Service, *Statistical Yearbook*, 1984.

U.S., Bureau of the Census, *Statistical Abstract*, 1989~91.

表4-3 1980年代米国移民の出生国別分布

	千人 (%)		千人 (%)		千人 (%)
ヨーロッパ計	665.3(10.5)	アジア計	2714.9(42.9)	アメリカ計	2742.1(43.3)
イギリス	141.7(2.2)	トルコ	20.6(0.3)	カナダ	116.1(1.8)
アイルランド	23.6(0.4)	中国	330.3(5.2)	メキシコ	1030.9(16.3)
スカンディナヴィア	18.3(0.3)	インド	253.8(4.0)	バルバドス	18.4(0.3)
ドイツ	69.1(1.1)	日本	41.8(0.7)	キューバ	163.6(2.6)
ポーランド	81.6(1.3)	韓国	338.9(5.4)	ドミニカ共和国	226.9(3.6)
ユーゴ	18.4(0.3)	フィリピン	473.9(7.5)	ハイチ	126.5(2.0)
ソ連	71.5(1.1)	ホンコン	57.4(0.9)	ジャマイカ	207.7(3.3)
イタリア	35.0(0.6)	タイ	59.6(0.9)	トリニダードトバゴ	37.8(0.6)
ギリシア	31.2(0.5)	ベトナム	396.1(6.3)	エルサルバドル	140.5(2.2)
ポルトガル	44.5(0.7)	イラン	140.2(2.2)	コロンビア	111.5(1.8)
スペイン	15.8(0.2)	その他	602.4(9.5)	エクアドル	49.6(0.8)
その他	114.6(1.8)			その他	512.5(8.1)
				その他の地域	209.8(3.3)
				全世界	6332.2(100.0)

(出典) U. S., Immigration and Naturalization Service, Annual Report, 1971~1979.
 _____, Statistical Yearbook, 1983~1984.

U. S., Bureau of the Census, Statistical Abstract, 1987~1991.

表4-4 出生国別外国生まれ人口と帰化率(%) : 1980年米国センサス

人 口 帰化率			人 口 帰化率			人 口 帰化率		
ヨーロッパ計	4743550	72.3	ソ連	406022	72.6	北中アメリカ計	4664903	34.9
イギリス	669149	60.0				カナダ	842859	61.0
アイルランド	197817	81.2	アジア計	2539777	34.8	メキシコ	2199221	23.6
デンマーク	42732	72.5	中国	286120	50.3	バルバドス	26847	42.4
ノルウェー	63316	77.8	香港	80380	38.3	キューバ	607814	45.1
スウェーデン	77157	76.8	日本	221794	43.3	トミカ共和国	169147	25.5
フィンランド	29172	69.4	韓国	289885	34.6	ハイチ	92395	26.1
ベルギー	36487	72.4	フィリピン	501440	44.7	ジャマイカ	196811	36.3
フランス	120215	64.1	タイ	54803	19.7	トリニダードトバゴ	65907	29.3
オランダ	103136	68.2	ベトナム	231120	11.1	他西インド諸島	99442	46.8
スイス	42804	67.8	インド	206087	24.0	エルサルバドル	94447	14.3
ドイツ	849384	78.6	イラン	121505	14.6	グアテマラ	63073	17.9
ポーランド	418128	77.8	イスラエル	66961	51.8	他	206940	38.6
オーストリア	145607	87.0	パナマ	52674	41.0			
チェコスロバキア	112707	87.4	トルコ	51915	54.6	南アメリカ計	561011	28.9
ハンガリー	144368	86.0	他	375093	26.8	コロンビア	143508	24.9
ユーゴスラビア	152967	67.6				エクアドル	86128	24.7
ブラジル	34349	80.6	アフリカ計	199723	37.0	ブラジル	40919	35.3
リトアニア	48194	83.9				アルゼンチン	68887	38.8
ルーマニア	66994	73.4				ギニア	48608	31.2
イタリア	831922	77.4				ペルー	55496	28.8
ギリシア	210998	65.0				他	117465	27.9
ポルトガル	177437	37.3						
スペイン	73735	49.1				その他	78896	40.7
アゾレス諸島	32531	43.1				不詳	886024	68.7
他	62244	70.0				総計	14079906	50.5

(出典) Bogue, 1985, p. 369, Table 8-3.

表4-5 民族出自(複数回答)別, 米国民人口(単位千人)

民族出自	回答数(%)	民族出自	回答数(%)
イングランド	40004(22.3)	中国	705(0.4)
ウェールズ	2568(1.4)	日本	680(0.4)
スコットランド	14205(7.9)	韓国・朝鮮	265(0.1)
アイルランド	43752(24.4)	フィリピン	764(0.4)
フランス	14047(7.8)	ベトナム	198(0.1)
ベルギー	448(0.3)	インド	182(0.1)
オランダ	8121(4.5)	イラン	118(0.1)
デンマーク	1672(0.9)	パキスタン	322(0.2)
スウェーデン	4886(2.7)		
ノルウェー	4120(2.3)	カタール	609(0.3)
フィンランド	616(0.3)	フランス系カタール	1053(0.6)
スカンディナヴィア	340(0.2)	ジャマイカ	184(0.1)
ドイツ	51649(28.8)	西インド諸島	193(0.1)
オーストリア	1070(0.6)		
スイス	1228(0.7)	メキシコ	6682(3.7)
ポーランド	8421(4.7)	キューバ	675(0.4)
ハンガリー	1592(0.9)	ドミニカ	119(0.1)
ユーゴスラヴィア	467(0.3)	プエルトリコ	1333(0.7)
チェコスロバキア	1695(0.9)	コロンビア	117(0.1)
ルーマニア	335(0.2)	他スペイン系	3566(2.0)
ロシア	3466(1.9)		
リトアニア	832(0.5)	アフリカ	16193(9.0)
ウクライナ	525(0.3)	アメリカ・インディアン	9900(5.5)
スラヴ	722(0.4)	その他	42(2.8)
イタリア, シチリア	11751(6.6)		
ギリシア	990(0.6)	回答者数計	179078(100.0)
ポルトガル	946(0.5)	回答数計	269269(150.4)

(注) %は回答者数計に対するもの。

(出典) Bogue, 1985, p. 376, Table 8-6.

第5章 イギリス

1 はじめに

1990年現在、^{注)} 連合王国(United Kingdom)の人口は、5,740万である。1981年現在、大ブリテン(Great Britain)の人口を本国、外国生まれ別に見ると、本国生まれは4,886万、外国生まれは470万であり、およそ1割が外国生まれである。イギリスは、移民の送り出し国のイメージが強いが、実際は流入超過と流出超過が激しく変わるという複雑な国際人口移動の歴史を持つ国である。そして外国生まれ人口の割合に関しては、アメリカ合衆国(6.2%)、西ドイツ(7.2%)、フランス(6.8%)と比べると意外と大きな割合を占めている。また、スコットランドでは、外国生まれ人口のうち、連合王国生まれがおおよそ70%で、30%がその他である。

人口動態に注目すると、出生率が人口1,000人につき14、死亡率が12であるのに対して、出移民の比率が4、入移民の比率が4(1990年現在)と、国際移動は人口変動に非常に大きな比重を占めている。

以上のように、静態、動態ともに外国との交流の影響が大きいですが、まず、移民の歴史から見てみよう。

2 歴史的展望

19世紀後半からの流れを検討して見よう。ロシアにおける1881年のアレクサンダー2世の暗殺、反ユダヤ政策を契機として、1881年から1914年にかけてロシアからユダヤ系移民があいついだ。それには、「自由の国イギリス」のイメージが大きく貢献したという。ポーランドから多くのユダヤ人が移住して来たために、東部ロンドン

にユダヤゲッターができるに至る。そして、それらの動きに象徴される多くの外国人の移住があったのと、その管理統制のために、1905年に移民に関する立法化が行われた（外国人法(Alien Acts)）。しかし、当時は入国条項が特に厳しくなかったため、移民数が大幅に減少することはなかった。その後、1914年に外国人制限法が制定され、それ以前に制定された移民に関する法律の強化が行われたが、第1次大戦の勃発でそれらの移民の流れは一時終わりを告げた。

第1次大戦はイギリスへの移民に一旦終止符を打ったものの、ドイツのベルギーへの進攻は、ベルギー人のイギリスへの難民を生み、彼らは戦争中にイギリス経済で重要な役割を果たした。また、アフリカ植民地からの黒人の増加も見られた。彼らは、イギリスで職を見つけたり、軍隊に参加してイギリスで解散した人達であった。こうして、2つの大戦間に黒人の定着した区域が増加している。多くは労働者階級であったが、政治活動家もイギリスのアフリカ植民地からやってきた。

1933年のナチスのユダヤ人迫害は大勢のユダヤ人のイギリスに向かう難民を生んだ。1933年から1939年にかけては約5万人のユダヤ人が、イギリスに到着したと言われている。これらの集団は、それ以前にイギリスに到来したユダヤ人の集団とは異なり、主に専門的技術を持ち、宗教色が薄く、イギリス社会への適応がスムーズであったため、イギリスにとってむしろ重要な人達と評価された。

第2次大戦後は、主に有色人種からなる新連邦(New Commonwealth)からの移民が増えた。特に、1948年頃から西インド諸島の移民が流れ込み、イギリスの黒人人口が増加したが、それは、旧植民地からヨーロッパ諸国へ向かう移民の流れの1つであったと解釈

できる。また、1952年まではジャマイカからの移民はアメリカに向かうことが多かったのであるが、アメリカで1952年にマッカラン・ウォルター法が成立し、ジャマイカからの移民を年間100人に制限したため、イギリスに向かう人達が増加した。戦後のイギリスは慢性的な労働力不足であったこともあって、入移民が増加している。ロンドン港では、西インド諸島からの労働者を多く雇用し、港湾労働者として働かせた。また、1960年代までは、景気の循環と入移民数は密接な関係があったと言われている。

また、1950年代には、比較的大規模なアイルランドからの移民があった。さらに、政治的理由により各地からの難民が到来している。1956年のハンガリー騒動から2万人の移民が到着した。1960年代に黒人国家独立の影響で、アフリカを追われたアジア民族、チリのアジェンデ政権樹立後の少数の難民、ソ連からの難民や軍政に耐えかねたイラン人もイギリスにきた。そして最後に、東南アジアからのボートピープルが1万人以上も難民として流入したと言われる。

しかし、1960年代に見られた最大のポイントは、インドからの移民が増えたことである。インド本国から見れば小さな数に過ぎなかったが、イギリスにとっては、その数は大きなものであった。インド移民の大半を占めるシーク教徒はパンジャブ東部から、またヒンドゥ教徒はグジャラト地方から到来した。しかし、同じインドからの移民と言っても彼らは決して一様な特性をもたず、彼らはお互い同士外国人のようなものであったと言われる。

また、イギリスで多くを占める回教徒は、パキスタンの2地方、西部のミルプール (Mirpur) と東部のシルヘット (Sylhet) から移住してきた。インドの移民の場合と同様に彼らは一括して扱われ、あ

る場合にはインド人と一緒にされたが、当時の東パキスタン（今のバングラデッシュ）から来た者と西パキスタンから来た者では全く異なる特性を示した。彼らがイギリスにきた理由の1つは、本国の土地問題、失業問題であったと考えられる。と同時に、彼らにとってイギリスは「ミルクと蜂蜜の国」という魅力あふれる国であった。イギリスからの送金でパンジャブに建てられた「イギリス風の家」がそれを証明している。パキスタンの場合は、イギリス人と移民との間に伝統的なつながりがあった。すなわち、イギリス統治の時代、商業軍(Merchant Navy) となり、イングランドとウェールズの港町の設立に貢献した。彼らの出移民行動は貧しさからの脱出が主な動機づけであったが、1960年にパキスタンでダムが作られ、250村もが立ち退きを迫られたことも大きな要因であった。当初は、家族を連れ一時的な滞在と考えていた人達が、永住に変わる場合も多かった。

中村(1989)によれば、移住に関する法制史を次のように概略することができる。外国人の出入国・在留は、古くは慣習法によって規定されていたが、今日ではほとんど制定法によってとって代わられたといつてよい。その過程を眺めると、まず、外国人に対する在留規制が始まり、次第にその規制の対象者や範囲を拡大してきたという一連の流れがある。次に、1962年以降の英連邦市民に対する入国・在留規制の別系統の法制がある。1973年にはこの両系統を統合し、EEC諸国民に対する各種の特例措置をも織り込んだ現行制度が発足するに至ったと考えられる。次に、この点を少し詳しく見てみよう。

フランス革命、ナポレオン戦争時代には、イギリスは政治亡命者を制限したが、ヴィクトリア朝には、ヨーロッパの大陸部分からの

多数の入移民があった。1848～1850年の一時的な制限の時期を除き、入国は1905年まで自由であった。1914年と1919年に第1次世界大戦の影響でさらに対策がとられたが、それは1920年と1925年に評議会の命令で強化され、1971年まで効力をもっていたものである。政治活動家、病人、犯罪者、臨時の船員達を入国させないことを狙いとしていたが、しかしそれでも現実には多くの人達がイギリスに移住した。

特に近年の移民管理は人種・民族間の友好関係を中心に意を尽くしている。19世紀後半から20世紀前半にかけては、そのような考慮は払われなかったが、現代は対照的に、たとえば新連邦の移民については、『民族関係法案』（1965年制定、1968年、1976年改定）によって差別を除去することに注意が払われている。さらに、1968年の法案は、『共同体の関係に関する委員会』を、1976年の法案は『人種平等のための委員会』を組織させた。これらは、少数民族の権利を守り、各人種・民族集団間の調和を図ろうとする画期的なものであった。しかし、本当にその効果があったかどうかは疑わしい。

1962年の『連邦移民法』（Commonwealth Immigration Acts）は、実質的には英連邦内の黒人の移住を制限することが目的であった。それまでは、英連邦内では自由に移民が可能であったが、ここで労働許可証の発行という手段によって入移民の厳格な管理が行なわれるようになった。1968年の『移民法』（Immigration Acts）の制定は、東アフリカからのアジア系移民（パキスタン、インド人）の制限を目的とした。しかし1971年の『連邦移民法』（Commonwealth Immigration Acts）は、すでに移住した人々の家族の呼び寄せだけを認めるようになった。その法律の狙いは、①入移民数の限定、②人種

間の緊張関係の緩和、③有色人種の移入の制限、④国民の労働市場の保護、⑤入移民共同体の統制、⑥福祉受益者の制限にあった。この法律は特に次の点で注目に値する。それはすでに住民となっている者の家族と労働許可を所有する者の移住に制限を加えるものであったが、非E E C諸国の人達が毎年労働許可を更新しなければならなかったのと同様な規則を新連邦からの移民者に対しても課すという、ある意味では画期的なものであった。1981年の『ブリティッシュ国籍法』(British Nationality Act)に伴う移民法の改正は、自由に連合王国に出入国でき、かつ居住することができる「連合王国における居住権を有する者」を、連合王国内で出生、あるいは養子縁組、定住、帰化によって連合王国の市民となった人達、ならびに彼らと一定の血縁関係を有する人達に限定することとした。

3 移民の現状

1964年に開始された標本抽出調査による「国際乗客調査(International Passenger Survey)」(IPS)は、移民統計の最も信頼できるデータである。それ以前の動きに関しては、Coleman(1982)によると、1870～1930年にはイギリスの移動は流出超過であったが、しかしその流れは世界恐慌で逆転している。さらに、第2次世界大戦後はイギリスの労働需要の変化、国際情勢の変化等によって移動の流れがかなりめまぐるしく変わっているのが注目される。第2次大戦直後にはまた出移民が増えたが、1950年代後半から1960年代初期にかけては、アジア、カリブ海諸国の入移民のため1950年代に逆転して流入超過となり、1964年からはさらに逆転して流出超過となった。その後、図5-1に示されるように、1983年には入移民が出移民

を上回っている。しかし、これらの数字には一時滞在者とか一時労働者が含まれていないことに注意しなくてはならない。

19世紀の移民数は、1836年の移民法に従い、船長が提出した外国人の名簿によっていたためにその信頼性は低いとされている。1905年の外国人法(Aliens Act)制定のあとでも、これらの統計は改善されなかった。ユダヤ系移民の年増加率の特定などはきわめて困難であると言われる。さらに、IPSのデータも、初期の移民の配偶関係別統計は問題を含んでいるし、データ全体も徐々に改善されてきてはいるが、完全ではない。また、ここで言う連合王国への入移民は、1年以上外国に居住し、1年以上連合王国に滞在する意図を持つ者と定義されている。また、イギリス国民や、かつて連合王国に住みのちに本国に帰国した者は移住管理を受けない。

1970年から出移民、入移民の動向を見ると(図5-1)、入移民・出移民数はそれぞれ15~30万人の規模である。1970年から1982年にかけては出移民が多かったが、1983年から1987年にかけては数千から数万の入移民超過が見られる。1989年現在は、4万程度の入移民超過である。また、入移民率、出移民率ともに、実数と同様な動きを示しており、人口1,000人につき3~4程度である(図5-2)。

1978年以降の入移民人口の送り出し国による分布を見ると、南アフリカ等とインド等が大きな割合を占めていたが、最近は、EC諸国からの移民が増えた。旧連邦と新連邦の移入民割合は、それほど大きな変化が見られない。(図5-3、図5-4)。

男女年齢別に見ると、近年、女子の流入が多くなっているのが注目される(表5-1)。それは、家族の呼び寄せに限った1981年の移民法の改正の影響と考えられる。また、年齢からみると、1982年に0

～14歳の占める割合が急激に増加したが、これも移民法の改正の影響と考えられる（表5-2）。しかし、その後はそれ以前の構成割合に戻っている。

4 移民の人口学的状況

イギリスの民族集団別の人口統計でもっとも信頼できる数字は「労働力調査」(LFS)である。それによると、1988年には、少数民族集団の人口は270万人で、全人口の4.9%を占めた。そのうち、45%がイギリス生まれであった。非ヨーロッパ出身の人達は、インド系81万人、西インド系47万人、パキスタン系48万人、混血33万人、中国系14万人、アフリカ系12万人、バングラデシュ系9万人、などである。

少数民族集団のイギリス国内における地域分布に関しては、特定地域への集中が見られる（表5-3）。その第1の理由は、後からくる入移民が、すでに同じ民族が住んでいる特定の地域に移住するからである。たとえば、セントヴィンセント島民がハイワイクーム (High Wycombe) に、レイワルデン島民はライセスター (Leicester) に、パンジャブ人はホースロウ (Houslow) 等に集住している。第2の理由は、イギリスの経済的プル要因である。たとえば、スザール (Southall) のウルフラバー工場 (Wolf Rubber Factory) は、直接パンジャブで人材を募り、そこから労働者をまとめて移住させている。

次に、彼らがどのような人口学的状況にあるかを見てみよう。現実の世帯構造（家族類型、家族規模）は、ヨーロッパ系の国民と非ヨーロッパ系の国民の間ではかなりの相違があると同時に、非ヨー

ロッパ系移民のなかでは西インド諸島出身者とアジア系の国民の間で違いがみられる。年金生活者のみの世帯割合がヨーロッパ系で高く非ヨーロッパ系で低いのは、後者では比較的新しく（若い年齢で）入移民してきたものが多いためである（表5-4）。また西インド諸島出身者では単身世帯や片親世帯の比率が他に比べて高いが、これは彼（女）等の結婚や家族形成の慣行の違いを反映したものと言える。

少数民族集団は、白人と比べて、非熟練や半熟練労働者が多く、失業率も高いと言われてきたが、それは一つにはある種の人種差別が存在しているためである。あるいは技術・言語能力に乏しい新しい移住者の増加や、移住者の年齢構造が若いことが原因とされてきた。最近の労働力調査でも同様な状況であるという。

インド系の若者がヨーロッパ系国民よりも高い資格を持っているという例外もあるが、要するに最近でも、移民の経済的条件が上昇する兆しは見られず、それどころか、たとえば西インド諸島出身者達は、非常に高い失業率を持ち、就業しても未熟練・半熟練労働に従事し続けなければならないという劣悪な条件にある。

非ヨーロッパ系移民の結婚や国際結婚に関するデータはわずかであるが、それによると、西インド諸島からの出身者が、最も多く国際結婚をしている（男が22%、女が13%）ことが知られている。また、女よりも男の方が国際結婚が多いのは興味深い。たとえば、インド系では男が12%、女が7%、パキスタン・バングラデッシュ系では、男が12%、女が9%である。その理由は、すべての少数民族に関して男が女より先に到着していること、そしてまた、男のほうが一般により自由な行動をとるから等の解釈がなされている。

またある調査によれば、入移民を中心とする少数民族の中の男の

69%、女の64%は結婚をしている。配偶者がいない者のうちで離死別が占める割合は、女は1/2であるのに対して、男はわずか1/6である。

移住者の出生力を表すものとして母親の出生地別の出生統計があるが、その合計特殊出生率は出身地別に大きな格差を示している。1986年現在、全イギリスでは、1.8であるのに対して、インド系2.9、パキスタンとバングラデッシュ系が5.6、カリブ諸島系が1.8、東アフリカ系が2.0となっている。しかし、少数民族の出生力は、イギリスの平均に近づいている(表5-5)。

非嫡出出生児に関しては、過去10年間において、イギリス人(白人、以下同様)や東アフリカを除くアフリカ系諸国からの移住者が大幅な率の上昇を記録した。近年は、カリブ諸島が50%に近い非嫡出出生割合であるのに対して、イギリス人や東アフリカを除くアフリカ系移住者は20%である。しかし、その数字は、未婚の母の増加ではなく、正式な結婚形態をとらない同棲(*consensual marriage*)の増加によると思われる。カリブ諸島が比較的高い数字を示すのは、出産後にはじめて結婚の届け出を行うという慣習があるためであると考えられる(図5-5)。罹病率に関して全数統計はないが、標本抽出調査によると、多くの移住民はイギリス人よりも罹病率が高い。その原因は、移住民がおかれた経済的、社会的、そして公衆衛生的条件が劣悪であるためとされている。

パキスタン人女性の周産期死亡は、出生数 1,000人に対して17.9であるのに対して、イギリス人のそれは 9.5である。出生時の体重に関しても、移民のそれはイギリス人のそれよりも劣っている。その差異は、出産をする母の年齢がかなり低いこと、出産間隔の短さ、

出産数の多さ等の人口学的条件の差を反映しているところもあるが、同時に出産に関する環境条件が劣悪であるためとされる。また、死亡率全般に関しても、イギリス人よりも移住者の方が高いと言われている。

以上のように、移住者の人口学的特徴はイギリス人と比較し一般的にみて改善の余地があるが、しかし最近ではイギリス人に徐々に近づいている。

5 移民にともなう社会問題

Coleman (1982) は、特にここ1世紀に関して、かつてのユダヤ人の移住と新連邦とパキスタン、バングラデッシュからの移民について、社会問題の類似点を指摘している。

類似点の第1として集住(concentration)があげられる。たとえば、1840～50年のアイルランド人、19世紀後半のロシア系ユダヤ人は、レイランドのリードやマンチェスターに集中して住んだ。1901年には、ロシア人とポーランド人の80%はロンドンのイーストエンドに住んだ。他の集団も同様で、イタリア人はサフロンヒル、ハットンガーデン、中国系人種はライムハウスやペニーフィールドと、特定地域への住み分けが見られた。

全体として、初期の黒人は、カーデイフのような港町に集中した。最近の新連邦から来る移民は、大都市、特にその中の特定地域に集中する傾向が見られる。その結果として出身国固有の文化的影響が明白になってきた。ロンドンのイーストエンドとリードのチャペルトウンが好例である。集住は移住する人達のある意味での生活の知恵であるが、受け手社会に敵意と差別がはぐくまれる可能性がある

ことも事実である。

第2の類似点は、集住とも関連しているが、入移民が経済的社会的問題を生むことである。たとえば、19世紀後半、ユダヤ人がその居住地域に失業問題を生んだといわれ、首都ロンドンにおいては、住宅問題でも矢面にたたされ、1914年まではこれが最大の反移民感情の源であった。また、新連邦とパキスタンの移民がイギリスの都市スラムの問題を作ったと攻撃を受けていた。しかし、この非難攻撃は多分に偏見と差別感情に基づいている。

20世紀初期のアヘン問題は中国系移民が関連した。それより以前に遡ると、アイルランド人の移民も深刻な社会問題をもたらしていた。19世紀の社会問題は、移民によって引き起こされたわけではないとされているが、彼らがいるから社会的困難が増し、問題が鮮明化されると言い続けられた。換言すると、移民問題は社会問題に関する大衆の意識を呼び起こし、地域の開発に関する論争を生み、ひいては新しい経済・社会政策を生む源の1つを作ったと言えるであろう。

以上のことから、移民問題は、それだけ切り離して扱うことができず、広い社会的文脈でみる必要があることを示唆する。したがって、移民問題を的確に把握するためには、受け入れ国の社会問題の変化、ヨーロッパ外からの移民が抱くイギリスに対する認識、送り出し国の社会経済的状況を考慮する必要があるのは当然といえよう。

第3の類似点は、入移民に対する非好意的感情や攻撃である。それは、新参者への攻撃、差別、反感という形で現れ、特に不況時や、既得権益をおびやかす場合に激しくなる。たとえば、1880年代にロンドンにきたドイツからの事務員、衣服産業が盛んなイーストエン

ドに集まるロシア系ユダヤ人、リヴァプール、カーディフの港に住みつけた中国系、現代の西インド諸島とアフリカからの入移民に対する反発がその好例である。ユダヤ人と新連邦からの入移民は家賃、住宅問題に影響を与えると恐れられてきた。また、移住民のなかでは、男性が女性よりもかなり多いため、結婚相手にイギリス人女性を求めてイギリス人男性と競合するものとして攻撃された。

さらに、入移民と住民との間の文化摩擦もある。19世紀後半ユダヤ人はゲッターを形成した。中国人は、チャイナ・タウンを作り、阿片の吸飲といった奇習を行い、ひんしゅくを買った。ドイツからのジプシーはイギリス市民の職をこそ奪いはしなかったが、異なる生活様式を持ち込み周辺に悪い影響を与えるといわれた。

移民に向けられたこのような否定的な言動は、単に偏見や反感にすぎないこともあったが、大きな経済社会変動の時代にあっては、イギリス人たちの既得権、利害と抵触する場合により具体的な形となって現れることもあった。そして、組織的に非好意的感情が入移民達に向けられた場合もある。20世紀当初、ブリティッシュブラザーズ(British Brothers)がユダヤ人移民に反対し、1930年代には英国ファシスト連合(British Union of Fascists)となるまで発展した。最近では、ナショナル フロント(National Front)が新連邦とインド・パキスタンからの移民に反発的、差別的感情を向けた。多くは言論の段階でとどまったが、暴力沙汰になったこともある。1911年にカーディフの中国人襲撃、1915年の反ドイツ人暴動、1919年のリヴァプール等での黒人と白人の衝突、イーストエンドのユダヤ人のモスレーの行進等といった歴史的イベントも多かった。

しかし、移住民がこうむる社会的困難や彼らに向けられた非好意

的感情がどんなものであれ、ほかの国と比較してイギリスでは移民はよくその社会に適応してきたと言えよう。それは、イギリス人の寛容性のためであると言われる。しかし、移民してきた人々がイギリス人の非好意的感情や疑惑にいつもさらされてきたことも事実であろう。移住者が過去にとったイギリスに対する非好意的な行動が現在もイギリス人によって持ち出されることがある。たとえば、第2次世界大戦中のフィルナムにおけるアイルランド人の移民による反イギリス活動が忘れられることなく、後にアイルランド攻撃の正当化に利用されたりしている。

移民した国の国籍を持たない外国人労働者の数がある程度の規模に達すると入移民者と受け入れ国の双方が不満を抱くことになるであろう。イギリスの場合は、連邦内の移民労働問題を中心として問題が発生してきたといえる。しかも比較的早くから人種差別が大きな社会問題となった点も、イギリスの外国人労働者問題の特徴であろう。また、特にフランスの場合と比較すると、イギリスの特徴が浮かび上がる。1つは、フランスが国内の外国人を同一の義務や権利を持つ人間としてとらえ自国民と同一の市民権を与えようとするのに対して、イギリスは外国人を自分達とは異なった人種としてとらえ、さまざまな種類の市民権を与えることである。2つめは、移民問題をとらえる視点も、フランスが経済問題として把握しがちであるのに対して、イギリスは人種問題として把握する傾向があることである。以上のような特徴はあるものの、大勢としてはイギリスも他の移民受け入れ国同様に、平等な多民族社会形成のために努力してきたといえるであろう。

(注)

連合王国 (United Kingdom) は、イングランド (England)、ウェールズ (Wales)、スコットランド (Scotland)、北アイルランド (Northern Ireland) から成る。また、(大)ブリテン ((Great) Britain) は、イングランド、ウェールズ、スコットランドから成る。

1990年現在、連合王国の人口は 5,741万、イングランドは 4,784万、ウェールズは288万、スコットランドは510万、北アイルランドは159万である。

本稿においては、「イギリス」は「連合王国」を示すが、特に必要がある場合には、「イギリス」の代わりに「連合王国」を用いる。

参考文献

Lak Bulusu, Recent Patterns of Migration From And To The United Kingdom *Population Trends* No.46, 1986.

D.A.Coleman eds., *Demography of Immigrants and Minority Groups in the United Kingdom*, Academic Press,1982.

Brown Colin, *Black and White British : the Third PSI Survey*, London, Heinemann Educational Books, 1984.

Ian Diamond and Sue Clarke, *Demographic Patterns among Britain's Ethnic Groups The Changing Population of Britain*, Basil Blackwell Ltd.,1989.

John A. Jackson, *Migration*, Longman, 1986.

Macdonald I. A., *Immigration Law and Practice* 2nd. ed. London Butterworths,1987.

Office of Population Censuses and Surveys, *International Migration*, Series MN No5, 1978.

Office of Population Censuses and Surveys, *Migration in 1986*, *Population Trends*, No. 50, 1987.

T. E. Smith, *Commonwealth Migration Flows and Policies*, The Macmillan Press LTD., 1981.

Robert Woods, *Theoretical Population Geography*, Longman, 1982.

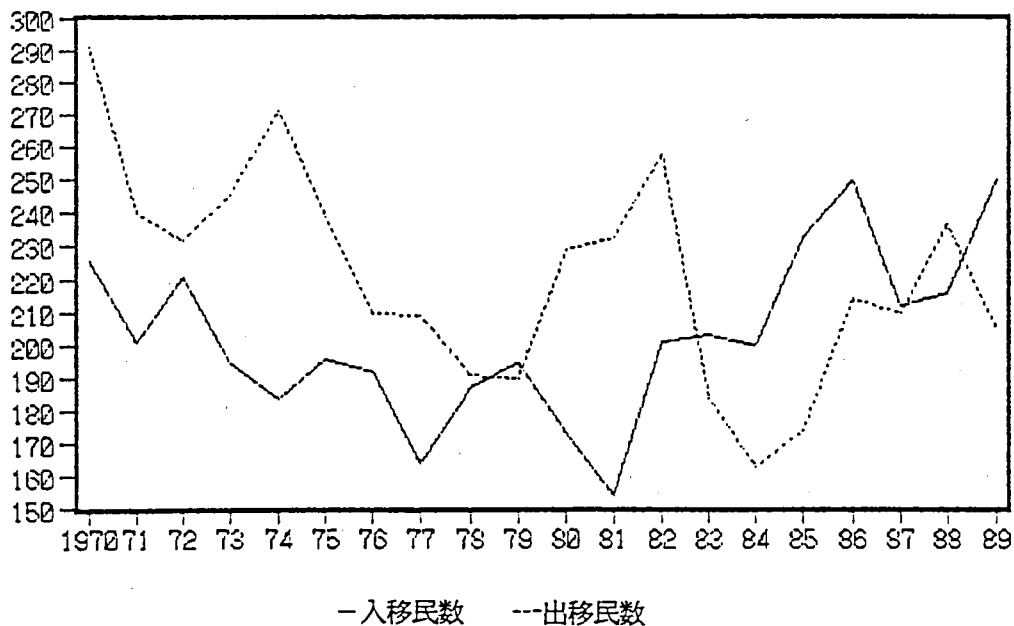
梶田孝道、エスニシティと社会変動、有信堂高文社、1988.

小林謙一、阿部誠、イギリスの移民労働者と政策状況、大原社会問題研究所雑誌373 法政大学、pp. 36-50. 1989.

中村義幸、イギリスにおける出入国・在留法の現状と課題、明治大学 社会科学研究所紀要第28巻第1号、pp. 135-149. 1989.

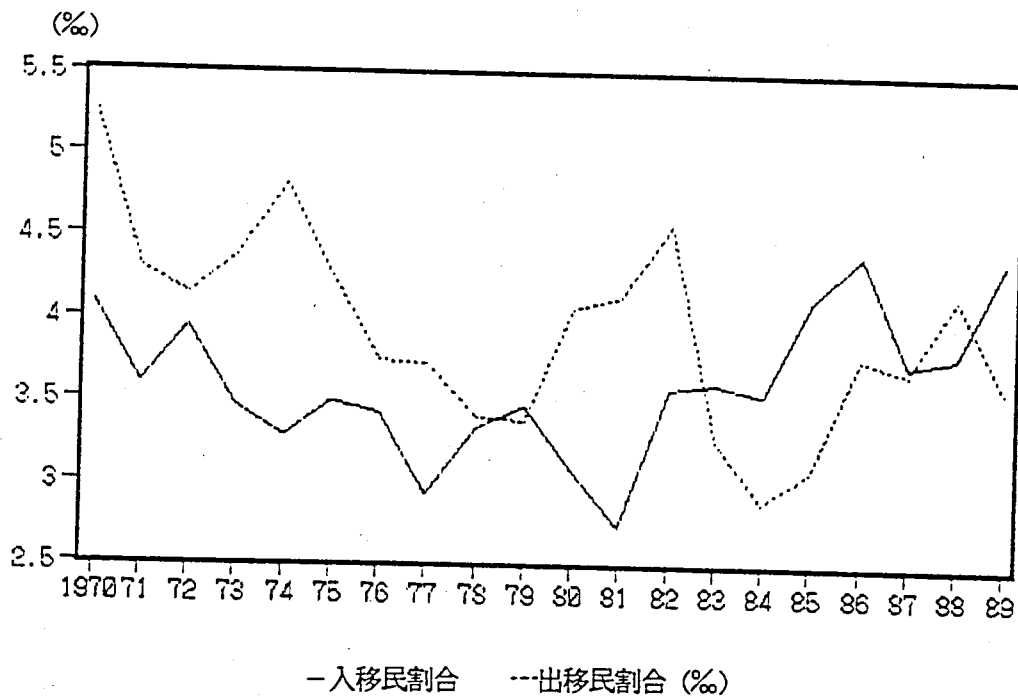
図5-1 イギリスにおける入移民数と出移民数の推移：1970～1989

(単位：千人)



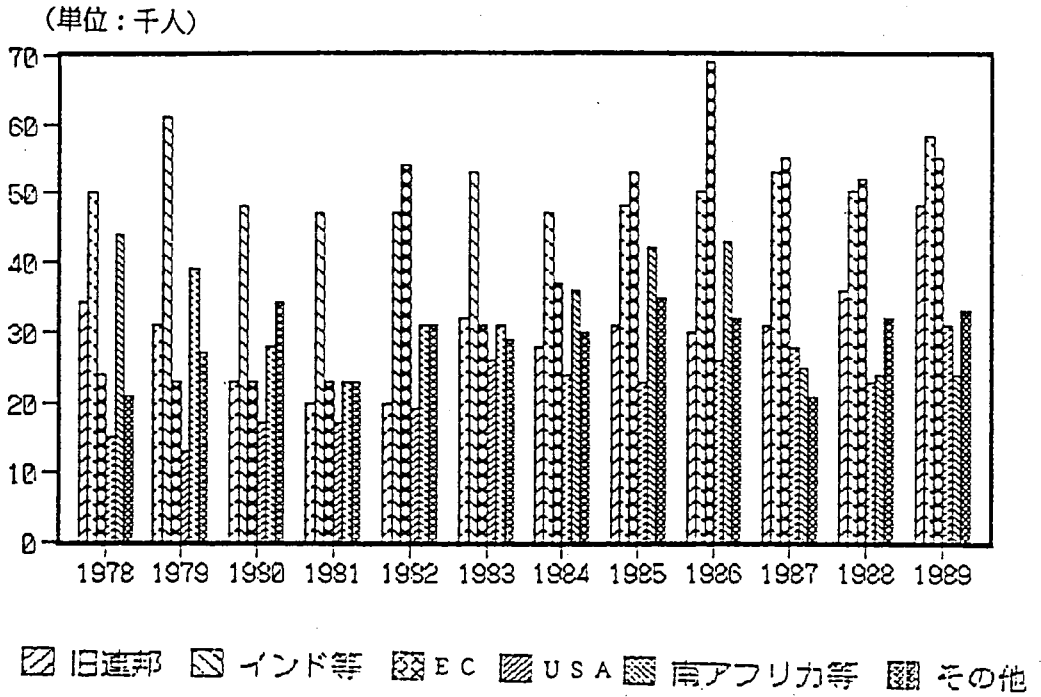
出典) Population Trends, International Passenger Survey (IPS), 1970-89.

図5-2 イギリスにおける入移民率と出移民率（対総人口）の推移：1970～1989.



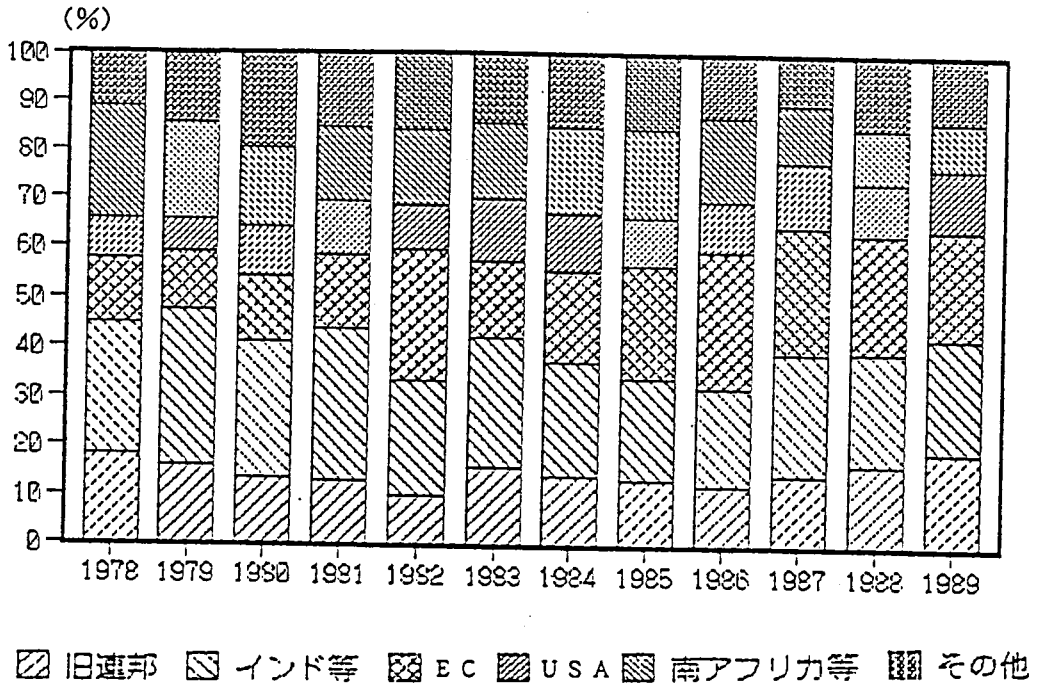
出典) 図5-1に同じ.

図5-3 イギリスにおける送出国別入移民の推移：1978～1989.



出典) 図5-1に同じ.

図5-4 イギリスにおける入移民の送出国地域別分布の推移：1978～1989.



出典) 図5-1に同じ.

表5-1 男女別入移民数(単位1,000人)とその性比の推移
: 1970~1989

年次	総数	男子	女子	性比
1970	226	111	115	96.5
1971	201	103	98	105.1
1972	221	114	107	106.5
1973	195	104	91	114.3
1974	184	104	80	130.0
1975	196	101	95	106.3
1976	192	100	92	108.7
1977	164	89	75	118.7
1978	187	96	91	105.5
1979	195	103	92	112.0
1980	173	92	81	113.6
1981	154	83	71	116.9
1982	201	100	101	99.0
1983	203	108	95	113.7
1984	200	101	99	102.0
1985	233	99	134	73.9
1986	250	121	129	93.8
1987	212	104	108	96.3
1988	216	109	107	101.9
1989	250	110	140	78.6

注) 性比は女子100に対する男子の人口。
出典) 図5-1に同じ。

表5-2 年齢別入移民割合の推移：1970～1989
(%)

年次	総数 (1,000人)	年 齢			
		0～14	15～24	25～44	44～
1970	226	17.7	34.5	37.6	10.2
1971	201	16.9	32.3	40.3	10.4
1972	221	19.5	33.5	35.7	11.3
1973	195	17.4	33.8	38.5	10.3
1974	184	18.5	34.2	37.5	9.8
1975	196	16.3	36.2	38.8	8.7
1976	192	17.2	33.3	40.1	9.4
1977	164	18.3	33.5	39.6	8.5
1978	187	20.3	31.0	38.5	10.2
1979	195	18.5	32.8	40.0	8.7
1980	173	20.2	31.8	39.3	8.7
1981	154	19.5	31.2	39.0	10.4
1982	201	25.9	29.9	37.3	7.0
1983	203	21.7	27.1	41.9	9.4
1984	200	23.0	29.0	40.0	8.0
1985	233	21.0	30.5	38.6	9.9
1986	250	18.0	31.6	40.0	10.4
1987	212	21.0	30.5	38.6	9.9
1988	216	17.1	30.1	43.5	9.3
1989	250	19.2	30.0	40.8	10.0

出典) 図5-1に同じ.

表5-3 各民族集団別人口の居住地分布：1985

(%)

民族	人口 (1000)	居住地						英国生まれ の割合
		大 ロンドン	大 マンチェスター	中西部	西ヨーク	他の 都市	非都市 地域	
西インド	530	57	4	14	3	2	19	50
インド	760	39	4	19	5	1	32	35
パキスタン	380	14	10	24	16	4	31	40
バングラデッシュ	90	54	5	12	5	3	22	30
アフリカ	100	64	3	2	2	5	24	35
中国	110	33	4	3	2	8	49	20
混血	210	36	7	7	3	6	42	75
その他	160	51	3	4	2	4	36	19

出典) OPCS, Ethnic Minority Population in Britain, Population Trends, 46, 1986, pp. 18-21.

表5-4 民族別世帯類型（連合王国）

(%)

世帯類型	民 族						
	白人	西インド人	アジア人 (合計)	インド人	パキスタン人	バングラ デシュ人	他のアフリカ、 アジア人
年金受給者のみ ⁽¹⁾	29	2	2	2	-	-	3
拡大家族	4	8	18	15	21	18	21
片親と子供	3	18	4	4	3	7	3
両親と子供	26	36	56	56	63	61	43
単身世帯 ⁽²⁾	6	11	4	3	5	8	3
大人のみ (子供無し) ⁽²⁾	32	25	17	20	9	6	27

注) (1) 男子65歳以上、女子60歳以上。

(2) 年金受給者を除く。

出典) Brown, Colin, Black and White British: The Third PSI Survey. Aldershot; Gewer, 1984.

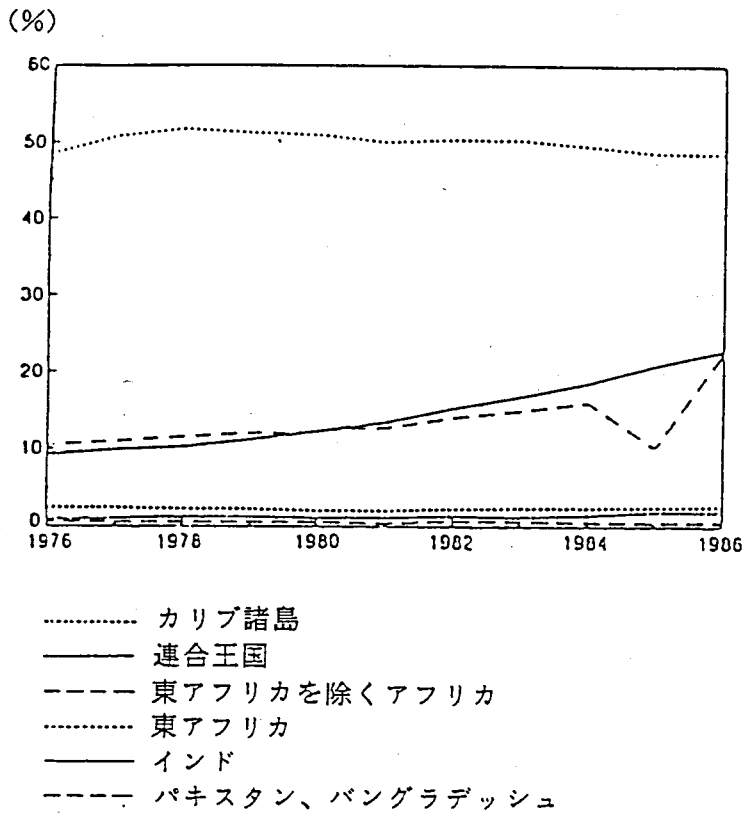
表5-5 母親の出生地別合計特殊出生率

母親の出生地	年 次					
	1981	1982	1983	1984	1985	1986
総 計	1.8	1.8	1.8	1.7	1.8	1.8
連合王国生まれ	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
連合王国外生まれの総計	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.4
新連邦とパキスタン生まれ	2.9	2.9	2.8	2.8	2.9	2.9
インド	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.9
パキスタン、バングラデシュ	6.5	6.3	6.1	5.7	5.6	5.6
東アフリカ	2.1	2.1	2.0	2.1	2.1	2.0
他のアフリカ	3.4	3.3	3.1	2.9	3.0	2.8
カリブ海	2.0	2.0	1.8	1.8	1.8	1.8
極東	1.7	1.9	1.9	2.0	2.0	1.9
地中海諸国	2.1	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1
他の新連邦国	2.3	2.3	2.4	2.3	2.3	2.3
他の諸国生まれ	2.0	1.9	1.9	2.0	2.0	1.9

注) イングランド・ウェルズの居住者に限る。

出典) OPCS: Birthweight Statistics 1985, OPCS Monitor DH3 86/2, 1986.

図5-5 母親の出生地別、全出生に占める非嫡出出生割合



出典) OPCS: Birth Statistics Series FMI, nos 3-16.

第6章 ドイツ

1 はじめに

ヨーロッパ諸国の中でドイツは歴史的にその労働力を外国人に頼ってきた国として有名である。本章ではまず、19世紀後半以降のドイツにおける外国人労働力導入の歴史を当時の経済と労働市場との関わりという観点から概観する。次に第2次世界大戦後の西ドイツについて、外国人労働力導入がどのような狙いで行われ、それにつれ外国人人口がどれだけ移動し、滞在者数はどう変わっていったかをみる。そして、第1次オイルショックという大きな転機を迎えた後、外国人労働者に対する扱いはどのように変化したか、彼らはそれにどう対応したかをみたのちに、導入当初の狙いはどの程度達成されたかをみていくこととする。

2 歴史的背景

今日のドイツと呼ぶべき国家の前身は、19世紀にはプロシア王国、ババリア王国、ハノーバー王国、サクソニア王国、ビュルテンベルク王国、チューリンゲン諸国、その他の諸国、の全部あるいはその一部地域であり、年を追うごとにその領土もめまぐるしく変化しているが、ここではこれら地域の歴史的な詳細については触れない。これら諸国は1871年にプロシア王国によって統一され、ドイツ帝国を形成した。そこで、本節では1871年以降のドイツ帝国と、その中心的な国家であるプロシア、20世紀に入ってからワイマール共和国、ナチスドイツについて簡単に述べる。

19世紀末期から20世紀初期にかけて、ドイツでは次の三つの点で

劇的な変化が起きた。

- (1) 人口と経済において大きな変化がみられた。
- (2) 国家間及び国内における人口移動があり、これが労働市場へ影響を与えた。
- (3) 出移民の国から労働力移入の国へ変わった。

このうちまず人口について見ると、ドイツ帝国の人口は、1880年から1910年の間に死亡率の低下がある一方で高い出生率が続き、4,500万人から6,500万人へと増加した。そして第1次世界大戦の直前に出生率が決定的に低下し、いわゆる人口転換の最終局面を迎えている。

経済と労働市場は同時に変化した。農業も成長したが、工業が特に成長し、1889年には工業生産は農業生産を上まわった。同様のパターンは労働力人口にも見られ、1904年に逆転している。これらの変化、すなわち、人口の自然増加、経済成長、農業から工業への産業の転換は、大規模な国家間および国内の人口移動を起こす原動力となった。

19世紀前期から中期における人口移動は、人口増加とそれに伴う労働力供給の過剰状態によって引き起こされたアメリカ大陸（うち9割が合衆国）への移出が主なものである。それは1830年代の終わりにはかつてないほどに増加し、19世紀末期にそのピークを迎えた。その数は延べ180万人にも達したが、その後急速に減少した。これは先に述べた急速な工業化による雇用機会の増大により、人口圧力が減少したためである。この移民パターンの変化は1880年代の初期に始まり、1890年代半ばにアメリカ大陸への移民は突如として減少した。工業への労働力需要が高まるにつれ、出移民は、国内の人口

移動へと変わっていったのである。その代表的なものは、プロシア東部のポーランド系農業労働者のルール地方の鉱業への移動である。

(ポーランドは18世紀末に、ロシア、プロシア、オーストリアにより分割されたため、プロシア東部の住民にはポーランド系が多い。)

これに加えて外国から大量に労働力が流入した(表6-1)。1890年代以降、プロシア東部の国境を越えて大量の労働移民が入り、西部および中央ヨーロッパ諸国からの移民がそれに続いた。1906～1914年のプロシアの統計によれば、彼らの約6割が季節労働者であり、1906年の約60万人から1914年の約90万人まで次第に増加していった。

このように大量の外国人労働者を導入した理由は、経済成長によるものであった。しかし、将来の労働市場の確固たる見通しがなかったことに加えて、外国人労働者導入に関する制度が整っていなかったため、過剰の労働力を呼び込むことになった。これは、雇用者側に見れば自国民を雇うより経済的であったためであったともいわれている。このため、自国民の高い失業状態を招き、1911年には、「毎年何十万人ものドイツ人が仕事もパンもない」状態として学者間で議論が高まった。こうした経緯を経て、外国人労働者を導入するに際して必要とされる制度が次第に整備され始めたのである。

第1次世界大戦が始まるとロシアからのポーランド系労働者と他の敵国からの労働者に帰国が許されなくなった。また、ドイツの同盟国であるオーストリアのポーランド系ガリシア人も、徴兵に応じないものは帰国したくてもできないという困難な状況に直面することになった。結果として毎年見られた季節労働者数の変動は高い水準のままで停止した。

1914年の8月には内務省に職業紹介センターが設立され、労働市場の管理体制が整えられていった。1919年のワイマール共和国の成立後は、1920年に雇用安定庁が設立され、1922年には雇用周旋法が成立し国家的な規模での労働力周旋の法的な基盤となった。さらに1927年の雇用安定及び失業保険法の成立をもって、労働市場管理のシステムができあがった。

ワイマール共和国時代の外国人労働者数は、第1次世界大戦前の半分以上に減少し、さらに大恐慌の影響により1930年から激減している。一方、アメリカ大陸への移民は、ワイマール共和国成立とともに再び増大し、これもまた大恐慌とともに激減した。これらは、戦争後の不景気に大恐慌が追い討ちをかけた様子を如実に物語るものといえよう。

1933年のナチスドイツの時代となってからは大量のユダヤ人が迫害を恐れて逃亡した。

このように、第2次世界大戦前のドイツにおいては労働者が必要となる事態（すなわち好況あるいは戦争）があるたびに周辺諸国からの労働者の導入を行い、人手が余れば外国（主としてアメリカ）への移住を行う、というように労働需要にあわせて人間が移動していく歴史を繰り返してきたことがわかる。

3 戦後の外国人流入の構造

外国人労働者受け入れの始まり

第2次世界大戦直後の西ドイツに対して、周辺諸国からのドイツ人の流入が起こった。戦争が終わったときに、旧領土や勢力圏を喪失し東方の居住圏を奪われたドイツ系の人々は西ドイツに流入した。

1939年当時、後の西ドイツに相当する地域の人口は3,930万人であったが、1946年には4,680万人となった。しかし戦争による破壊と疲弊と混乱が収まると、これらの流入人口が人的資源、マンパワーとして西ドイツのいわゆる「奇跡の経済復興」を支えることになった。1945年から1960年までに約2,600万人もの避難民が東方から西ドイツへ流入したといわれる。1945～46年に西ドイツの就業人口は1,900万人であったが、1970～72年には42%増の2,700万人となっていた。

しかし、1961年にベルリンの壁が築かれ、東西ドイツは隔てられ、「チェック・ポイント・チャーリー」の名によって象徴されるように、自由な人の流れは止められた。そこで、東ドイツからの労働力の流れはさえぎられ、西ドイツは周辺ヨーロッパ諸国（イタリア、スペイン）、そして、ユーゴスラビア、ギリシャ、そしてトルコといった地中海沿岸からの新しい労働力の導入を図った。西ドイツではいぜん驚異的な経済成長が続き、輸出は絶好調で、労働力は猫の手も借りたいという好況であった。

外国人労働力の導入は1950年代半ばの好況と高成長の時代に始まった。当時107万人もの失業者がいたにもかかわらず、1955年には25%、1959年には50%以上もの会社が労働力不足のために生産が滞っていると答えている。連邦政府、連邦雇用庁、ドイツ使用者団体連盟、労働組合などはこの問題に適した解決策として、「ローテーションを原則」とした外国人労働力の導入を行うのに合意した。このときの狙いは、「西ドイツは安価な労働力を手に入れ、送り出し国にとっては国内の失業問題解決の一助となる。仕事が終わって帰国すれば技術の移転が起こり、これが送り出し国の発展につながる。」というものであった。政府専門委員会は、外国人労働者の導入は西

ドイツ経済全体に役立つものだとしていたが、その中で①外国人はドイツ人労働者をより熟練度の高い労働へと上昇させる、②外国人は地域的流動性があり、経済の必要性、とりわけ地域的な労働力需給のアンバランスを解消させることになる、といている。その結果、連邦政府は周辺の諸外国（主として地中海沿岸諸国）と労働者募集に関する2国間協定を結んでいった。これらの国との2国間協定締結の年は以下のとおりである。

1955年：イタリア

1960年：スペイン

ギリシャ

1961年：トルコ

1963年：モロッコ

1964年：ポルトガル

1965年：チュニジア

1968年：ユーゴスラビア

連邦雇用庁は、これらの国の主要都市に有名な「ドイツ委員会」を設置し労働者（単身赴任）を募集した。

完全雇用の1960年から、1973年の外国人労働者の「募集停止」までの13年間に外国人労働者数は28万人から260万人に増加した。これに伴い、外国人の数は67万人（総人口の1.2%）から397万人（同6.4%）へと大幅に増加している。表6-1は、1961年から1967年にかけて在西ドイツ外国人数が1.2%から3%へと一挙に増加したことを示している。

これら外国人労働者は、主としてドイツ人がやりたがらない仕事、重筋肉労働や汚い仕事（現在の日本でいわれる“3K労働”）に就

くこととなり、労働市場の 2重構造ができ上がっていった。また、1958年の E E C（1967年に E C となる）加盟により、E C 加盟国からの労働者に対しては労働時間等の労働条件のいかなる差別もできなくなった。このため、それまで外国人労働者の中で大きな比率を占めていたイタリアやスペインからの労働者を雇う利点が減少した。またそれだけでは西ドイツの労働力需要を賄えないことが明らかとなっていた。こうした流れは、当然の帰結として、南欧のイタリア、スペインからの熟練労働力の代わりに、ユーゴスラビアに求め、さらに非熟練労働力をトルコに求めた。ここで注目したいことは、ユーゴスラビアもトルコも伝統的にあるいは文化的に昔からドイツと関係の深かった国々であったことである。両国とも、そして特にトルコは、その生活水準が西ドイツより格段に低かったことから、西ドイツはそれらの国に対して強大な労働力吸引力を発揮したのである。

こうして、ユーゴスラビアとトルコからの労働力移入が増大していった。その結果、外国人労働力の市場にも E C 加盟国からの労働者とそれ以外という 2重構造ができ上がっていった。これに伴い、ドイツ人がやりたがらない仕事を受け持つのは、これらの E C 非加盟国からの労働者となっていったのである。

これらの経緯は、図6-1、図6-2によく示されている。1967年までは在西ドイツ外国人のうち最も多いのはイタリア人であった（外国人のうち22.8%）。ところが E C のメンバー国となった後は、外国人全体の数の伸びに比べて小さな伸びを示すにすぎない。一方で、それ以降に急激な増加をみせているのが、ユーゴスラビアとトルコからの移住者である。これらの国からの外国人数は、1967年にそれ

ぞれ17万人（同9.5%）、14万人（7.8%）であったものが、1973年には89万人（22.5%）、67万人（17.0%）と5倍前後の伸びを示している。また規模は小さいものの、ポルトガルも、両国と同様に急速な増加を示している。

4 外国人労働者の受け入れ停止

ローテーション原則を前提として導入された外国人労働者であるが、今日の状況をみるかぎりそれが達成されなかったことは明らかである。1987年12月の西ドイツにおける外国人の滞在年数をみると（表6-2）、無期限滞在許可（後述）を取得するのに必要な5年間を経過した者（表では6年以上）は、463万人の外国人のうち77%にも上り、滞在資格（後述）を取得するのに必要な8年間を経過した者は68%となっている。滞在は思いのほか長期化し、定住化に向かっているのである。年齢別の人口構成をみると、図6-3のように、1961年当時に比べて1987年では20代の若い男子労働力の比率は半分以下に減り、一方で40代以降の人口、女子人口、若年人口の比率が増加したことがわかる。これでは、もはや、若くてよく働く労働者を導入しているとは言い難い。以下、ローテーション原則が働かなくなった理由を順次説明していこう。

1972年にオイルショックに見舞われると、労働力市場の状況はこれまでとは一変した。一気に不況が訪れ、それとともに失業が増加していく。1973年から1974年・1975年にかけて、ドイツ人の失業者数は約2倍ずつ増加している。外国人に至っては、それぞれ5倍、さらにその2倍と失業者が増えた。このような状況を迎えて、連邦政府は、1973年11月23日に旧募集国からの労働者の募集を停止すると

もに、外国人の雇用を目的とした入国を厳しく制限する政策へと大きく転換した。

これにより、E C非加盟国からの労働者を新規に雇用することはできなくなった。すなわち、連邦雇用庁長官の通達として、最初の労働許可の認可にあたっては、ドイツ人およびE C加盟国の労働者の雇用到现在あるいは将来において悪影響を与えないかどうか、労働需要は国内余剰労働力あるいは機械化などによって充足しえないかどうか、を吟味することが指示され、有効期限も1年間に限定されたのである。続く1974年には、西ドイツに滞在する外国人の最初の雇用に対しては労働許可を認可しないことになった。すなわち、これまで西ドイツで働いたことのないものは、以後、雇用が認められなくなったのである。若干の例外も認められたものの、この政策により外国人の入国が大きく制限された。また、滞在許可制度による制限も行われた。これは、失業とともに労働許可を失った外国人労働者の滞在許可延長を1年間の限度とし、失業給付を受ける場合には滞在許可の延長を給付期間に限るというものである。給付資格を失うと、公的扶助以外で生計を立てることを連邦雇用庁に認められない場合は、滞在許可延長を認めないというものであった。

これらの制度は、E C加盟国以外の外国人労働者の入国制限と帰国促進を狙ったものであったが、この狙いは大きく裏切られた。

上述の滞在許可制度と労働許可制度は、一旦故国に帰ればそれは強制的かつ永久的に西ドイツから離れることを意味する。これは2つの効果を示した。第1にはE C加盟国以外の外国人、とりわけトルコ人とユーゴスラビア人の移入の流れに、一時的とはいえ大きくブレーキをかけたことである。1973年にはトルコとユーゴスラビアか

らの移入数はそれぞれ25万人、15万人であったものが、1974年、1975年には、16万人と7.2万人、9.9万人と4.6万人にまで急激に減少した(図 6-4)。これとともに、外国人人口数の増加も一旦止まった。第2の効果は、外国人の出入国の自由な流れを止めたことである。西ドイツから出ていったら2度と戻れないという条件が、より長く西ドイツ国内に留まる傾向を強めた。加えて送り出し国側(特にトルコ)は、西ドイツの外国人労働者からの送金によって国の赤字を埋めている面があるため、送り出し国政府は彼等の帰国に対して積極的ではなかった。(帰国しても満足な職を得る可能性は少ないこともあり、西ドイツは失業を輸出したと批判された。)さらに在留の結果として、これまで単身で赴任していた外国人が家族を呼び寄せるという事態を招いた。1976年以降1980年までは、再び移入数の増加(とりわけトルコ人)がみられるが、これは家族の呼び寄せによるものである。

家族呼び寄せの法的根拠となったのが、1965年に定められた「家族呼び寄せ」についての規則であった。これには、「1年以上西ドイツに滞在し、確実な仕事を持ち、家族を十分な広さの住居で生活させることができるならば、配偶者と子供を呼び寄せることができる」とある。このため、家族の呼び寄せが増え続ける結果となった。そこで1981年に、16歳の誕生日を過ぎた子供と、本国に母親あるいは父親と一緒に住んでいる子供を呼び寄せの対象からはずすように改正された。この規則改正によって、ようやくユーゴスラビアとトルコからの外国人流入に歯止めがかけられた。けれども外国人の流入が完全になくなったわけではなく、旅行者として入国するこれらの国の人に加えて、滞在許可や労働許可の切れたものが不法に在留

し、西ドイツ人が忌避する汚れ仕事を中心とした労働市場を形成している。

一方の出移民数（図6-5）に目を向けてみると、1974年から1975年にかけては増加しているものの、1976年から1979年にかけては逆に年々減少している。これが1984年に突然大きく増加しているのは、西ドイツ政府が1983年から1984年にかけて大規模な帰国促進策を採ったためである。これは帰国を希望する外国人労働者に対しては1人あたり15,000マルク、子供1人ついて1,500マルクを支給し、さらに年金の一括払込の特例を認め、母国での住宅取得のための資金として6万マルクを融資する等の政策を含んでいた。この結果25万人以上の外国人が出国したとされているが、約500万人に上る外国人全体からみればわずか5%にすぎない。これに要した費用は年金の補助だけで20億ないし25億マルク（1マルク90円として1,800億ないし2,250億円）の負担になったとされている（Der Spiegel, 1984）。企業はドイツ人よりも安い賃金で彼らを雇い、政府が高い税金を払って帰国してもらった結果となったといつてよい。

入移民数と出移民数の差（入移民数－出移民数）で見ると、ここまでの経緯がよくわかる（図6-6）。EECがECとなった1967年の翌年から、ユーゴスラビア人とトルコ人の突出した入移民数超過が始まった。これは、募集停止の1973年まで続き、1975年に出移民数超過に転じたが、トルコ人だけは1978年に再び入移民数超過に転じ1980年まで増え続けた。1981年に家族呼び寄せの規則が改正されると、トルコ人も再び出移民数超過に転じ、1983年及び1984年の帰国促進策によって大きく出移民数超過を示した。

以上は人の移動に注目して見てきたが、出生、死亡という自然増

加について見てみることにする。外国人と西ドイツ人の出生数と自然増加率（（出生数－死亡数）／人口数）を示したのが表6-3である。外国人の出生数は1960年代初期より増え始め、1974年にピーク（10万8千人）を迎える。総出生数に占める外国人出生数の割合は、一方でドイツ人の出生数が減っていったこともあり、1970年には10%を超過し、1974年には17.3%（約6人に1人）もの高い値になった。その後も1980年代を迎えてやや低下したとはいうものの依然として生まれてくる子供の約10人に1人は外国人の子供という状態が続いている。表には示さなかったが、普通死亡率（人口1,000人あたりの死亡率）はドイツ人、外国人ともに安定しており、1970年以降はそれぞれ12～13%、2～3%である。外国人において普通死亡率が小さいのは、若い世代が移住してきたことがその理由である。自然増加率は、ドイツ人のそれが1971年以降負の値を示しているのに対して、外国人では最大で2.4%（1974年）、最近でも1%強のきわめて高い水準を維持している。外国人の出生が出生数でも出生率においても高い水準で経過してきたことから、在西ドイツ外国人における西ドイツ生まれの外国人の比率も大きな値を示すに至っている。トルコ人に限れば、1987年12月31日現在、在西ドイツトルコ人の1／4が西ドイツ生まれであり、また18歳未満のトルコ人のうち2／3が西ドイツ生まれである。

子供が生まれたことにあわせて、トルコ人のように滞在が長期化すると、そこで生じる事態は子供の言葉の問題であり、教育に関わる問題である。西ドイツで生まれ育った子供はトルコ語が不自由であるから、これがまた彼らの帰国を妨げる要因となる。その一方で、母国から呼び寄せられた家族はドイツ語が不自由であり、その子供

達に関してはドイツ語教育を受けさせる必要性が生じてくる。すなわち、在留するためにはドイツ語が必修となるが、（後述の滞在許可制度のため）、母国語がドイツ語になればそのことが帰国を阻害する要因になるという矛盾した状況が生まれている。

5 外国人統合化政策への転換

さきに述べた帰国促進策は、その膨大な出費にかかわらずたいした効果をあげ得なかったが、財政を圧迫するために実際には3年間実施されただけであり、以後同様の措置は採られなかった。しかるに、一方で厳しい許可制度を柱とした外国人労働者排除の政策があり、他方で外国人労働者（とくにトルコ人）側にも帰るに帰れない状況があったため、多くの問題が噴出していった。そして西ドイツ政府は苦渋に満ちた選択として、これまでの厳しい外国人排除の政策から在留外国人の西ドイツへの「統合化政策」へと方向転換せざるを得なくなったのである。

まず、1978年には「外国人及び労働許可に関する法令の一部改正」が行われた。これは、滞在許可及び滞在資格付与条件の緩和を骨子とするもので、外国人労働者及びその家族の滞在身分が安定化した。1980年には、「労働許可に関する法令の一部改正」が行われ、若年外国人労働者に対する特別労働許可のための追加的条件を認められた。これにより、外国人労働者の子供は西ドイツにおける労働市場での地位が確保され、それに統合されていく前提が築き上げられたとされる。また同年、「外国人政策の展開のためのガイドライン、及び外国人労働者とその家族、特に第二世代以降の統合化政策に重点を置いた統合の概念についての政府決定」により、統合化を西ド

ドイツ政府が認めた。1978年の法改正により、滞在許可制度と労働許可制度は以下のようなものになっていったのである。

滞在許可には、期限付き滞在許可、無期限滞在許可、滞在資格の3種類がある。これらは、以下のようなものである。

(1) 期限付き滞在許可

外国人労働者に対する最初の滞在許可で、期限が一年間と限られている。その後2回更新可能で期限は2年間ずつとなっている。取得条件としては、一般労働許可を持っていること。これは同居する妻と子供にも適用されるが、労働許可は必要ではない。滞在地域に制限がある。

(2) 無期限滞在許可

無期限の滞在許可。滞在地域に制限がある。合法的かつ連続した5年間の滞在実績を必要とし、さらに特別労働許可を持ち、簡単なドイツ語会話能力、一定面積以上の住居があることが必要とされる。子供は義務教育を受ける必要がある。

(3) 滞在資格

社会生活上の地位はドイツ人とほぼ同等でなければならない。合法的かつ連続した8年間の滞在、特別労働許可が必要である。ほかに十分なドイツ語能力（会話、筆記の試験あり）、ドイツの経済・社会に十分適応できることが要求される。

労働許可には、一般労働許可と特別労働許可の2種類がある。

(1) 一般労働許可

一般労働許可は、外国人労働者本人の申請により地域の職業安定所が発行する。労働市場においてドイツ人またはEC加盟国の労働者でその職種に就労することを希望するものがないか、空

席があるか等が考慮される。期限は2～3年である。

(2) 特別労働許可

すでに西ドイツに滞在し、雇用されているものに対して、労働市場の状況いかに問わずに発行される。有効期限は5年間である。8年間を越えて西ドイツにおいて合法的かつ連続的に雇用されていると、恒久的雇用が認められる。

これらの政策の結果、1980年代においては、在西ドイツ外国人数は一定水準（総人口の約7%）を保ち、また、彼等の定住化が進展していくこととなった。近年では、州によって外国人に対し選挙権あるいは被選挙権を与えるかどうかまで論議されるに至っている。このように、外国人労働者に対してしだいにドイツ人と同等の権利を与えていくことにより、西ドイツは実質的に（アメリカのような）移民の国へと変容しつつあると考えられる。もっとも、一方で西ドイツ政府の移住に対する基本方針は、西ドイツは移民の国ではなく、外国人労働者をゲストとして雇用しているにすぎない、という態度を少なくとも表面的には維持している。

ここで振り返って、外国人労働者導入当時の狙いが達成されたかどうかを見てみよう。まず、当時の労働市場における供給不足は満たされた。ところが、その後しのび寄る不況によって、供給過剰状態が生じた。さらにその後好況が到来しても、ロボットの導入等の機械化が進んだために、単純労働力の需要はそれほど高まらず、外国人の失業率はむしろ上昇気味である。次に、送り出し国の失業問題であるが、いったんは改善に貢献したが、帰国促進策を採る段階になると逆に失業の輸出をしているとして批判された。技術移転が起きたかといえ、そもそもトルコなどには受け皿となるべき産業

基盤が弱く、帰国者が学んで来た技術を生かす場はなかった。それでは移住者は仕事が終われば帰国したかどうかをみると、帰国をしていない。当初の「ローテーション原則」は結局実現せず、不法残留者や不法入国者が加わって、500万人弱の規模の外国人滞在者がドイツ国内に結局定住化することになった。

6 残された諸問題

外国人労働力導入の狙いのひとつであった一時的な労働力不足の問題については、一応の成果がみられたものの、その他の狙いは達成されなかったため、多くの問題を後に残すこととなった。これらの問題について触れておこう。

EC非加盟国からの労働者の多くは、ドイツ人とEC加盟国の労働者に比べて低い労働条件で働かざるを得ない。なぜなら、職能制度がはっきりしているドイツでは、(職業教育を含めた)教育を受けているか否かが賃金水準を大きく左右するが、単純労働力として導入された外国人労働者は職業教育を受ける機会がきわめて少なく、賃金が上がらないからである。さらに労働許可が切れたとなれば、きわめて劣悪な条件のヤミの労働市場で働かざるを得ない。一方で機械化が容赦なく進み、単純労働力市場は小さくなるばかりである。その結果、外国人労働者の生活は苦しく、居住できる場所も制限されてくるし、加えて言葉の壁や宗教上の違いなどもあることから、ゲットーを形成し、そのことがドイツ社会に溶け込みにくくさせる。これがまた、ドイツ人から疎外される原因ともなっている。

次に、子供の教育の問題であるが、経済的な理由、語学能力等の外国人側の問題と、教育のための施設、教育者が十分間に合わない

という受け入れ国側の問題があったことから、十分な教育を施すことが困難であった。すなわち、ドイツ語が堪能ではない生徒を相手に授業をする人材が十分なければ、当然生徒の理解も不十分であろう。これに経済的な理由が加われば、高校、大学に進学するものはごく少数に限られる。教育が受けられなければ、低賃金労働者の予備軍になることは十分考えられる。

外国人労働者に注目すると以上のような問題が考えられるが、受け入れ国側にとっての問題についても目を向けておく必要がある。

外国人労働者が低い賃金で雇用されていることはこれまでの説明で明らかであるが、ドイツ人側からすれば、外国人労働者が低賃金で働けば結果的にドイツ人労働者の賃金が安く抑えられてしまう、あるいは雇用機会を奪われるといった不満が出てくる。さらに外国人がドイツ社会に溶け込まないこと、そしてさらに無知や偏見とが加わって、「外国人に対する敵視」の風潮が広まる引き金になった。1978年の世論調査（Der Spiegel, 1982）によれば、「西ドイツに在留することを希望するゲスト労働者（Gastarbeiter）には、無期限の滞在の可能性を与えるべきか」という設問に対して反対と答えた者は39%に過ぎなかった。ところが1982年にはこの比率は逆転し、68%が同じ設問に対して反対の意見を表明しており、同時に66%が、「ゲスト労働者は故国に帰るべきだ」と答えている。また同調査は、「外国人に対して友好的」な者は29%であるのに対し、49%が「外国人に対して友好的でない」ことを明らかにしている（残りの22%は「どちらとも言えない」）。

7 統一後のドイツにおける外国人問題

ドイツ統一は、東ヨーロッパ・旧ソ連における劇的な体制の変化

の中で生じた出来事である。従って、統一ドイツにおける外国人問題においてもその影響は少なくなく、より複雑な問題になってしまった。統一後のドイツにおいては「外国人」は大きく次の3つに分類されよう。

まず第1が、E C非加盟国からのゲスト労働者である。外国人労働者の大多数およびその家族であり、上述のように労働条件、滞在資格等でドイツ人やE C加盟国の外国人と大きく差別されている。

統一後は旧西ドイツにいた人々に加えて、旧東ドイツにいた外国人も加わった。6カ月経過後の統一ドイツにおける外国人問題に関してK. Grosch (1991)は次の2つの重要な点を指摘している。

- (1) 新しい5つの州における外国人数に関する信頼し得る統計はほとんどない。旧東ドイツにおける外国人の比率は総人口の1%未満とされていて、その構成は西側のと大きく異なり、ベトナム、中国、ラオス、キューバ等の共産圏からの外国人で占められる。
- (2) 旧東ドイツ領では外国人は非常に少数ではあるが、彼らのおかれた状況は劇的に悪化した経済状態、高失業率、劣悪な居住環境等によりきわめて困難なもの状態となっている。

第2のグループがE C加盟国からの外国人である。彼らは490万人の外国人のうちの約18%に過ぎないが、労働条件、滞在資格等による差別がないため急速に増加中であり、現在では彼らが公的な論議の対象となっている。

法的には以上の2グループが「外国人」であるが、第3のグループとして東ヨーロッパ及び旧ソ連からの民族的にドイツ人である人々がいる。18・19世紀にドイツからこれらの国々に出移民したドイツ人の子孫である彼らは、これらの国々における政治体制の変化により

再びドイツに出移民することが可能となった。しかしながら、政治的、経済的、社会的にも全く異なった国から来るのであるから、ドイツ社会へ適応という観点からみれば「外国人」にはかならない。

さらに加えるならば、旧東ドイツのドイツ人においても事情は同様であり、西のドイツ人とは社会的な慣習がかけ離れている点があるので、見方によっては西に居住していた外国人よりもずっと「外国人」であるともいえる。

8 おわりに

1960年代に旧西ドイツが奇跡の経済復興を続ける過程において、労働市場における極度の供給不足が生じた。これを補うために、政府と企業は、外国人労働者を導入することを決定し、地中海沿岸諸国を中心に労働者募集協定を締結していった。この狙いは、外国人労働者をゲスト労働者として一時的に導入し、仕事がなくなれば西ドイツで得た技術を持って故国に帰ってもらおう、というものであった。ところが、1973年のオイルショックの到来とともに労働市場の需給関係が逆転する。1973年以降、外国人労働者に対する政策も一気に転換し、入国の制限と帰国の促進が政策の柱となった。これにより、入国の制限と帰国の促進がみられた国もあったが、トルコ人に関しては家族の呼び寄せが続き、また、莫大な予算を費やしたにもかかわらず、帰国もあまり進まなかった。西ドイツで得た技術を持って帰国しても生かす場はなく、また、子供たちの母国は西ドイツとなっていたからである。こうして外国人の滞在が長期化するにつれ、政府は外国人の統合化政策を採らざるを得なくなっていった。1980年代には、外国人の定住化が進むとともに、さまざまな

「外国人問題」が顕在化してきている。

今日では、以上の経緯に加えて、ベルリンの東西の壁が取り払われ、同じドイツ語を話す旧東ドイツのドイツ人労働力が一気に西ドイツへ流入し始めている。1990年8月1日の東京新聞によれば、「ヒルデブラント東ドイツ労働相は、『競争力の点で東ドイツの企業の将来は非常に暗い。すでに22万人失業が生じたが、年末にかけて150万人になろう』との見通しを示した。900万人の労働人口の6分の1が職を失う計算だ。」という。多くの東ドイツ企業が倒産し、それにともない大量の失業者が生じている。この新事態がEC非加盟国の外国人労働者にあたえる影響は、きわめて深刻なものとなろう。なぜなら、統一ドイツにおいても労働市場におけるドイツ人およびEC加盟国外国人優先の原則は実践されるであろうし、そうなれば、単純に考えて150万人ものドイツ人求職者が、EC非加盟国の外国人労働者市場に割り込むことになるからである。これにとまなうEC非加盟国からの外国人労働者の一層の地位の低下は十分予想されよう。すでに「外国人敵視」が社会問題として存在することも重要である。労働市場において彼等と競合するうえに、社会的地位がさらに低下した外国人に対する非友好的な国民感情は、増大こそすれ減少することはない。ドイツが今後定住外国人に対してどのように対応していくか大いに注目されるところである。

参考文献

Statistisches Bundesamt, Fachserie 1, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 1. S. 2, Ausgewählte Strukturdaten für Ausländer 1976.

Statistisches Bundesamt, Fachserie 1, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 2, Ausländer 1987.

Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch für Bundesrepublik Deutschland.

Bade, Klaus J. (Hrsg.), 'Auswanderer-Wanderarbeiter-Gastarbeiter, Bevölkerung, Arbeitsmarkt und Wanderung in Deutschland seit der Mitte des 19. Jahrhunderts.', Scripta Mercaturae Verlag, 1984.

Bade, Klaus J. (eds.), 'Population, Labour and Migration in 19th- and 20th-Century Germany.', Berg Publisher Limited, Leamington Spa, 1987.

Hönekopp, Elmar and Ullman, Hans, 'The status of immigrant workers in the Federal Republic of Germany', in Immigrant Workers in Europe: their legal status, edited by Eric-Jean Thomas, The Unesco Press, 1987.

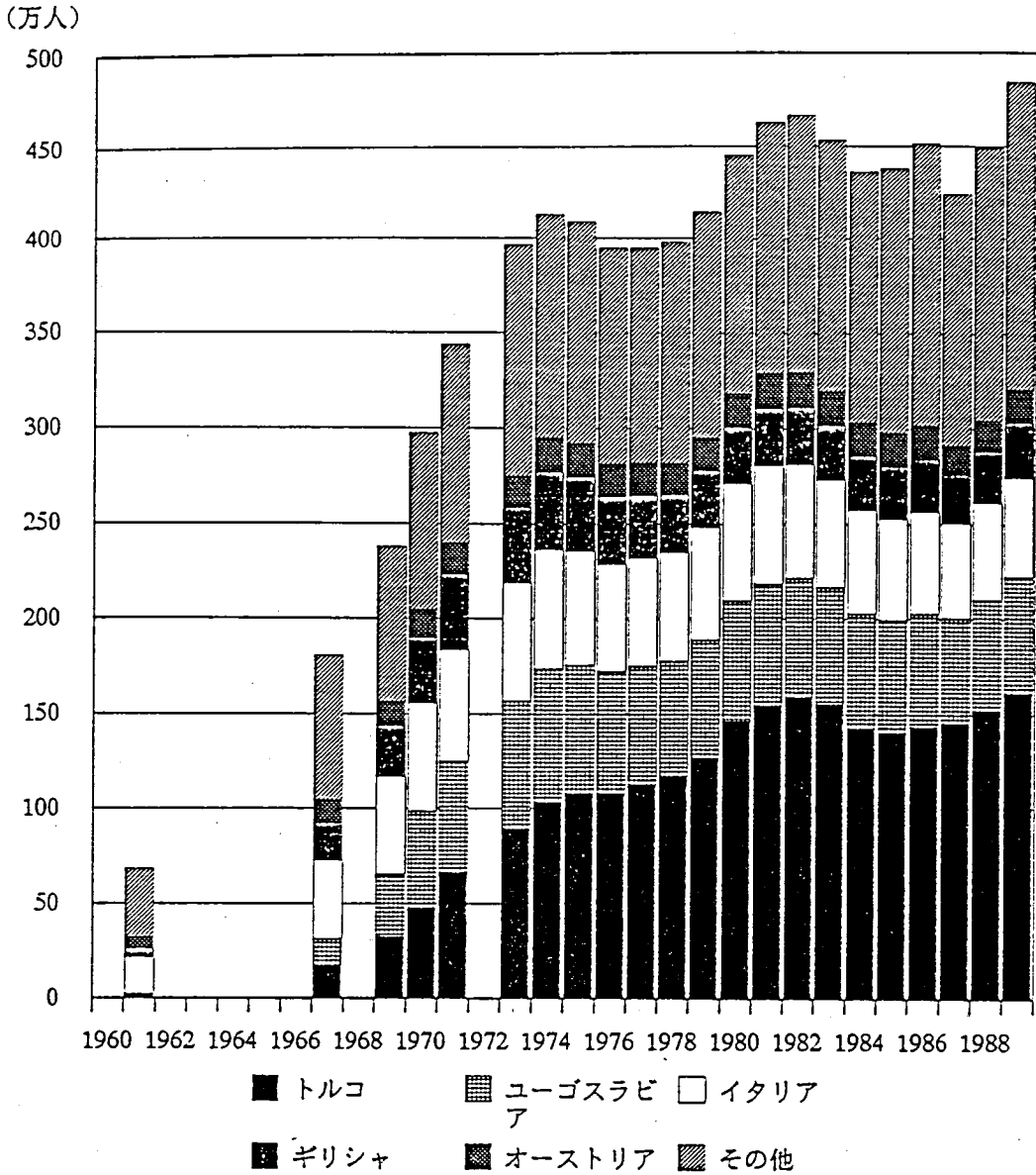
Grosch, Klaus, 'Foreigners and Aliens', in Meet United Germany, edited by Susan Stern, Frankfurter Allgemeine Zeitung GmbH Information Services and Atlantik-Brücke e.V., 1991.

表6-1 旧西ドイツの総人口と外国人人口の推移（単位1000人）

調 査 年 月 日	総 人 口				外 国 人 人 口			
	男女計	男	女	性比	男女計	男	女	性比
1871 12 1	41058.8	20152.1	20906.7	96.4	206.8	124.7	82.0	152.1
1875 12 1	42727.4	20986.7	21740.7	96.5	290.8	178.9	111.9	159.9
1880 12 1	45234.1	22185.4	23048.7	96.3	276.1	157.8	118.2	133.5
1885 12 1	46855.7	22933.7	23922.0	95.9	372.8	-	-	-
1890 12 1	49428.5	24230.8	25197.7	96.2	433.3	244.1	189.2	129.0
1895 12 2	52279.9	25661.3	26618.6	96.4	486.2	270.9	215.3	125.8
1900 12 1	56367.2	27737.2	28629.9	96.9	778.7	464.1	314.6	147.5
1905 12 1	60641.5	29884.9	30756.6	97.2	1028.6	599.3	429.2	139.6
1910 12 1	64926.0	32040.2	32885.8	97.4	1259.9	717.0	542.9	132.1
1925 6 16	62410.6	30196.8	32213.8	93.7	957.1	485.8	471.4	103.1
1933 6 16	65218.5	31685.6	33532.9	94.5	756.8	377.4	379.3	99.5
1951 10 1	50808.9	23722.9	27086.0	87.6	506.0	-	-	-
1961 6 6	56174.8	26413.4	29761.5	88.8	686.2	472.7	213.4	221.5
1967 9 30	59926.0	28427.1	31498.9	90.2	1806.7	-	-	-
1968 9 30	60345.3	28652.8	31692.5	90.4	1924.2	-	-	-
1969 9 30	61069.0	29107.1	31961.8	91.1	2381.1	-	-	-
1970 5 27	60650.6	28866.7	31783.9	90.8	2600.6	1632.5	968.0	168.6
1971 12 31	61502.5	29367.4	32135.1	91.4	3438.7	-	-	-
1972 9 30	61776.7	29529.1	32247.6	91.6	3526.6	-	-	-
1973 9 30	62090.1	29721.0	32369.2	91.8	3966.2	2482.4	1483.8	167.3
1974 9 30	62048.1	29656.4	32391.7	91.6	4127.4	2531.1	1596.3	158.6
1975 9 30	61746.0	29446.3	32299.6	91.2	4089.6	2439.8	1649.8	147.9
1976 9 30	61489.6	29293.2	32196.4	91.0	3948.3	2324.6	1623.7	143.2
1977 9 30	61389.0	29239.4	32149.6	90.9	3948.3	2319.7	1628.6	142.4
1978 9 30	61331.9	29217.6	32114.2	91.0	3981.1	2319.6	1661.5	139.6
1979 9 30	61402.2	29285.6	32116.6	91.2	4143.8	2398.9	1744.9	137.5
1980 9 30	61653.1	29476.9	32176.3	91.6	4453.3	2619.2	1834.1	142.8
1981 9 30	61719.2	29526.5	32192.7	91.7	4629.7	2710.2	1919.5	141.2
1982 9 30	61604.1	29464.0	32140.1	91.7	4666.9	2709.0	1957.9	138.4
1983 9 30	61370.8	29338.5	32032.3	91.6	4534.9	2609.5	1925.3	135.5
1984 9 30	61089.1	29196.5	31892.6	91.5	4363.6	2499.5	1864.1	134.1
1985 12 31	61020.5	29190.0	31830.5	91.7	4378.9	2504.9	1874.1	133.7
1986 12 31	61140.5	29285.4	31855.1	91.9	4512.7	2576.7	1936.0	133.1
1987 12 31	61238.1	29419.4	31818.7	92.5	4630.2	2627.7	2002.5	131.2
1988 12 31	61715.1	29693.1	32022.0	92.7	4489.1	2467.0	2022.1	122.0
1989 12 31	62679.0	30236.4	32442.6	93.2	4845.9	2666.5	2179.4	122.4

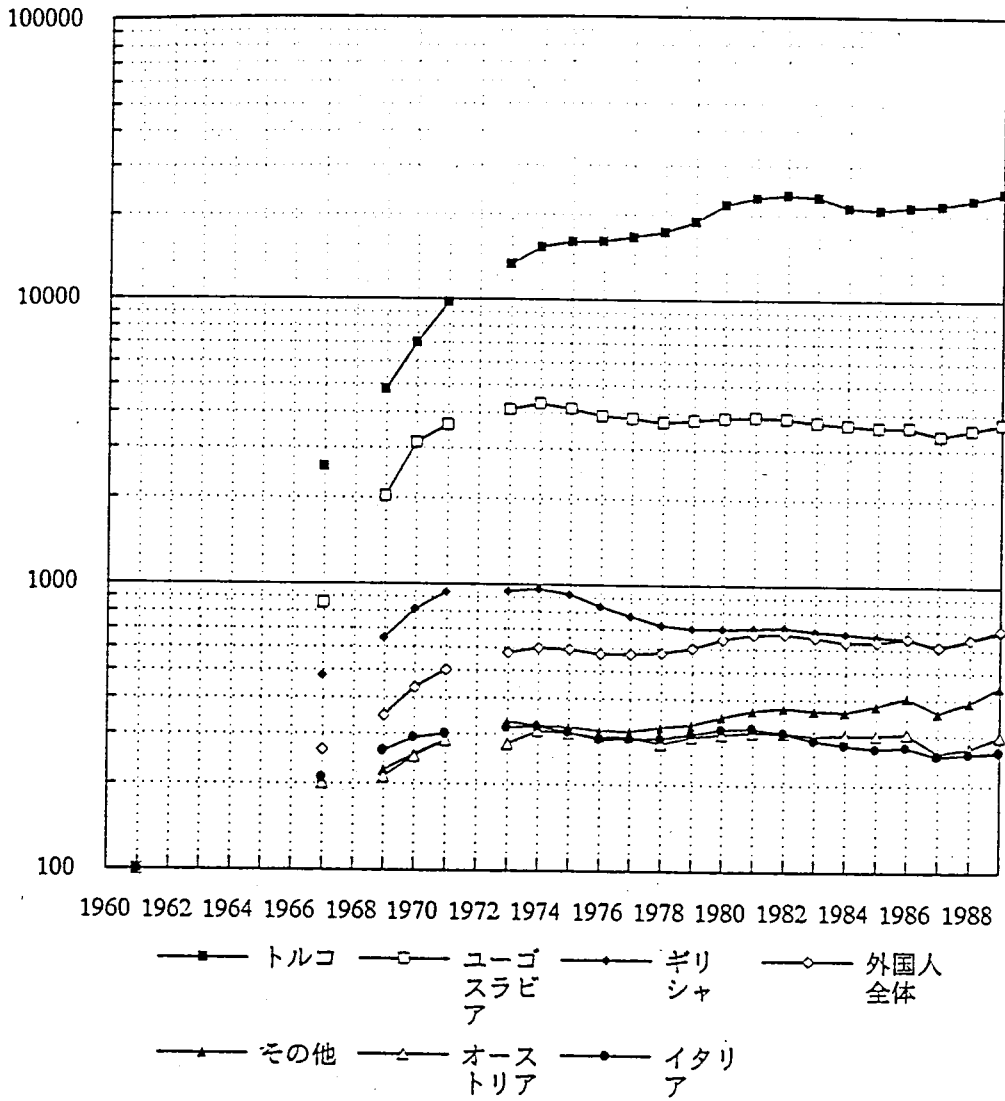
注) 1933年以前は全ドイツについての値。性比は、 $100 \times \text{男子人口} / \text{女子人口}$ 。
 出所：Statistisches Bundesamt, Fachserie 1. Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 2. Ausländer 1987, Seite 13.
 Statistisches Bundesamt, Fachserie 1. Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 1. Gebiet und Bevölkerung, 4. Vierteljahr 1989, Seite 33.
 Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1991, Seite 72.
 より作成。

図6-1 旧西ドイツ在住外国人人数



出所：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1962-1991, (Tabelle 3-19 : Ausländer nach ausgewählten Staatsangehörigkeiten und Ländern.)
より作成。

図6-2 1961年を100としたときの旧西ドイツ在住外国人数の変化割合



出所：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1962-1991. (Tabelle 3-19 : Ausländer nach ausgewählten Staatsangehörigkeiten und Ländern.)より作成。

表6-2 旧西ドイツの外国人国籍別人口と滞在年数

1987年12月31日現在

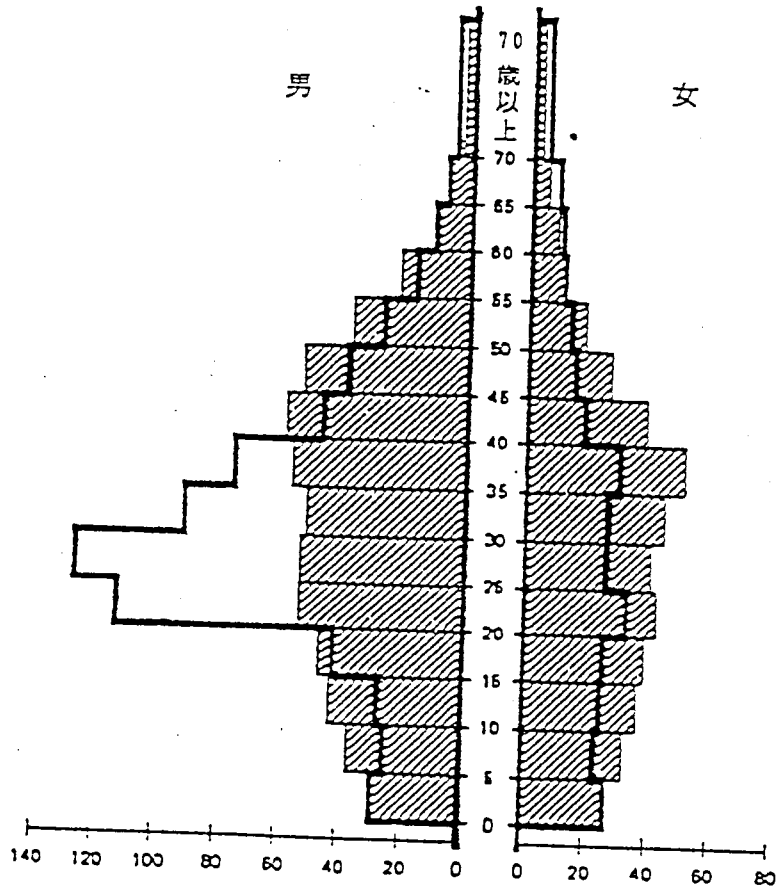
滞在年数	総数 (1000人)	%	内 訳 (1000人)							
			トルコ ・	ユーゴス ラヴィア	ギリシャ	スペイン	ポルト ガル	イタリア	モロッコ	チュニ ジ ア
4年未満	816.2	17.6	183.0	30.1	24.1	8.0	6.5	71.2	13.5	4.4
4～6年 "	247.6	5.3	72.1	18.8	10.8	3.3	2.3	25.8	4.9	2.2
6～8年 "	419.6	9.1	171.2	31.5	12.8	4.5	4.2	38.2	7.5	2.7
8～10年 "	382.0	8.3	176.4	32.9	12.1	4.7	5.0	40.4	6.1	2.3
10～15年 "	909.7	19.6	419.3	125.3	44.8	22.7	27.3	91.1	9.3	4.9
15～20年 "	1212.2	26.2	384.7	293.7	107.4	53.3	26.3	150.4	9.9	7.2
20年以上	642.5	13.9	74.9	51.4	68.0	50.6	7.5	127.2	4.6	0.6
6年以上	3566.0	77.0	1226.5	534.8	245.1	135.8	70.3	447.3	37.4	17.7
8年以上	3146.4	68.0	1055.3	503.3	232.3	131.3	66.1	409.1	29.9	15.0

出所：Statistisches Bundesamt, Fachserie 1, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 2, Ausländer 1987, Seite 56.より作成。

図6-3 旧西ドイツ在住外国人の年齢別人口構成

(外国人総数 = 1000人)

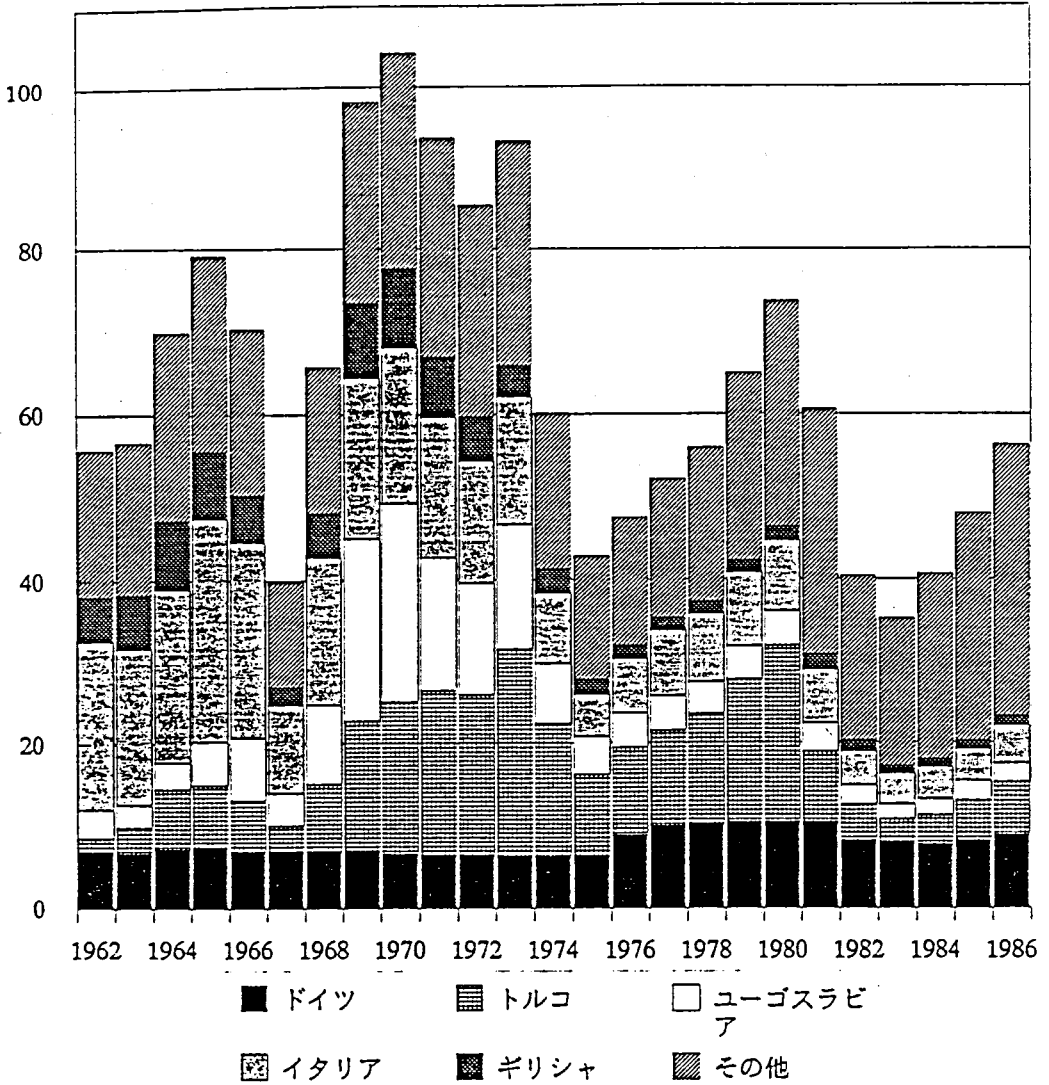
□ 1961年6月6日現在 (686,160人) ▨ 1987年12月31日現在 (4,630,218人)



出所：Statistisches Bundesamt, Fachserie 1, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 2, Ausländer 1987, Seite 10.より抜粋。

図6-4 旧西ドイツへの入移民数（国籍別）

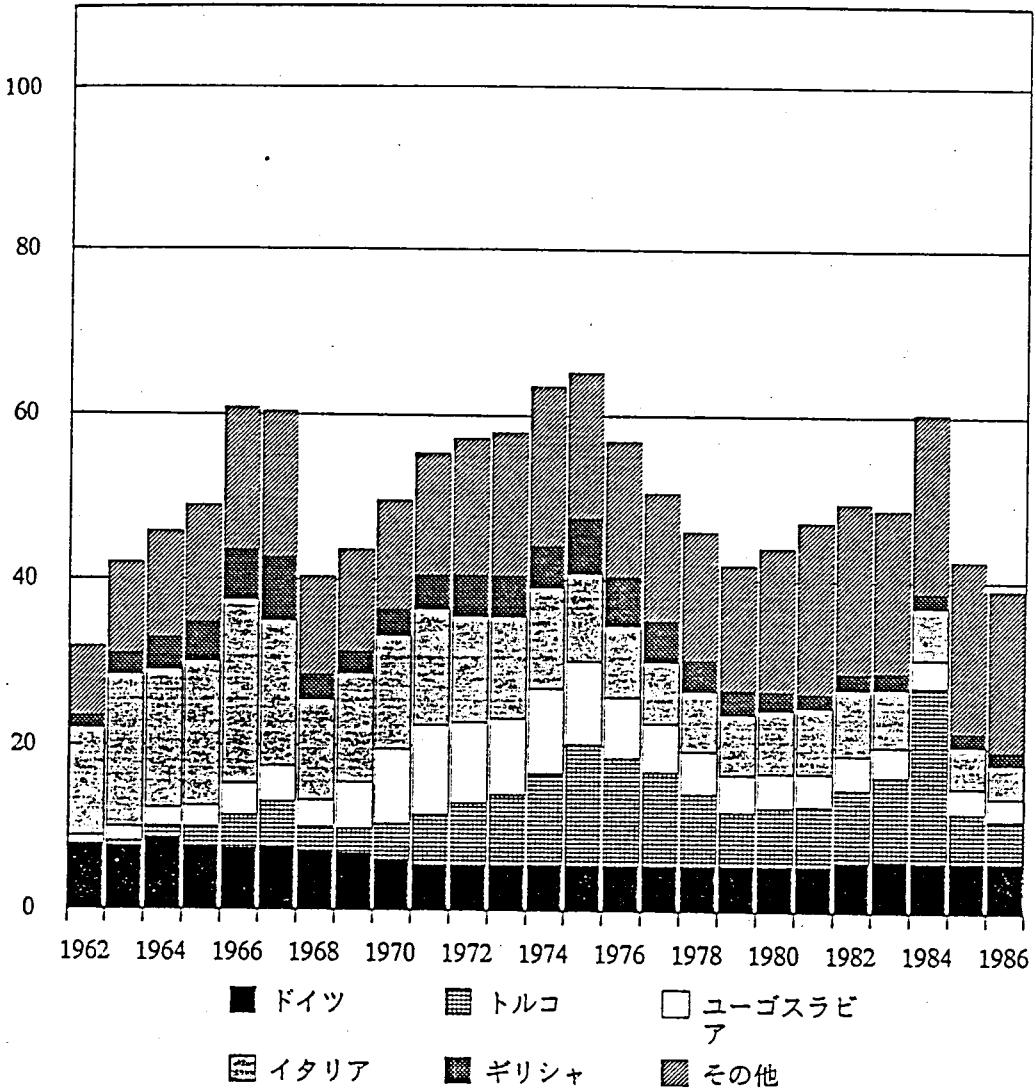
(万人)



出所：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1964-1988, (Tabelle 3.37.2 : Wanderungen zwischen dem Bundesgebiet und dem Ausland.)より作成。

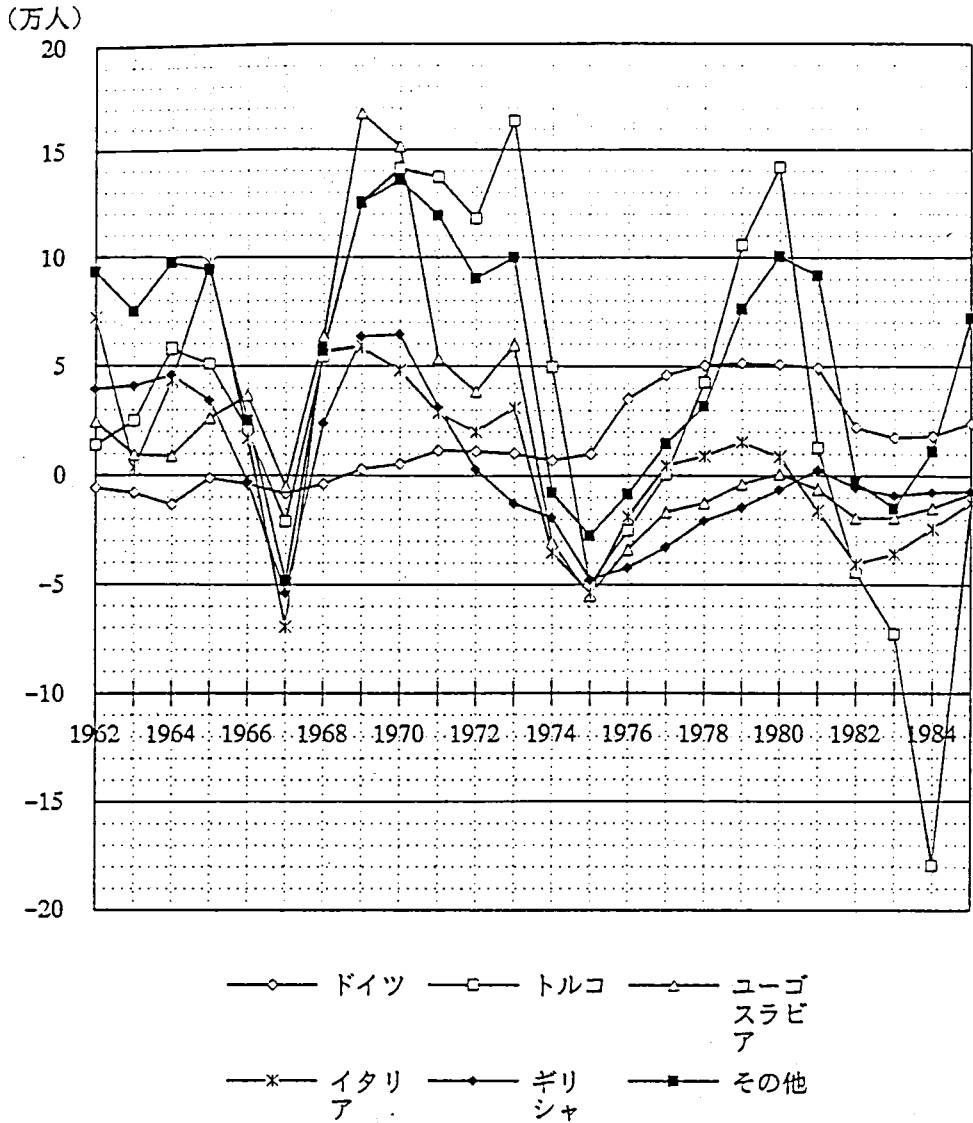
図6-5 旧西ドイツからの出移民数（国籍別）

(万人)



出所：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1964-1988, (Tabelle 3.37.2 : Wanderungen zwischen dem Bundesgebiet und dem Ausland.)より作成。

図6-6 旧西ドイツ外国人の入出国バランス
 (入移民数 - 出移民数) の推移 (国籍別)



出所：Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1964-1988. (Tabelle 3.37.2 : Wanderungen zwischen dem Bundesgebiet und dem Ausland.)より作成。

表6-3 旧西ドイツにおけるドイツ人と外国人の出生数と自然増加率
(人、%)

年次	出生数				自然増加率	
	総数	ドイツ人	外国人	外国人の比率	ドイツ人	外国人
1960	968629	957488	11141	1.2	-	-
1961	1012687	998732	13955	1.4	0.68	1.45
1962	1018552	999749	18803	1.8	-	-
1963	1054123	1029448	24675	2.3	-	-
1964	1065437	1034580	30857	2.9	-	-
1965	1044328	1006470	37858	3.6	-	-
1966	1050345	1005199	45146	4.3	-	-
1967	1019459	972027	47432	4.7	0.50	2.31
1968	969825	924877	44948	4.6	-	-
1969	903456	852783	50673	5.6	0.20	1.84
1970	810808	747804	63004	7.8	0.04	1.85
1971	778526	697812	80714	10.4	-0.04	2.08
1972	701214	609773	91441	13.0	-	-
1973	635633	536547	99086	15.6	-0.32	2.26
1974	626373	518103	108270	17.3	-0.35	2.40
1975	600512	504639	95873	16.0	-0.41	2.12
1976	602851	515898	86953	14.4	-0.36	1.99
1977	582344	504073	78271	13.4	-0.34	1.78
1978	576468	501475	74993	13.0	-0.37	1.68
1979	581984	506424	75560	13.0	-0.34	1.63
1980	620657	539962	80695	13.0	-0.29	1.62
1981	624557	544548	80009	12.8	-0.30	1.54
1982	621173	548192	72981	11.7	-0.28	1.38
1983	594177	532706	61471	10.3	-0.31	1.18
1984	584157	529362	54795	9.4	-0.28	1.08
1985	586155	532405	53750	9.2	-0.29	1.05
1986	625963	567310	58653	9.4	-0.22	1.13
1987	642010	574819	67191	10.5	-0.19	1.28
1988	677259	603741	73518	10.9	-0.13	1.44
1989	681537	601669	79868	11.7	-0.15	1.54

自然増加率=(出生数-死亡数)/人口数

出所：Statistisches Bundesamt, Fachserie 1, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 1. S. 2, Ausgewählte Strukturdaten für Ausländer 1976, Seite 53.
 Statistisches Bundesamt, Fachserie 1, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 2, Ausländer 1987, Seite 13.
 Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1977-1991, (Tabelle 3-19 : Ausländer nach ausgewählten Staatsangehörigkeiten und Ländern.)
 Statistisches Bundesamt, Fachserie 1, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Reihe 1, Gebiet und Bevölkerung, 4. Vierteljahr 1989, Seite 12,より作成。

第7章 フランス

1 歴史的背景

フランスは伝統的な移民受け入れ国で、19世紀初頭ではすでに10万人台の外国人がいたとされる。1851年の国勢調査時には約38万人の外国人がいたが、1886年には100万人を越え、1891年には約111万人となり、そのうち42万人がフランス生まれであった。1851年には外国人人口が1%弱であったが、1872年以降は2%を超えている（図7-1）。この図から外国人の流入には三つの波があったことがうかがわれる。

第1の波は19世紀末にあり、フランスの工業化の開始時期と一致する。1914年まで外国人は約110万人で全人口の3%弱であった。この時期の外国人の約4割はベルギー人で、イタリア人がそれに次いだ。1889年の法律によって在留外国人の帰化が容易になっている。

第2の波は第一次大戦後である。すでに大戦中から入移民が地中海沿岸諸国、旧植民地（北アフリカ、インドシナ）、中国から組織的に導入されていた。戦争により130万人の死亡者と80万人の傷病者が出たため、戦後の経済再建の必要から政府や経営者団体がベルギー、ポーランド、チェコスロバキア、イタリアと協定を結び、大量の外国人労働者を組織的に導入した。また、難民や政治的迫害の犠牲者も流入した。その結果、1921年には約150万人、1926年には約240万人、1931年には約270万人の外国人を数え、それぞれの年に総人口の約4%、6%、6.6%を占めるにいたった。これらの外国人の多数はイタリア人とスペイン人であったが、ベルギー人、チェコスロバキア人、ポーランド人、ロシア人のほか、アルジェリア、チュニジア、

モロッコのマグレブ諸国の人々も含まれていた。

1927年の国籍法改正によって多数の外国人がフランスに帰化した
が、それでも外国人は増え続けた。大恐慌等の影響によって1932年
には移入を制限する法律が施行されたため、外国人人口割合は1931
年に戦前のピークを迎え、その後低下し始めた。さらに、1938年と
1940年にも移入の制限が強化され、第二次大戦の影響もあって外国
人は大幅に減少した。外国人人口は1936年には220万人、1946年には
170万人となり、それぞれの年に総人口の5.3%と4.4%を占めるに過
ぎなかった。

第3の波は第二次大戦による人口喪失と長期にわたる低出生力を
埋め合わせるため、政府が1945年に移民法を改正し、1946年以降に
国際協定を結んで入移民の受け入れを奨励したことによって生じた。
1956～1973年の期間に外国人人口の実数が増加し続けた。1974年に
入移民の受け入れを停止したが、翌1975年には外国人人口が1946年
の倍の340万人となっている。1950年代にはまだイタリア人が入移民
の中での多数派であったが、1960年代初頭にはスペイン人、続いて
ポルトガル人とアルジェリア人が多数派となった。その後、サハラ
以南のアフリカ諸国の人々や東南アジアからの難民が増加した。

1960年代には非合法外国人労働者が増大したため、政府は1968年
に合法化の手続を明確化し、制限しようとしたが、規制の対象から
外されたポルトガル人の多くが合法化手続をとったため、かえって
合法化される者が増えた。1972年には非合法外国人労働者のブロー
カーや雇用主に対する罰則が作られ、合法化に関する条件が厳しく
なったが、1973年には合法化の条件が一時的に緩和されて合法化が
促進された。第一次石油危機に伴って1974年に政府は、域内移動の

自由を持つEC諸国の労働者以外の入移民の受け入れを停止する通達を出した。1976年には非合法外国人労働者の雇用主に対する罰則が強化され、1977年には外国人労働者の帰国奨励金が制度化された。これらの措置にもかかわらず外国人は減らずに様々な問題も生じたため、1980年に合法化の条件が緩和され、さらに1981～82年の1年半の間に「例外的合法化」が実施されて約11万人の非合法外国人労働者が合法化された。しかし、その反動で1983年に再び非合法外国人労働者の規制が強化され、1984年には帰国援助制度が再び制定された。1986～87年には非合法外国人と入移民流入に関する規制を更に強化する法律が制定されたが、外国人の流入が減りつつあるとはいえ、続いている。

以下においては、まず移入の動向をこの第3の波について詳しく論じる。次にそのような動向をもたらした移入政策の推移とその背景について論じ、さらに移入政策の人口学的影響について述べる。

2 移民の動向

フランスでは国際人口移動の統計が一元的、体系的に収集されていないため、推計に頼る部分が多い。出移民数は在外公館への登録者数や諸外国のセンサスから推計されている。入移民数に関する統計はいくつかに分かれている。独立後のアルジェリアとサハラ以南アフリカの旧植民地諸国の国民については内務省の統計がある。アルジェリア人以外の外国人労働者とその家族については ONI（移入公団、ただし1988年以降はOMI国際人口移動公団と呼ばれている）のものがあるが、これは登録ベースのものであるし、1975年以降EC諸国出身の労働者が呼び寄せる家族が統計の対象から除かれたため、

不完全なものである。また、難民については OFPRA（難民・無国籍者保護公団）による難民の資格申請数と拒否数があるが、これも登録ベースに近い。従って、純入移民数はセンサス、人口動態統計、国籍異動統計などから推計されている。

(1) 純入移民数の推移

図7-2はセンサスの国籍別人口、国籍別人口動態、国籍異動件数等を基に推計された純入移民数を示したものである。純入移民数の変動は図7-4の永住入移民数の変動や図7-3のアルジェリア人の純入国者数の変動を反映している。1962年に異常に純入移民数が増加したが、これはアルジェリア独立に伴ってフランス人が大量に帰国したためである。1985～87年に、純入移民数の推計値が0（ゼロ）になっているが、外国人労働者とその家族への帰国援助政策の影響によるのであろう。

(2) 年次別、アルジェリア人の出入国数

アルジェリアは1962年の独立までフランスの植民地であったため、1961年まではアルジェリア総督府の統計がある。また、1960年以降はフランス内務省の統計がある。1955年には入国者数も出国者数も20万人前後であったが、1954年に始まったアルジェリア戦争が激化したためか、出入国者数が1956年に急減し、出入国者数が20万人の大台に乗ったのは独立の翌年の1963年であった。その後、図7-3に示された通り、出入国者は漸増し、1985年のピーク時には200万人近い水準となり、以後減少した。

純入国者数は1956年以降減少し、臨時政府ができた58年には一時マイナスとなった。1962年のEvian協定によって移動の自由が再確認されたため、1963～64年には高水準となったが、1964年のNekkache-

Graval協定で入移民数が年平均12,000人に制限されたため、1965年には一時マイナスとなった。その後も1968年と1971年に年平均入移民の割当数がそれぞれ35,000人と25,000人に定められたが、純入国者数は1973年までそれより高くなることがしばしばあった。1974年の入移民受け入れ停止政策によって1978年まで低水準またはマイナスの純入国者数が続いた。しかし、1979～81年には純入国者数が急増したためか、1980年に1981～84年についての帰国援助協定が結ばれ、1984年からアルジェリア人を含めた帰国援助政策が実施されたため、純入国者数は低水準またはマイナスで推移したが、1987年には再びプラスに転じた。

(3) 入移民労働者数ならびにその家族成員数の推移

ONI (OMI) の統計に基づく図7-4は入移民労働者の新規登録数のうち、永住入移民労働者とその家族の登録数とを示している。入移民労働者には他に季節労働者があるが、これは1960年頃まで漸増し10万人を超える状態が続いたが、1980年代半ば以降減少傾向にある。

さて、永住入移民労働者数の変動をみると、後掲の表7-2で示される政策の変化に呼応していることがわかる。1947～49年に急増したのは国際協定に基づくイタリア人とドイツ人の流入によるところが大きいのであろう。その後、ドイツ人の流入が急減するのに伴って低水準で推移するが、1956年の受け入れと合法化の促進政策によってイタリア人とスペイン人の流入と合法化が一時的に増加した。1960年代に入ってスペインやポルトガルと労働者受け入れ協定を結んだこともあり、非合法外国人労働者の合法化が進んだこともあって永住入移民労働者数は高い水準を保った。1968年に非合法外国人労働者の規制を目的として合法化の条件が明確化されたが、例外と

されたポルトガル人の合法化が増えたため、かえって永住入移民労働者数が増加した。1974年にEC域外からの外国人労働者受け入れが停止されたために急減し、1981～82年の「例外的合法化」による一時的な急増を除いて低い水準で推移している。

また永住入移民労働者の家族の登録数の変動は永住入移民労働者の登録数の変動に若干遅れて生じている。また、永住入移民労働者の受け入れが停止された1974年以降も人道的な理由から家族の受け入れは許されているため、1981～82年を除いて永住入移民労働者の倍以上の登録がなされている。なお、1975年以降はEC諸国からの家族の受け入れが統計の対象から除外されたため、若干の減少がみられる。

(4) 国籍別永住入移民労働者数の推移

図7-5は図7-4と同様、ONI (OMI) の統計に基づくものである。図7-4に関連して述べた通り、1940年代後半に国際協定に基づいて大量のイタリア人とドイツ人（「その他」に含まれる）の労働者が受け入れられ、1950年代後半には1956年の受け入れ促進政策に伴って多くのイタリア人とスペイン人の労働者が受け入れられ、1960年代には国際協定に基づいてスペイン人とポルトガル人のほかモロッコ人、チュニジア人、ユーゴスラビア人、トルコ人も受け入れられた。移入停止の措置が採られた1974年以降はイタリア人、ポルトガル人、モロッコ人が永住入移民労働者の中で多数を占めたが、1981～82年の「例外的合法化」の際にはチュニジア人、トルコ人、ユーゴスラビア人も比較的多く合法化された。それ以後は、EC域内で移動の自由を持つイタリア人が比較的多く流入している。

また、永住入移民労働者の家族についても、ここでは特に表を掲げないが、イタリア人、スペイン人、ポルトガル人の大量流入とモ

ロッコ人、チュニジア人、ユーゴスラビア人、トルコ人のそれに続く多くの流入がみられる。ヨーロッパ人の場合は労働者とその家族の流入のピークがほぼ同時に生じているのに対して、非ヨーロッパ人の場合は家族の流入のピークが労働者のそれに2～3年から数年遅れる傾向がみられる。

(5) センサス年次別、国籍別外国人人口

表7-1はセンサスとTribalat(1988)による推計に基づくものである。1975年の外国人人口はセンサスの5分の1サンプルにより、1982年の外国人人口はセンサスの20分の1のサンプルによる。また、1986年の推計はセンサス、人口動態統計、国籍異動統計による。

まず、外国人人口全体についてみると外国人人口の絶対数は1946年から75年までの約30年間に倍増し、その後も1986年まで増加し続けた。ただし、この表には示さなかったが、1985年から1986年にかけて減少した。1975年以降の伸びが小さくなっていることからみて、1974年の外国人労働者受け入れ停止政策に効果があったとみられるが、減少に転じたのは帰国促進政策の効果が現れたためであろう。外国人人口が総人口に占める割合は1946年の4.4%から1975年の約6.5%へと約1.5倍になり、その後若干の上昇を示した後やはり低下に転じている。

次に国籍別にみると、1946年にはイタリア人が最大多数で外国人の4分の1強の46万人を占め、ポーランド人がそれにほぼ匹敵する42万人で4分の1弱を占め、スペイン人の30万人、ベルギー人の15万人がそれに次ぎ、その他のヨーロッパ人を合わせるとヨーロッパ人が155万人で9割弱を占めた。その後、ヨーロッパ人の絶対数はここで省略した1954年を除き、これ以下にならなかったが、北アフリカ人

がしだいに増加したため、全体に占める割合は1982年に5割弱となり、4割強を占める北アフリカ人をわずかに上回るだけになった。

この間に、外国人人口の国籍別分布は大きく変わった。

1962年にはポーランド人が大幅に減少してスペイン人、アルジェリア人と地位が入れ替わった。また、ベルギー人もアルジェリア人をはるかに下回るようになった。1975年には大量流入が続いたポルトガル人が首位に立ち、同じく大量流入があったアルジェリア人が2位となり、スペイン人とイタリア人は3位と4位に転落し、流入が増えたモロッコ人が5位に浮上した。1982年にはアルジェリア人がポルトガル人を若干上回る首位となり、家族の流入が続いたモロッコ人が3位となり、イタリア人とスペイン人は4位と5位に転落した。1986年にもこの順位は変わっていないが、ヨーロッパ人が減少し、北アフリカ人が増加する傾向が続いており、チュニジア人もイタリア人やスペイン人の水準に近づきつつある。

(6) 非合法入移民に関する推計

フランスでは1932年まで外国人の入国と滞在は事実上無制限で、非合法入移民は存在しなかった。その後、外国人労働者に対する規制が創設、強化されるにつれて、非合法就労外国人が次第に増加した。これらの外国人の多くは季節労働者や旅行者として入国した者や1974年まで比較的自由に入国できたアフリカの旧植民地諸国の人々であった。

戦後、労働力不足のためもあって1968年に合法化手続が明確化されるまで非合法外国人労働者は事実上、野放しの状態であった。そのため、永住入移民労働者のうち入国後に合法化された者の割合は1948年の26%から1968年の82%へと増加した。その後、この割合は低

下したが、非合法在留外国人の数はあまり変わらなかったようである。

非合法在留外国人の数は1974年7月現在の推計では38万5千人、1980年現在の推計では25～40万人、1981年現在では30万人であった。このことは1974～81年の移入抑制政策にあまり効果がなかったことを示す。また、1974～81年の非合法滞在外国人数がほぼ一定だとすれば、毎年数万人の労働者が合法化されているので、少なくとも毎年数万人の非合法外国人労働者の流入があったものと思われる。また、1981～82年の「例外的合法化」で合法化された外国人労働者は約11万人なので、この場合、非合法滞在外国人の半数弱しか合法化されなかったようである。

3 移民政策の推移とその背景

フランスにおける移入に関する政策は、大きく入国・滞在に関するものと帰国促進に関するものに分けられよう。前者には外国人労働者とその家族の合法的な入国・滞在だけでなく、非合法に入国・滞在している者の合法化に関する政策や難民に関する政策も含まれる。また、政策はフランスの国内法に基づくものだけでなく、国際協定に基づくものもある。以下においては表7-2に従って戦後の政策推移を概観する。その際、戦後を「受け入れ促進期」（1945～66年）、「受け入れ抑制期」（1967～73年）、「受け入れ停止・帰国促進期」（1974年～）の三つの時期に区分して論じることにする。

(1) 受け入れ促進期（1946～66年）

1945年11月2日には現行法規の原型である法律が制定され、外国人の入国・滞在に関する条件が規定されるとともに ONI（移入公団）が創設された。その後、各種法令によって外国人労働者とその家族

の受け入れおよび非合法外国人労働者の合法化の制度が整備されるとともに、当初外国人の社会福祉を目的とした FAS（社会事業基金）も創設された。また、1946年のイタリアとの労働者受け入れ協定を皮切りに1960年代半ばまで諸外国や国際機関との間で協定が結ばれ、外国人労働者の導入が図られた。しかし、1960年代半ば以降、それまで移動が自由であったアルジェリアや他のアフリカ旧植民地諸国と協定が結ばれ、労働者としての入国を制限するようになった。他方、EC諸国については1960年代初頭から域内の移動がしだいに自由化されるようになったため、入国・滞在を制限できなくなった。

この時期はフランスの戦後復興期に当たる。終戦直後の数年間は戦死や長期的低出生力による労働者不足と人口高齢化に対処するという経済的、人口学的目的をもって、積極的な外国人労働者導入政策が採られた。また、人口学的目的もあったため、外国人労働者だけでなく、その家族の受け入れも促進された。この時期にはオーストリアやドイツに多数の難民がおり、ドイツ、イタリアもまだ復興していなかったため、外国人労働者の供給が十分にあった。しかし、1950年代初頭になるとドイツの復興によってドイツ人労働者の流入が急減したし、その後は他のヨーロッパ諸国やオーストラリアとの競争やイタリアの復興によってイタリア人労働者の流入も減少したため、1960年代に入るとスペインに供給を頼るようになった。

1950年代後半以降、しだいに人口学的目的が忘れられ、景気変動による労働力の過不足を調節するという経済的目的で外国人労働者の導入が図られるようになった。というのは、外国人の定着・同化という人口学的目的と外国人労働者数を景気変動に応じて増減させるといった経済的目的の間には元来、矛盾があるからである。そして、

1962年頃から高度経済成長が始まると政策が実態の後手に回るようになり、政府によって十分な合法労働者の導入がなされないために企業の労働需要に応じて流入した非合法労働者（特にアフリカの旧植民地諸国の国民）を事後的に合法化する措置が採られるようになった。これは部分的には、ONIがアルジェリアをはじめとする独立直後の旧植民地諸国からの労働者の入国・滞在をコントロールできないことによるものであった。また、そのために非合法外国人労働者の労働条件と生活条件が劣悪なものとなった。

(2) 受け入れ抑制期（1967～73年）

1967年にはそれまでアフリカ諸国との条約という形で打ち出されてきた外国人労働者抑制の方向が国内法の形でも打ち出され、非合法外国人労働者の雇用主に対する罰則が制定された。翌1968年には合法化の手續とその基準を明確化し、しだいに増加した非合法外国人労働者の合法化を制限しようとした。しかし、ポルトガル人が規制の対象から除外されたポルトガル人が合法化を急いだため、かえって合法化される者が増えた。

このように非合法外国人労働者の流入と合法化を規制する措置が打ち出された背景には、1960年代後半以降の失業率上昇と社会的緊張の高まりがあった。外国人労働者流入に伴う経済問題としては、労働力需要との不適合、フランス人労働者との競合、外国人の失業の深刻化、社会問題としては劣悪な住宅と健康、人口問題としては同化の困難性があった。

1972年にはいわゆる「Fontanet通達」によって合法化をさらに制限しようとしたが、非合法労働者が増える結果となった。そこで、劣悪な労働条件と生活条件をみかねた外国人擁護団体等の政治的圧

力によって、1973年の秋には合法化条件の一時的な緩和が行われ、多数の非合法外国人労働者が合法化された。また、この時期には1968年にEC規則によって域内の人々の移動が完全に自由化されたが、これまでフランスとの往来がかなり自由にできたアルジェリアをはじめとするアフリカの旧植民地諸国の人々については各国との協定によって流入を制限しようとした。

(3) 受け入れ停止・帰国促進期（1974年～）

1973年秋に始まる第一次石油危機によって雇用情勢がさらに悪化すると外国人労働者に対する風当たりがさらに強まったため、政府は1974年7月5日の通達によってEC域外からの外国人労働者とその家族の受け入れを停止した。

また同年、アフリカの旧植民地諸国に対する特別扱いもやめた。しかし、人道上の配慮をすべきだとする政治的圧力によって外国人労働者の家族の呼び寄せは1975年に再開された。その後も不況が続く、外国人労働者の失業率も高水準を保ったため、1977～81年には外国人一般に対する帰国促進施策が講じられ、1981～84年には協定によるアルジェリア人への再適応援助が行われた。しかし、第二次石油危機のためもあって、外国人労働者の出身国も不況と高失業率に喘いでおり、フランスとの所得格差も大きいため、わずかの者しか帰国しなかったし、その一部は非合法的に再入国したとも言われている。

1981～82年には増大する非合法労働者の劣悪な労働条件と生活条件を改善するため、合法化の基準を大幅に緩和する「例外的合法化」が実施され、約13万人の外国人労働者が合法化された。この背景には、ミッテラン政権の成立という政治的要因もあった。この政策に

よって大量の外国人が合法化されたため、外国人労働者の規制を求める政治的圧力が強まり、1983年以降、規制強化と帰国促進の政策が再び実施された。1984～88年には再適応援助が行われ、多数の外国人労働者とその家族が帰国した（表7-3）。しかし、一旦帰国してもフランスへの再入国を試みるものもあり、入国拒否されたり、国境へ護送される者が1983年以降増えている。また、フランスは伝統的な難民受け入れ国で人口1人当たりの難民受け入れ数は世界一だと言われているが、1985年に難民としての受け入れ条件を厳しくしたため、難民の地位申請の拒否件数およびその割合が急増した。この背景にはアジア人やアフリカ人の申請が増えたことがあるかもしれない。なお、1990年には難民地位申請手続きの迅速化をするため、予算増額等の措置が採られた。

外国人労働者の受け入れが停止されたとはいえ、家族の受け入れが続いているし、次節でみる通り、外国人の出生力が高いため、外国人コミュニティは拡大し続けている。それに伴う社会的緊張を緩和し、外国人とその子弟の地位を改善するため、彼らのフランス社会への統合を目的とする各種施策も講じられてきた。特に1989年末には統合に関する省庁間委員会、統合事務局、統合審議会が設立され、その後も統合のための積極的な努力がなされている。この背景にはフランス産業界の外国人労働者への依存の構造を変更するのが不可能に近いということもあったし、外国人の人権に対する配慮もあった。

4 移民政策の人口学的影響

以上で述べたような移入政策はフランスにさまざまな人口学的影

響をもたらした。直接的な影響として挙げられるのは、入移民数の増加によるフランス人口の増加とその後の入移民者の一部のフランス国籍取得によるフランス人人口の増加である。入移民によるフランス国籍取得の一部はフランス人との国際結婚によるものである。さらにこのような国際結婚カップルの出生力や比較的出生力が高い外国人カップルの出生力がフランスの出生力の支えになっており、このことが間接的な人口学的影響をもたらしている。

フランスの人口増加全体に占める純入移民数の割合は1946～54年には13.4%、1962～68年に35.1%、1968～75年に30.5%と3分の1前後に保たれていた。しかし、移入停止後の1968～75年には14.4%と終戦直後の水準とほぼ同じ水準まで低下した。これらの数値には移入による人口増加への直接的寄与しか含まれていないが、入移民の出生力等の寄与を考慮した場合、1946～82年にかけての1,450万人の人口増加の3分の1強に当たる510万人が入移民による寄与だと推計されている。

また、1945～86年における外国人の国籍取得によるフランス人人口への法的追加の割合は年平均0.1%で、あまり大きくないようにみえるが、累積すると図7-1に示されたように無視しえない水準になる。また、外国人人口を分母とするフランス国籍取得率をみると1945～73年に年平均1.8%、1973～86年に年平均1.3%と比較的高い水準を示している。最近では国籍取得の2～3割が結婚を事由とするものなので、国際結婚は出生力を通じた間接的な寄与のほか、フランス人口に対して直接的な寄与もしていることになる。

表7-4は夫妻国籍別婚姻数を示しているが、戦後を通じて毎年1～3万件の国際結婚が成立していることがわかる。最近では毎年2万件

余りが国際結婚で、毎年の婚姻総数の7～9%を占めている。国際結婚の中では、フランス人の夫と外国人の妻という組み合わせに比べて外国人の夫とフランス人の妻という組み合わせが5割程度多い。この背景には結婚適齢期の外国人の中で男性が女性より多いということのほか、マグレブ諸国出身者の二世の青年のあいだで男だけが比較的親の規制を離れてフランス人の女性と結婚しやすいことや、外国人の男性がフランス人の女性と偽装結婚することが逆の場合より多いことがあると言われる。また、夫妻とも外国人という組み合わせの婚姻も最近では婚姻総数の2%以上を占めており、外国人によるフランスの出生力に対する寄与という観点からも注目される。

表7-5はフランスにおける出生力低下が進んだ1975年以降について、外国人の出生がフランスの出生力にどの程度寄与したかを示している。1940年代後半から1950年代後半にかけては、両親とも外国人の出生数は年平均約2万件で出生総数の3%程度であったし、片親が外国人の出生数も年平均約1万5千件でその半分を外国人の寄与と考えれば、1%程度であったので、外国人のフランスの出生力に対する寄与は合わせて4%程度であった。その後、片親が外国人の出生数は1970年代後半まであまり大きな変化を示さなかったが、両親とも外国人の出生数は急増し、1960年代前半には年平均4万件弱、後半には年平均5万件強となり、1970年代前半には年平均約6万5千件となった。その後も表7-5にみられる通り、1980年代前半まで増加し続けた後、減少し始めた。外国人の出生がフランスの総出生数に占める割合は1970年代後半以降10%を越える水準を維持している。また1980年代にはフランス全体でも非嫡出出生の割合が増えているが外国人についても非嫡出出生の割合が増えている。

一方、外国人においてもフランス人同様に出生力低下がすでに始まっている。表7-6は1982年のセンサス時に行われた「家族調査」の結果に基づき推計された国籍別の完結出生児数および合計特殊出生率と、1982年以降の人口動態統計等に基づき推計された合計特殊出生率を示す。まず完結出生児数をみると、フランス人と比べて南欧出身の外国人はやや高い出生力を示しているが、他のEC諸国出身の外国人はむしろ低い出生力を示しており、フランスとこれらのヨーロッパ諸国間の出生力格差を反映している。また、マグレブ諸国やトルコ出身の外国人の高い完結出生児数もこれらの外国人の出身国における高い出生力を反映している。

しかしながら、国籍別出生力の時間的推移をみると、これらの高出生力国出身の外国人の間でもフランス在住の影響で出生力低下が生じていることがうかがわれる。南欧諸国でも出生力低下が最近著しく、現在イタリアが世界最低の合計特殊出生率を示しているが、出身国におけるより若干早い時期にフランス在住の南欧出身の外国人の間で出生力低下が始まっている。トルコ人における出生力は必ずしも低下したとはいえないが、マグレブ諸国出身の外国人の間では着実に出生力低下が進行している。したがって、今後フランス人の出生力がこれ以上低下しないとすれば、フランスの出生力維持に対する外国人の寄与は次第に小さくなっていくものと思われる。

実際、INSEE（国立統計経済研究所）で行われた外国人人口の将来推計でもこれらの高出生力を示す外国人における出生力低下を想定した推計結果が計算されている。そのような仮定とともに入移民数の漸減の仮定を置いて推計した結果、フランス在住の外国人は将来人口規模が縮小するとともに人口高齢化が進行することが明らかに

なった。

5 おわりに

前節でみた通り、フランスにおいて外国人の出生力は低下傾向にあり、外国人人口の高齢化も進行しつつある。今後、移入再開をしない限り、これらの傾向は続くものと思われる。最近では、戦後の早い時期にフランスに移入した外国人が高齢に達しつつあり、今後も外国人高齢者が増加することが予想される。彼らはフランス社会への適応に悩む入移民の第二世代の若者とは違った意味での問題をもたらしている。特に彼らの退職に伴う一部産業における労働力不足や年金財政にとっての負担増大はしだいに大きな問題となりつつある。1970年代後半以降に生まれたベビーバスター（出生減少）世代が労働市場に参入し始める1990年代半ばには労働力不足から移入再開を求める声が産業界に広がる可能性がある。

しかしながら、その時点でフランスは統合ECの一員となっており、単独の移入政策を採れない可能性が強い。かってフランスに労働者を送り出していた南欧のEC諸国はすでに受け入れ国に転じており、EC内部から労働者を移入できる可能性は小さい。一方、EC域内での人の移動がさらに自由化される結果、フランスが域外から受け入れた労働者も域内のほかの国へ自由に移動するため、EC諸国が協調して移入政策を採る必要性が高まる。また、外国人のフランス国籍政策もECの市民権取得に関する規制の制約を受けることになる。その結果、フランスもECの一員として、人口増加の圧力に悩むアフリカ諸国や経済停滞に悩む東欧諸国からの人口移動について再検討を迫られることも考えられる。

表 7-1 センサス年次別、国籍別外国人人口

国 籍	1946	1962	1975 (1/5サツノキ)	1982 (1/20サツノキ)	1986.1.1 推 計
スペイン	302,201	441,658	497,480	321,440	267,880
イタリア	460,764	628,956	462,940	333,740	277,080
ポルトガル	22,261	50,010	758,925	764,860	751,280
ポーランド	423,470	177,181	93,655	64,820	
ユーゴスラビア	20,858	21,314	70,280	64,420	
ドイツ	24,947	46,606	42,955	43,840	
ベルギー	153,299	79,069	55,945	50,200	
他のヨーロッパ諸国	149,486	121,411	108,055	109,840	
小計(ヨーロッパ)	1,547,286	1,566,205	2,090,235	1,753,160	
アルジェリア	22,114	350,484	710,690	795,920	820,900
モロッコ	16,458	33,320	260,025	431,120	516,400
チュニジア	1,916	26,569	139,735	189,400	202,630
他のアフリカ諸国	13,517	17,787	81,850	157,380	
小計(アフリカ)	54,005	428,160	1,192,300	1,573,820	
トルコ	7,770		50,860	123,540	146,090
他のアジア諸国(+ソ連)	112,905		66,055	177,080	
小計(アジア)	120,675	63,350	116,915	300,620	
アメリカ合衆国	6,267	88,377	41,560	50,900	
その他(+無国籍・不詳)	13,386	23,573	1,405	1,600	769,940
外国人人口総数	1,743,619	2,169,665	3,442,415	3,680,100	3,752,200
総人口	39,848,000	46,458,956	52,599,430	—	55,276,413
外国人人口割合(%)	4.376	4.670	6.545	—	6.788

- 出典) Pierre-Audirac, "Recensement general de la population de 1982, Résultats définitifs, Sondage au 1/4 France Métropolitaine par catégorie de commune", *Collections de l'INSEE*, D-103, 1985, p. 34.
- Dinh Quang Chi, Recensement général de la population de 1982, Structure de la population totale, sondage au 1/20, France métropolitaine", *Collections de l'INSEE*, D-96, 1984, p. 88.
- Christine Couet et Yves Court, La situation démographique en 1987, Mouvement de la population", *Collections de l'INSEE*, D-131, 1989, p. 16.
- Carline Kennedy-Brenner, *Foreign Workers and Immigration Policy: The Case Study of France*, Paris, OECD, 1979, p. 47.
- Michèle Tribalat, "Chronique de l'immigration", *Population*, Vol. 43, No. 1, 1988, p. 190.

表 7-2 移入に関する政策の推移

法律・政令・通達等とその内容	外国・国際機関との協定等とその内容
1945.11.2 法律 ①外国人の入国・滞在の条件を規定 ② ONI (移入公団) の設立	1946. 2.22 イタリアとの労働者受け入れ協定
1946. 3.26 法律 外国人労働者の家族の受け入れ促進	1947.12.15 「ドイツ労働者募集のためのアメリカ高等委員会」とのドイツ労働者受け入れ協定
1946. 6. 5 政令 外国人の労働許可証の取得手続を規定	1948. 2. 5 「ドイツ労働者募集のためのイギリス高等委員会」とのドイツ労働者受け入れ協定
1949.10.15 通達 イタリアを除く外国人労働者の合法化を促進	1948～51 「強制移住者募集のための国際難民機関」西ドイツとの労働者受け入れ協定
1956. 4.18 通達 合法外国人労働者受け入れと非合法外国人労働者の合法化の手続の整備	1951. 3.21 イタリアとの協定 (労働者募集手続の迅速化)
1958.12.29 法令 FAS (社会事業基金) の創設 (アルジェリア対象)	1954 キルギアとの労働者受け入れ協定
1962. 2.10 通達 } 合法化手続きの単純化	1961 1964. 3.25 } EC閣僚理事会規則15.38 (EC域内における移動の自由化を規定)
1964. 3.20 訓令 }	1962. 3.19 アルジェリアとのEvian 協定 (移動の自由を再確認)
1964. 4.24 政令 FAS の対象をすべての外国人に拡大	1963. 6. 1 ポルトガルとの労働者受け入れ協定
	1963. モロッコ、チュニジアとの労働者受け入れ協定
	1964. 4.10 アルジェリアとのNekkache-Granval協定 (フランスによる移入民数割当制を設け、年平均12,000人規定)
	1965. 1.25 ユーゴスラビアとの労働者受け入れ協定
	1965. 3. 5 セネガルとの協定 (移動の自由を制限し、労働者としての入国には健康証明書と雇用契約書を必要とする)と規定)
	1965. 3.11 マリとの協定 (移動の自由を制限し、労働者としての入国には健康証明書と雇用契約書を必要とする)と規定)
1967 ONI の健康診査に合格していない外国人労働者や事後的に合法化された非合法外国人労働者の雇用主に対する罰則の規定	1965. 4.18 トコとの労働者受け入れ協定
1968. 7.29 通達 非合法外国人労働者の合法化手続を明確化し、ポルトガル人と一部を除く不熟練労働者を合法化の対象から除外	1965. 7.22 モリタニアとの協定 (移動の自由を制限し、労働者としての入国には健康診断書と雇用契約書を必要とする)と規定)
1972. 2.23 通達 (Fontanet 通達) ①合法化を熟練労働者に限定 ②合法化手続きを複雑化	1968.10.15 EC 1612/68規則 (域内における移動の完全な自由化を規定)
1973. 6.13 通達 6月1日以前に入国し、1年以上の就労経験または6～12か月の雇用契約がある非合法外国人労働者を9月30日まで合法化	1968.12.27 アルジェリアとの協定 (3年間の入移民割当数を年平均35,000人とし、区分を設ける)
1973. 9.26 通達 1973. 6.13通達の合法化期限を10月31日まで延長し、11月1日以降は例外的な場合のみ合法化	1971～72 ニジェール、コートジボワール、トゴ、オートボワ (現ブルキナファソ)、ダオメ (現ベナン) との協定 (移動のし労働者としての入国には健康証明書と雇用契約書を必要とする)と規定)
1974. 7. 5 通達 EC域外国からの外国人労働者とその家族の受け入れの停止 (1978.11.24 国務院により無効化)	1971.12 アルジェリアとの協定 (移入民割当数を25,000人とする)
1974.11.30 通達 アフリカ植民地諸国の国民の入国と滞在にも一般外国人の場合と同様、労働許可証と滞在許可証の取得を義務付け (1978.11.24 国務院により無効化)	

表 7-2 移入に関する政策の推移 (つづき)

法律・政令・通達等とその内容		外国・国際機関との協定等とその内容
1975. 6. 18	通達 1974. 7. 5通達により停止された家族の受け入れを再開	
1977. 5. 30	通達 外国人に対する帰国援助を失業保険受給者以外に拡大 (1981. 12. 31国務院により無効化)	
1981. 8. 5 1984. 12. 14	法令} 労働許可証の申請者に対して労働市場の状態に基づく拒否基準を緩和	
1981. 8. 11	通達 1981年 1月 1日以前に入国して定職のある非合法外国人労働者の「例外的合法化」 (1982年 1月まで)	
1981. 10. 21 1983. 6. 10	法律} 非合法滞在外国人の行政的強制送還を刑事裁判所の命令による国境護送に代替	
1983. 1. 18	政令 FAS の理事会への移入民代表の参加	
1983. 4. 14	政令 OFPRA (フランス難民・無国籍者保護公団) と上訴委員会の権限強化により難民の地位申請の予審手続を迅速化	
1984. 3. 8	政令 外国人季節労働者の契約期間を8ヵ月から6ヵ月に短縮	1983. 8. 31 } マグア3国との協定 (入国のための特別身分証 1983. 10. 11 } 明書の制度化)
1984. 4. 12	政令 外国人の家族呼び寄せの際、母国出発前の手続完了を義務付け	
1984. 4. 27	政令 ONI と協定を結んだ企業が経済的理由で過去6ヵ月間に解雇または解雇予告した外国人労働者のうちで帰国希望に対して、母国への再適応を援助 (1988. 5. 31 協定終結)	
1984. 7. 17 1984. 12. 4	法律} 1年、3年、10年有効の滞在・労働許可証を 1年有効の一時滞在許可証と10年有効の居住許可証により代替	
1985. 5. 17 1985. 6. 13	通達} 難民の地位申請の乱用防止規定	
1986. 9. 9	法律 ①外国人は入国の際、滞在費用の携帯を義務付け ②居住許可証を持つ外国人に対する制約を規定 ③非合法滞在外国人の国境護送を行政権限に変更	1985. 6. 14 Schengen協定 (フランス、西ドイツ、ベルギー三国における各国民の往来の自由化) 1985. 12. 22 アルジェリアとの1968年協定への追加条項 (入国・滞在の規制強化)
1986. 9. 16	EC諸国、スイス、リテンシュタインを除く外国人の入国に査証の義務付け (他の西欧諸国については1988年12月、カナダと日本については1989年4月、アフリカ合衆国については1989年6月に相互免除)	
1987. 1. 27	法律 非合法外国人の雇用主の摘発と送検の容易化	
1987. 3. 24	通達 長期滞在外国人の健康診査のOMIまたは在外公館による実施	
1987. 7. 30	政令 3ヵ月未満の滞在希望の外国人に査証取得と滞在費用の携帯の義務付け	
1987. 10. 16	政令 失業中の外国人に対する帰国援助期間の延長	
1988. 1. 7	政令 ONIがOMI (国際人口移動公団) に再編成	1988 3. 17 チュニジアとの協定 (入国・滞在の規制強化)

表 7-2 移入に関する政策の推移 (つづき)

法律・政令・通達等とその内容			外国・国際機関との協定等とその内容
1989. 3. 19	通達	長期滞在外国人の健康審査のOMIへの一元化	
1989. 7. 13	通達	アルジェリア人に対する入国・滞在規制の緩和 (協定により次の法律が適用されないため)	
8. 1	通達		
1989. 8. 2	法律	外国人の入国・滞在規制の緩和 (1986. 9. 9法律の改訂)	
1989. 12. 6	政令	外国人・外国出身者の統合に関する省庁間委員会、統合事務局の設立	
1989. 12. 19	政令	統合 (高等) 審議会の設立	
1990. 1. 2	法律	非合法労働者の雇用と非合法入移民受入れに対する警察の規制強化	
1990. 1. 10	法律	1989. 8. 2法律施行のための施策	
1990. 2. 14	法律	知事に対する統合プログラムの策定・評価の義務化	
1990. 5. 31	法律	外国人の住宅居住権の保証	
1990. 7. 2	法律	難民地位申請の上訴委員会の部会増設のための部会長就任資格拡大	1990. 6. 19 Schengen協定の調印 (各国民の往来の自由化のほか他国民へのビザ発行、難民受入れ、非合法入移民、防犯に関する施策の統一化と協力を規定)
1990. 7. 25	通達	外国人人口割合が高い地区を管轄する知事に対する統合政策強化の要請	
1990. 7. 31	通達	外国人の住宅改善	

出典) Michel Cansot et Arlett Viale, "Les dispositifs d'aide à la reinsertion dans le pays d'origine: Un bilan raisonné", *Revue Française d'Administration Publique*, No. 47, 1988, pp. 417-420.
 Direction de la Population et des Migrations, *1981-1986 Une nouvelle politique de l'immigration*, Paris, La Documentation Française, 1986, pp. 105-119.
 Jean-Pierre Garson, "Continuités historiques, mutations productives et rôle structurel des migrations en France", Yann Moulrier Boutang, Jean-Pierre Garson et Roxane Silberman, *Economie Politique des migrations clandestines de main-d'oeuvre: Comparaisons internationales et exemple français*, Paris, Publisud, 1986, pp. 153-160.
 Jacques Houdaille et Alfred Sauvy, "L'immigration clandestine dans le monde", *Population*, Vol. 29, No. 4-5, 1974, pp. 727-730.
 Carline Kennedy-Brenner, *Foreign Workers and Immigration Policy: The Case Study of France*, Paris, OECD, 1979, pp. 17-32.
 Jean Massot, "La politique gouvernementale depuis mai '81", *Cahier Français*, No. 219, 1985, p. 64.
 Michièle Tribalat, "Chronique l'immigration", *Population*, Vol. 42, No. 1, 1987, Vol. 45, No. 1, 1990, Vol. 46, No. 1, 1991.
 OECD, SOPEMI 1988-1990, OECD, 1989-91.
 労働省「移民・外国人労働者問題の現状と政策」『海外労働情報月報』第 426号、1987年、pp. 62-65.

表 7-3 帰国促進の法令別にみた国籍別帰国者数（家族を含む）：1977～1988年

国 籍	1977～81年 帰国援助		1981～84年 フランス・7M国協定		1984～88年 再適応援助		総 数	
	実数 (人)	割 合 (%)	実数 (人)	割 合 (%)	実数 (人)	割 合 (%)	実数 (人)	割 合 (%)
アルジェリア	3,515	3.7	50,000	100.0	23,361	34.9	76,876	36.5
モロッコ	5,723	6.1			7,407	11.1	13,130	6.2
チュニジア (マグリブ諸国)	7,555	8.05			4,429	6.6	11,984	5.7
小 計	16,793	17.85			35,197	52.6	101,990	48.4
マリ	2,186	2.3			667	1.0	2,853	1.3
モーリタニア	439	0.5			160	0.2	599	0.3
セネガル	1,498	1.6			689	1.0	2,187	1.0
その他の7M諸国 (アフリカ諸国)	2,066	2.2			162	0.2	2,228	1.1
小 計	6,189	6.6			1,678	2.4	7,867	3.7
スペイン	23,848	25.4			1,234	1.9	25,082	11.9
ポルトガル (イタ半島諸国)	36,661	39.0			16,155	24.2	52,816	25.0
小 計	60,509	64.4			17,389	26.1	77,898	36.9
トルコ	3,506	3.7			9,488	14.2	12,994	6.2
ユーゴスラビア	6,966	7.4			3,010	4.5	9,976	4.7
その他	36	0.05			132	0.2	168	0.1
総 数	93,999	100.0	50,000	100.0	66,894	100.0	210,893	100.0
法令別割合 (%)	44.6		23.7		31.7		100.0	

出典) Michel Cansot et Arlett Vialle, "Les dispositifs d'aide à la réinsertion dans le pays d'origine: Un bilan raisonné", *Revue Française d'Administration Publique*, No. 47, 1988, p. 425.

表 7-4 夫妻国籍別婚姻件数

年次	婚姻総数 (単位千人)	組 合 せ (%)			
		夫妻双方 フランス人	夫フランス人 妻外国人	夫外国人 妻フランス人	夫妻双方 外国人
1945~49	2,049	92.2	2.5	3.4	1.8
1950~54	1,588	93.2	2.2	3.2	1.4
1955~59	1,550	93.9	1.9	3.0	1.2
1960~64	1,639	93.8	1.8	3.0	1.3
1965~69	1,769	93.7	1.8	2.9	1.5
1970~74	2,012	93.4	1.9	3.0	1.8
1975~79	1,825	92.6	2.2	3.5	1.8
1980~84	1,544	91.1	2.8	4.0	2.1
1985~89	1,351	89.0	3.5	5.0	2.5

出典) F. Munoz-Perez et M. Tribalat, "Mariages d'étrangers et mariages mixtes en France: Evolution depuis la première guerre", *Population*, Vol. 39, No. 3, 1984, p. 454.
Christine Couet et Yves Court, "La situation démographique en 1989", *INSEE Résultats*, No. 135-136, 1991, p. 41.

表 7-5 出生総数に占める外国人の出生数の割合

年次	出生総数 (単位千人)	非嫡出割合 (%)	少なくとも片親が外国人の出生数			
			総数 (単位千人)	嫡出割合 (%)		非嫡出割合 (%)
				両親外国人	片親外国人	母親外国人
1975	745	8.5	86	75.3	20.0	4.7
1976	720	8.5	85	75.7	19.7	4.6
1977	745	8.8	90	74.9	20.1	5.0
1978	737	9.4	90	74.3	20.6	5.1
1979	757	10.3	93	73.1	21.2	5.7
1980	800	11.4	97	72.7	20.8	6.4
1981	805	12.7	100	72.6	20.5	6.9
1982	797	14.2	102	72.1	20.4	7.5
1983	749	15.9	99	71.8	19.9	8.2
1984	760	17.8	99	70.5	20.5	9.0
1985	768	19.6	97	69.1	21.1	9.8
1986	778	21.9	95	67.2	22.0	10.8
1987	768	24.1	90	65.4	23.2	11.4
1988	771	26.3	94	64.2	23.5	12.3
1989	765	28.2	93	63.1	23.8	13.1

出典) Christine Couet et Yves Court, "La situation démographique en 1989",
INSEE Résultats, No. 135-136, 1991, p. 86.

表7-6 国籍別女子の完結出生見数および国籍・出生国（1982～85年）別の合計特殊出生率の推計値

国籍 (出生国)	完結出生見数 (1982年)	合計特殊出生率									
		1962～ 64年	1965～ 69年	1970～ 74年	1975～ 79年	1980～ 81年 ¹⁾	1982年 ²⁾	1983年	1984年	1985年	
総数	2.65	2.92	2.73	2.40	1.88	1.97	1.91	1.78	1.81	1.82	
フランス (生得)	2.62	2.85	2.65	2.31	1.79	1.89	1.84	1.70	1.72	1.75	
(取得)	2.62	2.83	2.64	2.29	1.78	1.88					
外国 (外国生まれ)	3.60	4.52	4.33	3.93	3.33	3.30	3.18	3.13	3.10	3.05	
イタリヤ	3.15	4.22	4.19	2.82	1.87	2.04	1.72	1.59	1.68	1.88	
その他EC諸国	2.17	2.03	2.04	1.51	1.83	1.78					
スペイン	2.91	3.52	3.60	2.91	2.03	1.89	1.74	1.74	1.73	1.84	
ポルトガル	3.56	4.27	3.95	3.84	2.69	2.23	2.10	1.93	1.81	1.73	
アルジェリア	6.54	8.54	7.37	5.95	4.73	4.35	4.98	4.69	4.51	4.24	
モロッコ	5.99	5.93	6.53	5.35	5.75	5.84	5.18	4.90	4.76	4.47	
チュニジア	5.15	6.31	4.65	5.57	5.05	5.11	5.37	5.11	4.78	4.67	
トルコ	3.19	4.04	4.36	5.28	5.00	5.51	4.91	5.08	4.95	4.55	
その他外国	2.91	2.85	2.87	2.48	2.35	2.75					

注1) 1991年までの合計特殊出生率は1982年調査からの推計による。

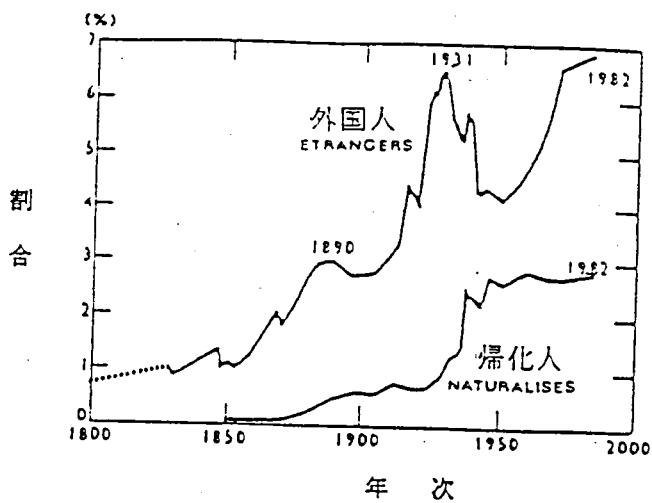
注2) 1982年以降の合計特殊出生率は人口動態統計等による。

出典) Guy, Desplanques, "Nuptialite et fecundite des etrangeres", *Economie et Statistique*, No. 179, 1985, p. 36, 39.

INED, "Dix-septieme rapport sur la situation demographique de la France", *Population*, Vol. 43, No. 4-5 1988, p. 745.

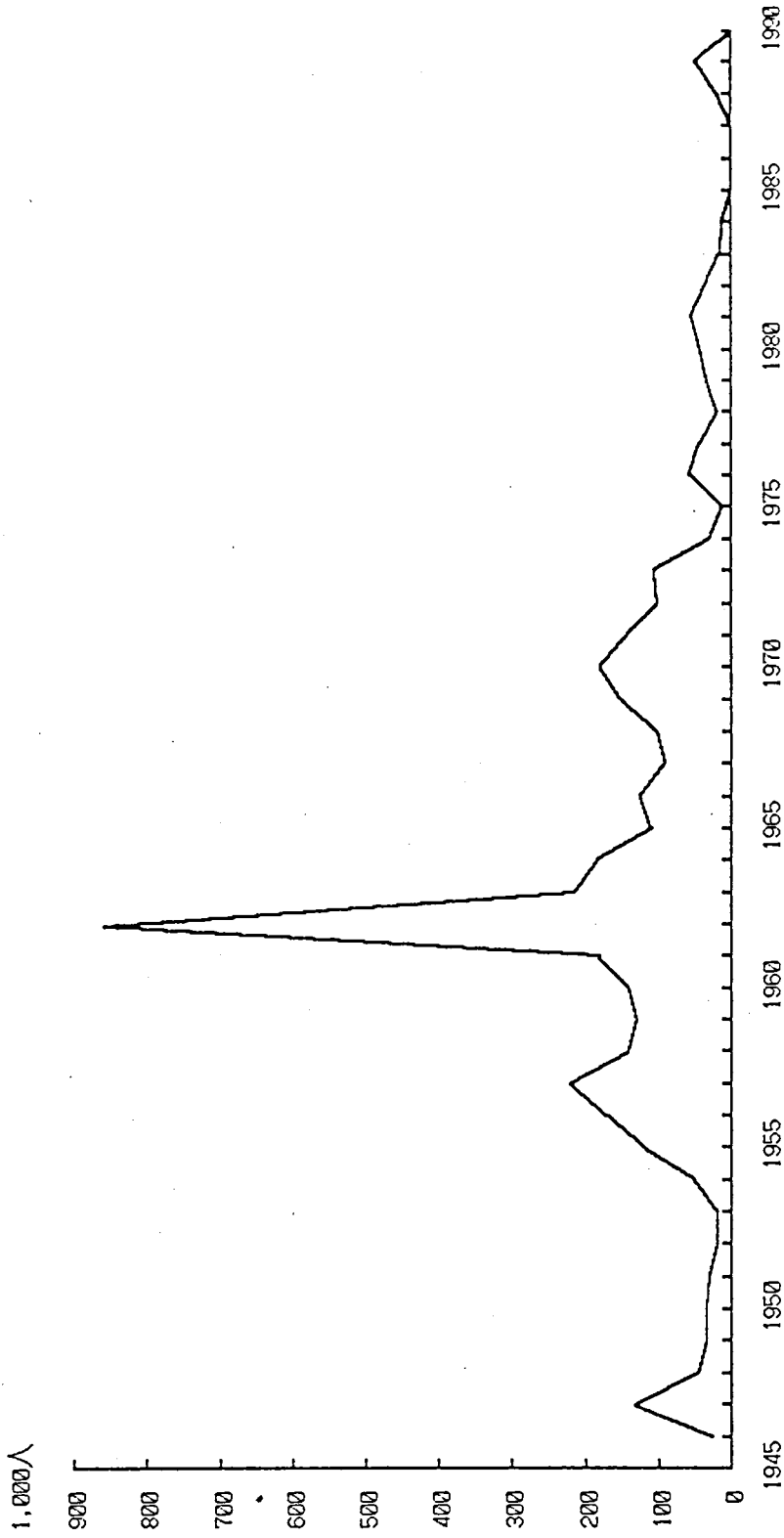
Michel Tribalat, "Chronique de l'immigration", *Population*, Vol. 43, No. 1, 1988, p. 201.

図 7-1 外国人と帰化人の総人口に対する割合



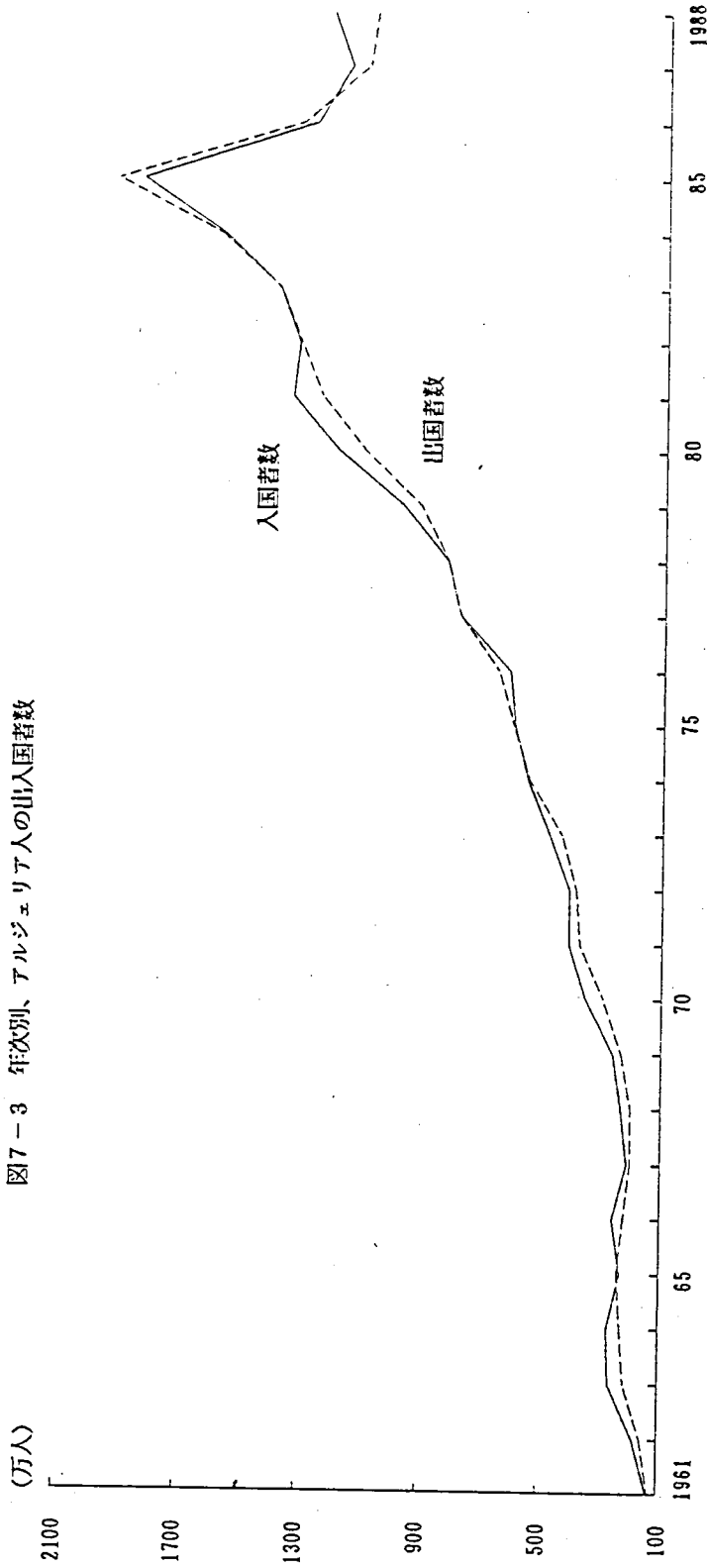
出典) Marguerite Boucher, "Combien d'étrangers?", Cahiers Français, No. 219, 1985, p. 60.

図7-2 フランスにおける純入移民数の推移：1945～1990



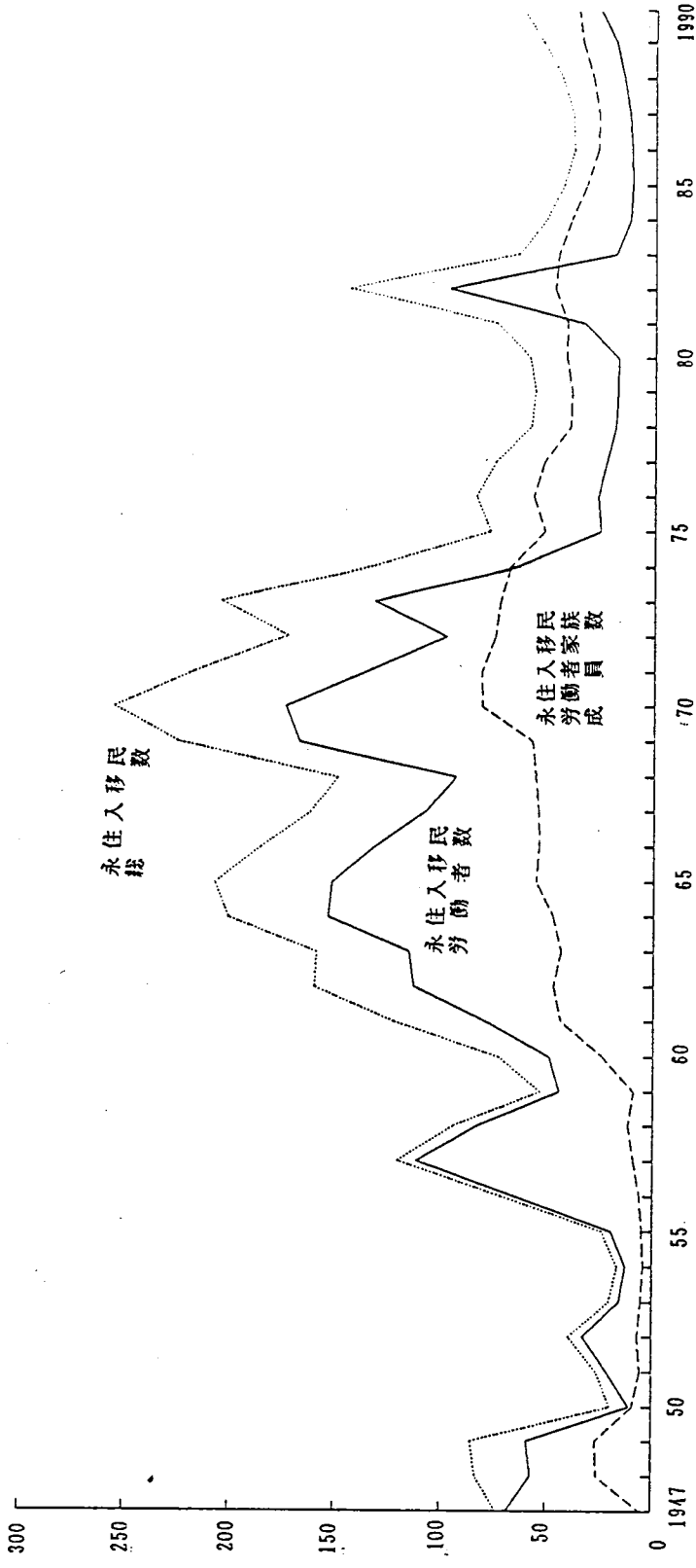
注) 1990年については暫定値。
 出典) Christine Couet et Yves Court, "La situation démographique en 1989, Mouvement de la population", *INSEE Résultats*, No.135-136, 1991, p.20.
 INED, "Vingtième rapport sur la situation démographique de la France", *Population*, Vol.46, No.5, 1991, p.1082.

図7-3 年次別、アルジェリア人の出入国者数



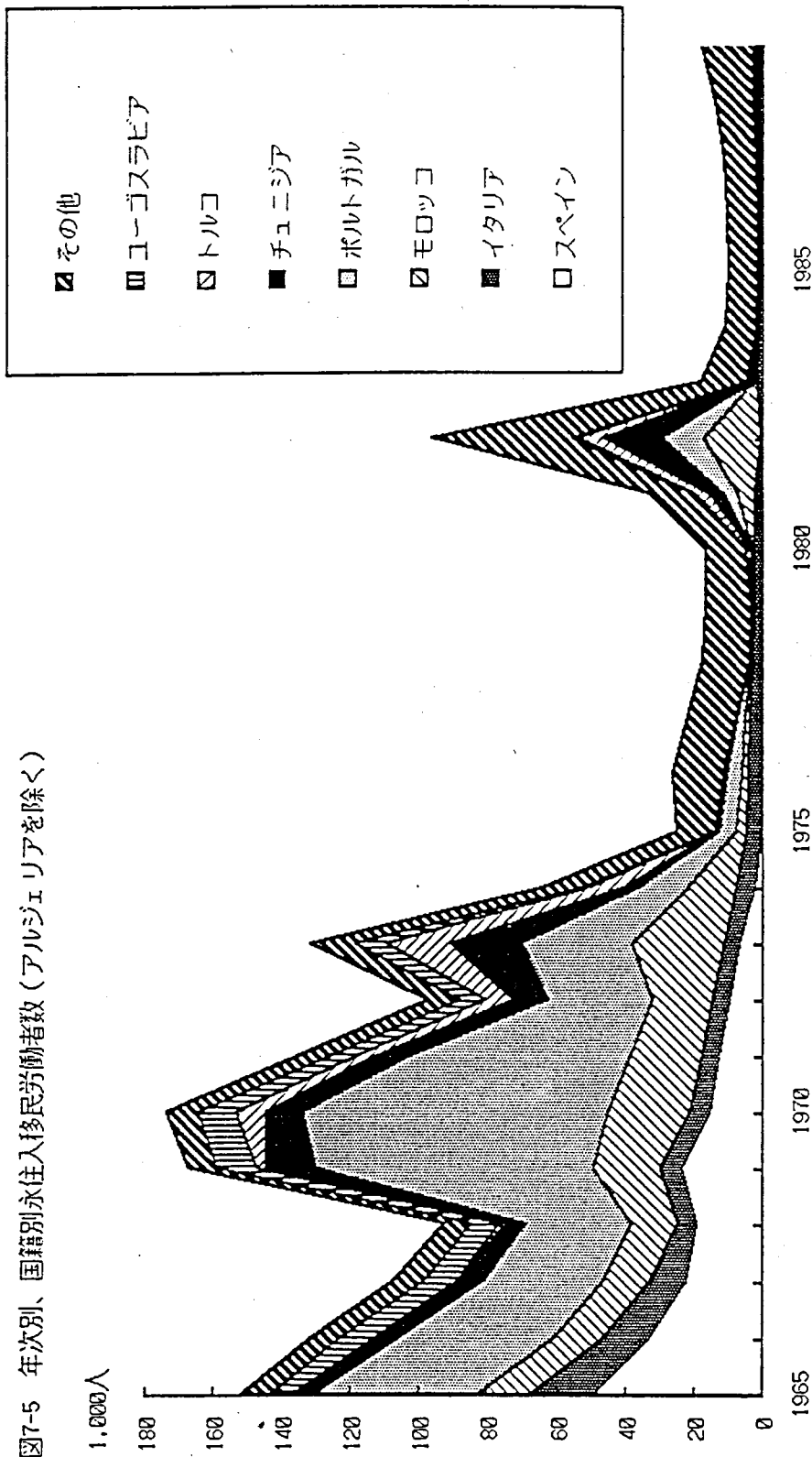
出典) INSEE, *Annuaire Statistique de la France*, 1955-89.
 Yves Tugault, "Les migrations internationales", *Population*, Vol. 29, No. spécial, 1974, p. 121.
Bulletin Mensuel des statistiques du travail, novembre 1991.

図7-4 永住入移民労働者とその家族成員数（アルジェリア人を除く）の推移



注) 1) 永住移民家族労働者には暫定労働許可を受けた者を含む。
 2) 永住移民労働者の家族にはEC諸国の国民を含まない(1975年以降)。
 出典) Yann Moullet Boutang, Jean-Pierre Garçon, Roxane Silberman, *Economie Politique des Migrations Clandestines de Main-d'œuvre: Comparaison internationale et exemple français*, Paris, PUBLISUD, 1986, p.182.
 Michèle Tribalat, "Chronique de l'immigration", *Population*, Vol.43, No.1, 1988, p.181
 Michèle Tribalat, "Chronique de l'immigration", *Population*, Vol.44, No.1, 1989, p.173
Annuaire Statistique de la France, *Bulletin Mensuel des Statistiques du Travail*, janvier 1989, novembre 1991.

図7-5 年次別、国籍別永住入移民労働者数（アルジェリアを除く）



出典) Didier Blanchet, "Intensité et calendrier du regroupement familial des migrants: un essai de mesure à partir de données agrégées", *Population*, Vol. 40, No. 2, 1985, p. 252.
 INSEE, *Annuaire Statistique de la France*, 1955-90.
 Yves Tugault, "Les migrations internationales", *Population*, Vol. 29, No. spécial, 1974, p. 120.

第8章 オーストラリア

1 白豪主義の成立

オーストラリアは、1988年に建国200年祭を祝った。1788年に初めてイギリス人による組織的な移住が開始されて以来、オーストラリアの歴史は言うまでもなく移民の築いた歴史であった。オーストラリア大陸には、4万年前から住んでいた原住民＝アボリジニが、植民当初には30万人ほどいたと推定されているが、入植者による迫害の中でその数を大幅に減じ、20世紀初頭には7万人以下まで減少したと言われている。その後、アボリジニに対する保護政策が1970年代から積極的に採用されるようになりその数はかなり回復し、1981年には17万人となっているが、200年前の数字の半分ほどであり現在人口の1%をしめるにすぎない。いずれにしろ、オーストラリアの歴史は、第2次世界大戦の終了までほとんどイギリスからの移民によって形成されてきた。1788年にイギリスによる植民が始まった時点では、イギリス政府は、オーストラリアの植民地を、流刑地、貿易中継点、海軍基地などに利用する以上の考えをもっていなかった。しかし、1830年までには植民活動が本格化し、英国の余剰資本と余剰人員にとって重要な土地となったのである。特に、19世紀半ばに金鉱が発見され、ゴールドラッシュが起こり、そのことがそれまでになかった新しい現象を生じさせた。すなわち、アメリカ合衆国のカリフォルニアなどと同様に、金鉱採掘が中国人の大量流入を促進したのである。それに対して、オーストラリアの白人の間では、これもまたアメリカ合衆国と同じく、中国人に対する無知から生ずるいわれのない憎悪が広まり、中国人排斥運動が広がっていった。

こうして、いわゆる白豪主義(White Australianism)が発達していったのである。

19世紀後半、白豪主義政策は3つの段階を経て確立していった。第1の段階では、1850年代および1860年代においてコロニー(当時は、オーストラリアは一つの国家ではなく、単に6個の全く独立した植民コロニーの集合にすぎなかった)が、それぞれ別個に小規模で、しかも多くの場合一時的な制約を中国移民に対して課したにすぎなかった。

第2の段階では、1880年代に、すべてのコロニーが一致して中国移民に対する制限行動をとろうと試み、1888年には、6つのコロニーの代表がシドニーに集まって会議を開き、かなり画一的な中国人排斥の規則を成立させたのであった。なぜ、1888年にそのような意見の一致が成立したのかといえば、その年に北部地域に対して突然、中国人の大量流入があり、それが、中国政府は北部地域に植民コロニーを成立させようとしているのではないかという疑いをコロニー間に生じさせたためであった。

1890年代になると、インドや日本からも移民が少しずつ流入するようになったため、1889年に6つのコロニーの代表が再度集合して、1888年の規則に「すべての有色人種」という文言を追加し、さらに当時イギリス国民であったインドやセイロンの人々を排斥するために、イギリス国民に対する排斥条項適用免除の条文を変更した。1900年には、イギリス議会においてオーストラリア憲法が成立してオーストラリア議会が発足した。1901年、その最初のオーストラリア議会において、移民規制法が成立し白豪主義がオーストラリア国家によって公的に採用され、白豪主義成立の第3段階が完成したの

である。

1901年の移民規制法においては、移民資格の審査のひとつとして「ヨーロッパ言語」50単語の書取テストが行われ、それに合格しなかった者はいかなる者でも移民ができないことになっていた。また、このテストは1901年当時オーストラリアへ移民してきて5年以内の者にも適用され、テストに落ちた場合には出身国へ送還されることになった。この規定は、当時イギリスと日英同盟を締結していた日本をいたく刺激したため、1905年、イギリスの圧力により「ヨーロッパ言語」から「当局の指定した言語」に変更された。また、同年、インドと日本からの学生、観光客、ビジネスマンはオーストラリアへの入国と最大限5年間の滞在が許された。この例外措置は、1912年には中国人にも適用されるようになった。1918年には、オーストラリアに居住するインド人がその妻と未成年の子供を定住のために呼び寄せることができることになった。

以上のように多少の弾力的運営の努力はあったものの、白豪主義政策は以後72年間効力を維持し続けた。移民規制法は、1958年に制定された移民法によって置き換えられたが、白豪主義政策自体は据え置かれた（書取りテストによる選別が大臣による裁量に代替された）。オーストラリア国内においては、白豪主義に対する批判は、1960年代はじめまでほとんどなく、それは2大政党（自由党・労働党）によって等しく無条件に支持されていたのである。一方、第2次世界大戦後、国外における白豪主義に対する批判は強まっていった。

このように、白豪主義は19世紀半ばのゴールドラッシュとともに成長し、20世紀の始まりとともに有色人種のオーストラリアへの移民はほとんどなくなった。したがって、白豪主義が公の政策から消

減する1970年代まで白人の移民がすなわちオーストラリア移民の歴史であったわけである。オーストラリアへの移民流入量は景気によってかなり左右され、ゴールドラッシュは言うまでもなく、1880年代、そして白豪主義成立後の1908～1914年、1920～1928年の純入移民の増大は好景気によるものであり、それぞれのあとには不景気による激しい落込みがあった。その間、移民としては、オーストラリア政府は、特にイギリス人に対して渡航費用その他の援助を与えることによってそのオーストラリア定住を奨励した。イギリス人に続いてオーストラリアにとって望ましい移民は、北ヨーロッパ人であり、深刻な不景気の場合にも自由に移民として入国できた。しかし、一般的には国の援助はなかった。3番目は南ヨーロッパ人であり限られた数の移民だけが認められた。そして、非ヨーロッパ人は例外的な場合を除いて短期的滞在のみが認められた。

2 第2次世界大戦後

(1) 戦争直後の移民政策

第2次世界大戦中における日本軍による侵攻の脅威は、オーストラリアにもかなり大きなショックを与えた。すなわち、インドシナにおいてイギリス軍が日本軍に対してあっけなく降伏したことで、イギリスが頼りにならないことが明らかとなり、オーストラリアはオーストラリア人自身が防衛しなければならないということがはっきりと自覚された。特に、シドニー湾への日本の特殊潜航艇の侵入とダーウィンに対する爆撃は、オーストラリアにとっては建国以来の非常事態であった。したがって、オーストラリアの人口を相当に増大させないとオーストラリア防衛の目的が達成できないと痛切に

感じられるようになった。また、従来、移民労働力を敵視していた労働党も、大戦の経験から大規模の移民が完全雇用と両立しうるものと考えようになり、1930年代の出生率の低下が、国家の戦後の発展を危うくするという危機意識は政府部内でも増大していた。

このような危機意識の中で、戦時労働党政権のチーフリー内閣でオーストラリア最初の移民問題担当大臣となったキャルウェルは、1945年8月、戦争終結と同時に大規模な戦後移民計画を発表した。その計画によれば、戦後のオーストラリア人口の増加率を2%とし、そのうち1%を移民によってまかなうことが目標とされた。すでに第2次大戦以前から行われていた移民に対する渡航費用の供与（援助渡航制度という）の拡大と、来豪後短期間の宿泊費用の供与が行われた。しばしば指摘されるように、キャルウェルは人種差別的性向が強く、非ヨーロッパ人の移民の拡大（先にみたように、非ヨーロッパ人については家族呼びよせなどが行われたにすぎない）を考える余地は全くなく、もちろん援助渡航制度などは非ヨーロッパ人には適用されなかった。当初の目標では、移民のうち90%をイギリス国民によってまかない、残り10%をその他のヨーロッパ人によって補充する予定であった。しかし、戦後ヨーロッパには多くの難民が発生したこととイギリスにおける労働力需要の増大などのため、1950年代にはほとんどすべてのヨーロッパ国家から移民が援助渡航制度によってやってきた。1947年から1971年までの間に、平均して65%の移民が援助を受けたのである。その結果、1961年の人口センサスによれば、すでに1千50万人のオーストラリア人口のうち8%がイギリス以外のヨーロッパ生まれであった。その内訳は、割合の大きい方からイタリア、ドイツ、ギリシャ、ポーランド、ユーゴスラ

ピア、ハンガリーの順であった。

1966年には移民選択に関して、「オーストラリアへの移民申込は、以後、移民としての適合性、容易にオーストラリア社会に同化する能力、そしてオーストラリアにとって有益な資格を有するかどうかに基づいて審査され、さらに最初の許可は5年間のみ有効であり、その後永住権と市民権を申請することができるようになる」との制約が加わった。また、移民担当大臣は、この制度変更に関連して、「新制度の下でも個々人の資格審査は注意深く行われ、均一な人口を保持するという目的はそのまま維持されている」とつけ加えた。この制度変更は、非ヨーロッパ人の移民の可能性を政府の裁量によって幾分拡大しうるものであったが、技術を持っているかどうかということをも移民資格審査の上で重要な基準にしていた。

当初の目標どおり1950年代と1960年代の間には人口の1%を上回る高率の入移民があった(図8-1、8-2)が、それを強く支えたのが、前述の政府による渡航援助プログラムである。しかし、純入移民による増加率を全人口の1%に保つという目標については、1950年代中期にすでに異議が唱えられていた。たとえば、経済学者は、そのような大量の移民増大はインフレーションを引き起こし、住宅、学校、公共サービスの不足に加えて、社会的に緊張と軋轢を引き起こすであろうと主張した。また、1965年のオーストラリアの経済見通しに関するバーノン委員会は、年平均の純入移民数は1万人が限度であるという報告を行なっている。さらに1970~71年にもこれに対して議論が沸騰し、それは、第37回のオーストラリア政治科学研究所サマーセミナーで頂点に達した。そこでは、インフレおよび低い一人当たり所得の増加率と移民との関係が主張され、人口増大によ

る環境破壊や資源の涸渇、人口ゼロ成長に対する逆行などが指摘され、地方政府や福祉財政に対する負担も懸念された。

(2) 白豪主義の終焉とウィットラム内閣

先に述べた1966年における移民選択制度の若干の変化によって、1970年代初頭には非ヨーロッパ人の移民はないわけではなかったが、許可された数は相変わらず少なかった。たとえば、1971年にオーストラリアに流入した移民15万 5,525人のうち、非ヨーロッパ人は2,696人に過ぎず、6,054人が非ヨーロッパ人とヨーロッパ人の混血であった。前者の非ヨーロッパ人の移民の多くが医師と教師およびその家族であった。非ヨーロッパ人移民の全移入民に対する割合（1.7%）は、たとえば同年におけるカナダの数字（26.9%）に比べて非常に小さかった。白豪主義に対しては国際的にも批判が強く、オーストラリアの移民政策は孤立していたのである。

戦後初期を除いて一貫して自由党が政権を担当していたが、一方の労働党は非ヨーロッパ人の移民についてどのような考えを持っていたのであろうか。元来、労働党の基本政策のなかには人種差別を排除する項目はなく、むしろ労働党は白豪主義を積極的に支持していた。しかし、1971年に党の基本方針のひとつとして人種、皮膚の色、国籍などによる差別の排除ということが明示的に追加された。非ヨーロッパ人の移民に対する制約を取り除くと、大量のアジア人が流入するのではないかという不安に対処するためには、労働党は全体の入移民数を削減することが必要であると考えられるようになった。そして、それは移民の流入が多すぎるという自由党政権に対する在野の批判にそった政策方針でもあったのである。

1972年の総選挙においてゴフ・ウィットラム率いる労働党が勝利

をおさめた。ウィットラムは議会における外交方針演説において、1世紀以上オーストラリアの移民政策の主たる特徴であった人種差別はもはや受け入れられないものであり、排除されなければならないと述べ、白豪主義について終止符が打たれた。労働党政権は、先述の移民流入数の増大に対する懸念を一部認め、移民数が人口成長とリンクされることはもはやないとした。1972年から1975年までの間（労働党政府は1975年の総督による劇的な首相解雇によって政権を失った）に、労働党政府は、入移民数を1972～73年の14万人から1975年の5万人まで減らした。

1970年代以降は、オーストラリアの移民選択政策がたびたび変化した時期であったが、その最初の制度が1973年に導入された選択審査制度(SSAS)であった。それまで、オーストラリアにおける移民選択制度は構造化されておらず、移民申請者に対して行われる質問も係官の裁量であり、最終的な適合性判断の基準も係官次第であった。それに対し、SSASは移民担当官に対してA、B二部からなる面接レポート書式を与えた。Aでは経済的事項に関する質問が行われたが、Bでは移民申請者の個人的社会的な特性についての判断が行われた。この制度は、それ以前の恣意的な判断に比べれば改善されたものであったが、必ずしも満足できるものではなく、1979年には点数制を採用した数値加重多要因評価制度(NUMAS)が導入された。この制度については後に述べることにして、次に1970年代後半以降におけるオーストラリアの移民政策について見てみよう。

(3) 1970年代以降の移民政策

さきにも触れたように、白豪主義を正式に廃棄し、移民構成の多様化を計るとともに、入移民の総数自体を抑制して非ヨーロッパ系

人の大量流入を恐れる保守派（いかに白豪主義が公式に捨てられたとはいえ、非ヨーロッパ系人の流入に対する嫌悪感はおーストラリア人の少なくない部分において根強いものがあつたことは、1984年にはからずもマスコミを賑わしたアジア人移民流入に対する反対論議にもはっきりと示されている）の意向をも考慮したウィットラム内閣は、1975年に意外な展開によって自由党・国民党連合のフレーザー内閣にとって替わられた。フレーザー内閣（1975～1983）の下では、まず、ウィットラム内閣の下で弱体化された移民省を復活させるとともに、1975年に5万人にまで減少した入移民数の段階的な増大が計られた。しかしながら、ウィットラム内閣下でとられた白豪主義の廃棄、国内の各民族コミュニティとの宥和政策などについては、前述の国際状況などを考慮してももはや覆すことのできないことであつた。

ウィットラム内閣では、経済成長を促すために移民に頼るという戦後一貫してとられてきた政策を変更して、移民選択の基準として、技術を持った人間の重視から家族呼び寄せに重点を移して移民総数を減少させたが、フレーザー内閣では、出生力の低下に対する危機感から、再び経済成長を担う移民の流入を期待した。政府の諮問に応じて、「オーストラリア人口および移民に関する審議会」は移民政策に関する報告書を1977年に議会に提出した。この報告書に基づいて1978年に移民政策の大幅な変更が行なわれた。当時の移民担当大臣マッケラーは、9項目の移民政策基本原則を述べた。それは、次のようであつた。

1. オーストラリア政府のみが誰がオーストラリアに入国できるかを決定する。

2. 移民はオーストラリアに対して何らかの利益をもたらさなければならぬ。ただし、難民とその呼び寄せられた家族成員の場合には、必ずしもそれは重視されない。
3. 移民流入によってオーストラリア社会における連帯性と調和が危機にさらされないようにしなければならない。
4. 移民政策と移民選択は差別的であってはならない。
5. 移民申請者は、個人あるいは家族単位でのみ考慮対象となり、共同体としては考慮されない。
6. 移民適合基準は、オーストラリアの法律および社会慣習を反映しなければならない。
7. 移民は、恒久的にオーストラリアに住む意志がなくてはならない。
8. 移民が閉鎖的な集団を形成することは望ましくない。
9. 移民はオーストラリアの多文化社会に同化すべきであるが、それ自身の民族的な遺産を保持し広める機会が与えられる。

同時に、新しい移民資格基準が提示された。それらは次の6カテゴリーであった。①家族呼び寄せ（現在すでに移民している者の配偶者・子供と退職年齢にある親）、②一般適格性（オーストラリアにとって経済的、社会的、文化的に有益な技術、資格、その他の特徴をもった個人的な移民申請者）、③難民、④特殊適格性（これにはトランスタスマン協定〔この協定によれば、ニュージーランドの市民とニュージーランドに居住する英国連邦とアイルランドの国民は、ニュージーランドから直接にオーストラリアにやってくる場合には移民書類を必要としない〕によって認められた申請者とオーストラリア生まれの親または祖父母を持つイギリス国民〔1971年のイ

ギリス移民法に規定された同種の規定に対する互惠措置])、⑤企業家、⑥自立して福祉に依存する必要のない退職者。これらのカテゴリー基準は1983年に労働党政府が政権をとるまで維持された。

フレージャー内閣では、適格性基準の設定の他にも、移民に関する3年計画制度が採用された。それまでは入移民目標は各年ごとに設定されていたが、1978年から3年計画がたてられ、それぞれの年の流入量については状況に応じて弾力的に対処することとなった。これは、移民流入量に安定性を持たせ、人的資本の配置その他の計画を行い易くするためにとられた。深刻な失業率、資源の保護などを考慮すると1%という過去の水準に復帰することは現実的ではなかったが、熟練労働の短期的な流入は景気の向上につながると判断し、1978～81年の平均純入移民数（入移民と出移民の差）を7万人（全人口の0.5%）、入移民量としては9万人が想定された。1978～79年には、現実の流入が6万7,200人と出遅れたが、1980～81年には移民到着者数は、11万700人となり、全体としては3年間の目標は達成された。その後、1981～82年には11万8,000人、1983～84年には6万8,800人と減少した。

また、それまで懸案となっていた、一時的な滞在者に永住権を与えるかどうかの問題については、1978年6月7日以降、オーストラリアに観光客、一時的な滞在者、あるいは不法入国者として入国した者は永住権を申請することはできないことになった。ただし、オーストラリアに住んでいる者の配偶者または扶養子弟で一時入国した者、正式な許可を得て入国した難民、およびオーストラリアへの移民として必要な要件を満たしている外国人私費留学生は例外として扱われた。さらに、移民申請の審査に関する不服申し立ての制度が

初めて作られたことを指摘しなければならない。

フレーザー内閣においては、さきに触れたように、ウィットラム内閣のもとで形成された選択審査制度(SSAS)を見直し、1979年にそれを数値加重多要因評価制度(NUMAS)によって置き換えた。この新しい制度の下では、SSASにおけるA、Bの2つの部分からなる評価方式はそのまま残されたが、新たに合計100点からなる数値加重の方法が導入された。難民を除くすべての移民がこの制度によって点数評価されることになった。ただし家族呼びよせによって来る人達はそうでない場合に必要な最低点を満たす必要はなかった。しかし、この制度では、点数の配分において技術に重点が置かれ、また英語の使用に偏っていたため、非英語国からの移民に差別的であると非難された。労働党の強い批判を受けて、フレーザー内閣も見直しを余儀なくされ、1981年には改正された。

1983年、総選挙の結果8年ぶりにボブ・ホーク党首の下で労働党政権が誕生した。ホーク内閣は上述のフレーザー内閣での移民政策に関する前記9ヶ条の方針を追認した。労働党政権は、技術と英語を偏重する移民選択を改め、家族呼びよせと難民に重点を置くとした。政府はまた、熟練労働力不足が経済回復を妨げることをないように、オーストラリア国内における職業訓練などに力をいれるとした。しかし、1985年にはこの点に関してホーク政権の軌道修正があり、経済成長のために移民労働力を積極的に導入するという自由党・国民党連合に近い考えを現在では示している。

1970年代以降、入移民の総数や本国へ帰国したものを差し引いた純入移民数はきわめて変化は著しかった。たとえば、1982年に10万2,200人であった純入移民数は、1983年度には4万2,200人にすぎなか

った。しかし、いずれにしろ1975年から1985年の10年間にそれ以前に比べて純入移民の大幅な回復があった。その結果、1980年代のはじめにおいては、純入移民数がオーストラリア人口増加の半分を占めるにいたった。そのため、1976年センサスと1981年センサスの間に、外国生まれのオーストラリア人の割合はきわめて増大している。また、その間の移民政策変更によって、流入する移民の構成はそれ以前と比べて相当に変化した。1950、60年代において移民の大半を占めていた英国出身者と南ヨーロッパ出身者が絶対的にも相対的にも相当に減少した。出身地別にオーストラリア人口を見てみると、英国生まれとニュージーランド生まれをオーストラリア生まれと同一のカテゴリーに入れれば、それらは、1947年には97.3%であったが、1981年には88.3%となった（図8-3）。その間の最も大きな構成変化は、非英語国からの流入、特にイタリア、ギリシャ、ドイツ、オランダからの流入であった。このように1970年代初めまでの南ヨーロッパからの流入は顕著であったが、しかしながら全体としては1970年代のヨーロッパからの流入は減退傾向にあった。

1970年代には、インドシナ難民とニュージーランド人の増大が顕著であった。特に、ベトナム難民の1970年代後半および1980年代中期以降における増大はアジア系移民の割合を年によっては50%近くまで引き上げた（図8-4、8-5）。ちなみに、1981年にはベトナム人が3番目に大きい入移民グループとなっている。出生地の他に、移民の年齢構成の変化も大きい。戦後すぐの移民では、労働力としての20代後半、30代、40代はじめが多かったが、1970年代中期には純入移民が減ったため、1950、60年代に比べて若年層の割合が減少した。さらに、最近の入移民は昔に比べてより老人に偏っている。

3 現在の移民政策

キーティング内閣の下での現在のオーストラリアの移民選択制度は以下のようになっている。

[移民のカテゴリー]

1. 家族移民：オーストラリア国民の配偶者、未婚の子供、婚約者、親、独立した子供および兄弟姉妹に適用される。ただし、独立した子供と兄弟姉妹は移民点数制度において必要な点数をとらなくてはならず、その職業に対する需要が大きくない場合には、事前にスポンサーによって雇用先が確保されなければならない。すべての家族移民について、オーストラリアにいる親類はスポンサーとならなければならない、定住に関する援助にあたらなければならない。

2. 労働力不足とビジネス移民：オーストラリアで必要とされている職業の労働力、またはオーストラリアの雇用者によって国内の労働力によってまかなうことができない職について推薦が行なわれた場合（雇用主推薦制度）にこのカテゴリーが適用される。このカテゴリーの申請者は、点数制度と定住能力の両者によって評価される。

しかし、政府は労働力不足に基づく移民の流入数をかなり抑えるつもりである。雇用主推薦制度は、政府による新しい人材開発計画が十分に機能するまで継続される。ビジネス移民制度は、政府がそのプログラムによって少数の移民によってそれ以上の雇用を創出し経済成長を促進できる可能性が大きいと判断している限りにおいて存続する。

3. 独自移民：オーストラリアに近い親類がいない場合、また必要

とされている技術を持っていない場合は、原則として移民できない。

しかし、オーストラリアに明かに利益をもたらすがその他のカテゴリーに該当しない優れた申請者については、政策によって、限られた数の移民を認めることができる。

4. 難民と特別人道措置：難民と特別な人道的なケースについては、引続きその流入を許可する。

5. 特殊適格性：特殊な創造的能力あるいは運動技能を有する者、ま

たは福祉に依存する必要のない自立した退職者がこのカテゴリーに該当する。

すべての移民はこれらの要件を満足し、しかも健康と健全な人格を持っていなければならない。

点数制度における評価基準を表 8-1に示す。例外を除いて申請者はこの制度において60点以上をとる必要がある。オーストラリアへの家族および非家族移民の満たすべき条件を表 8-2に示すが、そこに点数制度が適用除外されるか否かについて表示されている。

1982年に移民再審委員会(IRP)が作られた。これは明確な法規的設立根拠を持っていないが、移民および人種問題担当省からは独立している。この機関は、移民担当の役人によってなされた移民拒否に対して規定に従って提出された大臣あての見直し要求を審議する。見直しを要求できるのは、

1. スポンサーのついた親戚の移民申請が拒否された場合
2. オーストラリアに居住する者に対して居住権が拒否された場合
3. オーストラリア永住権者に対して再入国拒否があった場合

4. 移民ヴィザを持って合法的にオーストラリアへ入国した者に対して永住権ではなく一時的滞在許可のみが与えられた場合
5. 合法的にオーストラリアへ入国した者に対して一時的滞在許可の更新が拒否された場合
6. 治安維持以外の根拠によって市民権の賦与が拒否された場合

これ以外にも入国関係の処分に対する不服申し立てを行なう機関がいくつかある。ひとつは移民担当省の中の再審部であり、そこでは推薦、スポンサー、一時入国、移民地位の変更、入国許可の更新などに対する不利益処分に対して再審を行なう。他に、オンブズマン、人権委員会、行政不服審査会に対する申し立てを行なう場合もあろう。また、高等裁判所や連邦裁判所に司法手続きをとる場合もある。

非ヨーロッパ系人の移民をどのように扱うかに関する移民論争は、過去いろいろな形態をとって行われてきたが、大政党を巻き込むことはあまりなかった。両党とも、それぞれの支持者と反対者をうちに抱えているからである。現在でもいろいろな意見があるが、さきにも触れたように、最近のアジア人の流入に関して、1984年、歴史学者のジョフリー・ブレイニーは、「アジア人の流入のテンポが早すぎる」と発言して、はからずも再び移民における人種論争を再燃させて論議を呼んだ。ブレイニーは、このままアジア人が現在のペースで増大すると、過去30年間移民に対して示されてきた寛容度が減退するとも述べた。オーストラリア政府が移民の流入に関して積極的にコントロールを行い、アジア人の流入を抑えるべきだという主張も根強く存在する。これらの動きは、オーストラリアにおいて未だに非白人に対する抵抗が少なくないことを物語っている。この

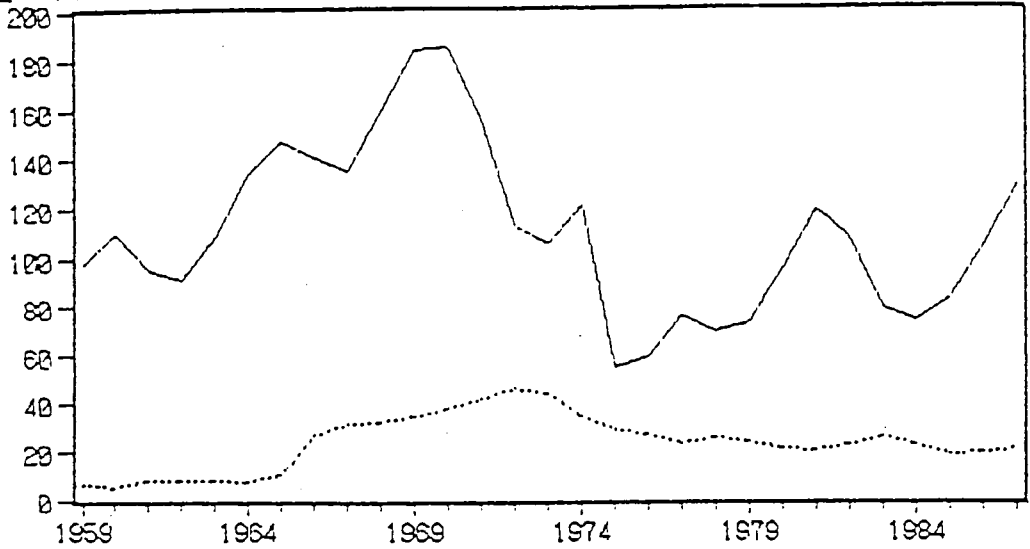
ような入移民に対するオーストラリア国民の複雑な感情、そして経済的、政治的、社会的な環境の変化によってしばしば変更を繰り返す移民政策の非安定性の故に、オーストラリアにおける移民政策の将来を見極めることはそれほどたやすくはない。

参考文献

- Freda Hawkins, Critical Years in Immigration: Canada and Australia Compared, McGill-Queen's University Press, Montreal, 1989.
- Graeme Hugo, Australia's Changing Population: Trends and Implications, Oxford University Press, Melbourne, 1986.
- James Jupp, Ethnic Politics in Australia, George Allen & Unwin, Sydney, 1984.
- ESCAP, Population of Australia. Country Monograph Series No. 9, 1982.
- Australian Bureau of Statistics, Overseas Arrivals and Departures, for previous years.
- Australian Bureau of Statistics, Year Book of Australia, for previous years.

図 8-1 オーストラリアにおける入移民数と出移民数の推移：1959～1987

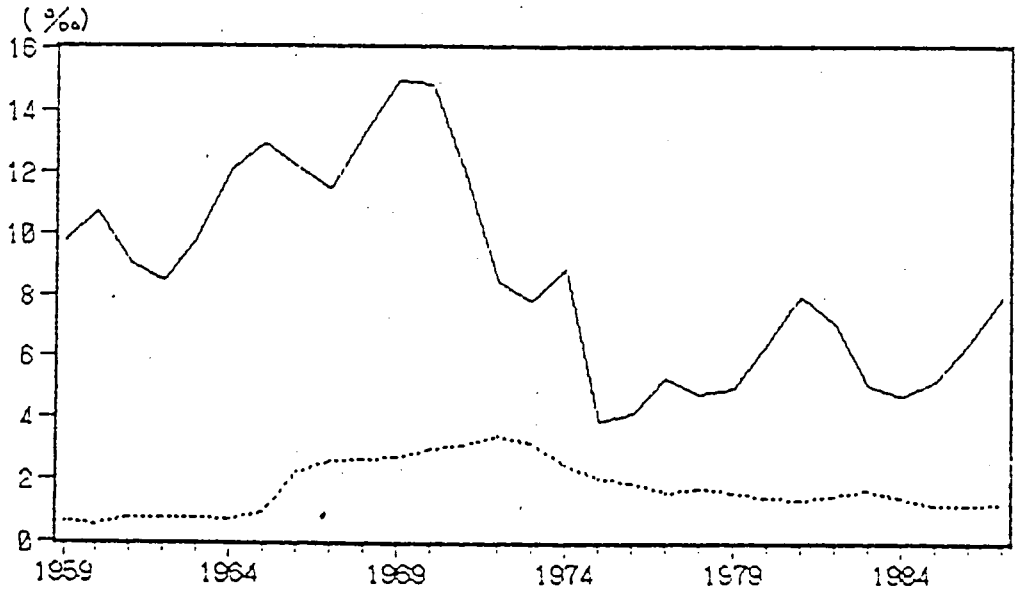
(単位・千人)



— 入移民数 出移民数

出典) Australian Bureau of Statistics (ABS), Overseas Arrival and Departures, Australia 1959-87.

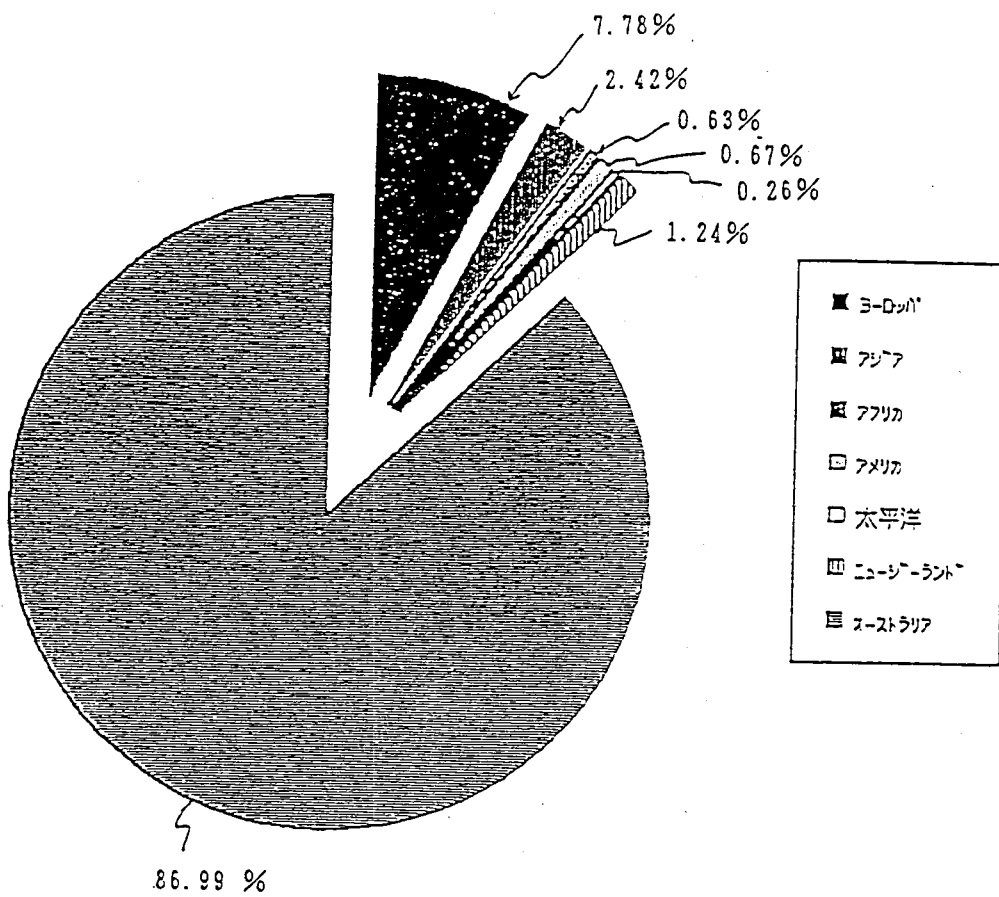
図 8-2 オーストラリアにおける入移民率と出移民率 (対総人口) の推移：1959～1987



— 入移民 出移民

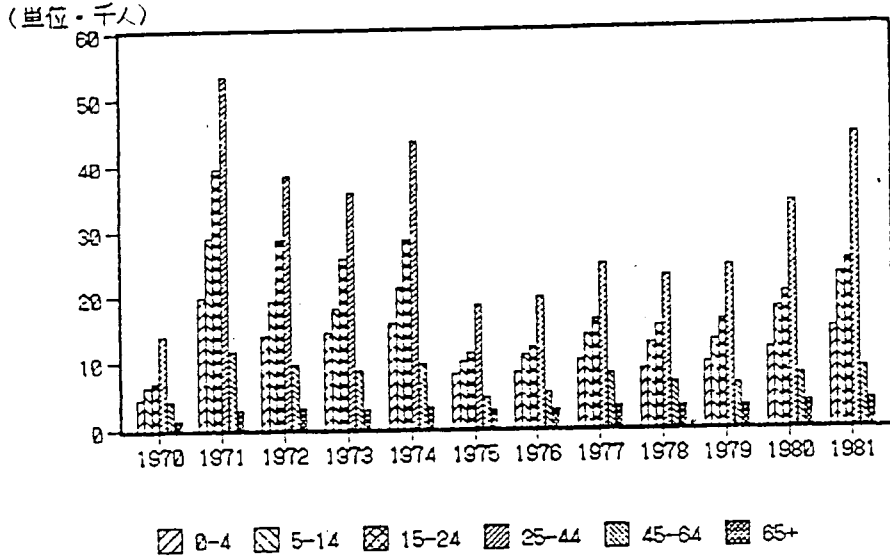
出典) 図 8-1 に同じ.

図 8-3 オーストラリアにおける出生地別人口割合：1981



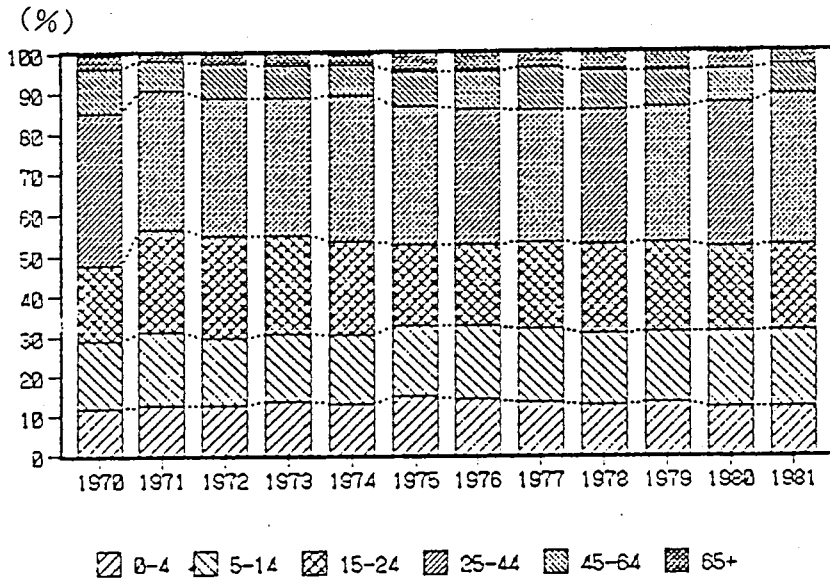
出典) 1981年国勢調査報告.

図 8-4 オーストラリアの年齢別入移民数



出典) 図 8-1 に同じ.

図 8-5 オーストラリアの年齢別入移民割合



出典) 図 8-1 に同じ.

表 8-1 移民審査における点数表

要因		点数
技術	専門的技術的および熟練労働者（その資格がオーストラリアにおいて認められている場合）	10
	専門的技術的および熟練労働者（その資格がオーストラリアにおいて評価されてはいるが十分には認められていない場合—この点は例外的な場合のみ与えられる）	6
	サービス業	6
	事務・販売・行政	6
	半熟練 未熟練	6 2
雇用	雇用者推薦	16
	その他の手続きによる雇用	10
	若干人手不足の職業	10
年齢	25-35	8
	23-24 および 36-37	6
	20-22 および 38-39	4
	20歳未満および 40-45	2
	その他	0
教育	大学修了	8
	高等学校修了	6
	中学校修了	5
	それ以下	3
雇用歴	優秀	10
	良	8
	満足	5
	貧相	0
経済状況	オーストラリア国民による完全な援助	26
	労働力不足およびビジネス移民	25
	非オーストラリア国民による完全な援助	25
	良	15
	満足	10
	若干の問題	5
	相当の問題	0
成長地域	指定された人口増大地域に定住する意志あり	6

例外を除いて合格するためには60点以上を獲得する必要がある。

出典) Freda Hawkins, Critical Years in Immigration:
Canda and Australia Comrared, p. 299, Table 24.

表8-2 家族移民と非家族移民の必要要件

家族移民		スポンサーに なるための資格 居住期間	援助の保証が 必要か否かならび に援助の期間	完全援助または 標準援助が必要か <i>or both</i>	雇用の手配が 必要か否か	点数評価が 必要か否か	定住評価が 必要か否か
A1	配偶者	なし	なし	標準	なし	なし	疑義あれば必要
A2	家族成員内の 未婚の子供	なし	なし	標準	なし	なし	疑義あれば必要
A3	海外からの養子 で18歳未満の子供	なし	あり、すでに養子 となっていない 場合には18歳まで	標準	なし	なし	疑義あれば必要
A4	18歳未満の未婚の 親戚で孤児である者	なし	あり、18歳まで	標準	なし	なし	疑義あれば必要
A5	特に援助を必要として いる親戚	なし	あり、10年以内に 退職する場合10年	もし就職したい のなら完全 標準	もし就職したい なら必要 なし	なし	疑義あれば必要
A6	婚約者	なし	あり、結婚まで	標準	なし	なし	疑義あれば必要
B1	退職した親	2年間	あり、10年以内に 退職する場合10年	標準	なし	なし	疑義あれば必要
B2	退職前の親	2年間	あり、10年以内に 退職する場合10年	もし就職したい のなら完全 標準	もし就職したい なら必要 なし	なし	疑義あれば必要
B3	年老いた扶養親族 喪後に残っている	2年間	あり、10年間	標準	なし	なし	疑義あれば必要
B4	オーストラリア外の 兄弟姉妹および 成人した子供	2年間	あり、10年以内に 退職する場合10年	もし就職したい のなら完全 標準	もし就職したい なら必要 なし	なし	必要
C1	独立した子供	2年間	なし	どちらでもよい	必要	必要	必要
C2	独立した兄弟姉妹	2年間	なし	どちらでもよい	必要	必要	必要
非家族移民		雇用の提供が必要か否か		点数評価が必要か否か		定住評価が必要か否か	
労働力不足とビジネス移民							
201	需要のある雇案	なし		必要		必要	
202	雇用者によって推薦された者	雇用推薦が必要		必要		必要	
203	ビジネス移民	なし		必要		必要	
独自移民							
300	独自移民	なし		なし		必要	
移民および特別入道計画		別個の必要条件が適用される					
特別選格性							
501	トランスタスマン協定 (ニュー・サウス・ウェールズ州の 移民は「ガイ」を必要としない)	なし		なし		ガイが必要なら 必要あり	
502	福祉に依存しない退職者	なし		なし		必要	
503	創造的または運動能力	なし		なし		必要	

出典) Freda Hawkins, Critical Years in Immigration:
Canada and Australia, pp. 300-301, Table 25.



補論1 スウェーデンの定住外国人政策

1 スウェーデンの国際人口移動

スウェーデンは1989年現在人口850万人の小国であるが、1人当たりの国民所得は18,700米ドル（1988年）と世界でも最も豊かな国のひとつである。スウェーデンは多産多死から多産少死を経て少産少死に至る典型的な人口転換がほぼ完全に記録されている国としても有名である。1750年の人口はわずか180万人にすぎなかったが、19世紀の初頭から死亡率が低下を始め出生率は高水準にあったため人口が急激に増加し、1850年には350万人に達した。1870年頃から出生率も低下を始めたものの人口増加は続き、経済の不振もあって、19世紀の後半から1930年代までに大量のスウェーデン人が大西洋を渡って北米大陸へと移住した。1865年から1930年にかけて約140万人が移住し、そのうち4分の1程度が帰国したと言われる。出生率は1930年代には人口置換水準を割るまでに低下した。

戦後のスウェーデンは目ざましい経済発展を遂げるとともに、移民送出国から移民受入国に転換した。1950年代、60年代の急速な経済成長は深刻な労働力不足を生み出し、ノルディック経済圏を形成するフィンランド、ノルウェー、デンマークと、ユーゴスラビア、ギリシャ、トルコなどから大量に移民の受入れが続いた。このような労働力需要に基づく大規模な移動は、他の西欧諸国と同様、1970年代初めの景気後退とともにノルディック諸国以外の移民が規制されたため終止符を打った。しかしながら、1970年代、80年代も入移民が止んだわけではなく、定住外国人労働者の家族呼び寄せに加えて、世界各地（たとえば、イラン、チリ、イラク、エチオピアなど）

からの政治難民、亡命者を受入れているため、毎年1万人を超える入国超過が続いている。1989年現在スウェーデンは45万6千人の定住外国人が居住するが、それは総人口の5.4%にあたる。定住外国人のうち、フィンランド人が27.2%、ユーゴスラビア人が8.7%、イラン人7.7%、ノルウェー人7.7%、トルコ人5.3%を占める。

2 定住外国人政策

外国人の定住化が進み、しかも多様な民族文化をもつ外国人を受入れたことにより、出入国管理（immigration policy）とは別に在住外国人政策（immigrant policy）の必要性が高まり、1960年代の半ばには、一般的に外国人に自国民と同等の権利、義務をもたせるという原則が確立された。その後1975年にはスウェーデン国会は在住外国人政策の三原則（すなわち平等、選択の自由、協同）を採用し、今日まで世界でも最もリベラルな外国人政策を発展させるに至っている。以下、日本の今後の外国人政策のひとつの参考として、スウェーデンの定住外国人政策の要点を記す。

(1) 在住外国人政策の三原則

- [平等 jämlikhet] → 在住外国人はその他の市民と同じ可能性・権利・義務を持つ
- [選択の自由 valfrihet] → 在住外国人は母国の言語と文化をどの程度まで保持し、スウェーデンの言語・文化にどの程度同化するかを決定できる
- [協同 samverkan] → 在住外国人・少数民族集団と他の多数民族集団との間の双方向的・包括的協同を促進する

→「スウェーデン在住の外国人もスウェーデン国民と同じ生活水準を保証されなければならない」

(2) 在住外国人政策

1) 在住外国人局 Invandrarverketの設置→在住外国人・流入民問題の統合的管理

2) 在住外国人部 Invandrarbyråの設置→多くの大コミュニティ、中規模コミュニティに設置

○在住外国人および行政機関に対する通訳サービスの提供

○在住外国人がスウェーデン社会で迷わぬよう情報提供などの手助け

○スウェーデン人に在住外国人の背景・文化・生活環境・必要などに関する知識・学問を提供する

○在住外国人組織およびその他の社会機関の間の相互接触を促進する

3) 人種差別オンブズマン制度

4) 選挙権・被選挙権付与 1976年←コミュニティ選挙 県コミュニティ選挙 国民投票

○年齢18歳以上

○選挙前の3年間国内に居住

5) 人種団体への補助金政策

6) スウェーデン語教育

○基礎学校、高等学校の生徒でスウェーデン語以外の言語を持つ子供はスウェーデン語の補習講義を受ける権利を持つ

○一般成人の場合は 240時間の集中講義を受講できる。有給扱いで所得補償される。国倉補償額=1988/89年で46SEK/tim

○在住外国人は一定の学問水準に達するまで無料でスウェーデン語の講義を受講する権利を持つ→平均 700時間の講義に相当する。

○スウェーデン語講習は基礎コース（コミューンが担当）と上級コース（学習サークルや AMUが担当）で構成される。講義の延長は簡単（学習サークル）

7) 母国語教育

○基礎学校、高等学校の生徒でスウェーデン語以外の言語を持つ子供は母国語教育を受ける権利を持つ

○スウェーデン語以外の言語背景を持つすべての 5歳児は就学前学校で母国語教育を受ける権利を持つ

○コミューンは、在住外国人および他の言語少数民族に対してこの権利について周知させる義務を持つ

8) 通訳サービス

○在住外国人は医者、社会保険庁などに行く時、必要に応じて通訳サービスを要求できる

○最寄りの在住外国人局に接触すれば通訳サービスを受けることができる（この局は全国で数百設置されている）

○接触する行政機関を通じても調達できる（すべての行政機関は必要に応じて通訳サービスを準備する義務を持つ）

9) 母国語による情報提供→重要な行政情報は複数語で提供される

10) 母国語による新聞→『Invandrartidningen』週刊新聞

8ヶ国語＋スウェーデン語で発行

在住外国人に直接配布

国家資金で発行 日常生活情報中心

- 11) 母国語によるラジオ放送・テレビ放送
- 12) 労働市場政策・住宅政策・教育政策・福祉政策→一般スウェーデン人と同じ権利・義務

[脚注]

Lithman, Eva Lundberg, Immigration and Immigrant Policy in Sweden, The Swedish Institute, 1987.

The Swedish Institute, Immigrants in Sweden, Fact Sheets on Sweden, 1989.

The Swedish Institute, "Swedish Population", Fact Sheets on Sweden, 1989.

1 背景

シンガポールはマレー半島の先端、マラッカ海峡に面した面積618km²の小国である。人口は1989年現在269万人であり、中国系76.7%、マレー系14.7%、インド系6.4%からなる多民族国家(1982年現在)である。1819年に英領の貿易中継地として建設され、第2次大戦後の1963年に(先に独立を果たしていた)マレーシア連邦の一部として独立し、その後1965年に連邦から離脱して独立国家となった。経済的には、当初から貿易中継地の利を生かして、貿易、運輸・通信、金融サービス、その他のサービス産業が中心となって急速に発展し、GNPは1960年代は年率10%、1970年代には14%で急速に拡大した。その後も順調な経済開発が進み、1989年現在1人当たり国民所得は9,000米ドルとなり、今日、アジアのNIEs(新興工業経済地域)のひとつとなっている。

人口の面では、1950年代には伝統的高出生率が続く一方で死亡率低下が始まったのと、国外からの移住によって年率5%に近い人口増加が続いた。その後1960年代には出生率低下が始まり、1970年代後半には出生率は人口置換水準を下回った。そのため人口増加率も1960年代には2.4%、70年代には1.5%、80年代にも一層の低下が続いている。

独立以後順調な経済の発展が続いたため、ほぼ恒常的に労働力不足が続き、外国からの労働力に依存する度合いが高かった。当初はもっぱら半島マレーシア(伝統的労働力供給源)からの労働力であったが、その後、インドネシア、タイ、スリランカ、インド、バン

グラデシユに労働力供給先（非伝統的労働力供給源）が広げられてきた。シンガポールにおける外国人労働力は、一時滞在のみが認められる未熟練労働者（guest workers）と永住権を認められる熟練労働者、専門的・技術的職業従事者、企業家に分けられる。

1980年現在、外国人労働力は総労働力（107万人）の11.1%を占めるが、それは永住外国人3.7%、一時滞在外国人7.4%に分けられる。

以下には、近隣アジア諸国における外国人労働者に関する政策の事例のひとつとして、シンガポール政府が現在とっている方針と規則について記す。

2 外国人労働者に対する方針と規則

(1) 方針

- ① シンガポール経済にとって有用な熟練労働者、高度技術者を歓迎
- ② 未熟練（単純）労働者は、労働市場の動向に応じて受け入れる（緩衝剤）
- ③ 未熟練労働者は、2年単位で交替させて定住させない
- ④ 産業の高度化促進と国内労働力動員で、外国人労働力への依存を軽減

(2) 入国資格

労働許可証（Work Permit）

所 管：労働省労働許可局

申請者：雇用主

資格要件：月給1,500シンガポールドル（以下Sドル）以下

就業許可証（Employment Pass）

所 管：内務省移民局

申請者 : 本人

- 資格要件 : ①新卒者の学歴は優等学位(Honours Degree)以上
- ②職業資格を持つ工業、建設業従事者は実務経験5年以上
 - ③上記従業者で職業資格がない場合は実務経験8年以上
 - ④大卒者以外は、ホワイトカラー職での入国を認めない
 - ⑤月給1,500Sドル超である。

(3) 外国人労働者雇用税 (Foreign Workers Levy)

ねらい : ①外国人労働者の量的規制

(a) 社会的問題発生防止

(b) 産業高度化の促進 (低賃金労働力への依存排除)

②国内労働者の賃金抑制防止

金額 : 別表参照

納期 : 翌月10日まで (4人以上雇用の場合は14日、500人以上の場合21日まで)

※雇用人数は賃金台帳記載の数

延滞金 : 翌月1日から延滞日数に2%加算

報告 : 雇用主には四半期毎に報告書提出義務 (CPF庁より外国人労働者の氏名・登録番号を記載済みの報告書用紙が送達され、それに賃金額、雇用税額を記入して提出)

(4) 違法雇用などに対する罰則

①外国人労働者 (雇用規制法=Regulation of Employment Act)

- (a) 不法就労者の雇用主 : 初回違反 被雇用者 1人につき罰金レビー2年分~4年分 / 禁固1年 (以下)
- 2回目以降違反 罰金レビー2年分~4年分及び禁固1ヵ月~1年 (以下)

(b) 不法就労者本人：罰金5,000Sドル／禁固1年（以下）

②不法入国／在留者（移民法＝Immigration Act）

(a) 不法入国者の雇用主：罰金6,000Sドル及び禁固6ヵ月～2年
（以下）

(b) 不法入国者本人：鞭打ち刑3回と禁固3ヵ月～2年（以下）

(c) 不法残留90日以下：罰金4,000Sドル／禁固6ヵ月（以下）

同 90日超 : (a)、(b)に同じ

(5) 外国人労働者の雇用規制と雇用税の推移

年 月	T S	N Y D	メイト	備 考
1978	CPF 適用			マレーシアからの労働力導入に道（製造業のみを対象とし、月額賃金\$750以下の者に労働許可証を発行。所管は EDB）
81/ 6				NTS からの労働力導入の自由化方針発表
82/ 1				84年までに建設・造船・メイトを除く分野のNTS 労働者を排除、92年までに全分野のNTS 労働者排除の方針を発表
82/ 4		\$150/30%	30%	
82/ 8				WPの対象を\$750→\$1,000へ
82/10				NTS 労働者の雇用枠を全従業員の5%/50人以下
83/11				「84年までに排除」の方針を「86年まで」に延期
84/ 2				TSに香港、マカオ、台湾韓国を追加

84/ 7				WPの対象を\$1,000から\$1,500へ
84/10		\$200		
84/11			\$120	賃金額のごまかし防止のため
85/				[景気後退。雇用減少数は9.6万人、内2/3は外国人労働者]
87/ 4	建設業	一般業種	\$120	TSとNTSの区分を解消。TSの区分をなくしたことで、事実上「92年までに排除」の方針を撤回。 ※『一般業種』とは、製造・造船・ホテルを指す
	\$200	\$140		
88/ 4		\$170		[小売り業に対しマレーシアの中卒以上の者の雇用を認可]
89/ 1		\$220	\$160	[外国人単純労働者15万人、内60%はマレーシア人]
89/ 7		\$250	\$200	
90/ 1				NTS雇用枠を全従業員の40%以下（造船・建設を除く）
90/ 2		\$280	\$230	[外国人メイドは5万人が就労中]
90/ 8		\$300	\$250	

TS: Traditional Source of Labor Supply (伝統的労働力供給源 = 84年1月まではマレーシアのみ)

NTS: Non-Traditional Source of Labor Supply (非伝統的労働力供給源)

CPF: Central Provident Fund (中央厚生年金。矯正年金貯蓄制度)

EDB: Economic Development Board (経済開発庁。通産省所管の主として製造業を主管する機関)

金額表示はシンガポール・ドル (1 Sドル = 83円)。税額/税率は労働者1人当たり月額。

[脚注]

Stahl, C.W., International Labour Migration and the Asian Economies, ILO working paper, 1984.

Linda Lim & Pang Eng Fong, Trade, Employment, and Industrialization in Singapore, ILO, 1986.

92. 7. 23

人口問題研究所資料

「健やかに子供を生ま育てる環境づくり」
に関する施策の推進状況と今後の方向

B50.6/
8
54(4)

平成4年6月

健やかに子供を生ま育てる環境づくり
に関する関係省庁連絡会議

目 次

はじめに	1
第1章 家庭生活と職業生活の調和	2
(1) 家族が共に過ごす生活時間の確保	
(2) 職業生活と家庭生活の両立支援	
(3) 男性の家庭生活への参加促進	
第2章 家庭生活と生活環境の整備	7
(1) 住環境の整備	
(2) 子どもの遊び環境の整備	
(3) 家族ぐるみでの社会活動の促進	
第3章 家庭生活と子育て支援	10
(1) ゆとりある教育の確保等	
(2) 子育てに伴う経済的負担の軽減	
(3) 妊娠・出産・子育てについての相談・支援体制の整備	
第4章 啓発活動の推進	17
(参考1)	18
(参考2)	20
(参考資料)	22

はじめに

「健やかに子供を生み育てる環境づくり」については、平成3年1月、関係省庁連絡会議において、出生率の動向を踏まえ、政府として取り組むべき対策の基本的方向及び具体的な対応等についてとりまとめを行った。今後、我が国がゆとりと豊かさを実感できる生活大国を実現していく上において、家庭を築き子供を生み育てていく人々が、より喜びや楽しみを感じることでできる社会づくりを進めることはその基本をなすものであり、そうした観点から、育児休業制度の法制化や児童手当の充実を含め、総合的な施策を推進してきたところである。

出生率は依然として低い水準にあるが、もとより、この問題は経済社会の幅広い分野に影響を及ぼす問題であり、政府としては、長期的な視点に立って、なお一層の努力を行う必要がある。

本とりまとめは、このような観点から、「健やかに子供を生み育てる環境づくり」について、平成3年度までの施策の実施状況及び平成4年度に講じようとする施策の方向を明らかにするとともに、あわせて、関係方面に一層の協力を呼びかけるため、関係省庁連絡会議においてとりまとめたものである。

第1章 家庭生活と職業生活の調和

(1) 家族が共に過ごす生活時間の確保

労働時間の短縮は、我が国の経済的地位にふさわしい豊かでゆとりある国民生活を実現する上で、必要不可欠な課題であるとともに、家族との触れ合いや充実した余暇活動を可能とし、家庭生活を豊かなものとするためにも、積極的に取り組むべき国民的課題となっている。

我が国の労働時間は昭和63年の改正労働基準法の施行後、着実に減少しているものの、平成3年度の勤労者1人当たり平均年間総労働時間は2,008時間（所定内1,838時間、所定外170時間）となっており、経済計画に掲げられた政府の目標を達成するためには、一層の努力が必要となっている。

このため、この目標の実現に向け、完全週休2日制の普及促進、年次有給休暇の完全取得の促進、連続休暇の普及拡大、所定外労働の削減を重点として、改正労働基準法の円滑な施行はもとより、労使の自主的努力に対する指導、援助や労働時間短縮に向けた国民的気運の醸成等のための各種施策を推進しているところである。

平成4年度においては、業種ごとの労働時間の短縮に向けての自主的な努力を促進する等のため、第123回通常国会で成立した「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づく施策の充実を図るとともに、週40時間労働制の問題を含めた改正労働基準法の見直しの検討を行うこととしている。

また、同一地域・業種・企業系列の中小企業の集团的取組を促進するための指導援助、個別企業に対する時短診断サービス事業の実施、労働時間短縮が遅れている業種における取組の促進等を行うほか、「連続休暇取得促進要綱」に基づく指導援助の実施により年次有給休暇の完全取得、連続休暇の普及拡大を図るとともに、「所定外労働削減要綱」に基づく所定外労働の削減対策の推進を図ることとしている。

さらに、労働時間短縮への一層の気運の醸成を図るため、関係機関と連携を図りつつ啓発事業を行うこととしている。一方、職場においても、家庭生活を尊重する雰囲気醸成し、家族が共に過ごす生活時間の確保のための環境づくりに努める必要がある。

なお、農業従事者等についても、労働時間の短縮等に向けての普及、啓発を一層進めることとしている。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援

女性の就労意欲の高まりや労働力不足を背景に、女性の職場進出は著しく、女子労働力人口は、平成3年には、2,651万人に増加し、女子労働力率は50.7%と50%を超えるとともに、労働力人口全体の40.8%を占めるに至っている。また、女子雇用者の状況をもても、雇用者総数の38.3%を占めるに至るとともに、女子雇用者に占める既婚者の割合も高まってきている。

(育児休業法の円滑な施行等)

こうした中、子どもを養育する労働者の雇用の継続を図り、職業生活と家庭生活の両立を支援することにより労働者の福祉を増進することを目的とした「育児休業等に関する法律」が平成3年5月に成立し、平成4年4月1日から施行されたところである。同法は、男女を問わず、子どもが1歳に達するまでの間育児休業をすることができること及び短時間勤務の制度やフレックスタイム制等の就業しつつ子どもを養育することを容易にするための措置を受けられるようにすること等を内容とするものであり、3年間その適用が猶予される常時30人以下の労働者を雇用する事業所を含め、平成7年4月1日には全事業所に適用されることとなる。同法の成立後、その周知のための努力を行ってきたところであるが、法施行後もあらゆる機会をとらえて、同法の趣旨・内容の徹底を図ることとしている。

平成4年度においては、同法の一部の適用が3年間猶予されて

いる企業における早期の育児休業制度の導入を促進するための特定中小企業事業主育児休業奨励金を創設するとともに、新たに育児休業期間中の労働者の職場適応性や職業能力の低下の防止や回復を図る措置等、育児休業後の職場復帰を容易にするための措置を計画的に講ずる事業主に対する育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金を創設したところであり、これらの活用により育児休業制度の普及定着を図ることとしている。

このほか、仕事と育児との両立を図るための諸制度の導入を図る中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業、育児・介護・家事等に関する情報を提供する働く女性のための就業支援事業、再就職を希望する主婦等の能力を活用し地域相互援助活動を展開する婦人労働能力活用事業等の推進により、職業生活と家庭生活の両立に関する環境整備を図るとともに、女子再雇用制度の普及促進、女性の多様なニーズに対応した職業相談・紹介を実施するレディス・ハローワーク事業の推進、再就職を希望する主婦等に対する能力再開発訓練の実施等女子の再就職等援助対策を推進することにより、育児負担が軽くなってから、労働者が再び仕事につくことのできる環境の整備を図っているところであり、平成4年度においても、これらの事業の一層の推進を図ることとしている。

(きめ細かな保育サービスの推進)

他方、女性の就労が増加し、就労形態も多様化する中で、職業生活と育児等の家庭生活の両立を支援する上で、保育サービスはますます重要なものとなってきている。

このため、平成3年度においては、乳児保育、延長保育、一時的保育等の特別保育事業の拡充を行うとともに、残業等による長時間の保育ニーズに対応する長時間保育サービスや、日曜・祝祭日や深夜における保育ニーズに対応する企業委託型保育サービスに対する助成を開始したところである。

平成4年度においては、これらの保育対策の一層の充実・普及

を図るとともに、育児休業法の施行に対応して、保護者が育児休業を取得する際、既に保育所に入所しているいわゆる「上の子」の適切な取扱いについて市町村を指導するとともに、育児休業明けに伴い年度途中に入所してくる子供の円滑な受入れを推進する等、ニーズに対応したきめ細かな保育サービスの推進を図ることとしている。

(職場における母性健康管理対策の推進)

健康の確保は、仕事と家庭生活の両立のための基本であるが、特に女子労働者が妊娠中、出産後の期間を通じてその健康が保持できるよう、母性保護に努める必要がある。

このため、労働基準法の母性保護措置について徹底を図るとともに、母子保健法に基づく保健指導等を受けるために必要な時間の確保や、指導事項を守るための勤務時間の変更、業務の軽減など、事業主が配慮すべき措置について、男女雇用機会均等法の規定に沿って策定された母性健康管理基準に基づいて指導を行っているところである。

(3) 男性の家庭生活への参加促進

家事・育児については、固定的な男女の役割意識から、女性に過重の責任がかかっていることから、男性も女性と共に家事・育児に参加できる環境づくりに努めることが必要である。

こうしたことから、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の第1次改定を平成3年5月に行い、男性の家庭生活への参加の促進を具体的施策として盛り込み、全国会議、婦人問題推進地域会議の開催等により、本改定計画の周知に努め、男女の家庭生活への共同参画についての意識啓発を行った。平成4年度においても、これらの会議の開催等を通じ、意識啓発に努めていくこととしている。

他方、男女の役割分担意識の是正の気運の醸成、家庭生活等における習慣等の見直しを図るため、毎年「婦人週間」を実施し、

全国会議の開催等を行っている。平成4年度においても、引き続き、啓発活動を実施しているところである。

また、企業等に対し、労働時間の短縮をはじめとして、男性の家庭生活への参加を容易にするフレックスタイム制等の勤務形態についての配慮を求めていくこととする。

さらに、学校教育や社会教育その他種々の啓発活動を通じて、家庭生活へ男女が共同参加するという意識の形成を図る必要がある。

このため、高等学校の家庭科については、新学習指導要領において、従来の子供のみ必修とする取扱を改め、男女とも必修とすることとし、平成6年度からの実施に向けて、その趣旨の徹底を図るとともに、必要な施設・設備の整備、教育研修の実施等の施策を実施しているところであり、平成4年度においても、引き続き、これらの施策を推進していくこととしている。

さらに、男女共同参画型社会の形成に資するため、女性に対し、高度で多様な学習機会の提供や、その社会参加を促進するための社会教育の充実を図るとともに、父親の家庭教育への参加を促進するための実証的研究を行っているところであり、平成4年度においてもこれらの施策を推進することとしている。

また、児童福祉週間、人権週間、農山漁村婦人の日等において、男女の固定的な役割分担意識の是正等に向けた啓発に取り組んでいるところであり、平成4年度においても、こうした機会をとらえて啓発活動の推進を図っているところである。

第2章 家庭生活と生活環境の整備

(1) 住環境の整備

(総合的な土地・住宅対策の推進)

近年、都市においては、地価の高騰等により、住宅立地の遠隔化、家賃・住宅購入価格の高額化が進み、特に大都市地域において住宅事情の厳しさが増している。

このため、勤労者が相応の負担で一定水準の住宅を確保できる地価水準を実現するよう、土地基本法を踏まえた今後の総合的な土地政策の基本指針として、平成3年1月25日に「総合土地政策推進要綱」を閣議決定したところであり、同要綱に従い、「土地神話の打破」、「適正な地価水準の実現」及び「適正かつ合理的な土地利用の確保」を目標として、大都市地域における住宅・宅地供給の促進、土地税制の総合的見直し、都市構造の再編等総合的な土地・住宅対策を強力に実施してきたところであり、今後とも、対策の推進を図ることとしている。

特に大都市においては比較的規模の大きい賃貸住宅が圧倒的に不足していることから、公的賃貸住宅の供給を強化することとし、子どもを生き育てやすい居住条件を確保していくため、公団住宅において、第6期住宅建設5箇年計画に基づき、世帯人員が3～5人の標準的な世帯向け賃貸住宅を中心として供給を行っているところであるが、平成4年度においては、公営住宅等において2.7㎡等の規模増を行うとともに、民間賃貸住宅を活用した地域特別賃貸住宅の供給の推進を行っているところである。

また、公共賃貸住宅に多子・大家族世帯がより円滑にかつ優先して入居できるよう、家族人員に配慮した入居者選定方法等の一層の充実を図る観点から、平成3年10月、多子世帯向公営住宅を特定目的公営住宅として位置付け、選考に際して多子世帯を優先的に取り扱う旨の通達を各事業主体あて行ったところである。

(多極分散型国土の形成)

さらに、こうした土地・住宅対策と併せ、東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成を促進することにより、豊かで住みよい地域社会を形成するため、第四次全国総合開発計画の総合的推進に努めているところである。平成3年3月には、四全総策定後の情勢変化等を踏まえ、計画の効果的かつ創造的推進方策についての国土審議会政策部会報告が取りまとめられ、引き続き東京一極集中是正を総合的に推進するとともに、交流ネットワーク構想の具体化、魅力的な都市空間の形成と豊かで美しい農山漁村空間の形成による国土空間の質的向上を図り、多極分散型国土の形成を推進する必要があるとされた。

なお、東京一極集中及びそれに伴う弊害の持続、地域社会の維持、国土管理機能の維持等の問題の顕在化、経済活動、生活行動の広域化等の情勢変化に対応して、国土政策の対応方向を明らかにするため、国土審議会に調査部会を設置し、四全総の総合的点検作業を行っているところである。

(2) 子どもの遊び環境の整備

子どもの健やかな成長には、子どもたちが集い、のびのびと遊ぶ「場」が欠かせないが、都市化の進行等により子どもの遊び場が都市部を中心として減少しており、また、子どもの交通事故も依然として多い状況にある。

こうした状況に対応し、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境の整備を進めるため、都市公園、自然公園、児童館などの社会資本の整備を図ることとしている。まず、児童公園をはじめとする都市公園等については、平成7年度末における1人当たりの都市公園等面積を約7.0㎡に引き上げることを目標として整備を行うほか、自然公園等においては自然教育の拠点等となる公共施設の整備、農山漁村においては緑空間を活かした健康とゆとりの森の整備等を行うこととしている。

また、地域における児童の健全育成対策の拠点となる児童館・

児童センター等の児童厚生施設についても着実な整備を進めるほか、児童クラブ活動の普及を図るとともに、都道府県立の児童館を中心とした児童館のネットワークづくりを推進することとしている。

さらに、運動場・体育館等の学校施設の地域開放を進めるとともに、学校・公園付近等における交通安全施設の重点整備等の交通安全対策を実施しているところであり、今後とも、これらの施策を推進していくこととしている。

また、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設においては、子供に活動の場を提供し、学校外活動に関連した事業拠点として有効活用を図ることができることから、今後とも、このような事業の展開や施設の整備を一層進めていくこととしている。

(3) 家族ぐるみでの社会活動の促進

多くの公共施設は、乳幼児を連れては利用しにくいものとなっており、子どもが乳幼児の間は、親子の社会活動が制約されているのが現状である。

このため、公共施設にはベビールームの設置やベビーカーの配置等子ども連れを前提にした施設整備を進める等により、官民挙げて、「子ども連れでも自由に社会活動ができるようなまちづくり」を推進するものとする。

また、公共交通機関における子ども連れ利用客の利便を増進するため、平成3年6月に作成した「鉄道駅におけるエスカレーターの整備指針」に基づく鉄道事業者の指導を行うとともに、低床・広ドアバスの導入の促進を図っているところであり、今後とも、事業者に対する適切な助言指導を行っていくこととしている。

第3章 家庭生活と子育て支援

(1) ゆとりある教育の確保等

(ゆとりある教育の確保)

受験競争の過熱等の諸問題は、子どもの心身の健やかな成長に大きな影響を及ぼしているだけでなく、親に対しても心理的な負担感を与えているものと考えられる。

このため、今後は、受験競争の緩和を図るとともに、ゆとりのある教育を実現し、子どもがのびのびと成長できる条件の整備に努めていく必要がある。こうした観点から、学校教育における個性を重視した教育の推進や受験競争の緩和を図るための施策など生涯学習社会の実現に向けた施策の推進が重要である。

① 個性を重視した教育の推進

学校教育については、従来、どちらかといえば画一的で子どもの能力と適性に十分に対応できなかった傾向を改め、教育内容の多様化を図るとともに、より豊かな教育環境を確保して、個性を重視した教育を推進することが必要である。

このため、平成元年3月に、中・高等学校における選択履修の幅の拡大等を内容として、小・中・高等学校の学習指導要領を改訂し、平成4年度から順次実施しているところである。また、平成3年4月の中央教育審議会答申を受けて、同年6月「高等学校教育の改革の推進に関する会議」を発足させ、現在、学校・学科制度の改善、教育内容・方法の改善など高等学校教育の多様化・弾力化の一層の推進方策について調査検討を行っているところである。

さらに、学級編制及び教職員定数について、これまで数次にわたる計画的な改善を行い、平成3年度には、公立小・中学校の40人学級の実施を含む第5次改善計画及び高等学校の第4次改善計画を達成した。今後の教職員定数の在り方については、平成4年度において学識経験者等による「教職員の定数の在り方に関する調査研究」を実施しているところである。

また、公立学校の施設整備については、児童生徒の学習・生活の場としてふさわしいゆとりと潤いのある学校施設づくりを推進するという観点から、その質的充実を図っているところである。

② 受験競争の緩和

受験競争の緩和を図るためには、入学者選抜方法の改善を着実に実施することはもとより、一部の企業等の採用における有名校重視の風潮を是正することが不可欠である。

まず、大学入学者選抜の改善については、平成2年度大学入学者選抜から、国公立の各大学の判断と創意工夫により、利用教科・科目数などについて自由に利用できる大学入試センター試験を実施し、また、国公立大学の受験機会の複数化を図るため、平成元年度入学者選抜からは「連続方式」に加えて、「分離・分割方式」も併用するとともに、各大学に対して、入学志願者の能力・適正等を多面的に判定するよう入学者選抜の改善・工夫の努力を要請しているところである。なお、大学入試の在り方については、大学審議会において中長期的観点からの検討が行われている。

高等学校入学者選抜の改善等についても、これまでも選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化などの観点から公立高等学校の入学者選抜の改善や進路指導の充実を図ってきたところであり、高校入試の一層の改善について、「高等学校教育の改革の推進に関する会議」において調査研究が行われている。

また、学習指導要領を逸脱した問題が入学試験に出題されていることが、児童生徒の過度の学習塾通いの要因のひとつになっていると考えられることから、一部の国・私立の中・高等学校の入試問題の分析・改善指導を行ってきたところであり、平成4年度においては、新たに、素直でよく考えさせる良問作りの促進という観点を加え、引き続き入試問題の分析を行うこととしている。

企業等の採用の改善の問題については、これまでも、いわゆる青田買いを是正するため、就職協定が逐次改定されてきたところである。また、平成3年4月の中央教育審議会答申においては、

企業等における多元的な評価尺度の開発、変わりつつある企業の採用の仕組みや新しい評価方法の明示等学歴社会の是正等について企業・官公庁に対して、改革への協力を求めている。さらに、現在、生涯学習審議会において、学歴偏重の考え方を是正し、個人の生涯にわたる学習歴や学習の蓄積が正しく評価される「生涯学習社会」の実現のための方策等について、調査審議が行われている。

政府においては、平成4年2月には、国家公務員採用I種試験の事務系区分（行政、法律、経済）の各省庁採用者の割合について、特定大学の占める割合を5割以下にするよう努めることとされるとともに、採用試験の改善、試験合格者数の検討がなされることとされたところである。

（多様な生活体験の提供）

子どもたちが自立心や社会性を養いながら、心身ともに健全に育つためには、ボランティア活動や青少年団体の諸活動などへの参加を促すとともに、芸術鑑賞機会や文化活動、スポーツ活動への参加機会を十分に確保すること等により、多様な生活体験を積む機会を増やすことが必要と考えられる。

特に、平成4年度の2学期から小中学校等において毎月第2土曜日を休業日とする学校週5日制が導入されることとなったが、この導入は、子供の生活リズムにゆとりを与え、より豊かな生活体験等を提供する契機となるものであり、学校週5日制を積極的に活用して、学校外活動の場や機会の充実を図るための方策を講じることとしている。

このため、青少年から高齢者に至る各層の人々が行う各種ボランティア活動を促進する生涯学習ボランティア活動総合推進事業や各種地域活動等を促進する事業等を行う都道府県、市町村の助成を行っており、平成4年度においては、その一層の拡充を図ることとしている。また、青少年が郷土について学習し、郷土を大切にす運動を行う事業を青少年団体等に委嘱する青少年ふるさ

と学習特別推進事業を推進するとともに、青少年が地域の社会人等の協力を得て異年齢の仲間と行う様々な活動を促進するため、都道府県において講じられる各種の事業を助成する地域少年少女サークル活動促進事業を平成4年度に新たに実施することとしたところである。

また、若いうちから社会福祉の現場に触れ、福祉に対する理解と関心を深めるため、小中学校及び高等学校の学童・生徒を対象として「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が実施されており、同事業では、協力校を選定し、協力校で地域の実情に合わせて行われる社会福祉施設への訪問・交流などの体験学習や赤い羽根共同募金などの社会福祉関係行事への参加等に対して援助を行っている。

さらに、保育所において、季節的行事等を通じた老人とのふれあい活動や、郷土文化の伝承活動等を内容とする保育所地域活動事業を実施するとともに、児童館等を拠点として、子どもと老人のふれあいを促進するなど、地域における児童健全育成活動の助成を行っており、今後とも、これらの事業の一層の推進を図ることとしている。

また、子どもが自然と親しむ機会を増大させるため、「自然に親しむ運動」や「みどりの日」（4月29日）の記念行事を全国で実施するとともに、自然とふれあい、自然の中で生活する機会を提供するため、地方公共団体等が行う事業に対する助成を実施している。平成4年度においては、新たに、ボランティア活動にかかる経費の一部を助成する「自然解説活動推進事業」を開始することとしている。

さらに、子どもが優れた芸術文化に親しみ、豊かな情操を育むことができるよう、文化施設の整備等とともに、各種巡回公演事業等の施策の充実に努めている。また、少年の健全育成に資するため、スポーツ施設の整備や少年のスポーツ活動の育成等を行っており、今後とも、これらの活動の一層の推進を図ることとしている。

(2) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子どもを養育している家庭においては、養育費・教育費等が負担になっていると考えられ、子育て家庭の経済的負担を軽減していく必要がある。

このため、児童手当制度については、世代間における社会的な扶養及び児童養育家庭に対する育児支援の強化という観点から、平成3年に、支給対象を第1子からに拡大し、支給額を二倍に増額し、第1子及び第2子については5千円、第3子以降1人につき1万円とするとともに、支給期間を段階的に3歳未満に重点化する等を内容とする改正を行い、平成4年1月から実施したところである。

健康保険制度については、出産関係給付の改善として、平成4年4月から、分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費を20万円から24万円に引き上げるとともに、出産手当金の支給期間の改善を行ったところである。

また、国民健康保険においても、助産費支給基準額を13万円から24万円に引き上げられるよう所要の地方財政措置が講じられている。

幼稚園奨励費補助事業については、父母負担の軽減を図る等のため、その推進を図ってきたところであり、平成4年度においては事業実施市町村の増加等に伴い、3歳児分の拡充を行うとともに、公立・私立間の負担の格差を是正するため、私立幼稚園の減免単価の引上げを行うこととしている。また、育英奨学制度についても、逐次改善を行ってきたところであるが、平成4年度においても、貸与人員の増員等を行うこととしている。

(3) 妊娠・出産・子育てについての相談・支援体制の整備 (安心して出産できる環境の整備)

晩婚化に伴う出産の高齢化に対応し、30歳代前半までは妊娠、出産に伴うリスクはほとんど増大していないこと等の正しい知識の普及を図るとともに、十分な指導・管理の下に、安心して出産

できる環境を整備する必要がある。

このため、従来から、母子健康手帳を交付し、出産前後の母親と子どもの健康管理を図るとともに、妊産婦、乳幼児に対し、健康診断、相談、指導等の施策を行っているところであるが、さらに、きめ細かな母子保健対策を進めるため、母子保健法の改正により、平成4年4月から、市町村にも母子保健についての知識の普及を課すとともに、母子健康手帳の交付の義務を市町村に委譲したところである。また、安全な出産体制を確保するため、医療機関における周産期治療管理室（PICU）の整備や妊婦の搬送システムの充実を行っているところである。

平成4年度においては、妊娠後期の妊婦を対象にした小児科医による育児に関する保健指導を受ける機会を提供する出産前小児保健指導事業（プレネイタルビジット）を開始するなど、住民にとって身近な市町村を中心に母と子のライフステージに応じたきめ細かな母子保健対策の一層の推進を図ることとしている。

（子育てについての相談・支援体制づくり）

核家族化や都市化の進行等により、育児などについての実際的な知識や方法が祖父母から受け継がれにくくなってきている一方で、様々な媒体を通じた育児情報の氾濫もあり、妊娠・出産・育児についての不安や悩みを訴える者が多くなっていることから、育児の悩み等について気軽に相談し、適切な指導、支援を受けられるような体制づくりを推進し、ゆとりを持って楽しく子育てができるようにする必要がある。

このため、子育てについての不安や悩みを気軽に相談できるよう、中央児童相談所における専任電話相談員や専門家チームによる電話相談などの家庭支援相談等の事業の普及を図るとともに、地域における子育てに関する身近な学習、交流の機会として、子育て広場を開設する家庭教育ふれあい推進事業や家庭教育電話相談、巡回相談等により家庭教育の充実を図っているところであり、平成4年度においては、これらの事業の一層の普及を図るこ

ととしている。

また、保育所の地域保育センターとしての機能を強化する一環として、平成4年度においては、母親がボランティア活動に参加する場合などに、保育所において定期的に児童の受け入れ等を行う育児リフレッシュ支援事業を開始し、その普及を図ることとしている。

さらに、平成3年度においては社団法人全国ベビーシッター協会の設立を認可したところであり、今後、本法人の指導を通じてサービスの安全確保と質の向上を図るなど、民間事業者による子育て支援を推進していくこととしている。

第4章 啓発活動の推進

子供を健やかに生み育てる環境づくりの一層の推進を図るに当たっては、子供を生み育てることに対する社会的な関心と評価を高めていくため、子供や家庭の問題について、家庭や地域、職域等で広く国民的な論議を展開し、子供を生み育てていく家庭の支援を進めていくことが必要である。

このため、平成3年度においては、「21世紀の子どもと家庭フォーラム」として、国際シンポジウム、地方シンポジウムを開催するとともに、有識者による「子どもと家庭に関する円卓会議」を開催し、「子育て新時代に向けて」と題する提言が行われた。

平成4年度においては、提言の趣旨を踏まえ、家庭や子育ての支援策や環境づくりを推進する母体として、行政、企業、地域の代表者等からなる「児童環境づくり推進協議会」を国及び都道府県に設置し、官民一体での取組みを強化することとしている。

また、男女の共同による新しい家庭像や子どもを育てることの楽しさ等について啓発を図っていくために「家庭教育フォーラム」の開催や各種資料の提供を行っていくこととしている。

さらに、こうした動きと呼応する形で、赤ちゃんや子育てに喜びや楽しみを感じることでできる社会を実現するための端緒となることを目指した「赤ちゃんの歌」募集等のキャンペーンが民間部門の主導により実施されており、政府としても、引き続き、このような活動を支援していくこととしている。

(参考1) 対策の基本的方向

平成3年1月「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する
関係省庁連絡会議」とりまとめ

(1) 基本的な考え方

- ① 近年の出生率の低下は、家庭を持つことや子育てに伴う負担や苦勞が喜びや楽しみを上回り、家庭や子育てに対する魅力が失われつつあるのではないかとの懸念を生じさせている。

したがって、出生率の動向を踏まえ、今後、家庭を築き子どもを生み育てていく人々が、より喜びや楽しみを感じることのできる社会づくりに向け、政府として積極的に努力していく必要がある。

- ② 結婚や子育ては、個人の生き方、価値観に深くかかわる問題であり、政府としてはその領域に直接踏み込むことなく、あくまで結婚や子育てへの意欲を持つ若い人々を支えられるような環境づくりを進めるとの視点に立って施策を推進していく必要がある。

(2) 総合的な対策

家庭を築き、健やかに子どもを生み育てる環境づくりを進めていくに当たっては、次の観点からの各種施策を総合的に推進していく必要がある。

- ① 家庭を築き、子どもを生み育てることに対する喜びや楽しみを増すためには、家庭を持ち、子育てを行うことによ

っても、なお、生活のあらゆる側面においてゆとりが十分感じられ、心から豊かさを享受できるものでなければならぬ。

そのためには、職業生活と家庭生活の調和を確保するとともに、子育て等に伴う負担の軽減や家族単位での積極的な社会活動を十分可能とするような支援策を講じていく必要がある。

- ② 子どもは夫婦のプライベートな存在であると同時に、明日の時代を担うという社会的な役割を有している。

そのためにも、子育ての負担は親だけでなく社会としても負担すべきであり、特に、子どものある家庭と子どものない家庭との間の負担の均衡といった公平の確保を図る意味からも、必要な支援策を講じていく必要がある。

- ③ 家庭や子育てに対する相対的な魅力の低下をもたらした一因として、男性の職場中心主義による家庭の軽視や、家事・育児・介護等の負担を女性のみが担うことを当然視する意識が依然として存在していることが挙げられる。

これら社会構造や意識に関わる諸問題に対し即効的な解決策は見出し難いものの、男女共同参加型社会の実現に向け、継続的な啓発活動等長期的な視点に立った施策を講じていくことが必要である。

(参考2) 出生率低下の推移と要因

平成3年1月「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する
関係省庁連絡会議」とりまとめ

(出生率の推移)

我が国の合計特殊出生率（以下「出生率」という。）は、昭和30年代以降40年代半ば過ぎまで 2.1前後の水準で安定していたが、その後低下傾向に入り、平成3年には1.53となった。これは過去最低の水準である。また、年間の出生数も平成3年には昭和40年代後半の約6割に減少となっており、122万人となった。

(出生率低下の要因)

- (1) 出生率の低下は、未婚率の上昇や夫婦の出生力の低下によりもたらされるものであるが、最近の出生率の低下は主として20歳代女子の未婚率の著しい上昇によるものである。

①未婚率の動向

昭和40年代後半より晩婚化が進行し、25～29歳の女子でみると昭和50年には20.9%であった未婚率が平成2年には40.2%となるなど、特に20歳代女子の未婚率が著しく上昇している。

②夫婦の出生力（生涯に生む子供の数）の動向

夫婦の出生力は、明治から大正初期までに生まれた女性が平均4～5人の子どもを生んでいたのが、昭和生まれになってからは平均2人となり、長期的にはかなりの低落傾向にある。近年においては大きな変化はないものの、昭和3～7年生まれの女性の2.33人から

昭和18～22年生まれの2.16人へと若干ではあるが夫婦の出生力の低下がみられる。

- (2) 出生率の低下をもたらした要因としては、一方で女性の社会進出に伴い、女性自らの経済力が向上し、また、独身生活の楽しみが増大してきたのに比し、他方で結婚・育児に対する負担感が重くなってきたことが挙げられる。

結婚・育児に対する負担感の背景には、女性の就業と家事・育児の両立支援体制の不備や子どもの教育問題、住宅問題等があるものと考えられる。

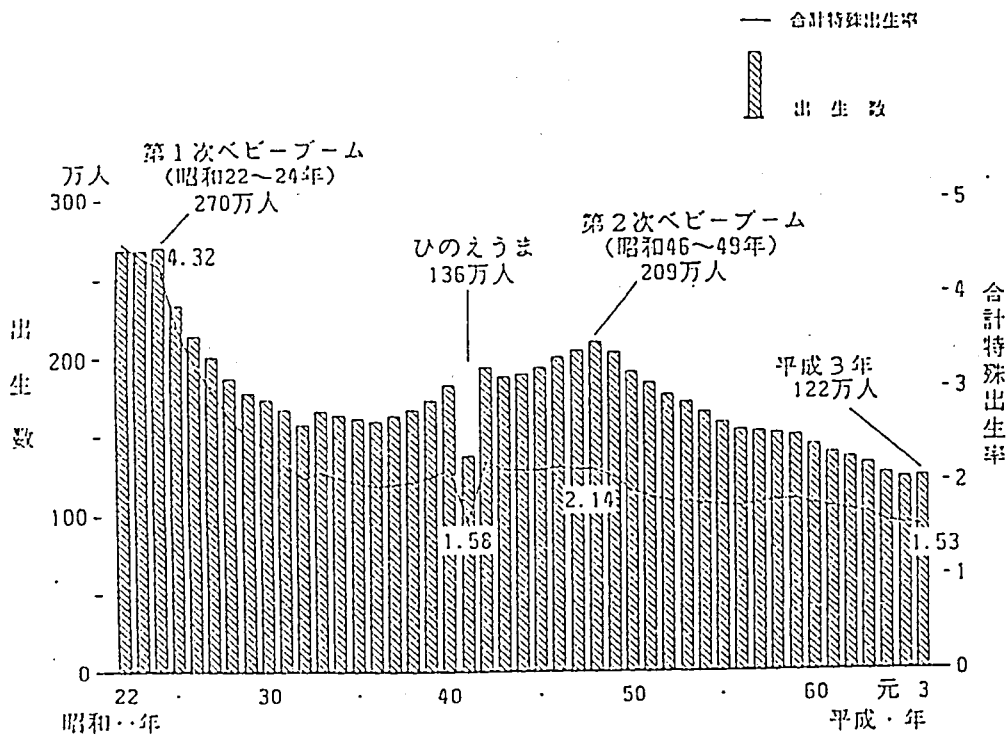
また、職場中心主義による家庭の軽視や固定的な男女の役割意識が依然として存在しており、こうしたことも結婚・育児に対する負担感増大の一因となってきたものと考えられる。

こうしたことを背景として若い男女の結婚に対する意識も変化しつつあること、また、社会慣行としての見合いが減少してきたこと等も未婚率上昇の一因と考えられる。

(注) 出生率等のデータは直近のものを使用している。

(参考資料)

1. 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

注) 合計特殊出生率：ある年の女子の各年齢の出生率を合計したもの。仮にその生み方で生んだとして、一人の女子が一生の間に生む子供の数。

2. 先進諸国における合計特殊出生率の推移

国名	1965	1970	1975	1980	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
日本	2.14	2.13	1.91	1.75	1.76	1.72	1.69	1.66	1.57	1.54	1.53
アメリカ	2.93	2.48	1.77	1.84	1.84	1.84	1.87	1.93	-	-	-
スウェーデン	2.42	1.94	1.78	1.68	1.73	1.79	1.84	* 1.96	* 2.02	-	-
イギリス	2.85	2.45	1.81	1.89	1.80	1.78	1.81	* 1.84	* 1.85	-	-
フランス	2.84	2.47	1.93	1.95	1.82	1.84	1.82	* 1.82	* 1.81	-	-
旧西ドイツ	2.50	2.02	1.45	1.45	1.28	1.35	1.38	* 1.42	* 1.39	-	-
イタリア	2.55	2.46	2.19	1.66	1.41	* 1.33	* 1.28	* 1.33	* 1.29	-	-

注：*は暫定値

資料：United Nations, Demographic Yearbook, Council of Europe, Recent Demographic Developments in the Member States of the Council of Europe, 1989及び各国中央統計資料による。

3. 女子未婚率の推移

(単位：%)

	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成2年
20～24歳	68.1	69.2	81.4	85.0
25～29歳	19.0	20.9	30.6	40.2
30～34歳	9.0	7.7	10.4	13.9

資料：総務庁「国勢調査」

92.7.23

B50.61
2
54(5)

人口問題研究所資料

「国際人口移動に関する調査研究」について

総論 国際化時代の日本の人口

1. 日本をめぐる国際人口移動

- 明治初年以来の米国、南米諸国などへの移民
 - 1986年現在 日系人は推定 140万人（米国に67万人、ブラジルに53万人）
 - 1990年現在 海外における日本人永住者は25万人（ブラジルに10万人）
- 海外渡航者の増加
 - 1990年 1,100万人（大多数は観光目的）
- 在外邦人の増加
 - 1990年現在 永住者25万人+長期滞在者37万人（米国に16万人）
- 外国人入国者数の増加
 - 1991年 390万人（長期滞在目的は26万人）
- 永住資格者以外の外国人登録者の増加
 - 1990年現在 永住資格者数65万人、それ以外の登録外国人数43万人
 - 全登録外国人の総人口に占める割合は0.87%
- 不法残留外国人の増加
 - 1991年現在 推定21万 6千人
- 国際結婚（日本人と外国人の結婚）の増加
 - 1990年 2万6千組、総婚姻数の 3.5%

2. 日本をめぐる国際人口移動の背景

- 外国人の全般的流入増加の背景
 - ①外国企業の進出、②留学生、研修生等の増加
- 不法就労増大の背景
 - ①近隣アジア諸国との所得格差、賃金格差の拡大②国内の労働力不足（高い労働力需要、高学歴化等）③近隣アジア諸国における乏しい雇用機会

3. 国際人口移動の世界的潮流

- 第2次大戦前までの新大陸への移動と大戦直後の大移動
 - 戦後の伝統的移民受入国（米国、カナダなど）への移動
 - ・1986～89年に 290万人
 - ・全体としてヨーロッパからの移民割合が低下し、アジア、ラテンアメリカからの移民の割合が上昇
 - 西欧諸国への移動
 - ・1950年代～70年代始めに、南欧諸国、北アフリカ、アジアの発展途上国からの労働力移動
 - ・1970年代始めの外国人労働力の受入れ停止、その後の外国人の定住化
 - 中東産油国への移動
 - ・1970年代のオイルブームで近隣の非産油国、アジア諸国からの移動
 - ・1980年代オイルブームが去るとともに労働力需要減退

4. 国際人口移動のインパクトと日本社会の対応

- 労働市場への影響
 - ・労働条件の向上の停滞、景気後退時の外国人の失業のおそれ
- 現行の入管法の継続と不法就労問題
 - ・欧米諸国の経験からは、アンダーグラウンドの労働市場の形成等の問題発生のおそれ
- 外国人の定住化と生活権の保障
 - ・欧米諸国の経験からは、外国人の定住化に伴い、外国人の生活、永住権取得等についての配慮が必要
- 異文化の交流
 - ・国際化、外国人の定住化に伴い、異文化間の相互交流、相互理解の必要性の高まり
- 日本人の海外進出をめぐる問題
 - ・海外における邦人の安全確保、帰国子女教育、海外進出企業の現地社会への貢献等が課題

第I部 日本の国際人口移動

第1章 出入国の動向

日本の出入（帰）国の動向を、明治以来の移民の歴史を踏まえつつ、近年の外国人の出入国、日本人の出帰国に分けて概観するとともに、出入（帰）国管理の現状を要約

第2章 日本における外国人

- ・ 20歳代と30歳代で比重が高い（男女別ではほぼ同数）
- ・ 86%がアジア諸国の人々
- ・ 国際結婚の増加（25年前に比べて6倍以上）
- ・ 外国人に対する情報提供、外国人との交流の推進等に取り組んでいる自治体（港区、豊島区）の事例を紹介

第3章 日本から世界へ

- ・ 海外旅行の8割が観光（女性の海外旅行者は20歳代が多い）
- ・ 日系人は米国、ブラジルに9割
- ・ 海外直接投資の急増等により海外長期滞在者が急増
- ・ 海外での生活には、安全確保等の問題がある

第II部 諸外国の国際人口移動 — 移民動向と移民対策 —

移民受入れの長い歴史をもつ伝統的移民国の例として米国（第4章）、オーストラリア（第8章）、旧植民地—宗主国関係から外国人の流入が続いたイギリス（第5章）、フランス（第7章）、戦後、労働力不足対策として外国人労働力導入を図ったドイツ（第6章）の5か国を取り上げ、移民あるいは外国人労働力受入れの動向と政策的対応について概観

「国際人口移動に関する特別委員会」の審議経過について

B50.6/
8
54(6)

1. 趣 旨

ここ一年余り俄に、外国人労働者や難民の受入の是非や、不法就労の問題などが論議を呼ぶに至っている。

しかしながら、翻って目を世界に転じてみれば、戦後だけに限ってみても、西ヨーロッパに向けては50年代から70年代にかけて南ヨーロッパを始めとする地中海沿岸諸国から大量の人口移動があり、また、北アメリカに向けては長い間ヨーロッパから、そして最近ではアジアからの移民が続いている。

さらに、70年代半ばから80年代の始めにかけては、中東の石油産油国に向けてアジア諸国から労働者が大量に流入するなど、世界では、その時々を経済の動向などを背景としてダイナミックな国際的な人口移動を経験してきている。

わが国は、これまではその置かれた地理的な条件や歴史的な経緯もあり、例外的にこのような動きとの関わりが少なかったところが、ここにきて急速に国際化を経験しつつあるが、国際的な人口移動の問題を考えるに当たっては、このような世界的な視野に立ってその動きや影響などを見極める必要がある。

このため、人口問題審議会においては、以上のような視点に立って、今後のわが国の一層の国際化の進展を踏まえ、増加する国際人口移動がわが国の人口構造、社会経済、国民生活、文化などに及ぼす幅広い影響の評価と展望を行うこととしたものである。

2. 特別委員会名簿

- ・ 小 澤 雅 子 (東京工業大学工学部助教授)
 - ・ 河 野 稔 果 (人口問題研究所所長)
 - ・ 佐々波 秀 彦 (国連地域開発センター所長)
 - ・ 橋 本 道 夫 ((前) 筑波大学教授)
- (専 門 委 員)
- ・ 阿 藤 誠 (人口問題研究所人口政策研究部長)
 - ・ 内 野 澄 子 (人口問題研究所人口構造研究部長)
 - ・ 清 水 浩 昭 (人口問題研究所人口動向研究部長)
 - ・ 廣 嶋 清 志 (人口問題研究所人口情報部長)

3. 審議経過

- 第1回（平成2年1月18日） 外国人労働者問題と入管法の改正 （法務省入国管理局 山崎参事官）
- ① 国際的視点から見た外国人労働者問題
 - ・ 日本における外国人の入国、在留の状況
 - ・ 諸外国の先例から学ぶこと
 - ② 国内的視点から見た外国人労働者問題
 - ・ 激増する入管法違反事件
 - ・ 不法就労事案増加の背景
 - ③ 外国人労働者問題への対応
 - ・ 入管法の改正、外国人労働者問題への対応
- 今後の進め方
- 第2回（平成2年2月28日） 外国人に対する自治体の対応について （外国人登録者の急増に伴って発生した問題、区としての対応、これからの展望）
- ① 豊島区 （企画部 文化・国際化担当 佐久間副参事）
 - ・ 豊島区における国際化対策について
 - ・ 国際化対策委員会における提言の課題と実施された事務事業について
 - ② 港区 （企画部 古河広報課長）
 - ・ 港区の国際化の概要
 - ・ 区で出版している外国人向け資料について
 - ・ 相談窓口、区政モニター、国際交流センター
- 第3回（平成2年3月16日） 在外勤務者の現状と問題点について（社団法人 日本在外企業協会 山下常務理事）
- ① 「海外投資行動指針」について
 - ② わが国企業の海外直接投資の推移と今後の動向
 - ③ 海外邦人数の推移
 - ④ 企業の派遣形態とその傾向
 - ⑤ 問題点
- 第4回（平成2年4月17日） 西ドイツにおける外国人の受け入れについて （千葉大学 手塚教授）
- ① 外国人の人口構成
 - ② 外国人労働者と産業構造
 - ③ 外国人労働者と社会保障
 - ④ 外国人労働者問題の発生
- 中国の人口移動について （アジア経済研究所 早瀬研究主任）
- ① 国内人口移動と人口移動政策
 - ② 海外中国人と華僑の分布
 - ③ 中国の国際人口移動の動向
- 第5回（平成2年5月15日） スウェーデンにおける外国人の受け入れについて （早稲田大学 岡澤教授）
- ① 外国人のスウェーデンへの流入
 - ② 在住外国人政策
 - ③ 問題点
- 海外に移動した日本人の抱えている問題 （大熊委員）
- 第6回（平成2年7月20日） シンガポールの外国人の受け入れについて（日本シンガポール協会 田中事務局長）
特別委員会報告書スケルトン（案）について